

平成二十五年十一月

東羽倉家文書史料集 一

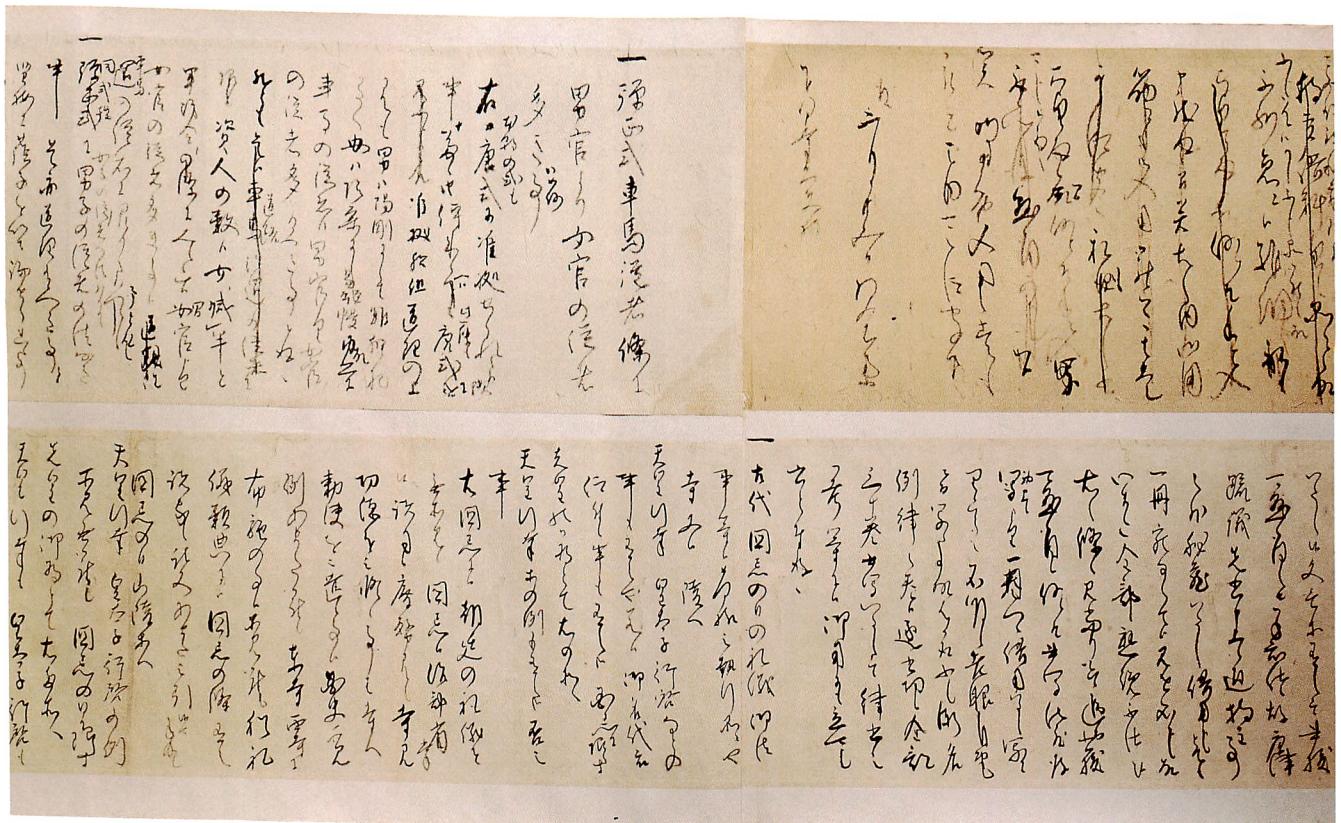
東丸遺墨

荷田直子・いし・左仲書状集

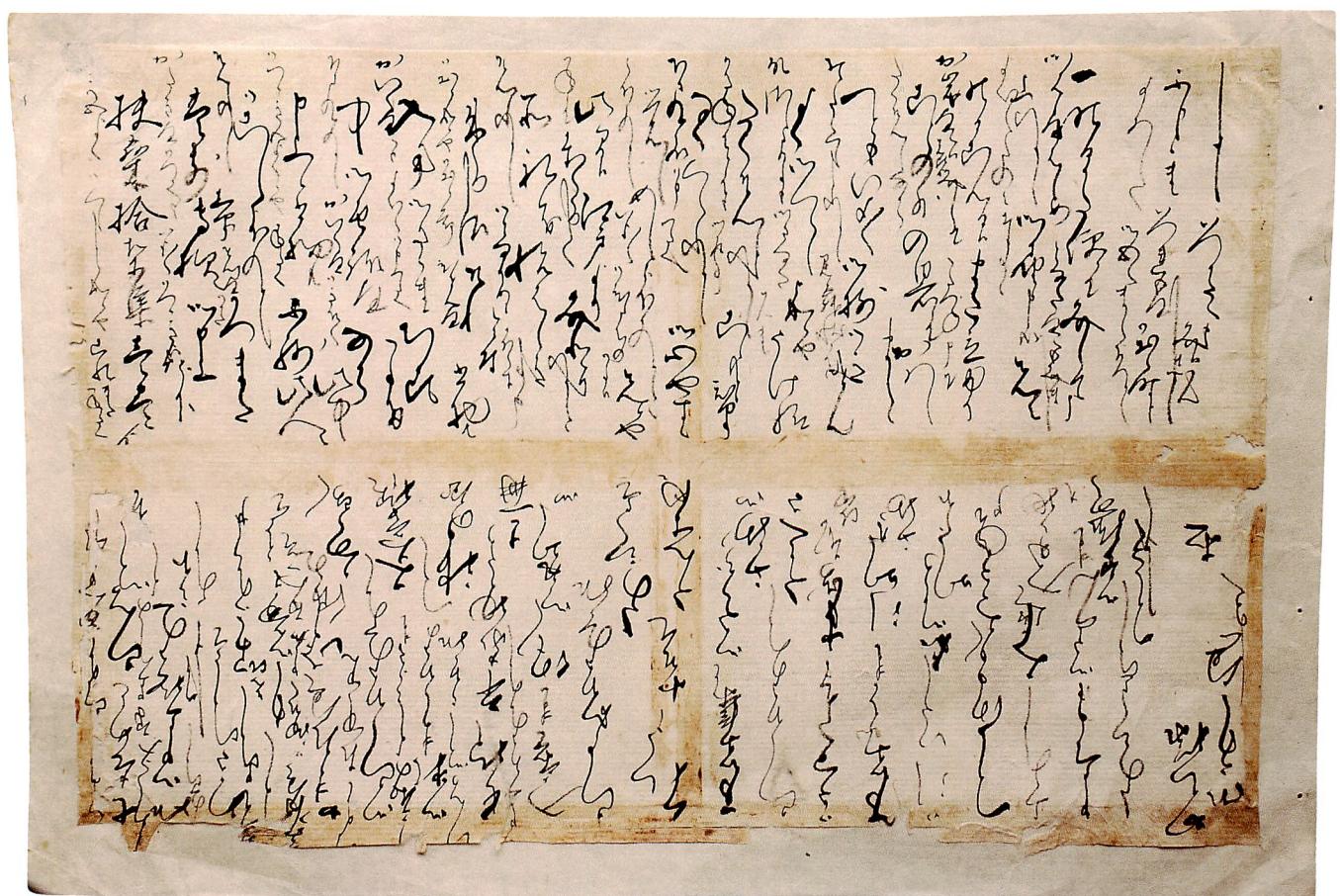
元文元年 羽倉信名江戸在府日記

元文三年 羽倉信名江戸在府日記

元治元年 秘記



東丸遺墨



荷田直子書状

元文元年 歲次丙辰

江戸在府之日記 俗文俗語可
憚他見者也

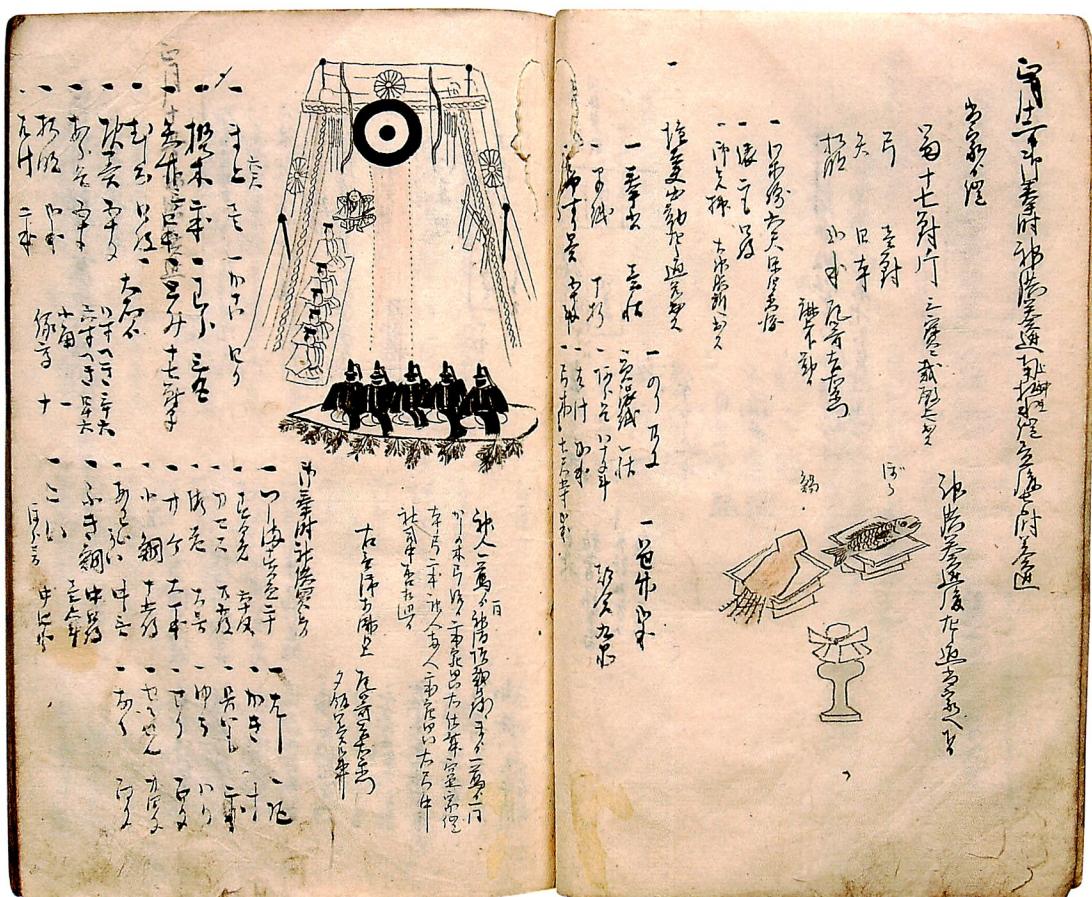
福荷社正預

夏六月朔日 正達行樸達守尚宿被禮

夏六月朔日

一 翔日甲子雨降今日午刻改衣報事應福荷社
神田門外中央酒呑御 招待次第并有事為
人等之如是乃由之也其後之氣也即
接攻之立候更復酒呑御一再別去其時氏
事相處、承拂了止因詰向詰也未可
風の音を高瀬和高水、近浦より至るの音高
水の音を高瀬和高水、近浦より至るの音高
井上云月夜の音相手乃はとて音高
一 申ノ羽立候酒呑御只見其而來門の事也

元文元年 羽倉信名江戸在府日記



元治元年 秘記

目 次

序言	根岸	1
東丸遺墨	茂夫	
解題	根岸	
荷田直子・いし・左仲書状集	茂夫	
解題	根岸	
元文元年 羽倉信名江戸在府日記	白石	
解題	康子	
元文三年 羽倉信名江戸在府日記	白石	
解題	康子	
元治元年 秘記	白石	
解題	白石	
根岸	白石	
茂夫	白石	

序 言

根岸 茂夫

本書は平成十五年から続いている「荷田春満研究会」において、翻刻・検討した史料を中心に、研究会のメンバーの翻刻・考察した成果を公開するものである。この研究会は、平成十四年國學院大學百二十周年記念の学術事業として『新編荷田春満全集』が計画され、故青木周平教授を中心、京都市伏見区東丸神社所蔵の「東羽倉家文書」（荷田春満の生家の旧蔵史料）約七八〇〇点の史料調査・整理に参加した國學院大學を中心とした若手研究者・大学院生・関係者が集つて始まった。整理・調査については平成十五年度から十八年度に科学研究費補助金基盤研究（B）「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」を得、平成十九年度・二十一年度には國學院大學特別推進研究費、平成二十一年度には國學院大學文部共同研究費を得ることができ、平成二十二年度からは科学研究費補助金基盤研究（B）「近世における前期国学の総合的研究」によって、京都における東丸神社調査を続けることができている。

長年の調査と研究会および参加者個々の研究成果として、研究費補助では費用の関係もあり、今まで研究論文・報告書などで公表していな成果も溜まり、とくに解読した史料がパソコンのデータに保存されたまま埋もれた翻刻史料も多くなった。本書は、そのうち重要と思われる史料の一部を國學院大學の研究費補助を得て公表するものである。

現在、研究会の目的は、国学の四大人の筆頭に位置する荷田春満の学問の実証的な検証・解析を進めて、わが国における総合的人文学の萌芽を十七世紀後期から十八世紀の近世前期国学の中に探求することと、春

満と門人さらに周縁の人々がさまざまなネットワークを形成し、それが近世社会の発展、とりわけ学問・文化・政治などに大きな影響を与えていたことを解明することにある。その基本的な史料が東羽倉家文書であり、本書はその一部の翻刻に解題を加えて刊行するものである。収録した史料は、享保九年（一七二四）から同十二年ころの荷田春満が門人で幕府書物奉行の下田師古に宛て、享保期の文教政策の一環である古典籍収集事業への協力と指導を物語る書状を綴つた「東丸遺墨」を巻頭に収めた。つぎに、春満の娘荷田直子と春満の弟荷田信名の妻いしななどの消息、春満の弟で御殿預となつた元文元年（一七三六）・同三年「羽倉信名江戸在府日記」、さらに幕末の成立ではあるが、東羽倉家と伏見稻荷社の年中行事と京阪神地域の信仰圏や稻荷講の様子を窺わせる元治元年（一八六四）「秘記」を収録した。それぞれの史料の詳細は解題に譲るが、荷田春満によって形成された前期国学の様相や、東羽倉家の活動が窺える重要な史料と考えている。「東丸遺墨」は根岸が翻刻して岩橋清美氏が原典校正を担当し、「荷田直子・いし・左中書状集」・元文三年「羽倉信名江戸在府日記」と元治元年「秘記」は研究会で輪読しながら翻刻したものであり、原稿の整理は白石愛氏がすべて担当し、元文元年「羽倉信名江戸在府日記」の原典校正は石岡氏が、「秘記」の原典校正は白石氏および根岸が担当して、解題は「荷田信名日記」を白石氏、「秘記」を根岸が担当し、総合的な調整と編集厚生事務を早乙女牧人氏が担当した。

なお東羽倉家は荷田氏を称し、近世には伏見稻荷社の社殿の管理や財政を扱つた御殿預を世襲した家で、荷田春満（本名羽倉斎信盛）の生家に当る。稻荷社の社家に羽倉家が目代家（西羽倉家）など他にも存したため、東羽倉家とも称された（本書では解題や史料中に荷田・羽倉・東

羽倉という姓が散見するが、基本的には同一の家である)。

現在の研究会は、國學院大學の教員・若手研究者・大学院生を中心にして他大学の教員・研究者も加わり、少人数ではあるが精力的に活動している。本書に掲載した史料の翻刻・検討に関わったメンバーおよび現在の構成メンバーは次の通りである。

国文学研究資料館名誉教授	鈴木 淳
中村学園大学教育学部教授	古相正実
東京大学総合研究博物館特任助教	白石 愛
慶應義塾大學斯道文庫准教授	一戸 渉
東海大学文学部非常勤講師	早乙女牧人
川越市立博物館	宮原一郎
以下國學院大學	
文学部教授	根岸茂夫
法学部教授	高塙 博
神道文化学部准教授	松本久史
文学部兼任講師	中村正明
文学部兼任講師	舟木勇治
文学部兼任講師	岩橋清美
研究開発推進機構助教	渡邊 韶
研究開発推進機構客員研究員	宮部香織
神道文化学部資料室員	堀口裕美子
大学院文学研究科史学専攻後期課程	種村威史*
大学院文学研究科史学専攻後期課程	榎本 博*

本書の刊行にあたり、刊行費用の援助をいただいた國學院大學、長年の調査にご迷惑をおかけしたにもかかわらず、たえず御支援を賜る東丸神社松村準二宮司御夫婦、調査のたびに御高配を賜る稻荷伏見大社中村陽宮司はじめ職員の方々に、心から深謝の意を表する次第である。

大学院文学研究科史学専攻後期課程	川村由紀子
大学院文学研究科史学専攻後期課程	太田和子
大学院文学研究科史学専攻後期課程	田中丈敏
大学院文学研究科史学専攻後期課程	岡谷成康
大学院文学研究科史学専攻前期課程	張 維珊*
大学院文学研究科史学専攻前期課程	秋山 愛*
大学院文学研究科史学専攻前期課程	藤井未央*
大学院文学研究科史学専攻前期課程	竹田真衣子
大学院文学研究科史学専攻前期課程	番場夏希
大学院文学研究科史学専攻前期課程	杉山哲司
大学院文学研究科史学専攻前期課程	石岡康子

(*の肩書は研究会参加当時のものである)

史料翻刻凡例

史料翻刻に当たつては近世一般の史料集に準じて、以下のようとした。

一 漢字は常用漢字を基本とし、その他の漢字は旧字とした。平仮名・

片仮名はそのままとし、変体仮名は平仮名に改めた。ただし助詞の江・
而是、漢字で示した。合字は現行の仮名に直した。

二 近世慣用の文字はそのままとし、誤字・脱字などは該当の文字の右
傍に括弧を付してその旨を示した。

三 朱書きは『』で括つた。

四 欠字は一字あけ、平出は二字あけた。

五 虫損などで文字が不明な場合、字数を□で示し、不明な箇所は
「」で示した。

六 抹消・訂正は、抹消部分を【】で括り、その下に訂正の文字を
括弧を付して補つた。

七 付箋・異筆などは「」で括り、その上に（付箋）・（異筆）・（後
筆）などと注記した。

東丸遺墨

解題

根岸茂夫

本書は「東羽倉家文書」のうち「先人遺墨」と箱書のある木箱（A一一一三六（四二））に収納された三巻のうち、「東丸遺書」と題簽のある巻子一巻に貼り込まれた荷田春満自筆書状八点である。すでに多くは荷田春満大人「百年記念会編」宝永四年日次記並書翰集（昭和十二年）、菟田俊彦氏校注『神道大系』論説編二十三復古神道（二）荷田春満（昭和五十八年）に収録されているが、これらが前欠としている箇所が現存したり、本文に訂正のある箇所を提示していないなど、本来の体裁と異なる部分も多いので、あらためて原典により翻刻したものである。

巻子は、天地三五・五cm長さ四九〇cmで、五点の書状を上段に、三点を下段に並べてあり、掲載の順に何らかの基準は見いだせない。各書状には、上段の書状から順に番号を付して史料一～五とし、つぎに下段の史料に番号を付して史料六～八として翻刻した。箱書には左下に「後学可亭良信誌」とあり、裏に「明治十九年九月」と墨書きされており、一族の羽倉可亭が装丁に関わっていたことが知られる。この明治十九年九月、修史局星野亘が史料編纂事業のため羽倉家を訪問し、史料の一部を贋写しており、剥離していた史料を繋ぎ合せて巻子に装丁したのは、この調査を契機に行われたものかもしれない。

可亭羽倉良信（一七九九—一八八七）は近世後期から明治時代の篆刻家・画家として知られ、伏見稻荷御殿預羽倉（荷田）信郷の末子延年の子に生まれ、同族の伏見稻荷目代羽倉信賢の養子となり、非藏人・駿河守・伏見稻荷權目代に進んだが、のち職を辞して各地を遊歴し村瀬榜亭・大

窪詩佛などに学び、篆刻・絵画も学んだといふ。『平安人物志』には篆刻家として掲載されている。維新後、宮内省の命をうけて御璽六顆を刻し、また諸親王の印章を刻し、有栖川宮の寵遇を得たといふ。明治二十年八月、八九歳で死去しており、箱書を書いたのは一年前である。

荷田春満の書状は、年代未詳もあるがすべて享保十年から十二年ころのもので、伏見在住の春満から幕府書物奉行下田幸太夫師古宛と、江戸との連絡のために伏見奉行北条遠江守の家臣一名に宛てたものである。八点は以下の書状であり、うち六点は『宝永四年日次記並書翰集』等に掲載されている。

一 享保十二年九月二十二日 下田師古宛荷田春満書状

一五・九×一一・三cm

『宝永四年日次記並書翰集』六四頁（但し前欠）

二 享保十一年十一月二十一日 下田師古宛荷田春満書状

一五・四×八四・六cm

『宝永四年日次記並書翰集』四三頁

三 享保十二年閏正月二十五日 下田師古宛荷田春満書状

一六・一×七〇・五

『宝永四年日次記並書翰集』四七頁

四 年月日未詳 荷田春満書状（後欠）

一六・一×五五・九cm

五 享保十年三月八日 田中孫左衛門・富城弥右衛門宛荷田春満書状

一五・八×八二・九cm

『宝永四年日次記並書翰集』六八頁

六 年月日未詳 荷田春満書状（後欠）

一五・九×一六六・五cm

七 享保十年三月十三日 下田師古宛荷田春満書状

一五・三×一六四・八cm

『宝永四年日次記並書翰集』六四頁（但し前欠）

八 享保九年閏四月九日 下田師古宛荷田春満書状

一五・八×一一三・二cm

『宝永四年日次記並書翰集』六六頁

これらの史料は、八代將軍徳川吉宗が、古典籍の調査・収集を積極的に進め、享保七年正月に諸国に対し散逸した古典籍の収集を命じた事業に、春満が積極的に関わった事情を物語るものである。このとき江戸の門人の一人であった旗本松平信允は、高家中条信実に有職故実の顧問として春満を推薦するとともに、春満にこの事業に携わるため江戸に下るように強く勧めた。三月、伏見を出立した春満は七月過ぎに江戸についた。

翌享保八年三月、春満は將軍吉宗の上意により、中条信実邸において中条と奥右筆下田師古から有職故実につき諮問を受け、さらに吉宗から「和学御用」、すなわち春満の和学を下田に相伝するとともに、幕府所蔵および諸国から収集した古典籍を調査・鑑定するように命じられた。春満は、吉宗の側近である御側御用取次官馬氏倫・奥小納戸大嶋以興や中条からの故実や書籍に関する諮詢にも答えた。春満は、門人となつた下田と連絡を取りながら事業に参画し、その成果は『和書真偽考』からも知ることができる。五月、伏見に帰る暇乞いに來た春満に、中条は吉宗からと金一〇両と晒三疋を賞賜している。

享保八年五月江戸を去つて六月に伏見に帰着した春満は、晩年の一二

年間を伏見で過ごし、家塾を開いて門人を養成した。和学御用への協力は、伏見に六月に帰つてからも続ぎ、同年十二月に書物奉行に進んだ下田と書状を往復し、春満は京都を中心に古典籍の調査と収集を、門人の協力のもと精力的に行つてゐる。帰国直後の享保八年六月には『和書真偽考』を著し、同年十月には『戸令俗解評』を執筆し、同年冬から翌春にかけて『出雲風土記』を校訂したのである。

掲載した史料のうち、八、享保九年閏四月九日「下田師古宛荷田春満書状」には、春満が「出雲風土記」に訓点を施し、別に考察を付して進上すると記し、また獄令に言及して『故唐律疏義』を借用して書写するので、幕府の御文庫に配架すれば御用に役立つと提案しており、この間の幕府の古典籍収集に積極的に協力するさまが見いだせる。ついで、五、享保十年三月八日「田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状」には、伏見奉行北条遠江守氏朝の用人一名に宛てた書状であり、春満が江戸を去る時、伏見奉行を通じて古典籍の調査につき江戸との連絡を取るようとに指示されたことから、京都で発見された『本朝世紀』の閲覧について連絡している。また七、享保十年三月十三日「下田師古宛荷田春満書状」によれば、下田から獄令と国忌について質問を受け、回答している。春満は同じ享保九年八月には『類聚二代格』を偽書と断じて『偽類聚三代格考』を著しており、幕府の御用への意欲を垣間見させてくれる。

二、享保十一年十二月二十一日「下田師古宛荷田春満書状」では、下田に貸与していた春満所蔵の『政事要略』『南朝紀伝』『類聚雜要』が返却されており、『政事要略』は欠本を所持している者がいるので書写するつもりと述べている。ただ春満は、享保十一年ころから持病に悩まされようになり、この書状にも春以来「胸痛」の病に冒されて書籍の調査

も滞っているといいながら、秋には快復し『名目抄』の僻案を著述したと意欲を見せており。さらに翌年の、三、享保十二年閏正月二十五日「下

田師古宛荷田春満書状」には、『政事要略』調査の結果を下田に報告しているが、これらの書状には添削の跡が甚だしく、あらためて清書しないまま下田に書状を出しているところに、病に冒されながらもやつとの思いで書状を出した春満の健康状態を窺うことができる。

一、享保十二年九月二十三日「下田師古宛荷田春満書状」には、下田から『貞觀儀式』『北山抄』『西宮記』『江家次第』の刊行について諮詢を受けたのに対し、春満は『貞觀儀式』が根本であり、他の本は末に位置するとして、『貞觀儀式』と『西宮記』が刊行されれば、「倭學者」の重宝になり、それ以外にもさらには出版されれば研究が進むが、重要なのは『令集解』であり、文字などを吟味し校訂をして上梓されることを望んでいる。ここに、文献学を基礎に研究を進めようとする春満の意図が明確に示されている。

額髪を剃るようになり、庶民の加冠の礼が消滅したと、歴史的に解釈する態度を取っている。

これらの書状は、春満が下田師古などに宛てた原本であり、本来東羽倉家文書のうちに現存するものではない。ただ、下田が享保十三年四月に死去した後、下田が春満から借用していた『政事要略』を父の下田泉翁が春満の許に返却しており（『江戸幕府書物方日記』六）、そのときに往復の書状なども一括して戻されたものかもしれない。四、「田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状」も、伏見奉行から下田の手にわたつていたと推定され、同様の経過をたどつて東羽倉家文書のうちに伝来したのである。

なお、四・六は年月日未詳で後欠であるが、同時期に下田からの質問に春満が回答した書状の一部で、四は弾正式についての回答であり、六の前半は律令格式の意味について、後半では冠婚葬祭の故実について回答している。律令格式については、律は「天下の法度」、令は律に背いた者への「刑罰の書」、式は令の詳細を示し「精細にて条目の様なる物」、格は令に洩れしたことや後世に齟齬をきたしたとき「令を改められ、或ハ事の増減等を臨時に仰出されたる書」と、基礎を簡明に述べている。また冠婚葬祭については、朝廷のものは国史に見えるが、下々には次第に上の「冠婚葬祭を簡略化しながら普及したものであり、「庶民に推し渡りたる礼書ハ本より無之」と、すべてが文献に記されているわけではないと文献学的な考察の限界を論じ、元服加冠についても、次第に冠を省略し

「東丸遺墨」

「羽倉信義藏」

一 享保十二年九月二十二日 下田師古宛荷田春滿書状

被仰聞〔下〕候条々

一 貞觀儀式若板行ニ成候ハ、愈延喜式の補ニも成、倭學者之為最重宝ニ可有之哉否之事、

右は在府中も略得御意候通、延喜式ニ事ハ見儀式」と候へとも延喜

儀式無之候ニ付、其之式事闕候故学者之歎〔迷惑〕ニ候、若貞觀儀式板行ニ成候へハ、延喜式之補ニも成、倭學者之為尤重宝

〔可有之〕〔たるべく〕候と奉存候、

一 北山抄・西宮記・江次第、其外國史等之内骨を折所々を考合候ハ、、儀式の事も大概貞觀儀式十分之七八も相知可申哉、但貞觀儀式ハ正史並私記等ニ載有之とハ格別之品と可有之哉否之事、

右国史と儀式とハ格別之品之書ニ候へハ、いか程骨を折所々を考合

候而も国史見候儀式之事ハ相知れず候、北山抄・西宮記・江次第等

と儀式と同類之記ニ候故、大概貞觀儀式の事も相知候、然とも【事】

〔旧儀新儀の〕本末之違〔差別〕有之ニ候、貞觀儀式ハ本の式ニ候、

北山・西宮・江家ハ末の記ニ候、本の式を存候へハ末の記の是非可否を弁へ申候為ニも能候故、先貞觀儀式板行ニ成候ハ、古学の為

ニ成可申と存候、

一 北山抄か西宮記之内板行ニ成候と、貞觀儀式板行ニ成候とハ、いつれか古学仕候者のため重宝ニ可成哉否之事、

右北山抄ハ板行ニ成候も、西宮記程に重宝ニハ成申ましくと存候、貞觀儀式と西宮記との内ニてハ西宮記にハ貞觀儀式ニ無之【公事臨時之事】數多有之、卷数も多候へハ、学者にとり貞觀儀式よりも西宮記板行ニ成（以上『宝永四年日記並書翰集』ニナシ）候ハ、重宝ニ存者可有之候、古学明証之為ニハ貞觀儀式ニひろく恒例之公事・臨時之【事】

〔作法〕を存候ニハ、西宮記ニ候へハいつれとも申かたく候、【畢竟】

〔とかく〕兩記ともに倭學者見不申候てハ事欠候間、貞觀儀式・西宮記【二部ながら】〔共に〕板行ニ成候ハ、学者至極之重宝ニ成可申と存候、

一 貞觀儀式・西宮記に限らず、古書之内ニ板行ニ成候倭學者最重宝ニ可存書之事、

右貞觀儀式よりも西宮記よりも古書之内ニ板行ニ成申候、倭學者重宝可存書は令集解ニ御座候、集解之文字等吟味之上ニ板行ニ成候ハ、至極之重宝ニ成可申候と存候、以上、

九月廿三日

羽倉斎 拝

下田幸太夫様

二 享保十一年十二月二十一日 下田師古宛荷田春滿書状

一輸致啓上候、時分柄寒氣嚴烈候へとも、益御堅固可被成御勤と珍重奉存候、

一去比御越被下候節、前度懸御目置候、

政事要略 卅五卷 一冊

南朝紀伝

三冊

右【御書写相済】御返却落手仕候、近來政事要略欠卷少々所持【伝候者】有之由伝承之候、何レの卷にても御用ニ候ハ、其来春取出し可申候、但外よりも出候御書写相済、御用ニ無之卷ニ【其内】〔候ハ、卷目承置申度奉存候、〕いつにても被仰聞可被下候、

一夏比名目抄御返却之節、名目抄之内不審之条々別紙御書付被遣【候ヘとも】〔之候、〕拙者儀当春以来胸痛病于今全快不仕鬱【滯】〔氣〕仕

候節候、後發候故書籍相考候儀も怠慢か、ちニ罷成候ニ付、大學へ申付【瀝】御不審之条々紬糸いたさせ候處、是も秋中病氣ニ而漸全快仕候、頃日大略所見僻案等之草稿出来仕候、落字等傍添頭注【傍注不清整】〔雜駁〕候ヘとも、先懸【御目候】とくと清書【いたし】〔申付〕候ヘく候、年内懸御目かたく候故余り及延引之【間】〔由〕【乍草稿進呈仕候】〔致迷惑候ヘハ、乍草稿【先懸御目】先數条紬糸出来候分【乍草稿】懸御目候、〕相殘候条々ハ來春中【致清書可懸御目候、左様御心得可被下候、未考之数条も追々】所見【次第】〔僻案等〕可申上候、〔猶此上所見清書候ハ、可申進候、〕万喜期永春候、恐惶謹言、

十二月廿一日

羽倉斎

下田幸太夫様

三 享保十二年閏正月二十五日 下田師古宛荷田春滿書状

当九日之貴束落手、忝致拝見候、弥御堅固被成御勤候由、珍重奉存候、一【前度】〔日外〕懸御目候仮名装束抄二冊、今度【御返却被遊】〔御戻し〕受取申候、

四 年月日未詳 荷田春滿書状（後次）

一彈正式車馬從者条に男官より女官の從者多き事ハ如何、

右【ハ】〔本朝之式も〕唐式に准拠せられたる次事も多候由伝來候【へとも】〔へハ、此一件も〕唐式【を見不申候故】〔に〕准拠様、但道理の上に車馬の従者ハ男官より女官の従者多かるべき事と被存候、然とも〔是ハ車馬往還の往来に限り〕〔道路〕資人の数ハ女減レ半と軍防令の条にみ

一私所持候西宮記・北山抄之内、当分入用無之方可懸御目之由被仰下畏入族、北山抄ハ所持之本【全備不仕よろしからす候間】〔欠巻も有之候、非好本候間、〕其内学友之内【聞】〔承合〕好本致校合可懸御目候、西宮記八十冊所持之本、今度懸御目候、緩々御留可被遊候、

一先書得御意政事要略之儀、【所持之方委細承候処】〔此間所持承候ヘハ〕

五十一 五十四 五十五 五十六 五十七 五十九 六十七 六十九 七拾 八十二

右十冊有之由【御座候、然とも持主借料之品々候故】〔この外致秘蔵、借料など出し不申候ハてハかし不申品御座候故、〕不残急ニハ難調候、【私も所望奉存候故、何とそ手ニ入申度存候間、若右之内御用筋ニも御入用御座候ハ、其卷可被仰聞候、】私【儀右之書】〔も〕所望に存候【故】〔間〕、何とそ手ニ入、【写取候以後懸御目可申候、以上】〔可申と奉存候、〕若御用筋入用之巻も御座候ハ、其内可被仰聞候、以上、

用筋入用之巻も御座候ハ、其内可被仰聞候、以上、
後二月廿五日 羽倉斎

下田幸太夫様

へ候へハ、【女】_{〔男〕}官より女官の従者多き事ハ、【道路往還】_{〔車馬〕}の従者に限りたる【へく候】_{〔事と存候、〕}【弾正式】_{〔同式程〕}に女子の従者の法有に、男子の従者の法なき事、是亦道理有へき事と、賢按に蔭子を以て論せられ候事、可然奉存候、【女式に女嬬亦四人、右亦の字の事】_{〔同〕}

【弾正式に女子の従者之法ありて、男子の従者の法なき事、是亦】_{〔同式条に女嬬亦四人云々、此右亦の字の事、有位の人の女の女嬬に成りたるを云歟と賢按被成候〕}同行の文に四位五人四位五人五】_{〔事可然歟、但【上の文に】五位四人と御座候、女嬬亦四人と候へハ、五位の女の女嬬になりたるに限候文も相見へ申候、}

(後欠)

五 享保十年三月八日 田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状

御手替忝致拝見候、然は先日致参上、弥右衛門殿へ申置候趣、孫左衛門殿ニも被成御承知候上、遠江守様へ被達御聞候旨被仰下、忝仕合奉存候、一六地蔵柴屋嘉右衛門と申者、古キ書物致所持候段承及候間、御用筋之儀ニ付入用ニ可有之哉、見置申度奉存候ニ付、何と申書物、巻数何程有之物所持仕候哉、各様より御聞合被下候様仕度奉願候、然所、右書物ハ本朝世記五冊物ニ而御座候由被仰下、承知仕候、且私見申度と申儀尤ニハ候へとも、書物之名も存知不申候由、何と申書物_{〔二而〕}候之由及聞候間、見申度との儀ニ候得は、尤_{〔二而〕}ハ候へとも、名をも不拝見申度と申儀如何敷思召候由被仰下、承知仕候、私承及候ニハ、柴屋嘉右衛門方ニ古書數多所持仕候様承候故、何と申書何部何巻所持仕候哉、此

儀各様より御聞被下候ハ、相知可申候、其上_{〔二而〕}御用筋ニ付、其書により一覽之儀願可申上候、本朝世記五冊物計_{〔二而〕}外之古書ハ所持不仕候哉、弥此儀御聞合被下候様仕度候、右本朝世記計_{〔二而〕}御座候ハ、御取是亦道理有へき事と、賢按に蔭子を以て論せられ候事、可然奉存候、寄被下候ニ不及候、此世記之儀も見申度奉存候へとも、此儀ハ少様子も御座候間、重_{〔而〕}可得御意候、右之趣宜預御沙汰度候、草々

三月八日

羽倉 斎

田中孫左衛門様_{〔伏見奉行北条遠江守用人〕}
宮城側右衛門様

(異筆)

〔金百疋〕

羽倉斎

六 年月日未詳 荷田春満書状 (後欠)

律令格式差別之事、

右令ハ天下の法度にて万民に申渡書にて御座候、

律ハ右之令の【法度】に【違】背候へハ【の者に】罪咎をおほせ候刑罰の書にて候、

式ハ令のくハしきものにて候、令ハ【大略にて】綱領、式ハ精細にて條目の様なる物にて、たとへハ神祇令に仲春祈年祭と出候【へハ神祇式】にハ祈年祭の時の【次第・進退】器物并祝詞等まで皆具に書載られ候、此一条を以ても自余【を】_{〔の令式の精雮〕}推して准知なるへく候、格ハ令の制に迄漏たる事を後に制せられ、又ハ令の制世にさしつかへ

【有】て行れたき事有時、【其】前令条を改められ、或ハ事の増減等を臨時に仰出されたる書にて御座候、然れハ律令【と】格とハ天下に施行ありて万民存知する書にて御座候、因茲【新令出来候へハ、古五畿七道に新令を講て万民にしらせられ候事、国史にもみヘ申候、律と式とハ】天下【に施行なく】「の人不存」ても官司の輩【能可存知候へハ其事被行申候書故、律と式とを天下に被講候といふ事ハ国史にもみヘ不申候】〔不存してハ不叶書にて御座候、〕

一官人并庶人の冠婚喪祭等の礼、古ハ本朝にも定りたる次第有之や否之事、

右冠婚喪祭ハ人倫の大礼、本朝に此礼なくハ人倫の道なきか如くに候へハ、【異国の礼儀をもからす】此礼本邦に上古より有こと勿論候、一冠婚喪祭も朝廷の礼儀ハ国史令式等にて大概可被考【候へとも】、臣民の事ハ可難者哉否之事、

右国史令式等ハ、必朝廷にかきらす天下の臣民上の事も候へハ、上の礼儀考へられ候へハ下の例ハこれに准して執行れ候、

一律令格式等を撰ハれ候ほとの文物盛りなる時節、万民に推渡りたる礼書も可有之ものニ候へハ、古ハ冠婚喪祭等の礼書等有之候へとも、後世にいたり断絶候【候哉不】〔候歟、又ハ無之ても例に依て執行候事や否之事、

右冠婚喪祭の礼、万民に推渡りたる書有之候て断絶いたし候へハ、其古の名も有之、流布可仕事ニ候、書目も【愚子見あたり】〔流布せず〕不申候へハ、庶民に推し渡りたる礼書ハ本より無之ものと奉存候、惣令何事も五位以上之礼【定り】〔古証所見〕候へハ、六位以下ハ五位の礼に准して次第に【減】省略の礼をし候て執行候、無位ハ又六位以下の

【例】〔礼〕に准して段々略儀を用ひ、例にしたかひて執行ひ候へハ、冠婚喪祭庶民に推し渡る書記無之候ても、皆時代の上の礼を見習聞習分限相応に執行にて候、すでに諸記にみヘ申候、

冠礼

天皇御元服も、一人の子元服も、五位以上之子の元服も、少し差別ハ御座候へとも、大法同様ニ【ハ御座】〔相見へ〕候へハ、上の礼に准拠して、下の礼ハ省略して執行事ニ候、因茲京都にてハ堂上に不限地下にても、五位の輩ハ今とても加冠理髪いたし作法皆本際相応の品にて冠礼執行候、元服ハ【豆】〔首〕に冠を加候礼ニ而候へハ、理髪之作法家々の口伝故実有之【執行之事】候処、冠ハ不着額髪を剃すて候を天下【一統】〔等〕の風俗ニ成候故、庶民の冠礼ハ断絶之様ニ成行候事と存候、古記【を見候へハ】〔に〕無位ハくるき冠と候へハ、昔ハ無位無官の者も冠ハ着候故冠礼なくてハ不叶事ニ候。

一延喜式にも神祇の祭法ハ委く見へ候へとも、先皇の祭礼不詳候事、右本邦ハ君臣共に天神地祇を【元】〔本〕祖とする神國の【風儀】〔二通〕ニ候へハ、天神地祇の祭法も、先皇の祭法も同事ニ而御座候故（後久）

七 享保十年三月十三日 下田師古宛荷田春滿書状

覚

一獄令初条の義解を以て被考候へハ、左右京職に於て事發れ候罪人及び衛府より送り候罪人ハ大辟たりとも京職決候事と賢察候処、刑部之職掌にハ定刑命と有之候、京職にハ刑命之義無之、惣令の本文に京職

流死等を断候事不相見候は如何之事、

右獄令初条之義解ハ勿論、刑部卿の条之義解を以ても、京に貢属之罪人ハ徒以上にても刑部省に送らすして、京職決候事と相見へ候へとも、

令条に京職【流死等】〔罪〕を断候文無之事ハ、京職ハ盜賊を禁斷し所

部を糺察の文に【決】〔断〕刑候事ハ約候ものと被存候、其拠ハ国司の刑を断候事ハ明白ニ候へとも、令条の文にハ京職と同様所部を糺察とのミ有之候て、刑を断候文も無之候へハ、左右京・摂津職・国司等准拠すへ〔衍力〕く【奉】〔被〕存候、刑部ハ専ら刑罰の職掌故、定刑名の文可有之候、太宰府の判事の職掌にも定刑名の文有之候も同事にて、職掌の専要を以て令条の文有之と被存候、

一京職にも囚獄有之候否、若ハ京職ハ諸国とちかひ刑部へ程近き事故、

刑部の囚獄へ一つに入置事にや否之事、

右囚獄司ハ刑部省之被管にて候へとも、東西の二京に囚獄有之事候、左右京職に分配之故と被存候、しからずハ」〔以上『宝永四年日次記並書翰集』ニナシ〕東西に囚獄有へからず候、しかれハ格別に刑部之囚獄、左右京職之囚獄といふ事ハ有ましく候、右京職に於て御不審等の儀、倭書之内所見無之候へハ、故唐律疏議の内にても、京織に相当候官人之罪人を決断いたし候文言等有之候へハ、書抜可懸御目之由、承知仕候、故

唐律疏議先書申上候通、持主事之外秘藏いたし、借用申候とても一冊宛ならてハ見せ不申候故、いまた全部熟覽不仕候、右之条々見当り候へハ追而書抜可懸御目候、何とそ書写仕度存、【写】〔初巻〕より一〔冊〕〔巻〕つゝ借用いたし、写とり候へとも、不明之老眼自筆二面写候事故、はか取不申候、漸名列律之巻ハ遂書功候、全部三十巻書写いたし候ハ、律書之御考等にハ御用にも立可申候書と奉存候、

一古代国忌の日の礼儀御法事等ハ、如何様の執行品ニヤ、寺又ハ陵へ

天皇行幸、皇太子行啓などの事も有之ヤ、若ハ御名代被仰付候事も有之哉、國忌に限らず、

先皇の御為とて右の所へ

天皇行幸等の例も有之哉否之事、

右國忌にハ、朝廷の礼儀は無所見候、國忌は治部省掌候、諸司之廢務にて候、寺にて功德を被修候事、其寺へ勅使を被遣候事ハ、國史所見例あまた御座候、東寺西寺に布施の事ハ所見御座候、猶礼儀類典にハ、國忌の条有之、諸家之記文あまた被引候由承及候、國忌の日、山陵等ヘ

天皇行幸、皇太子行啓の例所見無御座候、國忌の日に限らず、先皇の御為とて、右両所へ

天皇行幸も、皇太子行啓も例所見無御座候、即位又は御元服などを、山陵へ告られ候、勅使之例ハ所見あまた御座候、國忌の日、斎事の起りハ、

持続天皇二年一月乙巳、詔曰、自今以後、毎コトニ
アタル
ハチノヒニ
カナラスレ取二國忌日一要須レ斎也

と日、本紀に所見候、

已上

三月十三日

幸太夫様

羽倉 斎

八 享保九年閏四月九日 下田師古宛荷田春満書状

一類聚国史皿四十五二冊、先便返上仕候処、御受取被成候由被仰下、承知仕候、

一出雲風土記訓付いたし、別考一冊相添、先便返上仕候処、御受取被成、

御念入候御^ノ帝面之趣承知仕候、

を得申候、野子真字等ハ別而見苦候へとも、其段不苦思召候ハ、書写仕可指上候、三十卷二而候へとも、紙敷ハ少御座候間、遲筆ニても当年中ニハ写功遂可申候奉存候、猶重而可得御意候、以上、

下田幸太夫様

閏四月九日

羽倉 斎

一新國史一計とくと拝見仕候、貴様ニハはいかゝ思召候や、新國史と申候題号は相應仕かたく奉存候、書牕、古類聚國史之模様ニ候、若新類聚國史之題号を転写、類聚の二字を脱失いたし、新國史に成申たるにてハ御座有ましきや、所存申上候、右一冊ハ、類聚三代格返上候節返呈可仕候、

一京職断罪等之事、若近來求出候故、唐律疏議の中ニも有之候ハ、拔書可懸御目候由先書被仰聞候へとも、いまた所見無之候、俗書にてハ候へとも、保元物語卷第三左府の君たち付むほん人各遠流の条に

太政官符

応追位記事 左京職

正二位藤原朝臣兼長

出雲国

従二位藤原朝臣師長

土佐国

正三位藤原朝臣教長

常陸国

右云々

これ左京職断罪之一証とも成申ましきや、猶此時節之家記とも考候て見申度候へとも、いまた見あたり不申、御考のため申上候、且故唐律疏議ハ、本邦律令のたすけに成申候、御用にも立可申書と乍憚奉存候、若御文庫ニ無御座候而、指上候事可然思召候候ハ、書写いたし可指上哉、大島殿へも御談被遊可被仰下候、兼而申上候通、持主隠密故、本書ハ難懸御目候、野子借用仕書写いたし候儀ハ成申候、御内意

荷田直子・いし・左仲書状集

解題

石岡康子

（）に収録した消息文は、近世まで伏見稻荷社の御殿預りを世襲した東羽倉家（荷田）家に伝來した史料であり、現在京都市伏見区東丸神社が所蔵する。直子・左仲・いし、三人の消息は五十六通現存するが、いずれも襖の下張りと成っていたものを一枚ずつはぎ取つたもので、完全な形で残つたものは少ない。

東羽倉家は荷田春満の生家で、直子（なほ・中秀・直とも書く）は春満の実子である。左仲（左中とも書く）は春満の弟宗武の嗣子荷田信満で、いしは左仲の妻である。

直子は羽倉敬尚著「荷田東丸と神田明神」（『近世学芸論考』一九九二、明治書院）によれば、生年つかめず、没年月日は芝崎氏過去帳で、明和元年七月十四日と確認され、年令六十才位とされるので、消息の出された当時は三十二～三才位と考えられる。村井三郎左衛門政方の、師春満旧蔵書籍についての問い合わせに対する羽倉暗丸の返書「古今伝授の儀等ニ付書状近代写」（A-一一三六）によると、春満の蔵書は直子がみな受け継ぎ、春満の養子となつた在満（藤之進）へは写本が伝えられたとある。元文元年七月一日に父春満が没し、忌明後直子は東羽倉家へ引き取られたが『江戸在府之日記（六）』B-一一七七）、春満の門人であつた幕臣の松平権之助の計らいにより、徳川家の大奥に出仕するつもりで元文一年閏十一月江戸へ下向することになる（『江戸要門之日記（十一）』B-一一八五）。

左仲は後に東羽倉家を継いだ信郷の父である。杉浦比隈麿著『古学始祖略年譜』（『静岡県史資料編十四』一九八九）によれば宝永五年誕生とある

ので、消息が作成された頃は二十八歳位である。荷田在満が春満に宛てた享保十六年二月六日差出の書状（A-一一八三）では、左仲は春満にも在満の養母にも親子の約束をし、在満とは兄弟の契約を結んでいる。在満は江戸で一家を立てるので、京で在満が繼ぐべき遺跡は左仲に全て譲りたいと述べている。

いしは、墓碑銘（（墓碑銘拓本）D-一一五四）には「丹波国并河氏宗勝之実女、大舎人助神田祐世之次女也」とあり、前出「荷田家系譜」によると直子のいとこ荷田信満に嫁ぎ、明和元年八月二十五日、四十五才で没した。元文元年には十七才である。

宛名の摂津守は直子の叔父信名のことである。信名は兄信友の養子となり東羽倉家を継ぎ、享保十三年十月十四日摂津守に任官、享保二十年四月から元文五年三月まで寺社奉行へ出訴のため在府、寛延四年四月二十四日六十七才で没する。「職原抄劄記」ほか多くの春満の講義録を残している。消息の多くが御弁に宛て書かれているが、御弁（おうもし様・伯母様と記されることもある）は信名の後室弁子で、松本久史氏の「教示」によれば大津小川氏某女である。もう一人の宛名御政は信名の女で、その夫は延武である。

直子・左仲・いし三人の消息が作成された時期は、文中記事にある干支、春満の喪中・忌明などの言葉、信名の後継者となつた延武が豊前守に任官した時期（元文一年一月十九日）や、在府中の信名の日記などから、直子が元文元年七月東羽倉家へ引き取られた後から同一年閏十一月江戸へ出府するまでの間と考えられる。内容の多くは出府に必要な衣類・書籍その他、準備について弁子へ連絡をするものである。

以上消息の差出人・宛先・差出時期について述べてきたが、左仲の消息（目次五〇・五一・五六）は直子が代筆したものであり、左仲の名前で出

されてはいるが筆跡・内容とも直子の消息そのものである。いしの消息も直子と連名で出されていることや、直子の出府準備のために書かれたものが殆どであることから、以下、直子を中心にしてその様相を紹介してゆく。

享保二十年から元文二年にかけての生活については、やふ入り（目次六）・出仕日（目次五一）の言葉から消息が出された当時直子は他家へ仕えていたことがわかる。『江戸在府日記（八）』（B一一八一）元文元年正月二十三日の条には「今日従伏見左仲飛札来、十三日出也」お直事京極宮之姫宮奉公之事申来也」とあり、江戸へ出府する以前二年間程京極宮の姫宮に仕えていたといえる。また直子は、伏見の内ではあるが東羽倉家の屋敷から離れた場所にある家に左仲・いし夫婦と同居していた。東羽倉家へ行くときは弁子が手配して駕籠を出した（目次五三）。下女は一人（目次三八）いるが、衣類の洗濯や仕立ほか日常生活は、東羽倉家に頼つていた。江戸下向用銀子の工面や関所通行手形の入手、衣類・夜具仕立の打ち合わせは、京で春満の遺跡を継いだ左仲が行い、東羽倉家へ度々出かけるなど面倒を見ている（目次三四・三五・四五・四八）。東羽倉家では衣類や道中のため幕府から支度金が出ると思っていたが（目次四八）、実際は出なかつた（『江府要門之日記（九）』元文二年六月一十八日の条）。

直子は衣類の用意のほかに江戸へ持参する書物の準備をしている。目次九には扶桑拾葉集の貸し出しと、神事の屋長持にある平家物語と万葉集を残らず取り出すことを依頼している。目次一一・一二には御文庫の書籍の取り出しについて書かれている。目次二一には「右之書付の書物共不残御取出し下され、大学さま三玉をたつね候へ共両題ながら見え□□作例なく候て」とあり、目次二二には残らず取り出す書名として類字名所・和歌分類・類聚点取・義政公百首が挙げられ、神事屋の直子の長持にあるまま取り出すように在満に頼まれたとある。これらの消息に対して（『江府要門

之日記（十一）』）元文二年十一月朔日の条には、直子より在満方へ書目録を差し越したことが記され、同十二日には信名が書目録に点を掛け、点の分を持参するよう直子へ飛札を出したことが記されている。

江戸下向の目的については「何も大望之儀ハ左中へも不申」（目次四八）とあるだけで外に触れているものはない。『江戸在府日記（九）』元文二年六月二十八日の条には「斎存生之大願直女自論奉願寵在候」とあり、父春満の、幕府へ和歌をもつて仕えるという大願を直子も持っていたといえる。

下向には在満の実父多賀道員（荷田高惟）も直子と江戸へ同行する予定であった（目次五一）。

以後下向の様子がわかる消息がないため、東羽倉家の日記により直子のその後を述べる。

多賀道員は出府予定前日の元文二年閏十一月一日に病気が再発し、妻お信と伏見に残つた。同十二日、直子、在満の伴長次郎・鍋次郎、下女と考えられるお律が出府した。駕籠一丁とお供に伝内が付いた。新居関所では疋田九郎左衛門の世話により手間取らず、浜松では森民部少輔（浜松五社神社神主、春満の門人）の息兵部・籠口美仲（柳瀬小左衛門、浜松の呉服商人、春満の門人、元文五年江戸にて没・杉浦氏（杉浦修理亮、浜松諏訪神社大祝、春満の門人、妻は春満の姪雅子）より出迎と餞別を受け、元文二年閏十一月二十五日江戸へ到着した（『江府要門之日記（十一）』・元文二年『家記』B一一八〇による）。

元文二年六月二十三日松平権之助は、奥医師橘宗仙院に頼み直子を宗仙院の養女格とし、大奥中藤、利根姫方への希望を提出する旨を在満へ伝えた（『江戸在府日記（九）』）。元文三年三月二十四日松平権之助は筆跡を見出しするため水戸家へ封書物の歌類を認め差し出させた（『江府要門之日記（十一）』）

B-1-187)。同年五月十一日水戸家大奥年寄衆の面会を受け、歌一首、万葉仮名書と平かな書で「万代遠松爾曾君」の歌と「千とせまでかきれる松も…」の歌を書き、元文三年六月二十二日から水戸家三代目徳川綱條の世子吉孚の正室養仙院へ出仕する事になる。その際提出する親類書きには、実母には筋目が無いということで、故大西三位娘を春満の妻として書き出している。出仕場所は駒込の水戸家御守殿である。名前は「辻」となる。辻は御次という格式で、養仙院への御目見が叶う。部屋親は政野女と、いう表使で一段上の格、相部屋の多川女は若年寄で格式は重い。辻の宛がいは本丸より下され、十五石三人扶持、四季御仕着、五菜料月に銀五拾目ずつ、炭・焼木・油等が月々に渡された。御守殿の御次は六人いた。中蘿のしな女は宗仙院の姪で、親類同前の世話になつた(以上『江府要門之日記』(十三) B-1-188)による。

出仕後は、直子は下女や五菜を遣い衣類・化粧道具・体調不良の際の薬・傍輩や上司へ贈り物のための京都の物産・季節の贈り物の入手、学問上の質問、和歌の添削等を、里元である信名へ依頼してきた(『江府要門之日記』(十四) B-1-189・『江府要門之日録』(十五) B-1-190)。

和歌をもつて大奥へ仕えることを願つていた直子は、御次という格式に納得出来ず、体調不良となり宿下がりをした。信名へはしばしば辞職の希望を伝えたが、中蘿のしな女や信名に諭され水戸家の大奥へ戻つた(『江府要門之日録』(十六) B-1-191)。

羽倉敬尚「荷田東丸と神田明神」によれば、直子はそののち中蘿になり、江戸神田社祠官妻^之崎豊後守好紀に嫁いだ。

以上が消息を主とし、日記・先行論文等からわかる直子のその後である。(史料名の後に続くNo.は『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』東羽倉家文書目録No.である。)

目次

一	元文元年七月	荷田直子消息
二	元文元年七月～九月の五日	荷田直子消息
三	元文元年七月～九月の十三日	荷田直子消息
四	元文元年八月	荷田直子消息
五	元文二年七月	荷田直子消息
六	元文二年七月～八月	荷田直子消息
七	元文二年七月～八月	荷田直子消息
八	元文二年八月	荷田直子消息
九	元文二年八月	荷田直子消息
一〇	元文二年八月	荷田直子消息
一一	元文二年八月	荷田直子消息
一二	元文二年八月	荷田直子消息
一三	元文二年八月	荷田直子消息
一四	元文二年八月～九月	荷田いし消息
一五	元文二年八月～九月	荷田直子消息
一六	元文二年八月～九月	荷田直子消息
一七	元文二年八月～九月	荷田直子消息
一八	元文二年九月二十一日	荷田いし消息
一九	元文二年九月	荷田直子消息
二〇	元文二年九月～十月	荷田直子消息
二一	元文二年九月～十月	荷田直子消息
二二	元文二年九月～十月	二に附属
二三	元文二年九月～十月	荷田直子消息
二四	元文二年九月～十月	荷田直子消息
二五	元文二年十月九日	荷田直子消息
二六	元文二年十月九日	荷田直子消息
二七	元文二年十月十二日	荷田直子消息
二八	元文二年十月十六日	荷田直子消息
二九	元文二年十月	荷田直子消息
三〇	元文二年十月	荷田直子消息
三一	元文二年十月	荷田直子消息
三二	元文二年八月～十一月の十七日	荷田直子消息
三三	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
三四	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
三五	元文二年八月～十一月	荷田いし消息
三六	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
三七	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
三八	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
三九	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
四〇	元文二年八月～十一月	荷田いし消息
四一	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
四二	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
四三	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
四五	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
四六	元文二年八月～十一月	荷田直子・いし消息
四七	元文二年八月～十一月	荷田直子消息
四八	元文二年八月～十一月	荷田直子消息

荷田直子消息
荷田直子代筆による
羽倉左仲消息
羽倉左仲による
十一月 荷田直子・いし
消息

一 元文元年七月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-4- (九六〇-四〇)

五日

又申上まいらせ候、おまささまより御文下され候へとも暮及候／故返事も申入す、跡より申／上へく候まゝ、よろしく御心得／遊し被下へくたのみ上候、／かつまた大學様より此たひ／はま松より御到来被成候／

〔
〕

御弁さま 中秀

二 元文元年七月～九月の五日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-1-9 (九六〇-三-五)

手紙にて申上まいらせ候、／こん日はおも／敷天氣／相にて御坐候へとも、いよ／はさま御始となたさまも／御きけんよく入らせられ候哉、

れ／く候、／おたきさま／よ／御心よくいま／ほとつねニ御なり被成候や、／其後御たつねも不申上いかゝ／おハしまし候や、承度存ま
いらせ候、／めてたくかしく

〔
〕／御心やすく思しめし被成／候へく候、しかれハ先比御／もとし申候かたひら、また／御世話さまながら北田の口／の方並白帷子此者え／おこし下され候へく候、先比之／すゝしさにてハ中々節句／などかたひらハ入申ましく／そんし候て、小袖にてよく／候へとも、

此／ころの氣色にハ／小袖にてハなりかたく候故／申上まいらせ候、御世話さまながら／御／し下され候へく候、右／申上たく文して申まいらせ候、／おもしなからとなたさまへも／ようしくたのミあけまいらせ候、／めてたくかしく

三 元文元年七月～九月の十三日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-1-7 (九六〇-七)

五日

尚々は／さま御はしめ／となたさまへもようしく御事つて／御心得まし下され候へく候、たのみ上候、／猶其内委しく申上候へく候、／肥前さま之かた北にしども／いよ／御かはりも御さ有ましくと／そんしまいらせ候、おいくさま御出被成候ハ、／よろしく御心得まし／下され候へく候、たのみ上まいらせ候、／かたひらハちしろを／御こし下され候へく候、／御ふろしき壱ツ／御もとし申ま／らせ候、御請取下され

〔
〕

御弁さま 十三日

人々申上給へ

直

四 元文元年八月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-111 (九六〇-111)

尚々昨日江戸へ御状出候よし、/わたくしかたよりも一封御たのミ申まいらせ候、御届申へくとそんしまいらせ候、/御つかハシ被下候や承たくそんしまいらせ候、/となたさまへもよろしく/たのミ上候、こゝもと両人もわたくしより文まし申上候様と申されまいらせ候、/めてたくかしく

手紙ニ申上まいらせ候、いよ御かはりも御さなく候ハんと/うれしく存まいらせ候、此かた相替儀御さなく、左中義も道員様/御くすりニて一日より段々と心よく/くらし被申候、追日快氣申/されへくと何れも悦申事/御座候、しがれハこゝもとも来月/七日八日比ニハ忌中も明候ニ付、/忌中明候ハ、屋敷かたの/衆三振舞いたされ候ニ付、/こゝもとハ吸物宛よろしきの/御座なく候ニ付、隠居ニ御さ候内/何れ成共かし候様ニと申され候間、/御世話さまながら黒吸物/わん此者へ御かし下され候ハ、/かたしけなくそんしまいらせ候、/まい度/何のかのと申上御事多/御中、御世話さまとかたしけなく/そんしまいらせ候、かつまた九日ハ/神事ニ付、もハや小袖入まいらせ候/まゝ、ちりめんの小そて二色/なから、/ん日御こし下され「」/「」

御弁さま
人々申上給へ
なほ

五 元文一年七月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A-1-167 (九六〇-151)

「」/之内これよりも文して御たのみ申入へくと申上ま

いらせ候、/左中も何かといたしました、「」れすよく日、「」せ被下候、かつ藤之進殿へ私かたより遣し候返事、摺津守さまより御まへさままで申きたりまいらせ候よし、/なるほど左候へはよろしく御さ候、/左中帰られ候ハ、御申下されへく候、/「」

「」多中態々御人被下候/よし、よくそ忝存まいらせ候、/仰之」とい」との外ひえ/しく/候へとも、いよ御かはりなく御くらし被成候、「」/「」めてたく存まいらせ候、/こゝもと何れも無事候、左中も打続心よく、昨日たん波へ/參り申され候、帰られ候日の/儀御たつねそこの儀ハ申置れ/す、しかれハ先比こゝもとより/申進しまいらせ候御返事共委/御「」忝存/「」

六 元文一年七月~八月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-138 (九六〇-111)

候、/たのみ「」/「」御取出し/ちよと御こし被下候へくとさうし上候、/此御事などニテ御氣力もつき、/もし御病気ニも成候ハ、/大がた/ならず御心もとなくまい日/「」御便をまら上居申候、御事のたび/此前もケ様ニ御便間遠て/となた/も御きつかひ被成候所ニ、/御きけんの御文登り候故、又/此度も其例ノまゝ色々御噂/のミ申出し御心もとなく存/まいらせ候、御兩人さま嘸御きもしニ/覚しめし候ハんと存まいらせ候、/御はさまへもよろしくおもしなから/御事つて仰上させられ可被下候、/かつまた此間小袖の儀仰/下され忝存申まいらせ候、/

先日の小袖／早々多くハ御つかはし下され候／よしニ候へ共、おしんさま思し召入／□義共御さ候との御事にて、いま一／度江戸よりの文登り次第／御仕立被下へくのよし、御もつ共の／御事ニ存上まいらせ候、なるほど左／様ニ仰られ候て其向ニ被成置かれ／可被下候、おしんさまニハとかく前々より／袖をとめ候様ニとたひ／＼仰られ候／御事候へハ、此度猶更さやうニも／仰られへくと存まいらせ候、猶近日／江戸より御文も登り次第の上ニて／決定いたし申へく候ハん故／其内の事と先こゝもとの□／小袖共手をつけ不申候、大かたハ／袖とめニてハ有ましくそんじ候、／其上先此節などそてを留／まいらせ候御事ハ私モニのミ不申候へ共、／何事も御左右したひと存まいらせ候、／猶々委ハ其内御めにからり候て申／上まいらせ候へく候、たけ叶候ハ／＼さそ／＼御事多御にき／＼しく入られ候／ハんと見申事おし計、御噂の／ミ申上くらしまいらせ候、たけも／首尾よく御すミ成され候や承たく／存まいらせ候、となたさまへもすい分／御きけんよく御入遊候へく候、／めてたくかしく／＼

伯母さま

直

人々申上給へ

七 元文二年八月十三日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-1-10 (九六〇-三〇)

候半ハ、／御事多候中御心へかけ被為、／喪中御見廻と仰られ候て、／何よりの御重御内意下され／数々忝なさ、さつそく靈前へも／備申へくと御心さし／一入と悦／まいらせ候、仰下され候ことく／志雲院義もほどなく明日ハ／月忌ニなり、跡月の此比の事共／存出し、噂のミ申べらし居／申事御さ候、智光院さま御はじめ／となたさまへもよろしく御礼／仰られ下され候へく候、たのミ上候、

一筆者申上まいらせ候、弥御かはりなく／うれしく候、わたくし無事ニ／如仰ひろ／＼と能やふ入致し／悦入まいらせ候、しかれハ先比申／上候かたひらおもしひと／＼物御／取揃御／＼し下され、かたしけ／なく、何も／＼たしかニうけ取／申候、かうかいも出来候よしニて／御こし下され、かたしけなく／そんしまいらせ候、おひ／＼わた御／入御くけおかせられ下され候よし、／添何事も／＼其内帰委御礼／申上候へく候、御使またせ候故／早々申とめまいらせ候、申残し候も／数々ながら御免可被下候「／＼」／御返事申上候へく候、／めてたくかしく

十三日

摂津守様
御うもしさま

御返事申上給へ

八 元文二年八月 荷田直子いし消息

襖下張 切続紙 A-1-1-26 (九六〇-一六)

「 御文登りまいらせ候よしニてこゝもど／御とゝけ下され悉、御きけんの／御便ニて御同しニ御めてたくうれしく／そんしまいらせ候、先比御便御さ候趣、／たえ／＼しきなから何など成御くわし／上申候所、折節御切目の所へ／参候とて、山々御悦こゝもどへも／仰下され、数々の御礼共いたみ／入まいらせ候、先とや御礼申上

尚々御はゞさまへもようしく御申／上下され候へく候、左中事／きつかひの儀ニハ無之よし／仰られ候まゝ、となたさまニもかならず／＼御きもし下されましくと、／豊前守さま御まささまへも／よろしく

御入筆申／上候よし仰くたくさせられ／被下候へく候、何も／又かさ

ねて申／「 」さほとも／御状被下候へとも、大かく

さま御帰被成文まし／候やうす□□、又下され候ハんとそんし候、／

御返事御ふさた為し／御免被下へく候、めてたくかしく

御事多御中ニ兩度迄御文ニ／預り忝存まいらせ候、いよ／＼そこもと／と
なたさまニも御かへらせなく被為入候／由、けさほと大学様御出被下／委
御便承喜しく存上候、／こゝもと左中義まい度御たつね／被下忝、これも
何と致し被成／長引、其上此度ハ是迄ニなき／□起りニテ御さ候所、昨夜
ニニ／＼「 」＼「 」存□／之通しろとはかりにて、大かたな
らす／きつかひいたし申候段、御さつし被下／候へく候、夫故道員さま御
よひまゝ／進し候所、さつそく御見舞／被下、少もきつかひなきよし被仰
／候で、いつれも安堵いたしまいらせ候、／とかく夜三入あしく候故、道
員様／今一度御見舞被下候様ニ申／上候ニ付、先ほど又々御出被下悦／申、
今朝ほどより打続候て先快／かたニ御さ候まゝ、何とそこよひハ／さし起
り申さぬ様ニいたしたく／存事ニ御さ候、そこもとおまニても御聞／下さ
れ、御兩人さま御きつかひ被下候／よしニて、けさほと大学様遠／方御苦
勞御見舞遊し被下、／左中始いつれもかたしけなく／存まいらせ候、乍去
たゞ今のこと／ニ候へハ何之御あいそとも御さなく、／殊更不自由の所ニて
何を上／申へく候物も御さなく、おかしき／物ながら手近ニ御さ候ニ付、
何など／上申され候所、御帰被成御ふいちやう／下され候よしニて、かす
＼の御礼／いたみ入まいらせ候喪中も今一日ニ／なりまゝらせ候まゝ、
ひろ／＼成候てまた＼御出下され候様ニ、よろしく仰／上被為可被下
候、其外となたさまも／御入筆の御礼能たのミ上候、暮及／候故そふ＼
文跡先能候たん／めてたくかしく

御弁さま　いし

御返事申上給へ　なほ

九元文二年八月　荷田直子消息

襖下張　折紙　A-1-四七（九四八-10）

尚々いつかたへも文ハしんし／不申候まゝ、いつれもさま御出候時分
／よろしく御心／まし下へく候、／御はさまはしめとなたさまへも文
まし／よろしくたのみ上候事候、／お岩さまへハ先頃より文して御た
つね申／たくそんしながら、／打たへくらしまいらせ候、見舞状ニて
候／故さしたる事も御さなく候まゝ、／かさね／＼ニても御返事／下
され候故御申つたへ／被下候へく候、いよ／＼御ひたちの御事ハ／か
ねてかす／＼うれしく／そんしまいらせ候、御となりよりもかハラす
／御出被成候や、御出候節ひせんさま／おいしまさまへもよろしく御申
つたへ／下され候へく候、おいしさま御きそく／御つゝき心よく候や
承たく／そんしまいらせ候、しやうせんさま御かた／おたきさま御つ
かへもいよ／＼御つゝき被成候哉、／御心よく御くらし被成候や、こ
れまた承たく／「 」心「 」こゝもと兩人も「 」くらし／よろ
しく御入筆申上へくのよし／「 」の申まいらせ候、めてたくかしく、
＼「 」て申まいらせ候、早々御もどし申／宮内さまへ御納たく申候
様百人一首／同事に左中見／申度のよしニ御さ候まゝ、／こん日御か
し被下候様／御申上下され候へく候
一昨日かた便ニテ文して申／上まいらせ候、御届申候 先は／昨日こん日
ハまた立帰り／ことの外の思召ニテおハしまし候／＼とも、いよ／＼御揃
御きけん／よく御くらし被成候や、うけ給／たくそんしまいらせ候、こゝ
もとひま／なくくらしまいらせ候、御心やすく／覺しめし下され候へく候、
先とや／此間ハ江戸より文登りまいらせ候／所 私義悦はしき事申／来る

れしく候所、それニ付書物共ノ入用御さ候まゝ、ちか比御事多ノ中御世話さまながら此中ノ申上候書物共不残此人ヘノ御こし下され候へく候、かつまたノ豊前守様御申上ノ扶桑拾葉集毫巻よりノ七巻め迄こん日御かし下候

様御申上游され被下候へく候、ノ口あきまいらせ候ハヽ、尚々もし御留主ニて候ハヽ、おまささまノ此よし仰られかならずノ御こし下され候へく候、又大学様ノもノ御頼まし下されへく候、神事の屋ノ長持ヘ平家物がたり十二冊ノ入置候まゝ、何もノ御取出し御ノこし成下され候様

たノミノ上候、ノくれノも小そてたん内ニノ万葉集と御さ候分ハ不残御ノこし下され候へく候、たとヘキノ御さなく候ても半紙本ハ皆ノ万葉ニテ候まゝ、引出共不残ノ御引いたし被成御とり出し被下ヘく候、何事ノも又かさね申ノ上候へく候、又追々入用候物共ノ申上候事も御さ候ハんまゝ、御世話ながらたのミノ上まいらせ候、めてたくかしく

おち様

直

御うもしさまノ給ハ

一〇 元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A一一四一（九六〇一四三）

尚々候へく候、南北御かはりなくノおいわさまいよノ御ひたちうれしくノ御申上たく被下候へく候、ノ口口たさまノもノ入筆ノ腰掛くたの□□ノもとノ申候よし申上候へくのノ腰掛さまよりノん日ノ口はしめより御珍しき一品進しられ、ノ口節御心かけさせられ候段山々悦ノ

幸便ニ任手紙にて申上まいらせ候、ノいよノおかハリも御座有ましく存まいらせ候、ノもとかはりノ左中義持病氣ニ候へ共、ノ口度ハよ

ほとかろく御さ候間ノ御きもしノましく候、しかれハ度々ノ御世話の御事ながらわたくしノ小袖たんすに万葉集とノ

御弁さま なほ

人々申上給ハ

一一 元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A一一六八（九六〇一五一）

「」ノ口口のよし御事つてかたしけなく存候、ノ猶又よくノたのみ上候、ノはさみはこふんこたしかにノ受取まいらせ候、左中もノよくノ申上候やうニと申されまいらせ候、ノいそきわけいかゝ御免可被下候、ノおなほさま御ひえ進まいらせ候、ノ御受取可被

下候、めてたくかしく

「」参られ候やうニとノ仰下され候、なる程かしノまり候ノよしニテ、お直さま御こし候ハんもノ御まへさまいかいノ御セわニテノ大きた出来させられ候よし、ノ左中物かたりニテうけ給り、ノ刄々御事多中御セわさまノのたん筆ニテ申つくしかたく、ノ左中初私共もおなし事ニ

一二 元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一一六（九六〇一三九）

尚々ノもんの小そて御したでノ被下候ハ、袖下ハ壹尺壹寸ニ御仕ノ立被下候へく候、何かノ御世話のたんノ山々かたしけなく存ノまいらせ候、ノもと左中もわたくし共ノよりよろしく相心へく申上へく

のむね申され／まいらせ候、かつ御大事の御／ふん／御かし被下かた
し／けなく御もとし申まいらせ候、／しきしふん／御ふくさ／壱つ御
もとしまいらせ候、御うけ／取下され候へく候、此ちりめんの／うら
ハたけもみしかく／ふりもみしかく御さ候故、／先日のこもんのうら
に／いたし申へく存まいらせ候、左様／心得被下へく候、此ちりめん
の小そて／ふりハ表たけのとほりにニ／〔

此間はこま／との御文被下／忝拝けん、仰せのことくしたひニ／朝夕こ
との外ひえ／しくなり／まいらせ候へとも、いよ／そこもと御／とり

／＼さま御機けんよくふし／御産婦さまニも御障も御さなくや、／承たく
存まいらせ候、こゝもと何も／相がわりなくらしま／らせ候まゝと／
先日は左中義久々ニて参／申され、となたさまへもゆる／御／目にかか
り、其上品々御地走共／なり申され候よしにて帰られ、／山々悦被申、わ
たくし共同し御事ニ／忝存上まいらせ候、となたさまも／ようしく御礼た
のみ上候たんは／〔

一三 元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 切紙 A一一五一（九六〇一一）

尚々こん日ハふせん守様／御出下されいつれも御めにかゝり／うれし
く存上候、去ながら／たゞいまの事ニ候故／いつとても何之御いそう
も／御座なく御帰被成、御残多／そんしまいらせ候、左中かたへも／
御事つて仰下され申／聞候所、かたしけなきよし、／又よろしくわた
くし共より／御礼申上へくの旨／申されまいらせ候、沢野かたへ／御
心御かけさせられ、まい度／＼御事つて遊し下されかたし／けなく、
申きかせ候へハ有かたかり／又御礼よろしく申上真候様にと／申まい

らせ候、あら／＼御返事まで／めてたくかしく

御事多御中／ま／との／御文下され、かたしけなく／拝見いたし申候、
仰之通／此一両日へうち続不勝／の天気相ニて、何かたも同じ／御事ニ難
義いたしまいらせ候、／いよ／そこもと御もと様となたさまも／御渝被成、
御きけんよく御くらし被成候／よし、何より御めてたく／御喜しく存まい
らせ候、道員さま／御かたも御かはり御さなきよし、／これまた同じ御事
うれしく／存ま／らせ候、此かたも何れも／無事ニくらしま／らせ候、し
かし／ながら左中義ハ先頃より／〔

一四 元文二年八月／九月 荷田いし消息

襖下張 繰紙 A一一五四（九六〇一六）

尚々花主院さま御方へ／御差□□よろしく御礼／仰上られ可被下候、
／扱ハ御きどりやう／何ほど上候てよろしく候へんや、／かさね
て仰可被下候

わさと人して申上まいらせ候、／こん日も殊外のあつさニ／おハしまし
候へとも、いよ／＼御かはりも御座なく／御きけんよく入らせられ候
や、／うけ給り度存まいらせ候、／こゝもと相かはる事も／御座なく
お直さまいよ／＼御きけんよく御座なされ候、／扱ハ左中事も御念も
しさまニ／御たつね遊し下され／かたしけなくそんしまいらせ候、／道
員さま御かけにて段々／快、こん日などハつねの通ニ／おハまし、しよ
く事も／つねの通ニ給申され候まゝ、／おもしなから心やす／覚しめ
し可被下候

一花主院さま御方の事／御事多中ニわさ／＼御つかい遣され下され候／
よしニで、御状御見せ／下され、山々忝そんしまいらせ候、／御かけニ

襖下張 断簡 A-1-37 (九六〇-一九)

てたん／快、／さん／かたしけなき御事／とそんしあけまいらせ候
／「 」御せわさまのたん／ふてにて御礼■申つくし／かたく存ま
らせ候、きのふ／道員さま御出下され候せつ／御返事御礼申上度そん
／まいらせ候へとも、折ふし／きやく御座候て、其上たん／はより人參
り、其のかへし／何かと取込、存ながら御ふさたニ／なりまいらせ候、
そのたん御ゆるし／可被下候、筆末なから／となたさまへもよろしく／
御心得まし、たのみ上まいらせ候、／左中もよろしく申上候やうニと／
申されまいらせ候、いそき／あら／わけいかゝニ候、／めてたくかし
く

尚々こゝもと兩人も／よろしく申上べくの旨／申入まいらせ候、めて
大切に申上まいらせ候、こん日は不勝候天氣にて／おハしまし候へと
も、いよ／御とり／さま／御揃、御さへりなく入せられ候や／承度存
申まいらせ候、こゝもと／相かへりなく、左仲儀も打／
〔 〕

御弁さま
直

人々御中申上給へ

一五 元文二年八月～九月 荷田直子消息
襖下張 断簡 A-1-36 (九六〇-一八)

尚々こゝもと兩人も、私より／よろしく相心え申／上候へく候の旨申
付まいらせ候、／御は／さま／も文まし／よく／御事つて仰上られ
／被下候へく候、願上まいらせ候、／腰掛さまかた御揃御きけん／
〔 〕

序ながら一筆申上まいらせ候、／いよ／御かわりも御さなく候／ハんと
喜しく存まいらせ候、／こゝもと左仲儀も打続／快方ニて、夜前もことの
外／しつかニ御さ候て、けさに成候ても／〔 〕

伯父様
御うもしさま
申上給へ
直

一七 元文二年八月～九月 荷田直子消息
襖下張 切紙 A-1-29 (九六〇-一〇)

尚々わたくしおひ／御事多／御中ニ、ひとひ御ま／さま御事□□／
遊し被下、御ぐけ上置せられ下され候／よし仰被下かたしけなく／そ
んしまいらせ候、もハや時節入用ニ／御さ候まゝ此者へおこし／被遊
被下候へく候、たのミ上まいらせ候、／追畠豊前守さま／御羽織二つ
袴こん日／もたせ上候、御つけ取／被下候へく候
手紙三て申上まいらせ候、こん日ハ殊／外ひえ／しくおハしまし候へ共、
／いよ／御かはりも御さ有ましくと／御喜しく存上まいらせ候、こゝも
と無事／くらしまいらせ候、昨日ハ久々ニ左中／参申されとなたさまへ□
御めにかゝり、／其上数々の御地走□□ニ成／被申候よしニて帰られ、こ
ま／＼ふいちやういたし悦被口、文上被／申す候まゝ、私よりよろしく
相心得／御礼義ニても申上へく候の旨申され候、／かつまた豊前守様へ仰

上られ／被下候へく候、先日の扶桑集／八より十一三迄／ん日御かし被下

候／様御申上遊し下され候へく候、□□／もしなからたのミ上まいらせ候、

となたさまも／文ましよく／御心得まし遊し被下／候へく候、めてたく
かしく

御弁さま 直

御申上

一八 元文二年九月二十一日 荷田いし消息

襖下張 断簡 A-一一六九（九六〇一五八）

尚々道員さま御夫婦さまへも／「 」／「 」／よ
して歌之題／首何とそ／兩人共よみ候様ニ仰被下御心さし／かたしけなく
ハ存上候へとも、／左中儀ハ明後日たん／「 」／「 」
／尚々くれ／も御事多御中／忝、幸明日月忌ニても候へハ書外へ／備候
ハ、と山々御心さし／忝存、猶跡より申／「 」
□□書状／いたし可申のよし申上候へとも／あのほうより一三日中ニハ／
返事参申へくと／存まいらせ候故、返事／参登からと／「 」
御心御かけられ何よりの御重物下され、／おほしめしより、ま／との／
御文被下忝、いまたおはさぬ／□□□御さ候へとも、いよ／御揃／
「 」／そんしまいらせ候、先とや／ひとひハ参ゆる／
と／御めにかゝり／とさら／御事多中ニいろ／御／ちそうニあつかり
山々／「 」／「 」／「 」／「 」／「 」／「 」／「 」／「 」
たことの外／そこね居申様の御事ニ候て／また拾にいたし可申や／其内御
申こし下事／めてたくかしく、以上

(端裏書)

「巳九月廿一日之返事」

一九 元文二年九月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-一一六一（九六〇一四一）

尚々左中もよろしく／申上候様との事御さ候、沢野之内／家内のもの
共／御入筆申きけ候て／山々有かたかり、又よろしく／申上くれ候様
ニと申事も候、／道員さま御かた御そく才のよし／うれしく／とな
たさまよりも／御事つてかたしけなく、／又よくたのみ上まいらせ候、
／何事も／私よりめてたくかしく

たゞ今これより人ニて申／上へくと存候て、文したゞめ／居申候所へ御人
下されかたしけ／なく拝見、いよ／其御もと／御揃御きけんよく御入被
遊候／よしニ付うれしく存上まいらせ候、／こゝもと留主中かはりな／
御使見申通、たゞいま左中も／帰り被申すい分無事ニ御さ候／まゝ、おも
しながら御心やすく／覚しめし可被下候、しかれば／江戸よりも当十九日
出候御／文共廿五日ニ相届申候よし、先／あなたニておちさま初まいらせ
られ、／御揃御きけんの御便ニておハし／まし、御同くうれしく存上まい
らせ候、／京よりの文いまた壹通も／此月文相とゝき不申、御きつ／かひ
ニ覚／「 」

二〇 元文二年九月一十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-一一三（九六〇一）

尚々御はさまはしめとなたさまへも／よろしく仰せられ／下され候
へく候、／御はさまニハ秋冷の御さへりも／御さなく、いよ／

御きけんよく／御せんも御上り被成候や、承たく／そんしまいらせ候、江戸よりも／いまた御文登り不申候や、／これまた承たく／そんしまいらせ候、おくめゆかへも／おもしなからよろしく／御心え下され候へく候、／かつわたくし／くんないののふとん、／ちかき内御世話ながら／御あらハリ置せられ下され候へく候、／たのみ／上まいらせ候、／めてたくかしく、／大炊殿かた書状／御遣し下され候故、／返事取帰候様ニ／御申付下され候へく候、／此よし御たのみ申上候様との事、かしく

手紙三て申上候、此一兩日は／ことの外朝夕ひえ／＼しくおはし／まし候へとも、弥御は／さま御はしめ／となたさまも御さわりなく御ぐらし／なされ候や、承たく存まいらせ候、／こゝもどニもどり／＼無事ニ暮し申候、／左中義も道員様御かけて／打続心よく暮し被申候まゝ、／おもしながら御心やすく覺し召／被下候へく候、しかれハ先日は／小袖共御／＼し下され、忝たしかニ／請取申候、御帷子共ハ／こん日御もとし／申候間御請取下され候へく候、／且又御事多御中度々御世話／の御事ながら、此者ニ神事の屋／＼御座候矢箱御／＼し下され候へく候、／江戸よりの御疑問のかき付／並ニ御用向の書状共御さ候故、／此かたニ居申候内揃置申度／存候ニ付、申上まいらせ候、且だん／すの小引出しニ八雲立伝の事／と書付、朱など引候て、みの紙／二枚三枚ニしたゝめ御さ候／を、入置候様覚しまいらせ候、これ又／御めんとうなから御たつね出しひ御／＼し下され候ハ、忝存上まいらせ候、／もし見え不申候ハ、／不残たんす共／御引出し御らん下され候へく候／

一先比豊前守様かた左中かたより／御たのみ申上られ候大炊頭殿／□□のしたゝめ物之義、いよ／＼そこもとさま迄參不申候や、參居／候ハ、此者御／＼し下され候へく候、／□□候物ニテ御さ候間、もしまた／參

らす候ハ、そこなとより□□＼御人御／登せ被成候節ちよと御より／下され、其元様迄御とり寄せ／被仰候ハ、かたしけなく存まいらせ候、／則文認／＼ん日そなたさま迄／進しまいらせ候間、御世話ながら／□□候趣御たのミ申上候様ニと、左中／申されまいらせ候
一先日御預申上候金子、わたくし／帶を御取下されへく様仰られ候か、／最早御とり下され候や、もしいまた／御取不被下候様の御事ニ候ハ、少々／入用之義御座候間、金子共／＼ん日御こ下され候へく候、たのミ／＼上まいらせ候、御便之度／＼二色々の／御事共申上、御世話さまのたん／忝そんし申まいらせ候、こゝもど兩人も／よろしく文ましわたくしより／相心得共申上へくの旨申され候、／めてたくかしく

御弁さま なほ
人々申上給へ

一一 元文二年九月／十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一四五（九六〇一四七）

尚々こゝもど両人も／御心得申上へく、文申まし候／のむね申されまいらせ候、

態人して申上まいらせ候、弥／御かはりも御座有ましくとうれしく／存まいらせ候、こゝもど無事、／しかれハまい度御世話の御事／ながら、右之書付の書物共／不残御取出し御／＼し被成下され／＼く候、大學さまより遣され候／□共□しよりニ三玉をたつね／□＼く候＼共両題ながら見え／

〔 〕作例なく候て何分／〔 〕

御弁さま 直
人々申上給へ

一一一 元文 一年九月、十月 一二に附属

襖下張 切続紙 A一一五五（九六〇一九）

印本
表紙黒

類字名所 伊呂波わけ二て
小本二而御さ候、八九冊二覚え申候

印本

和歌分類 小本二而八冊ほどと覚え申候、表紙雲取紙、右ハ御世話なから神事屋私／長持ニ有之候儘大学様へ／御頼まし下され、御取出し／御こし下されまいらせ候へく候

一類聚点取 かきほん、いつき筆ニテ御さ候
三冊

一義政公百首 壱冊

右ハ御まへさまも御存知ニ御さ候、わたくし折々見申、御まへさまへも／御めにかけまいらせ候、御覚え御さ有へく存まいらせ候、御尋被下、右之通御／こし下され候へく候、たのみ上候、／めてたくかしく

一三一 元文 一年九月、十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一五九（九六〇一七）

「 」／まして先と、昨日ハ帷子／共御こし下され奉、かつ又／御染させ下され候物出来候／由ニテ御みせ被下奉存候、／美しき／もんニそめ上り候、／よろしく出来候様ニ存かたし／けなく存ま

いらせ候、いかひ／＼御世話／のたん数々悦奉申候、しかれハ／先比豊前守様かたへ左仲／かたより御たのミ申上候青山殿へ／の文、もハや御達し下されへくと／存まいらせ候、返事ハいました参／不申候や、参持申候ハ、此者／御こし被下候へく候、たのミ／上まいらせ候、となたさまへもよろしく御心え／まし下されへく候、めてたくかしく

一四一 元文 一年九月、十月 荷田直子・いし消息

襖下張 切続紙 A一一三二（九六〇一〇）

尚々となたさまよりも御事つて／忝、又よろしくたのミ上まいらせ候かつまた大炊かみとの方／文の事かもんのたんニテ仰被下／忝き、明日御たより御さ候よし、／參候ハ、御世話さまながら早々／御こし被下候へハ忝そんしまいらせ候、少々／此節の入用ニ欠候故かく申上まいらせ候、／此間ハ色々御こし被下かたし／けなくそんしまいらせ候、わたくしたんすニ／はたき御さ候、よこれ居申候ハ、／御あらハせ、ちかき内／御こし被下たのミ上まいらせ候、たのミ申上候、めてたくかしく、／又わたくし白のうらちあしく／ななく候よしニテ、こもんニ／御そめさせ被下候よし／忝き、左内参次第御ちや／下されへくよし、かたし／けなく被仰候、御世話さまの事／かたしけなくそんしまいらせ候

御事多候中覚しめし／よらせられ、こま／＼との御文／下され忝拝けん、如仰昨日よりハ／また立かへりことの外の暑／おハしまし候へとも、いよ／＼そこもと／となたさまも御渝御きげんよく／御入被成候由、委御便承うれしく／存まいらせ候、江戸よりも一昨日七／月廿日出の御状登りまいらせ候／よし、さためし是ハ御書たかへ／被成候故と存、八月の御文と／

さつし上まいらせ候、御いもしニ御さ候／よしニてたゞ一筆登りまいらせ候／由、先御きけんの御事何よりうれしく／存まいらせ候、さてはこゝもと／左中義度々御たつね被下忝／存まいらせ候、先比より道員様／御くすりニて打続心よく御さ候所／一昨日例のかたいちニて是非ニ／湯へ入被申候所、其晚より不出／来ニて、昨夜ちか比ニ覚え／被申ぬ大おこりにて、わたくし／おとづきまいらせ候、それ「」／

「」

御弁さま

いし

御返事申上給へ なほ

一五 元文二年九月九十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一五二（九六〇一一一）

「」／おいし殿へ御事つて／申まいらせ候所／忝よし、またよく／相心え／御礼申上／くのよし／申され候、となた／も／

たのミまいらせ候、めてたくかしく

「」／「」／存まいらせ候／私かたより次第二日もつまり候／故心せき候と申上候儀、御／ふしんのよし御たつね被成候／御文委掛け申候、此のかたハ／何之儀も江戸より申参らす候／故存す候へ共、摂津守さまより左中かたへの／御文ニ、十月廿日比迄ニくめんさ／出来候へハ何とそさしくたし給候／様ニとの御文ニておハしまし候を／掛け申候儘ニて御さ候、銀子の／くめんハ左中いたされ候事故／衣類の儀さ／出来、其上／江戸よりも追いよ／さ様ニ仰／され／く候と存申進し候事ニ／御さ候、先先たつての御文ニ／十月廿日比までと仰下され候ハ／何事も外広々いたし置候で、／しそんし申候も有ましき御

事と存、／こゝもどニてハゆのしニ遣し候物も／もハや遣し、／とさらちりめん／など仕立候事ハひま入申へく故、／急候所御ふしんたてられ／御尤ニ存まいらせ候、なるほどそ／もと／さまかた覚しめしの通相心得／まいらせ候、又表向のねかひの儀／と御たつね被下候、此儀切手の／事ニ御さ候や、か様の事ハわたくしハ／存「」左中帰られ候て御たつね／可被成候、不調法の事申上候て／委御たつね、きのとくニ存まいらせ候、／さやうニ候ハ、何も急候事ニてハ／御さなく候まゝ、左様覚しめし／可被下候、かつもみの事も委／仰被下拝見申候、御まへさま覚しめしニハ／左□□の時分の事ニ御ぐらへ被成、／地合きんニ被成候ハ、ひとつきニても／四五十めもしてハ有ましきよし、／左中へ□先日御物かたり被下候／よし、御もつともニ存まいらせ候、／

二六 元文二年十月九日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一一七（九六〇一一五）

尚々江戸よりも久しく／御文登り不申候、いかゝ心もとなく／こゝもとても噂のミ申くらしまいらせ候、／先月十九日のまゝにて／おハしまし候哉、其後いまた壱通も／登り不申候や承たく存まいらせ候此間ハ不勝のてんきにて／いつかたも御同くこまりまいらせ候、／いよ／御揃被成御きけんよく／御入被成候やうけ給りたく／存上まいらせ候、しかれハ先日／御もとし申上候様ニ文ニしたゞめ／取落しまいらせ候御書物返進／申上候、御うけ取遊され被下候／へく候、右申上たく手紙にて／申上まいらせ候、めてたくかしく

無神月九日

御弁さま

兩人より

人々申上給へ

ようしくたのミ候、/ めてたくかしく

御へん様 直

一七 元文二年十月十一日 荷田直子消息

襖下張 切紙 A-一一一八 (九六〇-一一)

十月十六日

追^而先比承候へハさやの/表参り候よし、もんもよろしく/出来まいらせ
候様ニ承りうれしく存/まいらせ候、そ/もとさまも/の時分/何か御い
もし/もおハしまし候ハん故、/こ/もとにて御仕立被下へくのよし/御
さ候まゝ、こん口御おこされ被下候/へく候、うちもみ取ま/いらせ候ニも、
ふりたけ見不申候ては取かたく/存候まゝ、何れの道先御こし被成/被
下候へく候、しまのおもても/先比よりゆのしに遣し置、ことの外/ゑり
あふら付居申故、油/をぬきけし候故いた參り/不申候、何さま近日ニ
參り候/わんと存まいらせ候、以上
(端裏書)

「十月十一日暮時分來ル」

二八 元文二年十月十六日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-一一一五 (九六〇-一一)

奉書よこ折ニ/「 」認候□□上「 」

「 」となさまも御きつかひ被下/「 」
帰り可申と申候へ共両□□ハ/ことの外とめられ、天氣上り/次第むか
への者御こし被遊/下され候様ニ申上へくの旨/被申候まゝ、明日にても
上り候ハ/御世話ながら左様遊し被下候/へく候、かつまた左中事仰/
下され候御文の通、後ほと申/聞へく候、御使見申通きやぐ/御さ候て取
込居被申候、そ/もとさま/御とり/おまかたより御事つて/添、また

二九 元文二年十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-一一四九 (九六〇-五)

尚々おまささま/も文まし/よろしく仰られ下され候へく候、/にし
被成/其後/そこ御もとさま/も御出遊し候や/御出候てよろしく
御事/かす/たのミま/らせ候、/うねめ様ニも御下り被成候や/
そ/もとへ御出被成候ハ/よろしく御事つて/仰られ下され候へく
候、/この外ひせん様おいくさまかたへも/同じ御事御たのミ上候、
/追^而御めんとうながらわたくし/りやうしは/ニニかミニつゝみ置候
様ニ覚へ/まいらせ候、奉書ニ武藏野と申/歌かき一枚、ならひニ
奉書よこ折ニ/「 」認候□□上「 」

此間は御返事ながら/ま/と/or/御文被下かたしけなく拝けん、/した
ひニことの外のひえ/しき/おハしまし候へとも、いよ/おはさま
/はじめさせられとなさまも/御揃被成御機けんよく御入あそハし候、
/御承たく存上まいらせ候、こ/もと/いつれもかはりなくらしまいら
せ候、/まいとや江戸よりも十九□後/いた御状壹通も登り/申さす候
よし、いかいたし候御事ニや、/承候へハ井上様も御病気ハ/ほんふく
なく去月御かくれ被成/」

三〇 元文二年十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一四〇 (九六〇一三四)

尚々兩人共もよろしく申上へくのよし申され候、かつらとのより／の代わりとゝけ被下／かたしけなく／何さまのちほど／御めにかゝりく／ハしく／申上へく候

御人下され忝弥御かはらせ／なくうれしく、こゝもと無事、江戸よりも当八日出の御文登り、／となたさまニも御きげんよく／御大儀の御事も御かゝり相極、／牧野越中守様ニおハしまし候／よし、先々うれしく御文之通左中へも／申きけ候所 同しく□まいらせ候、／わたくし義も委申参へく／よし、御文之内左中拝見申候、／明日あたりハ参り相たん申上へくよしかねて申いれ候、／かつ私ひかへの事こん日ハそなた／こなた情をり候付ひかへ、／明日ニ被成下されへくよし／御はさま仰られ候よし御もつとも／ながら、此度ハかへり候ニテハ御さん／書物に候儀、急々ニ申まいいり候／故三日の中相たん決定、／左中へ申くれ候、是さしくたし候／二付、一先參候てそ□人へ申入候て／おハしまし候まゝ、御勝手くるし／「 」こん日むかへ「 」／「 」

御弁さま

直

御返事申上給へ

三一 元文二年十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一一八 (九六〇一八)

こん日是より人ニて申上られ候様、／如此したゝめ候所へ御使被下、／江戸よりも御きけんの御文登り／御たかひうれしく存まいらせ候、左中／か

三一 元文二年八月～十一月の十七日 荷田直子消息断簡

襖下張 断簡 A一一三一 (九六〇一五七)

「 」／御礼仰られ下され候へく候、／腰掛さま御きげん能おハしまし、／御たきさまニも御つかへいよ／御心よく御さ候やうけ給たぐ／そんしまいらせ候、何も／いそき／□□□□＼こし下され候へく候、りやう「 」／けんこの内ニカ「 」／書物共一緒ニ仰「 」／御とり揃御こし下され候へく候、／かつまたわたくしの小そて是も同じ「 」／御こし遊し下候へく候、たのみ／上候、いそき早々めてたくかしく

十七日

三一 元文二年十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一一八 (九六〇一八)

襖下張 切紙 A一一三〇 (九六〇一八)

たへ伯父さまより御文遣され候へ共、／先ほど使見申通きく來／取込居申、いたとくと／拝見不被申候まゝ、近日是より／御めにかけ申されへく候、此よしよく／申上へくのよし被申まいらせ候、小そての／儀口いよ／＼ふりニ御決、是より／おのふさまへ御仕たて被下候様いま／達し下されへく候、かつまた書物／の儀共ニ付、近々一先帰り候て／改、もくろく江戸へ上申たく候／ニ付、一両日之内ニかへり申たく／おハしまし候か、そなたより御世話さま／ながら御むかへ下されへく候や、／またハこれよりおくられ候てより／くるしからすおハしまし候や、／ちよと御返事承たく存まいらせ候

御弁さま

直

尚々此間小もんのふり袖の義／仰下され御文之通心得まいらせ候、
中々／われニてか様の小そてなとふたんき申／事ニてハ御さなく、あ
の通ニてハキもいた／されましく、あまりあかつき申候故／こゝもと
ニてせんたくいたし申へくとそんし、取／よせまいらせ候へ共、もし
水へ入候て小もんなとニても／はけ申へくやと先見合せ申まいらせ候、
それ共／此度水へ入候事無用と覺しめし候ハ、便へ／仰下され候へ
く候、たのミ申上候

又申上候、此間は御世話之儀／申上候所へ、よくそや／不残／御取揃御
こし下され添／そんし候、何も／うけ取／申候、又御世話ながら其内／
源氏并長持ニ御さ候／無点千字文壱さつ、／御こし被下候へく候、たのミ
／＼上まいらせ候

御弁さま　　直

三四 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張　切続紙　A-1-162（九六〇-四二）

尚々御本御返申まいらせ候、／御うけ取下され候へく候、此間／かた
ひら共御もとし申まいらせ候、御うけ取／遊され被下候ハんと／存ま
いらせ候、ふんこ御もとし被下候へく候、／島のうらもみ追面／そこ
もとさまより御取／御こし被下へく候、／袖下ハ此間御書つけまいらせ
候通／御とくけ下され候へく候、／いつれもさ様ニ仕たてまいらせ
候つもりニて、／此うちもそんふんニとりまいらせ候、／さやのおも
ての袖ももハヤ／御きり被成す、有たけニ／うら御とり下され候へく
候、／たのみ上まいらせ候、／となたさま／もよろしく／たのみ上ま
よし、御たかひニ御喜しく／

いらせ候、めてたくかしく、／前々お信さまへの文其元さまより／御

とくけ被下□申上候も用事ニて／「

」

左中かたより人して申上られ候／まゝ、序ながら文ニて申上まいらせ候、
／此一両日はことの外ひえ／＼しづ／おはしまし候へとも、いよ／＼御揃
／御さへりもなく入らせられ候哉、／承たく存まいらせ候、こゝもと無事
に／くらまいらせ候、おもしながら御心や／すぐ覺しめし被下候へく候、
／しかれハ此間ハ左中参られ／まい度御事多候中御地走ニ／なりと申候て
帰られ、いつれも添／そんしまいらせ候、其節何か／＼御相たん共仰ら
れ候て、御たかひニ／悦入まいらせ候、もみの儀ハこゝもとへ／相調候様
にと仰られ候よしニて、こん日／＼ふくや／もたつね見申され候／
〔　　〕

三五 元文二年八月十一月 荷田いし消息

襖下張　切続紙　A-1-165（九六〇-四九）

〔　　〕／＼の度ハぬい入御さな□□□様「　　」／御
たのみ下され候へく候、そゝもとニ御さ候／さやの表も、ふりハ二
尺二寸ニ／御仕たて下されへくたのみ上まいらせ候
〔　　〕／ひとと「　　」／御かたの儀御事多御中
いかひ／＼御世話遊し下され、一昨は態々／御人遣し被下候由ニて、
御札為持／下され候半と覺しめし候所、／此かたより人進しまいらせ候
ニ付、御こし／下され山々御世話のたんかたしけ／なく存上まいらせ候、
御念入／御文迄御見せ被下候、則御もとし申／上候
一筆石申上候、此間ハ左中参られ／何角／＼わたくし義共御相談／被下候
よし、御たかひニ御喜しく／

三六 元文二年八月～十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-166 (九六〇-五〇)

〔 〕左中〔 〕の文□共／一日比ニハ相届申へくよし申／され候まゝ、もハや相届御あん／と被成へくと存まいらせ候、お逸殿／より文ニし被申候よしニて御とゝけ／遊し被下忝存まいらせ候、おちさまより／いつれもへ御事つて仰下され候／よし、忝両人へも申上げまいらせ候

一先比ハ御ねんの入もみ御／ミせ下され忝、此かたよりも／御めにかけ甲へく様ニ申上候所／こゝもとのこふくや何といたし候や、／此中よりまちかねまいらせ候へとも／参り不申、やうやくたゞいま／参候故、もたせ御めにかくへく／存候所、御人忝存まいらせ候もみの／儀、先比申上候よりハこん日／御めにかけ候ハねたんもはゐり／ちかひ、そゝもどさまより御ミセ／〔 〕

三七 元文二年八月～十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A-1-143 (九六〇-四五)

〔 〕／追て申上候、本書ニもみの義／こゝもとニてハ其もとニて御とり被下候／よりハ」との外もやすく候て、大て／いのもみ御さ候故、これより取進し／〔 〕

御弁さま 中ひて

三八 元文二年八月～十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-163 (九六〇-四四)

〔 〕／存まいらせ候、さためし追々江戸／よりも文登り申へくと存まいらせ候、／それニ付衣類の事共すいふん／そこもと三て御くめん下され／へくのよしかたしけなく／御喜しく存まいらせ候、御世話／ながら頼上候、先いま差あたり／こゝもとニ御さ候ちりめんの小袖／御染被下候、さやの表ねり島／皆うら御さなく候ニ付、うちもみ／そこもとさまニて御取被下候よりハ／もみも大徳ニて、こゝもとにてハよほともやすく／つき申候ニ付、才覚いたされ候／銀子ニテ、三ツのうちこゝもとニて取／申へく候のよし左中被申候間、／左様御心得被下候へく候、それニ付／此表ゆのしニ遣され被下候て、參次／第何とそ御信さまへ御したて直し／被下候様御たのミまし被下候へく候、／此度の儀ニ候へハ南ニても御いもしの／義ハ存居申候へとも、とうそ／＼御世話御くろうながら御たのミまし／被下候へく候、此かたよりもかさねて文して／御信さまへも御たのミ申上へく候／まゝ、此よし御序ニ先仰置され／被下候へく候、うらへ取したひ御信さまへ／進し申へく候、さやの表ハもハや／出来申へく存候、しかれハ其御元も／御縫事御いもしの御義きのとくニ存候／へとも、御まへ様御くろうながら御／したて被下候へく候、これもちか／＼うら上候へく候、こゝもとニてもすい分／仕立申度と存られ候へとも、只壱人／の下女ニてハ御さ候上、そこもとさま之／おほしめしの外いもしの事ニ候へハ／こゝもとニてハ数多ハ得出来不申候、／そゝもとニ御さ候島と、先日御／し／下され候／もんとハこれに仕／立申へく候まゝ、此□口表／〔 〕

三九 元文二年八月～十一月 荷田直子消息

まへも／此よし能々仰られ被下へく候、たのミ／上候、以上

「 」／「 」しながら其元さまより／同しね

たん位ニテ大ていのもみ／おハしまし候ハ、其もとさまニテ「 」／なり共下されへく候、先日左中／御物語被下候ニハ「 」／も

みハよほどむつかしく、こん日／五十目くらいニテハもみのひつ／とき有
へく候よし仰られ候よし／帰物がたりニテ御さ候、それ故／こゝもとニテ
も承合、あたらし／きもみ大ていの三丈ニテ／三十三尺ニテハ御さ候、も
みも成／ほと取よせ見申候、同しく候ハ、皆あたらしきをつけ申度候／
故、もと二も御取被下候様左中／も申候所御さ候／とも、「 物 」
そもとさまニても有「 」れ候／なりともしかるへく様ニいた
し／申へく候、御返事承たく存候まゝ、／わたの義も先日左中／御物語／
被遊候よしニ候へとも、わたもこゝ共口／はも承申見候所、其御もとさま
より／も御やすく存られ候か、これ口／調申へくや御返事仰られ／たく存
まやらせ候、ちりめんの小そて／本書ニ上候様申まいらせ候／とも／こゝ
もとニてゆのしこかハしまいらせ候／まゝ、左様心得下され候へく候、
しまの表ハこゝ江御こし／被下へく候、以上

四〇 元文二年八月十一月 荷田いし消息

襖下張 切紙 A-1-六四（九六〇-四八）

四一 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-五八（九六〇-三三）

追、これは石申上候、弥／御きけん克入らせら悦上／まいらせ候、さてハ
わたの事／ふくや／申つけ候へとも于今参不申候、／先日のちりめんの
中入／もハや入申へくと存候へとも／参不申、きのとくニ存まいらせ候、
一両日中ニハ参申へくと存まいらせ候、／左様心得被下へく候、お信さ

／折ふし取込早々わけいかゝ、御免可被下候、

四一 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-五六（九六〇-三三）

「 」／相まちるまいらせ候／様ニ覺しめし可被下候、
まへも／此よし能々仰られ被下へく候、たのミ／上候、以上

〔 〕まいらせ候、／＼もと相かはる事も／御座な

く候まゝ御心安／覚しめし下されへく候、／しかれハ昨日たいこへも／
御見舞二人遣しまいらせ候／所、うん殿ニも段々／御快気なされ候よ

しニて、／御自筆ニて御返事被下、／数々めてたく御喜しく／御同前ニ
悦入まいらせ候

一先日仰られ候ぬき出わたの義、／＼もと八町目くたり／聞合申候所、
其御程／にて仰られ候よりハむつ／かしく御座候間、御世話さま／なか
らそ／もと二て／御納あそハし可被下候、／かつ又もみの義も先日／
こゝもどニて相とゝのへ候／やうニと仰られ候へとも、／其もとにて御
覽／なされ候よりハよほど／むつかしく御座候間、先日／

於猶々

御見せ下され候もみ／御取下さるへく候、／何も／＼御世話さまながら
／たのみ上まいらせ候、さし／たる事も候ハねとも／右申上たくわさと
／人して申上まいらせ候、／折ふし客おハしまし候／故かりふてニて申
／上まいらせ候、御免可被下候、／めてたくかしく

四三 元文二年八月十一月 荷田直子・いし消息

襖下張 断簡 A-1-133 (九六〇-一五)

尚々いし申上候、此間わたこ／＼の儀わたくしかたより／〔 〕
御文添弥御かはり事なく／〔 〕

いし

御弁さま

なほ

御返事申上給へ

四四 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A-1-133 (九六〇-一五)

〔 〕／たつね被下御／＼し被下候へく候、／それ故態人し
て申まいらせ候、／かつ昨日の書状／〔 〕まいらせ候、／御返事御申ニ
し被下候へく候、／おもても此者へ御わたし／〔 〕／いつれもさまへ
よろしくたの／〔 〕／＼かしく

御弁さま 直

四五 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-144 (九六〇-四六)

〔 〕／下され 〔 〕／ましく
候へともすい分そこもとさま／御くめん被下、お信さまおりへさまかた／
御たの／＼まし被遊被下候へく候、たの／＼上候、／かつまたりんすのふとん
の儀／＼うらようしからす候ニ付、おもて／＼ふたん／＼の帶ニ被成下されへく
候、うらは／＼えにく御さ候、こもんのうらニたしを／＼被成下され候て御
したて被下へく候／＼思しめし之よし、委仰被下／＼山々御世話ながら右之儀
しかるへく／＼様御はからひ被成、おもて／＼なる程／＼帶ニ被成下され候へく
候、夜の物ハ／＼なるほど道中はかりの儀ニ候へ＼＼そこもとニ御さ候と
しす夜着／＼ふとんハしまにてくるしからす候、／＼かつまた下着裕ちはんよ
し／＼三つ程ハ／＼もとニて、何とそおいしさま／＼御相たん申候てこ
しら／＼候様／＼仰被下、なるほど【爰兀】(左様)いたし申候／＼く候まゝ御
きつかひ被下ましく候、／＼何か／＼追々御世話共と存上候、／＼よろしくた
の／＼上まいらせ候、／＼めてたくかしく

いし

御弁さま

なほ

御返事申給へ

四六 元文二年八月十一月 荷田直子・いし消息

襖下張 切紙 A-1-34 (九六〇-一六)

「
」／それ故うらの事毎度申上候事／御さ候、はたきもおい
しこま／御世話にてよしあし三ツ／いたし置まいらせ候、その段ハ御きつ
かひ下されましく候、急早々／御返事わけいかゝ、めてたくかしく

御弁さま 兩人より

御返事申上給へ

四七 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切紙 A-1-34 (九六〇-一)

時下柄と申／其上松の時節ニテ一入御／にき／＼しく、御ひまなく御取込
／ニおハしまし候ハん御中ニ、此間／左仲物かたりニテ承まいらせ候□、
私／ふたんき共御世話被成、不残／最早御仕立置下され候／よし、帰られ
候て申きけられ、／千万／御心さしのほど不浅／忝、何れもかんし入ま
いらせ候、／したひニひえ／しさもつよく、／嘸何かと御いそかハしく
御入被成候／ハんとおしはかり、こゝもどにても／御噂のみ申くらしまい
らせ候、もハや／仕立候小そてと申候ても／二たツ計ニ候へハ、これハそ
こもとさま／御いもしの御中ニ候間、二ツ共おしんさまへ／御たのみまし
遊し被下候へく候、／先あら／＼ながら右之御札かた／＼申上たく、文
して申上まいらせ候、／めてたくかしく

御弁さま なほ

人々申上給へ

四八 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切紙 A-1-39 (九六〇-二二)

「
」／當□日文遣し申候、其段／御たのみ申置候まゝ、
／明日ニてもそゝもとさまより／御もたせへく候、下され／候へく候、
かつまた先日／申進し候わた／此者ニ御こし下され候へく候
「
」／よりハことの外むつかしく候／ニ付、右之一反
はかりこゝもとニて／相とゝの／被申候、残は御世話ながら／そなたニて
御調遊し被下へく候、／右之もみ島ニつけまいらせ候ハ、／あまり色も
よろしく候てをしく存候／故、此中のちりめんニ付申度／存候故、こん日
上まいらせ候まゝ、／御世話さまながら多々御たのミ／被成下され候へく
候、すなはち／文添まいらせ候、御まへさまニも常さへ／御事多き御中、
付候事ハ私ハ好不申候、かつ／出羽守さま拵御申候ニハ、調候銀子／大か

た高のしたる事故、す／い分調物二物入なきやういたし／候ハねハ、江戸より前方え申参候／つもリニあひ不申事ニ候ヘハ、今一度／左中へも相たん被成候上ニてハよく候／ハんとの【りり】（よし）覚しめし候、／もつ共の儀、左中も其儀ハ／覚悟い【り】（た）され候へとも、何しろ／たゞいま迄御さなく候、わたくし／尤江戸入の小そてひとつハ／すい分よろしきハ出来不申候でハ／なりかたく、其段ハ左中へも申／いれ候、其外ハそめもやうなど／当用の小そて数なく候て／ハ、江戸ニてくたされ候したく／金ニてハ壱とほりの小そて／并ニ道具等ニ有合かね可申候、／となたさま仰られ候ても当用／のそめ小そて数御さ／なくてハなり不申、金／子入不申てぬれ手ニ／あわと成らんのやうなる事にてハ／何事もなりかたき事ニおハしまし候、／いつれの道ニいたし候ても下り候事ニ候ハ、／半金ハ道中金、半金ハ／衣類ニ入申候、左中も其よしハ／申ゐられ候、わたくし此度／の事故何も大望之儀ハ左中へも／不申候、只御奉公出候て当用／之衣類難儀申さぬ様と申／まいらせ候事おハしまし候、委申／上たく候へとも及躊躇故、／早々めてたくかしく

御弁さま
〔 〕
直

四九 元文二年八月～十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一一五七（九六〇一四）

「 」／参られ候故得よみ候て不申上候、／わたくし義何とそとは／存候へとも、歌と申物ハそれニ／心をうつし不申候て／初心ハ／出来不申候、さためし此度の／私義大学さまも大かた御／存知下され候ハんと存候、／右之わけ、其上したひ二日も／つまり候事故、何かと心歌ニ／

落不申候へハ、大かたハ得よみ／遂ましく存候へ共、先心かけ／見申へく存候間、此よし猶／又仰上られ可被下候、何事も／ちかきうちニ委申上候へく候、／めてたくかしく

五〇 元文二年十一月十一日 荷田直子代筆による羽倉左仲消息

襖下張 切紙 A一一六四（九六〇一五四）

「 」／申上候所江戸へも御申つかハシ／下され候よし、そまつなから／御さ候て上申へく候と／そんしまいらせ候、左中へも／御入筆かたしけなく、私かたへ／又よく私ともより申／上へくとのむね申候

「 」／江戸よりも六日出の御文「 」／所、いよ／となたさまも御きげん／よく御入被成候よし、御同しうれしく／あと月廿七日出の御文いまた／相届かさる御文共おはしまし候や、／藤之進殿より返事なくてハ／かなひかたき文ニ候故、右申／上候事御さ候、こゝもと相かはり／なく左中義も打続心／能くらし申され候、明後日ハ□かた／たん波へ参り申されへく／と存まいらせ候、かつまた此文／五三日跡よりもたせ上たく／そんしまいらせ候所ニ、こゝもと／下男いまた御さなく、それ／故事だけ不申候へとも、存おそ／なハりまいらせ候、明日ハ人して／申へくと存□□御文うれしく／したゞめ直し不申上候へく候、／うらもみの儀そこもとニて御聞／合被下候所、あたらしきハ／ことの／外むつかしくおハしまし候よし、／幸こゝもとニもおやすくあたらしき／候へハこゝもとニて調申へく候や、／ちかき内ニ御世話ながら御返事／御申こし被下へく候、島表□其□□／御こし被下へく候、これより／上たく候へ共右申上候通ニ候間、／そゝもと御手透も候ハ千介ニ御／もたせ御こし下さ

れ候ハヽ、猶々／忝存まいらせ候、ちりめんも追て／參候らへん故、お信
さま／御たのミ／申へくと存まいらせ候、したひ二日も／つまり候故急申
候事おハしまし候、／さやいた参不申候よし、扱々／きのとくさ、何と
そ早もとし候様／すい分御せかめ下され候へく候、／參候ハヽ、御世話な
ら御仕立／被下候へく候、何事も直跡より／追々申上へく候、となたさま
へも／よろしくたのミ上まいらせ候、／めてたくかしく

御弁さま

はぐら左ちうより

十一月十二日

御返事申上給へ

五一 元文二年十一月十一日 荷田直子代筆による羽倉左仲消息

襖下張 切続紙 A-1-11 (九六〇-三六)

〔あら／＼かしく
〕忝かり申候、又よく申／たきの旨申まいらせ候、／

「」入らせられうれしく存まいらせ候、／

こゝもと無事にくらしまいらせ候、／しかれハ東武よりも昨日御状／登り、
御たかひ三悦入まいらせ候、／道員殿お直もいよ／＼支度／出来したひ出

立のよし申参候／ニ付、こん日豊前守殿御相／たんニ御出被成へく覺しめ
し之／よしの所ニ、御きやくニて其儀／なく御口候よし、御もつともニ存
候、／それ故わたくし儀参り候／様ニ仰下され候へとも、こん日は／出仕

日ニて御さ候故後参上仕らす候／まゝ、さやうニ覺しめし被下候、／支度
出来まいらせ候ハヽ、寒空ニ／ならざるつち、一日も早御たゞせ／被下たく
覺しめし候よし、私／儀も同事に存まいらせ候へとも、こん日ハヽやしき
へ参候故ひま取候ニ付、／そこもとへハ参りかたく候まゝ、／そなた御き

やく御しまひ被成／したひ、豊前守殿御出被下候／やう仰られ被下候へく
候、右申／上候とほり故あら／＼代筆之／御返事申上まいらせ候、めてた
くかしく
十五

五一 元文元年七月～同一年閏十一月 荷田直子・いし消息

襖下張 断簡 A-1-135 (九六〇-一七)

〔 よろしく／御礼仰られ下され候へく候、／たのミ／＼上ま
いらせ候、縷／御返事申上たく候へ共とも／【□不□□申上】(暮及候故)
早々申／残しまいらせ候、／めてたくかしく

摂津守様

いし

御返事申上給へ

なほ

より

五三 元文元年七月～同一年閏十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A-1-148 (九六〇-四)

尚々幸事まゝと／＼御ねんもし／御たつねあそハし被下、かたしけな
く／そんし上まいまいらせ候、すい分御返口成人いたし／まいらせ候、
里よりもしなから／心やすく思しめし被下へく候、／何事も／＼あら
／＼申／残しまいらせ候、めてたくかしく、／おまささまへもよく／
御心得被下へく候、／おはさまニもわけて御文上申たく／存られ候へ
共、右取込居／被申候故其儀なく、／よろしく／＼相心得、御心得申
／上くれ候様と被申候

よくそや御ねん入させられ／御人下され忝存上まいらせ候、／弥其もと御そろひ被遊／となたさまも御きけんよく／御入あそハしうれしく存上まいらせ候、／こゝもどりつれも無事ニやらしまいらせ候、／御心やすく覺しめし／被下へく候、しかれハ私儀／こん日ハ帰り申へくのよし、此／間申上候ニ付、御人下され候様／おほしめし候所、今朝より／雨天ニなり御見合被遊候／へとも、何とやらんはれニ候空も／おほつかなく、それ故迎の
人／御遣し下されへく候や否哉／御たつね仰られ候て、態々／御人下されかたしけなく／存まいらせ候、わたくし儀もてんきも／よろしく候ハ、帰り申へく覚／悟ニ存候所、あしき空ニ成／扱々きのとくニ存まいらせ候、
こん日／いつれの道ニいたし候てもかニニて／帰候覚悟ニおハしまし候故、
けさほとより「もどりいかゝ致候／へくやと存まいらせ候所／」
御使添、てんきよろしく空も／〔

五四 元文元年七月～同年閏十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A-1-150 (九六〇-九)

又申上候、明日もか様のてんきニテ／大ぶりいたし不申候ハ、お勝手ニ／
迎御／し下されへく候、かこは／「もどりようおぐらせ申候よし／申され
候まゝ、左様覚しめし／被下候へく候、已上

ミ上候、／はゞさま／も此よしたのミ上候、帰候のたん／おハしまし候で
こゝもとも／しやうじん日をよけ候へ共／さ様ニテハ御さなく候故左申上
候、／急早々めてたくかしく

五六 元文元年七月～同年閏十一月 荷田直子代筆による羽倉左仲消息
襖下張 切紙 A-1-165 (九六〇-五五)

尚々筆末ながら／ち光院さまはしめとなたさまへも／よろしく／お
心得まし／たのみ上まいらせ候、／筆者もよく／申上度／存まいら
せ候、かつ又此間／〔

一筆申上まいらせ候、ことの外／ひへ／敷おハしまし候／へとも、いよ
く／お揃あそばし、御きけん克入らせられ候／や、かす／うけ給りたく

御弁さま
申上給／
はくら左中より

五五 元文元年七月～同年閏十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A-1-153 (九六〇-一四)

「　」御いもしニ候で「もどり／おぐられ候て参申へく候まゝ、／ち
よとまた御申／し下され候へく候、／御／し下され候ハ、すい分／＼たの

元文元年

羽倉信名江戸在府日記

解題

白石愛

本日記は、山城國紀伊郡深草の稻荷社（現、伏見稻荷大社）御殿預である羽倉（荷田）信名が江戸滞在中に記した元文元年（一七三六）六月から九月までの自筆日記である。「江戸在府之日記（一）」（B1-1-177）「一五四」は、縦四・〇cm、横一七・三cm、表紙共全八九丁、墨付八五丁である。

信名は享保二十年（一七三五）四月十三日に江戸へ到着（同三日京都出立）してから、元文五年（一七四〇）三月十九日に出立（四月一日京都到着）するまでの約五年間、江戸に滞在していた。その間に「江戸在府中要門之日記（一）」から「在府之内元文五庚申年二月十三ヨリ之日記并道中之記四月一日京着迄之記（二十一）」まで二十一冊の日記を執筆した。本書はそのうち、六冊目に当たる。

信名の江戸滞在の目的は、稻荷社司と社地内にあつた愛染寺との訴訟のためである。社司側は愛染寺を寺としては認めず、社中の会所であると主張した。その根拠として徳川將軍家から発給される朱印状には「社家中」とあり、僧徒の文字がないことを挙げ、進止権は社家のみに限るように願い上げた。それに対し、愛染寺は元禄七年（一六九四）に当時の京都町奉行小出守秀から出された下知状には社頭諸色や修復などへの関与を認められており、これを根拠として、寺としての正統性を主張したものである。訴訟の経緯については、本報告書石岡康子氏元文三年「江府要門之日記（一）」の解題に詳しいので、参照されたい。

本日記の期間、担当であった奏者番兼寺社奉行井上正之が病氣のため、
（十
一）

訴訟が滞っていた。元文元年六月七日、井上は病により両職の辞職を願っているが、許されず、在職のまま翌元文二年九月十七日に卒去する。信名は元文元年六月十三日頃から井上が快方に向かっていることを聞いており、事実同八月十五日に一旦復帰した。しかしながら、全快ではなく、その後も審議が行われることとはなかった。本日記中では信名が関係者から井上の容態などの情報を収集する様子が記されている。なかでも井上の治療に当たった長尾文哲が阿部益庵の師であつたため、益庵を通じ正確な情報を入手している。同時に荷田在満と文哲とが懇意にしていてことにより、両者が面会し信名の長期にわたる在府を訴えるといった伝手を駆使している。

一方、直接井上邸へも頻繁に訪れている。復帰前は取次の用人へ病状を伺うとともに、下吟味を要請している。復帰後は吟味再開の有無を尋ねつつ、再開を懇願し、とりわけ、愛染寺を江戸へ召し寄せるよう強く要望している。井上の病氣により裁判が中断されていることで、信名には進まない訴訟に対する焦りなどもあつたと推察されよう。

さて、本日記には様々な人物が登場する。日記に記された人名から、春満と交流のあつた人物の動向を知ることが出来る。西久保に居住している春満の養子在満を筆頭に、在満の妹逸（荷田蒼生子）、逸の夫西湖学、信舎の弟北条權之進氏章などの親戚との交流が記されている。江戸にいる春満門人としては、神田明神神主の芝崎好寛、木村師親、鳳閣寺の東湖和尚、松平權之助信富、根本大炊頭胤満、秋田民部博芳などが日記中に登場する。その他、浜松の籠口（柳瀬）美仲、大坂の勝見季之助正景などの名前が散見している。

荷田在満は時々登城していることから、当時幕府の御用を勤めていたことがわかる。八月二十八日には閏月に関して質問を受けている。九月二十日には三代実録の「内考」（令制で、内長上・内分番の者の勤務成績の判定）

について問われた。九月二十一日には、日本紀略十三冊・扶桑略記三冊が書物方より返却された。春満の後を継いで故実や和学の御用を勤めている様子がわかる。また、個人的に春満への依頼もあつた。陸奥国磐城平城主内藤備後守政樹に依頼され、七月一日と十日、八月四日に令義解の講義を行つてゐる。八月十五日、奏者番兼寺社奉行牧野越中守貞通家・中田中小左衛門より信名が呼び出され、法曹至要抄の改点・改字がついている本を在満より借用したいなどといった依頼を受けてゐる。牧野貞通は寺社奉行であつたために、信名は訴訟に関する呼び出しと思つたが、全く違つたために心外ではあつたが、九月九日在満が法曹至要抄の改点を朱でもつて写している。

信名は現在の湯島二丁目にあつた樹木谷に旅宿を構えていた。神田明神に近い場所を拠点として選んだものと考えられる。同神主芝崎氏へはしばしば訪問している。芝崎は内藤政樹へ神代巻の講義を行つてゐる（八月八日条）。東湖のいる鳳閣寺は元文元年当時湯島聖堂の脇にあり、信名は神田明神と同様頻繁に訪れていた。西城新番頭である松平権之助信富からは、井上正之の病状を聞いてゐる（六月一日・七日・八日条）。上総国市原郡菊間村の八幡神社神主で、松嶋稻荷神主兼帶の根本大炊頭胤満は雨天により帰国できずにいたところ、病気になり江戸に滞在していた。根本とは中将棋を見物している（六月十七日・二十二日条）。秋田民部博芳とは、春満死後思い出話や詠歌について歎談している（八月七日・二十五日条）。

春満門人の杉浦国頭の養子縁組に関し、籠口（柳瀬）美仲と書状のやり取りをしている様子が記されている。当初延武が国頭の養子となる予定であったが、享保二十年に信名の嫡男信章が死去したことにより、延武は信名の養子となつた経緯がある。そこで、美仲が仲介して国頭も納得し、渡辺立円が杉浦大学と改称し、大学は六月二十四日春満の元へ勤学のため出

発したとある。そこで大学は春満の最後の弟子として春満の死に立ち会うことになる。勝見李之助正景は老中・本多忠良家中に親類浅野孫四郎がおり、その関係で信名は本多家家老梶次郎九郎とも面会している。立場上力添えはできないとのことであつたが、信名は親切に感謝している。

荷田（東羽倉）家に関連しては、六月十七日に延武の権御殿預入職（同十九日条）、多智道員の中氣発症（六月八日条）、春満の子である夏麻呂を信名の実子とすること（七月十六日条）などが記されている。

最後に、本日記中で最も特記すべきことは、荷田春満が死去した記事である。信名は春満の実弟であり、兄としてまた師として春満を尊敬していた。春満は六月朔日に中氣症を再発、翌一日午下刻（午後一時頃）に死去した。信名の元に春満病氣再発の一報が届いたのは七月十日、悲報が届いたのは翌十一日である。

留守を預かっていた権御殿預羽倉延武の日記（B一一一七四〔九九三〕）には、春満の最期の様子について、朔日の再発後も、同日午前中は鈴木重経や杉浦国香へ「我道之学筋」について気情に物語していくが、七年來の病根に加え、大暑のなかで、薬力も効なく、次第に静かになつていき、ただ死を待つばかりであつたとある。三日夜に入棺、直ちに殯が行われ、翌四日葬儀が執り行われた。見送りをした者は、目代羽倉信舎、羽倉信満、鈴木重経、延武、および門弟の備前守、松本為寛、祓川宮内、同東親、遠州浜松杉浦大学、同所森兵部であつた。信満、重経、在満子息長次郎は御供詰をした。

延武も「別^而信名・藤之進丈ニハ御一別已來久々不奉伺尊顔候へは、別^而之秋傷御残念之御儀」と察してゐるように、信名の悲嘆は筆舌に尽くしがたいものであつた。八月初旬まで連日大いなる秋憲、故郷への寂寥の情を書き綴つてゐる。

(改装表紙)

「六」

(原装表紙)

「元文元年歲次丙辰

江戸在府之日記 〔俗文俗語可憚他見者也〕

稻荷社正預

夏六月朔日 正五位下行攝津守荷田宿禰信 (花押「名」)

大 八月 十一月 十二月
小 六月 七月 九月 十月

夏六月朔日

一朔日甲子、雨降、今日午ノ刻過改衣服、妻恋稻荷社^{*1}・神田明神^{*2}等へ

參詣如例、於路次淺井宇右衛門^{*3}二出合、乘馬之處即刻下馬、長在府之義深切之挨拶、乍立須臾談話、東西へ相別去、芝崎氏^{*4}・木村氏^{*5}へ訪訊、申置、正因へ相尋、他行、夫より帰路鳳閣寺^{*6}東湖和尚^{*7}等へ訪訊、申置、夫より天満宮^{*8}へ參詣而帰宿、自是先垂水屋清右衛門へ文通、井上公^{*9}頃日之御様子尋ニ遣、他行之由無返事

一申ノ下刻計、從洪谷氏^{*10}公用人書狀來、御息女お造酒殿弥御快氣、今日食事・小用等通し快旨為知來也、即答

一今日在満^{*11}松平権之助^{*12}殿江被參、入夜歸宿、権之助殿伝言、井上河

牧公病床被揚弥快方之趣^{*13}、諸方へ病氣見舞之返札状被出之由、予若御見舞伺公之節は、悦ヲモ可相述哉、為心得被相伝旨也、岡本宗好^{*13}歌一冊借用、且近代百人一首之書も有之、在満借用而帰【也】(宿)也

*1 現文京区湯島二丁目。妻恋坂の坂上北側に位置する。江戸時代には妻恋稻荷社(寺社備考)等、あるいは妻恋明神社(江戸名所図会)等と称された。社伝によると、万治年中(一六五八—一六一)の火災で類焼したため当地に移転したという。江戸時代には関東物社の一つとなり、多くの人々の信仰を集めた(妻恋神社)、『日本歴史地名大系』。

*2 現千代田区外神田二丁目に鎮座。通称神田明神。古くは江戸芝崎村の鎮守社で、別当は芝崎道場日輪寺(時宗)のち浅草へ移転)。江戸城大拡張に伴い、慶長八年(一六〇三)頃に神田橋御門内から駿河台に移転、元和二年(一六一六)現在の地に移された(神田神社)、『国史大辞典』。

*3 松平右京大夫輝貞(老中格、上野国高崎城主七万一千石)の用人出頭。松平輝貞屋敷は小川町(『東京市史稿』十九巻一六一一六三頁)。

*4 芝崎好寛。主税、宮内大輔。江戸神田明神神職。江戸の春満門人の中心となつた芝崎好高の息子。享保八年十一月から同十五年末まで春満へ留学。寛延三年八月二十四日卒、四十六歳。

*5 木村師親。左膳。江戸神田明神下社家。元禄十六年二月十二日春満へ入門(松

本久史「荷田春満門人一覽稿」、『近世における前期国学の総合的研究』(平成二十年度國學院大學特別推進研究、根岸茂夫研究代表、一〇〇九年)。享保十一年九月、図書から隼人へ改名。

*6 諸国修験の總綱である戒定惠院鳳閣寺は、京都二宝院醍醐寺末触頭で、延享三年九月二十八日、湯島聖堂脇南の方、河岸通り明地の内(現文京区湯島二丁目)にて千坪の寺院となつたが、寛政十年に湯島聖堂が拡張される際に御用地として召上げられ、聖堂の敷地内に入った。鳳閣寺は青山南町四丁目(現港区南青

山二丁目)に移転した(『御府内備考』、『日本歴史地名大系』)。

*7 東湖は鳳閣寺和尚。「或人云、妻恋の細道の坂は享保の頃東湖和尚の築きたりし」と云【改撰江戸志】(『御府内備考』卷二十九)。

*8 現文京区湯島三丁目。切通坂の南の崖上にある。湯島天神の名で知られる。湯島郷の鎮守とされ、社伝によれば、文和年間(一二五一一五六)の創建で、文明十年(一四七八)太田道灌の再興と伝える。天正十九年(一五九一)には徳川家康から湯島郷内で高五石の朱印地を与えられ、近世には天台宗喜見院が別当寺であった(寺社備考、『日本歴史地名大系』)。

*9 井上河内守正之。奏者番兼寺社奉行。初正仲、正如。元禄九年生まれ。常陸国笠間藩主六万石。雁間。元文元年六月七日病により両職辞職を願うが許されず。二年九月十七日卒去。年四十一(『寛政重修諸家譜』以下『寛政譜』四卷二九六頁)。享保八年四月朔日、屋敷を松平秉邑と入れ替え、小石川御殿跡地千坪(『東京市史稿』市街篇十八卷六〇三頁、二十卷六七一頁)。

*10 渋谷和泉守良信。御側。下野国都賀郡内采地六百石、布衣。宝暦四年五月七日死去。年七十二。法名嚴生、四谷戒行寺に葬る(『寛政譜』二十一卷一八八頁)。

屋敷は半蔵御門外、武千百八拾九坪、内建家長屋塗垂共に四百三十坪(『東京市史稿』二十一卷六四二頁)。下屋敷は深川、武千坪(『同書』二十一卷八九〇頁)。

*11 荷田在満。江戸中期の国学者。宝永三年(一七〇六)生まれ。荷田高惟の息で、春満の甥。春満の養子となり、家学を継いだ。通称東之進、大学。字持之、号仁良齋・三峯。享保十三年(一七二八)江戸に下り、幕府に仕え、ついで田安

宗武に出仕。元文四年閉門。延享三年(一七四六)頃、賀茂真淵を後任に推挙して田安家から退隱。宝曆元年(一七五二)八月四日没、四十六歳。葬地は浅草金童寺。著書に『本朝度制略考』、『羽倉考』、『大賞会便蒙』、『国歌八論』など(大久保正「荷田在満」、「国史大辞典」)。

*12 松平権之助信富。西城新番頭。また信綿、初信允、甚吉、権之助。上総国山辺

等郡内采地一千石。寛延二年正月十四日死去。年七十一。法名悟遂。葬地は牛込法正寺(『寛政譜』一卷二三六頁)。屋敷は小川町八百五拾坪(『東京市史稿』十三卷八八九頁)。

*13 岡本宗好。江戸前期の国学者。京都生まれ。号は露底軒。松永貞徳・中院通茂に学び、水戸光圀に仕えた。著書に『宗好詠草』がある。延宝九年(一六八一)没(『和学者総覧』)。

一二日乙丑、雨、今朝垂水屋方へ昨日之返事取ニ遣之処、則來書云、井上公晦日より御病床ヲ被揚、弥御快氣、当月末・来月初頃御出勤之様子也、吉田喜六へ昨日寛々對話之由、夫ニ付直談ニ可申聞義有之旨示來也、仍早速寵越面話之処、蜜談云、荷山之一件兩度迄於御城直ニ被経、御前候処、兎角今迄之通^{ニ而可差措旨}上意之由、然共河牧公左様^{ニ而}は御朱印之衆相立不申候、河内守へ奉行職被為、仰付被置上は、其僕ニは難差サツト入、先其通被押置候、夫故如此打捨被置、中々六ヶ敷様子、此上社司之理順ニも成候ヘハ大幸、夫共ニ難計、急々ニは相済間敷、何方より取入達、上聞迄如此之様子ニ候哉難心得義、予折角尽心氣河牧公御祈祷迄遂誠祈之由候処、氣之毒成義との内意之趣也、言語道断如何共難信用義共也、乍然物^而役人之口振、長沢殿方之口振等、兎角大成差支有之様子ニ存候処、今日之毒有沙汰令脳骨髓、一向何之存付も無之、只聰然失申方計也

一 今日井上公へ為御見舞參上、取次迄申置也、弥御快氣之由挨拶也、夫より直ニ渡刃玄隆方へ参、一昨日子息玄昌被參候、為挨拶口上申置帰也、路次之難渋難筆記、只泥中ヲ如踏也、午ノ刻過帰宿、今日垂水之悪説閉胸肝、飲食無味鬱陶打臥而已

一三日丙寅、陰天^而漸霽、朝飯後森三天夫方へ訪訊、対話、歌学之雑談、

被勧酒肴、午ノ刻過迄詠歌之義等談話矣

一未ノ刻計外出、奈良土佐^{*1}・栗本駿河^{*2}・大久保主水^{*3}方へ訪訊ス、
各他出、路次難渋、難顯筆端耳、戸田氏へ訪訊、此間之悪説等示談、令
痛心肝旨談話、且一件之之義耳示談、及暮堀家主税^{*4}旅宿三到、先達而
以使今夜一宿之旨申達候処、無障候間可罷越旨二付、則到旅店、幸手屋
茂兵衛方ニ到、直ニ一件之義耳評談、子ノ刻計迄兩吟雜話、被勧酒食等
也、頃日之雨湿為相散、明朝欲煎湯、令止宿也

* 1 幕府御用蒔絵師。

* 2 幕府御用蒔絵師。栗本は幸阿弥家六代長清が小田原に残した栗本幸阿弥の子孫。

五十俵一人扶持、皆川町一丁目住〔『武鑑』〕。

* 3 幕府御用菓子屋。初代大久保藤五郎忠行は江戸水道の開設者。家康の江戸入部
の際、上水道を見立てたことにより、「主水」の名を与えられ、水の濁るのを忌
む意味で「モント」と清音で読むように命じられたといふ。藤五郎は菓子の製
造を好み、家康にもしばしば献じた。元和三年（一六一七）の死後知行三百石
を収公され、代りに町屋敷が与えられ、幕府御用達の菓子司として町人身分と
なり、子孫代々この職を世襲した（村井益男「大久保藤五郎」、『国史大辞典』）。

* 4 備中国吉備津宮（吉備の中山西麓にある吉備國總鎮守、備中國の一宮）社家頭。

堀家氏は系譜によると、地主神の留玉（留臺）臣命を氏祖とする。中世には小

吉上・上横箭・下横箭などの神官職は堀家一族が世襲していた。近世になり、

社家を統轄する家を社家頭とよんだ。享保二年以後、藤井高利家・藤井重安家・
藤井重末家・堀家清政家・堀家末政家の五家が、幕府から社家頭に任せられた。

また、多くの社家から江戸時代に好学の人が輩出し、社家集団が備中地域の文
化活動の中心的役割を果している。（岡山市吉備津神社、「日本歴史地名大系」）。
一四日丁卯、霽、今朝沐煎湯、伝馬町幸手の方より堀家氏同伴、朝飯堀家
氏方^{二而}饗心、彼國之社式・法例等之事伝聞、巳ノ刻過迄談話、巳ノ下刻

計帰樹木谷^{*1}【帰】也、如例本山遙拝等修事、氣分不勝故暫平臥矣

一夕飯後為保養近所へ出ル、森三天夫・正因・成田定羽各他出、空帰宿矣

* 1 樹木谷は湯島二丁目（現文京区湯島二丁目）の横小路（御府内備考『卷二十九』）。

名前の由来は不明で、ときに地獄谷とよばれた（『日本歴史地名大系』）。信名は

享保二十年四月十三日に江戸に到着した当初、荷田在満の居宅（西久保天徳寺

裏門前吹出町）の一階に宿泊していたが、同年六月五日に、「湯島樹木谷坂上り
たてより六七軒北、小普請畔柳助九郎北」に宿替えた（『江戸在府日記』）。

寺社奉行への届書によると、旅宿は大屋清助方であった。

一五日戊辰、陰天、時々小雨、今日堀家氏へ昨夕止宿・馳走之謝礼状遺、
即答、戸田氏より一件之義ニ付書通、井上公蜜々之沙汰、深谷氏^{*1}蜜談
之趣申來、免角御退役之御断可有之由、且壬延山出入之事ハ松伊豆守公
* 2 御差図^{二而}御病中ニ候ヘ共、御相役ニ被渡候由、因茲權門之筋相勵問
敷哉否之義内意之義申來ル、即酬、在滿示談之處、難心得筋共有之也、
追^而以在滿承合旨也

一今日渋谷公用人中村・助川兩氏より書通、御息女御造酒殿いまた聰とハ
全快無之候ヘ共、先快方之旨為知也、即答、雨天故終日在宿、鬱蒙之独
居難忍也

* 1 深谷市（二）郎右衛門、井上正之家の江戸留守居

* 2 松平伊豆守信祝。老中。初信高。従四位下侍従。遠江国浜松城主七万石。延享

元年四月十四日卒去。年六十二（『寛政譜』四巻四〇八頁）。屋敷は享保十六年

四月十一日、北新堀、九百二十坪（『東京市史稿』二十二巻六三二頁）。

一六日己巳、陰天、午ノ刻ヨリ晴、今日京都へ状出ス、昨日認置也、橘や
宗七^{*1}へ頼、母人^{*2}・出羽守^{*3}・弁^{*4}・民部・右近へ荻生氏述作之書
銘書付遣也、且出羽守へ在満頼之高倉家此度元服^{*5}ニ付禁色被聽之義実
否問ニ遣也

一 今日上野護国院^{*6}・同隱居へ見舞、常慈院^{*7}対話、果子等被勧之也、帰

路申ノ刻計地震、近年之大震也

一 今夕、大藏卿^{*8}來入、鳳閣寺事加州白山^{*9}御代參、當十五日比公發之由為知也、一件之事等示談

*1 『在府日記』享保二十年五月朔日条に、京都への飛札は三五七之日以外の日は、

全て橘屋宗七方へ遣すとある。柳橋磯野八郎兵衛宅に向かい。

*2 信名の養母。羽倉信友（信名養父、兄）妻の深尾休章兼女ナベ子（智光院）。

*3 羽倉出羽守信舎。目代家。母は信詮長女茂子。信名の甥。

*4 羽倉弁。信名の妻。

*5 高倉永秀（一七一八—一九九）。享保十三年五月一日誕生。正五位下侍従（橋本政

宣『公家事典』六三四頁）。

*6 寛永寺の子院の一つ。寛永七年創建、正順大僧正（開山・開基）、森越中守檀越、幕府待遇は白書院独礼（横田知恵子「寛永寺の寺務組織について」、『学習院史学』三号、一九六六年、四二貢、五四表II・VII）。西側清水門方面にあつた（日本歴史地名大系）。

*7 上野護国院隱居（『在府日記』一、享保二十年六月二十七日条）。

*8 凤閣寺弟子。

*9 石川・岐阜県境にまたがり、両白山地にある火山。白山火山帯の盟主で、古来、富士山、立山とともに日本三名山の一つとして名高く、信仰登山の靈山として知られる。雪深い白山は古来「しらやま」といわれ、詩歌に詠まれた（白山『日本大百科全書』）。

一 七月庚午、陰天、午ノ刻より晴、今日如例妻恋稻荷社・神田明神末社等

へ詣、明神之地内天王社今日祭礼之由^而甚群參也。

一 渋谷公用人より例之通御息女谷体為知状來、留王故返答自是為持遣也、其序明石氏^{*1}へも書通

一 今日正因方へ尋、客來有之故即刻帰ル、夫より直ニ鳳閣寺へ昨夕大藏卿來入之為返謝罷越申置也、中雨湿候哉發熱・頭痛不快故早速帰宿、雖然諸方へ之書認、夕飯後諸方へ出ス也

一 今日京都より状來ル、五月廿四日・廿八日之日付一度三届、川々満水故相滯候旨飛脚宿より添断状越也、從明神芝崎氏被達也、母人・出羽守・弁・民部・左仲^{*2}・お岩より、且肥州^{*3}・豆州^{*4}・伊州よりも来ル、金子一両差下ス也、去月十六日之状、廿五日二届候由也、下し物共無相違到着也、

富樫求馬女岩事、五月廿七日京都より引取、予子分二いたし、母・弁始親子兄弟之祝盃等相済候旨申来也、今度予一人在府ニ付、尾崎新之丞父子・次郎右衛門・小嶋や由兵へ取立、惣家來共より為見舞太田伝内可差

下旨相決、去月十六日出足仕筈候處、愛染寺上着仕^{*5}、悪説申触し、予も追付帰京之沙汰有之二付、先相止候内、出羽守聞付堅無用之旨指止候由、此度之便ニ申來也、夫々之者如此之実意令感涙者也、去年大変不幸已來社中より責^而飛脚一人は差下し可申之処、不及沙汰之遺恨于今難忘失、然處家來共之忠意幾許令感得計也、予年來一統ニ令憐助之芳情、此節感通之所歟、人心之美意は不期尊卑者也

一 今日松平權之助殿より在満方へ為御知井上公御役御願之処、病氣間も無之義、且年若ニも有之候間致養生御役可相勤旨被為^(手)仰出候由也、先是御首尾不惠故と忝悦仕者也

一 今日大岡助七郎^{*6}京より之返事來ル、留主見舞人遣候、幸便ニ來ル也

*1 明石勝右衛門は御側衆渋谷和泉守良信（下野都賀郡内三千石）家老。

*2 羽倉信満。父は並河宗武。初名宗基、左仲。明和六年九月六日没、六十一歳。

妻は石子。実家に帰り羽倉を称し、伏見に住む。

*3 正補宜大西肥前守親定。

*4 松本伊豆守為寛。上社禰宜。享保二十年に信名と共に江戸にいたが、母の病氣

看病のため、元文元年三月から同一年三月までの一年間帰京している（寺社奉行所宛松本為寛「口上之寛」、口三月七日、「在府中御奉行所上書付之留」B-二一七三〔一五一八〕）。

*5 愛染寺は享保二十年五月十三～十四日頃江戸へ到着、江戸桜田久保町柳屋彦右衛門裏屋に借店。

*6 大岡助七郎忠利。大番。山城国相楽郡内采地三百石。元文五年十一月十三日番を辞し、寛保三年閏四月十七日死去。年六十一。法名良忠。葬地は四谷（のち麻布）湖雲寺。〔寛政譜〕十六卷三十八頁。

一八日辛未、晴、未ノ刻ヨリ陰天、今日大久保主水_江訪訊、頬度旨趣有之故、乞面会候處、他行之由、息藤五郎も当分不快之由故、不能面話申置也、夫より谷隆得^{*}へ尋問、在宿面話、井上公之御容体、且一件之事等示談、井上公之御病氣中々急々御出勤は有間敷旨也、自夫堀家氏へ先日之礼芳尋問面話、互ニ一件之歎話而已、午ノ刻過帰宅

一今日戸田治部右衛門_江書通、豆州より差越候状請取遣、返章云、壬延山公より御相役へ被渡相済候由被示聞也、如何難信用義也

一今夕橘屋宗七來訪云、京道員公^{*}去比片身不順、中氣之症発病之由、去廿九日之便市郎兵衛より告来候由也、初而聞之驚入也、左半身不順之趣也、日比是耳無心元氣遣候處、令痛心肝事而已也、此間荷山より之書便へは態相蜜不申越者歟

一今夕夜二入、垂水屋清石衛門より書通、井上公昨日於御城被仰出候義為知也、松平權之助殿より為知之通也

*1 谷隆得は松平伊豆守信祝隨身医。

*2 高田八幡宮。高田八幡宮は牛込の總鎮守で、寛永二三年（一六三六）に幕府弓

隊の射術練習のため当地に的山を築造し、八幡宮が源家の宗廟で弓箭の守護神であるので勧請した。同一八年に中野宝泉寺の良昌を社僧として招き草庵を建てようと山裾を削ると窟中から阿弥陀像が出てきたことから、俗に穴八幡と称する（江戸名所図会）（牛込高田町、『日本歴史地名大系』）。

*3 多賀高惟。幼名久馬介、始信近、称道員。羽倉信誼三男、信名の兄。元文三年

七月十四日没、六十八歳。養寿院道作門弟多賀（乙島ともいふ）道勺の養子となり医を業とし、道貢と号す、坂本延暦寺中北谷華王院住（為多賀道句養子業

医）。

一九日壬申、晴、今日京都へ書状出ス、道員殿病氣之由無、心元ニ付為見舞

在満兩人共道員殿へ飛札遣、且荷山へも母人初出羽・弁・民部へ連名一通遣也、橘屋へ頼、今夕奈須春悦へ訪訊、一件之義ニ付示談之用有之、一時計示談、及黄昏歸宿矣

一今夕北条權之進^{*}昨日着府之由_{二而}來訪、珍敷對面、積鬱一時計寛話、今年中も在府之様子、來府之節遠州浜松へも立寄、安否慥成便演說、安堵、國頭^{*}方相続人も大方相定り候趣演說也、國頭不了簡も自然得心有之段令安堵也、夜二入五ツ時退去也、近日又可令參合旨相約也

一今日栗本駿河來入、申置也

*1 北条權之進氏章。若狭小浜藩酒井家家臣。信舎の弟（荷田春滿門人一覽稿）。

*2 杉浦國頭。遠江国浜松諏訪社大祝。藤原姓。元禄十六年五月六日春滿（入門。

元文五年没（荷田春滿門人一覽稿）。

一十日癸酉、晴、今日鳳閣寺へ書通、加州白山登山發足之餞別祝物遣、服部上たはこ^{*}一斤、綵手拭_三巾贈遣也、役僧勝福院へも指扇二本遣也、各厚謝之返酬來ル、奈須春悦へも昨日一件之義ニ付寛談之謝礼状_井一件之書付一冊遣也、即酬、夕飯後正因方へ訪訊、一件之書付頼、黄昏迄一件一卷之義示談、隨分懇切実意之義共不談也、青蓮院宮御手跡之御門弟

之願之事頼也

* 1 江戸前期、摂津国島上郡服部村（大阪府高槻市）を中心とした地域に多くつくられた煙草。『農業全書』（一六九七）、『摂陽群談』（一七〇一）、『和漢二才図会』

（一七一三）などにもみえ、日本第一の質・量ともに優れた煙草で、香味とも芳しとしているが、味は辛いという。（小林茂「服部煙草」、『日本百科全書』）。

一十一日甲戌、晴、今日土用二入也、今日今村三天夫へ訪訊、当番、申置也、深尾多仲^{＊1}へ見舞、お房病氣否相尋、当分之病症也、三輪執斎^{＊2}へ訪訊対話、一件之事等示談、未ノ刻計帰宿、自是先鳳閣寺へ暇乞三参、口上述置也、帰宿之砌為返礼使僧来ル也、及晚景奈須氏来入、香薷散^{＊3}一袋持參、口上被述置也

* 1 深尾多仲は大久保山城守忠胤（下野国烏山城主三万石、父は老中大久保常春）

家中。享保十一年頃 左源治（次）から多仲へ改名した（荷田春満宛松平権之助書状、「史料荷田春満宛書状」、『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』、平成一五年度～一八年度科学研究費補助金成果報告書、根岸茂夫研究代表、二〇〇七年）。

* 2 江戸時代中期の儒者。名は希賢、通称善藏、号は執斎・躬耕廬。寛文九年（一六六九）京都生まれ。祖先は大和三輪神社の神職という。貞享四年（一六八七）、江戸で山崎闇斎門の佐藤直方に師事。講舍明倫堂を開設、門人多数をかぞえた。延享元年（一七四四）正月二十五日没。七十六歳。『伝羽眉錄』を標注翻刻し、『用心法』『大学俗解』などの著がある（水田紀久「三輪執斎」、『国史大辞典』）。

* 3 香薷散。陰干しにしたナギナタコウジュの粉末で作る薬。暑氣払いの薬。江戸時代には、霍乱の薬として、旅行者の多くがこれを携行した（『日本国語大辞典』）。一十一日乙亥、晴、今日京都へ之晝状出ス、橋やへ頼、仍終日在宿、晝認、社中へ連名、母人・出羽・弁・民部へ連状、羽州へ正因頼之事別状、肥州・伊州へ連返状、豆州へ返状、左仲へ返状遣也

一芝崎氏より餅菓子一重被贈与也、奈須氏へ書通、即答來

一十三日丙子、快晴、今日近所暑氣安否相【答】（問）、先到長沢壱岐守^{＊1}亭、用人小嶋幸助対話、一件之義等示談、且井上氏所勞之義相【答】（問）、打続快復之旨相答、次ニ長田山城守^{＊2}亭ニ到、用人瀬戸繁右衛門（伊守）對話、

* 3 邸ニ到、窺安否而退去、次到牧野越中守^{＊4}邸、窺安否退去、次井上河牧之安否相問、先快通之旨取次相答、述怡悅之旨退出、然テ帰路加納家永井兵右衛門目付役也、右三人訪訊、午ノ下刻計帰樹木谷畢

一今日松平伊豆守隨身医谷隆得方へ【■】贈書翰并京素麵一箱也、祝着之返酬也

* 1 長沢壱岐守資親。高家、肝煎。初博宣。外山大納言光顯（男）。元禄十二年閏九月十五日寄合に列した際、家を起^レし長沢を称す。武藏国入間郡内采地千四百石。從四位上少將。寛延三年五月二十二日卒去（『寛政譜』二十一卷一一頁）。

屋敷は御茶ノ水元空き地（『東京市史稿』十六卷一〇二頁）。

* 2 長田山城守元鋪。御小性。從五位下。下總國豊田、香取、海上郡内九八〇石。安永四年閏十一月十二日致仕。五年七月十七日死去。年七十七（『寛政譜』二十卷二十七頁）。屋敷は御茶ノ水拝借地、五百四十一坪（『東京市史稿』二十二卷八五七頁）。

* 3 松平紀伊守信岑。奏者番兼寺社奉行。摂津国高槻城主五万石。從五位下。帝鑑間。元禄九年生まれ。元文四年三月四日寺社の職を辞す。宝曆十三年十一月二十日龜山において卒去。年六十八（『寛政譜』一卷二三一頁）。屋敷は一ツ橋外、四千五百七十一坪、内西ノ方行留り道二百七十二坪共（『東京市史稿』十八卷九八三頁）。

* 4 牧野越中守貞通。奏者番兼寺社奉行。日向国延岡城主八万石。從五位下。宝永

四年生まれ。寛延二年九月十三日京都にて卒去。年四十三（『寛政譜』六卷二七

九頁）。屋敷は深川、四千九百九十二坪四合（『東京市史稿』十五卷五七三頁）。

*5 加納遠江守久通。御側。延宝九年紀伊国に生まれる。享保元年吉宗が本城に入部の際、御家人に列す。伊勢国三重郡内一万石。寛延元年七月十一日病により辞職を乞うが許されず。八月十九日卒去。年七十六。江山久報院と号す。四谷の戒行寺に葬る（『寛政譜』二十二卷二三八頁）。屋敷は呉服橋御門之内三千坪

（『東京市史稿』同九四二頁）。

一十四日丁丑、晴、申ノ刻計夕立、今日鳳閣寺ニ到、大蔵卿江对话、鳳閣寺述發足之祝詞、須臾示談、先達約諾之古美拾葉初巻一冊在満依他借又借遣、甚怡悅之旨也、到柳橋磯野八郎兵衛¹宅、八郎兵へ京都之安否ヲ問、留主居者答、当四日京着、道中無難之旨、此間便通有之旨申之也、向橘屋宗七方京都之便通無之哉、道員病氣之沙汰不申来哉否相問、先日後一度便通等雖有之、道員病氣之義は不申越旨相答、及黄昏帰宅矣

*1 磯野八郎兵衛。江戸の人。享保七年、福井奥右衛門とともに西廻り海運の捷路

として、円山川と市川を利用して日本海と瀬戸内海を結ぶ舟運輸送路を造成し

ようと計画した（川名登「円山川・市川連絡通船計画について」、『千葉経済論叢』三六、三一五四五頁、一〇〇七年）。

一十五日戊寅、晴、今日諸方暑氣安否相問、先如例改衣服天満宮・妻恋稻荷・神田明神末社等迄参詣、直ニ芝崎氏へ訪訊、則对话²叔父今沢山城守面話、山城は甲陽氏神八幡之神主棟領也、予經廿五年再会、一件之義等談話焉、

今日松平対馬守³用人葵生川平兵衛宅ニ訪訊、雖所勞面話、去夏已來之謝事一件歎信章不幸之事等談話、予励神忠大変之節不相馳在府之志等感歎賞賛之挨拶、且一件之義必不可退屈理順必定之趣其益理等教訓也、因鬱胸⁴矣

一奈良土佐・栗本駿河方へ暑氣安否相問、各他出也、到戸田氏宅、休息

帰路金保安元⁵・北尾源兵衛⁶方ニ到、安元は当番登城、北尾在宿

面話、只一件之義耳示談、未ノ刻計帰樹木谷畢

*1 松平対馬守近貞。豊後國大分郡高松城主二万一千二百石、雁間詔。初昭峯。元禄

二年生まれ。延享二年九月十八日致仕。宝曆七年五月十二日卒去。年六十九（『寛政譜』一卷八四頁）。屋敷は小日向上水端三千百十一坪七合八勺（『東京市史稿』十八卷三七頁）。

*2 金保（兼保）安元。御医者。

*3 北尾源兵衛は上林官兵衛手代。

*4 根本大炊頭胤滿。治胤。信胤。上総国市原郡菊間村の八幡神社神主。明和元年

没（荷田春満門人「一覽稿」）。八幡神社は白鳳期の創祀と伝え、中世には若宮八

幡とも称していた（菊間村「日本歴史地名大系」）。

*5 松島稻荷。現松島神社。松島町（現中央区日本橋人形町二丁目）の町名は北東に松島稻荷があることによる（『日本歴史地名大系』）。

一十六日己卯、陰天、時々小雨降、雷少鳴、予不快、終日在宿、森三大夫來入、依不快不能面話、申ノ刻計堀家氏來訪、不快少快故面話、須臾一件之事示談歸去也

今日葵生川平兵衛へ昨日之挨拶書通⁷差鰯五差贈之、且瀬戸繁右衛門へ書通、一件之書付⁸差鰯五差遣之也、各返答有之、今日上賀茂鳥居大路出羽守・岡本右京権大夫・東辻修理大夫より書翰到来、五月十二日之書

也

一十七日庚辰、晴、今日大久保主水方ニ到、他行不能面話、渡辺玄隆方ニ

到、父子共面話、一件之義深切之示談也、松平左近將監^{*1}公へ予相見之事公用人牧野十郎左衛門へ申談候處、出入ニ付出席輩^江相見候事遠慮之家法故難申出旨、祈願所之義重而出府之節於有之は速可有御相見趣牧野氏返答之旨玄隆演說也、玄隆妻病疾此節別而急難之容体、因茲神慮之妙護祈啓之義願也、予承諾、果子等饗心、父子共懇切之義共也、橘屋宗七店ニ到、信物等之事示談、酒食等饗心、午ノ刻過松嶋町稻荷神主兼帶根本大炊頭宅ニ到、神拝等畢^而新番組大津助之進^{*2}宅ニ同道、中小將棋共上手之由、因茲予見物旁寵越面話、及暮帰宿矣

一從瀬戸氏昨日之返翰到来也、一件之書付落手之旨也

*1 松平左近將監秉邑。老中、下總國佐倉城主六万石。初秉益、從四位下侍従。元文二年に勝手掛老中となり幕府財政の再建に取り組む。延享元年には享保改革期の年貢徵収量のピーカーを示すが、強引な年貢増収政策は各層からの反発を招き、同一年突如罷免され、八丁堀の邸宅に蟄居。三年四月十六日卒去。年六十

一(『寛政譜』)一巻六一頁。大石学、『日本近世人名辞典』竹内誠・深井雅海編、吉川弘文館、(一〇〇五年)。

*2 大津助之進勝澄。西城御書院番士。宝暦十三年五月二十七日辭職。明和元年四月二十八日死去。年七十一(『寛政譜』十八巻八九頁)。

一十八日辛巳、晴、今日不快故不為他出、因奈良土佐・垂水屋方へ京素麺壹箱宛書翰指添贈之、井上河牧之安否相問、各他出、無即答也、及晚景不快治、因荻原宗陸亭ニ到乞面話、対話一件之義略演說^而書付一卷差遣、松平右京大夫公出頭用人浅井宇右衛門^江伝言之義等頼之、右一巻亦被相達之義令示談、及黄昏歸宿、帰路正因方へ立寄、他行不能面也

一十九日壬午、晴、今日亦不快、因不為他行、今已刻計伏見左仲方ヨリ当月十一日出之飛札到着、伏見荷山等無難之旨示來、且延武^{*1}入職之催凡十七八日之節令沙汰之趣告來、安堵之義也

一今日正因來入、挽茶一棗持參、一件之事等須臾^二示談、阿部伊勢守^{*2}祈禱愛染寺相勤候事表向^二一向無沙汰趣也

一根本大炊頭來入、予他行之跡暫待居、帰宅之節對話、今度復常磐橋町奉行所鎮守之稻荷本山より神靈安鎮之義願也、任松嶋町之前例許諾畢、且廿二日於松嶋町之亭大津助之進^会之義約之也

一今日芝崎氏へ暑氣訪訊之文通、甘瓜甘贈之、即酬、後刻為返謝素麵廿把・鮓一桶到来也

一夕飯後諸方暑氣訪訊之贈物用二付到橘屋宗七方、手代宇兵衛面談、從夫戸田氏方ニ訪訊、被勸酒、從夫堀家主税方^江訪訊、先日之謝礼之意ヲ以京都より到来之服部煙草少与之、対話及黄昏帰宿矣

一今日井出半兵^{*3}ヨリ使札到来、渡辺玄隆へ頼之事、委細之返答玄隆紙面等為一覽來、即酬、一件之書付可相達哉之義問來、病婦快復之節相達可給旨申報也

一今晚景京都より飛札下シ物等到着、芝崎氏より相達、当七日・十日両日之飛札今日一度ニ相達、然磯野八郎兵衛今四日荷山^江尋來、信舍・為寛・延武出會、當地之様子面話之安堵之旨申來、廿日・晦日・廿四日、五月中自是差登書翰不殘相達之由、雖然竹坊大藏十日迄不相尋、書狀等不相達之旨告來、不審之到也

一母人・弁・出羽守・民部・求馬・右近・七右衛門^{*4}・政・梅方より七日・十日^(日)入交書状到来、十日之書中云、民部事杉浦修理亮方ヨリ得心状到来ニ付、入職之義采ル十三日言上書可差上、十八日社中親族祝宴可相催^{旨告來也}、求馬女岩事予為養女祓川宮内親直妻ニ縁談相熟、當四日祓川家ヨリ結納來之由、翌五日親族祝会之旨彼是嘉祝之義共告來、安悅而已

一今日在満深谷氏^江対話、一件之事示談候處、決定未被相窺旨放辭談話、井上河牧病氣追日快復、辭退御役之事は未決之旨也、先今之時之通^二は七

月中旬比極而出勤之体相顕旨也、是第一之安氣也

*¹羽倉延武。信名養子。実は日代羽倉信元の末男。母は羽倉信詮の季子勢子。元

文元年六月十七日權御殿預入職。元文二年二月十九日豊前守叙任。延享三年六

月十九日卒去、三十九歳。

*²阿部伊勢守正福。備後国福山城主十万石。従五位下。延享二年大坂城代。寛延

元年十一月十九日致仕。明和六年十月十日卒去。年七十『寛政譜』十卷三五三

頁)。

*³井出半兵衛政武。大番組頭。廩米二百俵。元文五年一月二十九日辞職。六月十

四日死去。年七十五『寛政譜』十七卷二〇一頁)。

*⁴鈴木七右衛門重経。信元三男、母は信詮女茂子、信名の甥に当たる。三河吉田

城主松平豊後守に勤仕目付役、幼名伊織、浜松藩主本庄氏家臣鈴木惣左衛門の

養子(『荷田春満門人一覽稿』)。

一廿日癸未、晴。今日京荷山へ昨日之返状遣、十七屋¹へ申付、本七日切
運料荷山拵百五十銅之定也、母人・弁・出羽守・民部へ連名、左仲・七
右衛門へ返状、道員公・花王院へ民部義相済謝礼状、大肥前守へ同断
一今日渡辺玄隆方へ書通、京素麺一箱遣、即酬、妻女病氣快方之旨返報【也】

(申) 来也、今日申ノ刻計栗本駿河來尋也

*¹陰曆十七夜の月を立待月といふところから、飛脚便が「たちまらぎ」ともい

つた称。江戸日本橋、室町にあつた飛脚屋『日本国語大辞典』。

一廿一日甲申、晴。今日涉谷公¹問暑氣之安否、京素麺三十把持參焉、用助

川小半太対話、今朝予方へも暑氣之安否訪訊之書被出之筈、則直ニ被渡

須臾物語而退出、明石勝右衛門宅ニ到、素麺十把入一箱遣之、中村皆右

衛門・助川小半太両用人へ持扇五本宛遣之、中村氏在宿面話矣、

今日向井伊州¹公²暑氣見舞ニ參申置、於玄関組与力石黒二十郎へ面話、

于今在府三候哉と挨拶也、帰路之節到彼旅宅、訪訊旨令口述也、且細井

藤左衛門¹・中条大和守殿²・松平權之助丈父子へも暑氣見舞之口述申置也、

今日大久保主水方へ書通、甘瓜二十贈之、且加納家吉川源太夫・金子文

次郎へ書通音信遣、大久保方へ憑吉川氏へ之音信は無用之旨³主水より返却、金子へは可相達旨示來也

*¹向井伊賀守政暉。京都奉行。上野国群馬郡等采地九百石。元文四年七月二日京師にて死去。年五十六。彼地の常楽寺に葬る『寛政譜』一卷一八九頁)。

*²細井藤左衛門安定。小十人頭。布衣。元文元年遺跡を継ぎ(武藏国比企郡・遠江国佐野郡内采地八百石)、三年三月十五日小普請奉行。宝曆元年七月二十九日

辭職、寄合、八年四月二十五日死去。年七十二『寛政譜』二十一卷五四頁)。

*³中条大和守信実。高家、肝煎從四位上少將、下總国都賀・河内郡内采地千石。元文四年四月十九日卒去。年六十四『寛政譜』二十一卷九三頁)。

一廿二日乙酉、晴。今日遠州浜松杉浦修理亮、籠口美仲¹方延武事納得無為三同心之謝辞申贈也、堀留溜屋吉兵衛方へ頬遣、午ノ刻過松嶋町稻荷社根本氏宅ニ到、大津助之進出会い、終日中将棋・碁有之、予見物、大炊

頭宅ニ宿畢

*¹柳瀬美仲(みちいえ、一六八五一一七四〇)。江戸中期の歌人。浜松の呉服商人、屋号丸屋、通称小左衛門、雅名方塾。名は美仲、号を隱口翁(くもりぐのおり)

な)。しばしば京都に遊学、荷田春満の門にも出入りする(享保七年門人)。賀

茂真淵・杉浦國頭らと遠江国に歌壇を形成。元文四年、友人のすすめで江戸に

出て和歌を講習、多くの門人が集まつたが、翌年病没した。著書に「秋夜隨筆」、

『遠津淡海名所和歌集』(『コンサイス日本人名事典』)。

一廿三日丙戌、晴。嚴暑難堪、巳ノ刻過從大炊頭毛帰宿、大久保主水より手束來、今夕暮時分間暇之旨示來、予不快、僕吉平病氣、因茲斷申遣也、小川舍人方へ文通、先日之返答也

一 今日大蔵卿より手束井桃五ツ所贈、一件之書付共、鳳閣寺発足之節依所申置不残返却也

一 今日荷山より十五日出之状到来、半紙・巻紙・金子一両来ル、竹坊大蔵

当九日訊來之由也、延武入職官位等之願書十三日差上候旨申來也、安堵焉、母人・弁・政・出羽守より計之書通也

一廿四日丁亥、晴、今日平賀玄純・梶次郎九郎江問暑氣之安否、贈与糒三袋平賀氏、贈京素麵一箱于梶氏、梶氏は依断返却、從平賀氏は為返謝清

暑老包所与之、各返事有之也

一 今日京師へ昨日之返状出ス、例之通四人連名、求馬へ返状、上賀茂鳥居

大路・岡本氏・東辻氏へ返翰遣、磯野八郎兵へ書翰等荷山迄遣之也、

橘屋宗七二頼、申ノ刻計夕立、涼氣少生、遠方雷鳴也、

今日根本氏昨日之礼状遣、橘屋方へも素麵之事ニ付書通、各返事來也

一廿五日戊子、晴、今日上野護國院・常慈院へ問暑氣安否、路次池端到于成田定羽宅、

服部煙草三把贈与焉、夫婦共対話、近夕為納涼可令來話旨

相約而出去、到于上野護國院、糒三袋贈、服部煙草七把贈于常慈院也、

先慈院対話、一件之事等示談、夕飯名酒饗心、深見新兵衛一相見之事賴

置也、一時計雜談而移于国院、対話一件之事耳示談、松平伊賀守二・秋

元但馬守三手寄之事賴置、宜伝手有之旨懇切之挨夕茗果等食而帰去矣、

今日於護國院從岩花王院之書柬掌握、今月八日之書也、北条茂兵衛來于樹木谷与在満対話、和学・歌学等之事示談而入夜帰于神田橋酒井家之邸畢

一 今日御目付駒井韌負4・家臣木村忠大夫來云、韌負宅稻荷安鎮之義願望之旨弥可賴之由、且予訪訊之節駒井氏相見可有之旨也

*1 深見新兵衛有隣。儒者。書物奉行。致仕後号右翁。廩米三百俵。元文四年十二

月十八日御書籍校合のことを承りしにより黄金三枚を賜る。書物奉行在職三十

余年に及び、『類聚国史』の校訂、『一条家日次記』書写校訂、紅葉山文庫買上図書の上申などにあたつた。明和二年西城御裏而番。明和六年十一月四日致仕、安永二年二月十五日死去。年八十三。『寛政譜』二十二卷三五一頁。山本武夫、

『日本近世人名辞典』。

*2 松平伊賀守忠愛。奏者番。信濃国上田城主五万三千石。寛延二年八月一日致仕、

大内記。宝曆八年三月六日卒去。年五十九。西久保天徳寺に葬る。『寛政譜』一

卷五(貢)。

*3 秋元但馬守喬房。奏者番。武藏国川越城主六万石。元文三年九月五日卒去。年

五十六。『寛政譜』十五卷一九二頁)。

*4 駒井韌負寿正。目付(元文元年五月十五日)。廩米三百俵。安永二年十一月十四日死去。年八十。『寛政譜』三卷二九頁)。

一廿六日己丑、晴、今日諸方へ問暑氣安否、先到渋谷殿之邸、先日給信物述謝辭、家老勝右衛門宅二到問安否井右之謝詞等述之、次大岡助七郎宅

二到問留守中之安否、次到于木村佐左衛門宅、汗取三巾与之、対話、次

到于龜田三郎大夫宅、糒二袋与之、依病氣不能面話旨殷勤之返答也、次

到于西窪稻垣太郎左衛門宅間安否、次阿部益庵宅二入、須臾対話、一件

之義耳問答、井上河牧殿病氣美否相問、益庵師長尾文哲療治、因茲寒說

分明也、弥病氣快癒之旨、且役儀等辭退之事亦有之間敷旨示談也、次到

于朽木和泉守一殿亭間安否、次家老到于進藤氏宅、暫休息、進藤氏他行、然而婿才三郎対話、夕飯饗心也、次到于小林義右衛門二宅糒二袋与焉、

須臾対話、物部茂卿述作之書板梓入金二百疋渡之、六諭自之過【也】(分)

追而返却之約諾也、然テ傍輩波多八郎兵衛面話之義相問之處他出故不能其義也、次到畠治左衛門宅、汗取五巾与之、次吉野忠左衛門、各令口述

置也、次到于板倉相模守三殿邸、取次平野茂左衛門出向、令口述置退出、

次渡辺伝兵衛・長井兵左衛門父子方二到、問安否、次到于小池覺之右衛

門宅、果子一包・汗取三巾与之、夫婦相共対話、果餅饗應、一件之義耳

示談而帰去、次到于梶次郎九郎宅、問安否、次町年寄三人奈良や市右衛門・樽屋藤左衛門・喜多村彦右衛門宅二入、各問安否、次谷隆得方ニ到、

問安否、各無難之旨也、申ノ刻計帰樹木谷也、自是先今朝自荻原宗隆手

東・新茶半式袋到来、令即答畢、且鳳閣寺大藏卿へ問安否、甘瓜二十与

之、返章并挽拔蕎麦二袋計來、在満両方へ所贈旨也

一今日留守之内松平権之助より先日問暑氣之安否返礼書翰到来也、且福田佐右衛門と云仁不意之口状認置、其旨は本庄中ノ郷契源尼丘伝言之義有之也、此辺へ往返依幸便伝言之旨被示置也、且根本氏より廿八日延引之義書柬來也、大津氏宅へハ廿九日可令來会旨也

*1朽木和泉守直綱、大番頭、從五位下、延享二年六月二十五日死去。年五十二(寛政)

政譜』七卷一五四頁。

*2牧野駿河守忠寿(享保八—十四年奏者番)、越後国長岡城主六万石余、享保二十一年十月一日卒去)近習儒者。老父友右衛門は藤屋小左衛門叔父。

*3板倉相模守勝澄。志摩國鳥羽城主五万石。延享元年備中國松山城主。初重規。

享保元年鳥羽に生まれる。元文元年四月十八日初めて城地へ行く。宝曆元年九月二十三日致仕、明和六年五月四日卒去。年五十四(『寛政譜』一卷一四四頁)。

一廿七日庚寅、雨、不時涼氣着綿入、稀有之時令也、今日垂水や清右衛門

先日之返章來届状落手、井上殿病氣全快、可令安心旨示來也、芝崎宮内

大輔訪訊、被申置也、瀬戸繁右衛門手束并交肴一籠七ヶ被贈与、即報遣也、

今日深谷一郎右衛門へ自在満書通并京素麵廿把贈遣之、有返答、尤予方へ深切之伝言也、根本大炊頭へ昨日之返答遣、明後廿九日大津氏へ可寵越

旨相答、昨夜より不快、終日打臥矣

一廿八日辛卯、雨、正因ヨリ書通、被問安否、即答、先日之茶器返却焉、北条茂兵衛より手束并煎茶一袋到来、不快故不能即酬也、終日打臥、不

快、因例式之社參等令懈怠也、

一廿九日壬辰、晴、今日大久保山城守^{*1}殿【問】(窺)暑氣安否、深尾多仲詰合取次也、用人宇津次郎左衛門宅へも訪訊、申置也、三輪執斎へも

訪訊申置也、夫より松嶋町稻荷社參詣、大津助之進宅へ到、終日中將棋見物焉、及夜帰宿矣

一今日本庄中郷契源尼丘へ大久保豊前守^{*2}殿面謁之事ニ付書通者也

一今日荷山より十九日出之状到来、延武入職、内婚儀等十八日首尾能相済候旨告來、母人・弁・出羽守・右近・左仲・鈴木七右衛門・富樫求馬・岩より各祝書來也、民部より祝物金百疋下ス、右近より宝積寺宮御染筆物一枚為祝儀下ス、家系相続之慶義社中諸役人へ披露等首尾能相済事、安堵開鬱胸也、心中之歎意難顯而已

*1大久保山城守忠胤。下野国烏山城主三万石。雁間詰。寛永七年生まれ。宝曆九年五月三日致仕。安永八年八月一日卒去。年七十(『寛政譜』十二卷二貢)。享保十二年十月二十六日～宝曆二年二月四日大坂加番。

*2大久保豊前守忠宣。書院番頭。采地五千石。元文元年九月二十八日故あつて職を奪われ、出仕を止められ、十一月二十一日許される。宝曆十二年五月十二日致仕、安永六年六月一日死去(『寛政譜』十二卷二貢)。

七月小

一朔日癸巳、快晴、今日在満家内江予家系相続人無滞相極入職并内婚儀等相調ニ付勸祝酒肴也、夕飯後例之通近所之神社江参詣、神田明神々主亭二訪訊、須臾対話一件之事等示談而帰宅

一今日從渋谷殿使札到来、息女述女少々不快之処、早速快氣之旨弥無難之祈啓頼來也、家老明石氏手束并夏袴地二反・干鯉三十本所贈与、先頃妻女病氣二付祈啓之義所頼早速快氣、此謝礼也

一 今日遠州浜松籠口美仲書翰井千鯈廿尾所差越、延武事國頭納得、杉浦家相続人亦相極旨為將知焉一封到来、美仲尽誠美國頭夫婦へ熟談之旨示來也、

渡辺立円、杉浦大學と改称而為勤學荷山春滿方江登京、先月廿四日浜松發

出、即日其旨予方江令告知之一封也

一 今日荷山へ之返状認、不快末勝故不能全認也、森三大夫訪訊

一二日甲午、晴、今朝垂水屋方江文通、井上殿問安否、愈快復之旨相答、

上野常慈院ヨリ使札井インケン・小角豆・ひしほ一器所贈与之、且先日

御書物奉行深見新兵衛面謁之事頗置、因去月廿九日自常慈院通達之處、

當時御書籍由私御用日々出勤、依無公暇追而暇日之節予方直通可有之旨

深切之返翰可為一覽旨以所差越也、進藤源之允來訊、面話須臾雜談而帰

去

一 今日井上殿覗安否、弥順快之旨取次答之、午ノ刻計歸宿、從京荷山飛札・

干鯈三拾本到着、從弁書翰一封來、廿日出也

一 今夕送于京荷山書、母公・弁女・信舎・延武・鈴木七右衛門・右近・左仲・大西肥州父子・正官四人連名、右悉延武入職之礼詞嘉儀等申達也、

頬橋屋宗七遣也、

今日在満到于内藤備守後附*₁殿邸、令講令義解、夜二入帰宅也

*₁ 内藤備後守政樹。陸奥国磐城平城主七万石。延享四年日向国延岡城主。宝曆六

年十月二十一日致仕、明和三年九月二十四日卒去。年六十四(『寛政譜』十三卷

一八九頁)。

一 三日乙未、晴、今日諸方へ文通、問残暑之安否、長沢壱岐守殿用人両土

〔河村郡平・小嶋幸助〕文通、京素麵一箱二十把入贈之、両土へ持扇三

柄宛与之、即答、壱岐守殿少中暑之由、井上河牧病氣追日快氣之旨示來也、

大久保主水へ書翰井從京都到来之干鯈五本与之、他行無返答、贈于北尾源

兵衛書翰・干鯈七本・醬一壺・扇・柄贈、扇は息才二郎也、即酬、御目付駒井勒負殿相見之事ニ付家臣贈木村忠大夫書井浜塙鰯十五遺之、明後五日可罷越旨返答也

一 今日從上野護國院使僧來、醬一器被贈与焉、深尾多仲より手柬來、近日帰國之旨示來也

一 四日丙申、晴、今日贈于深尾多仲手柬・錢別汗取五巾、明後日為主人之迎供奉出足之由示來也、

今日西湖学井為病氣見舞贈書札・干鯈・料理昆布等、逸女へ汗取式巾贈与焉、湖學因他行從逸女返答來也

一 今日北条茂兵衛方二到、扇子三柄与之、終日往事等雜談、一件之手寄之事等示談、申ノ刻過帰宅矣

一 今日木村忠大夫來入、明日弥予可來于駒井氏殿亭旨、且為昨日之謝礼來義之旨、予留主故在満面話、伝言等有之也

*₁ 西小角・西小学とも。松平大隅守近習、在満和学之門弟、荷田蒼生子(在満妹、逸女)の夫。

一 五日丁酉、晴、今巳ノ半刻計到于駒井勒負殿亭初而面会、當社安鎮之義頬也、且一件之義深切之挨拶、自今無隔意可令來入旨懇切之義共大慶之至也、在満年来懇志之謝礼等相述也、五明井五本持參焉

一 今日從荷山飛札到来、母公・弁女・延武・政事きほ・左仲・七右衛門・求馬・宮内・近江守・■備後守・三河守・肥州・甲州・豆州より延武入職之嘉詞、お岩先月廿四日祓川家へ遣候義為知狀等也、先月廿五日也、

三神主井は十九日之日付、予方より先月一日之書狀不達先之文也、今夕飯後奈須春悦へ訪訊、他行故不能面会也、酉ノ刻過地震

一 今日明石氏女令問病氣、煎餅少・人形參ツ贈与之、快方之旨也、

*₁ 扇の異称。

*2 稲荷社祀官の内、下社神主大西近江守親友、中社神主安田備後守親冬、上社神

主毛利三河守公広を指す。なお、元文元年その他の稻荷社職は以下の通り。御

殿預羽倉撰津守信名、日代羽倉出羽守信舎、正補宜大肥前守親定、正祝松本

播磨守為胤、権補宜安田長門守親安、権祝、祓川佐渡守親茂、下社補宜大西相

模守親盛、中社補宜大西下總守親方、上社補宜松本伊豆守為寛、中社祝松本和

泉守高任、上社祝松本駿河守為雄、田中社祝松本甲斐守為以、権御殿預羽倉延

武、権目代欠、愛染寺龍山（実名寛盛）、前正祝毛利義濃守治建、前権補宜松本

兵部為長。

一六日戊戌、晴、今朝到于駒井氏殿亭、昨日相見之謝儀申述、家臣忠大夫
出向、須臾面話而歸去、帰路之節到于松平権之助殿亭、問残暑之安否、
家臣宮下万右衛門面話、於京都予家系相続相極ル之義申談、可預演說旨
令示談也、次長沢氏殿問中暑之安否、快氣^三而昨日出勤候由取次答之也、
留主之中從北尾源兵衛為殘暑之見舞鰐一尾來ル、早速令差身食焉、經一
時^而魚毒發物身如赤頌、頭痛發心魂如醉酒也、因魚毒消解之藥等服用、
忽醒治【也】（矣）

一北条茂兵衛方へ送書翰、一件之書付一卷也、即答、明日可為來入旨示來
也、北尾氏返状遣、戸田治部右衛門へ送書柬、素麵廿五把也、在満他行
終日獨居、嚴烈之殘暑不堪忍也、入夜戸田氏來訪、勸酒食、亥ノ刻計歸
去也

一七日己亥、晴、今日准荷山之嘉例在満家内令祝饗、北条茂兵衛依兼約來
入也、如例改衣服妻恋稻荷社江参拝矣

一今日鳳閣寺大藏卿為祝賀來入、且芝崎平馬來入、大藏卿へは為返礼到于
彼寺也、北条氏同伴而不忍池蓮花之最中令見物、及黃尾帰宅矣
一八日庚子、晴、今日神田明神^并末社等拝礼畢、芝崎氏へ昨日之祝詞申入、
且舍弟平馬訪訊之謝詞相述、宮内大輔他行故不能面会也、木村隼人方へ

訊問、病氣過半快氣因面話、依灸治如此快復之由也、自其到正因方面話、
先頃面話之牡丹花老人撰集之歌書令一覽、伊呂波ヲ以為字頭歌詞之注解
也、世間通例之注解強而可令秘藏非書歟、表題号紅葉集也

一今日遠州浜松籠口美仲方返状出之、幸便杉浦氏へ送一柬、如例溜屋方へ
相頼也、到于堀家氏旅店問安否、面話、麦飯饗應也、及黃昏到于両国橋
納涼而入夜帰宅矣

一九日辛丑、陰天、今日朝飯後之刻伏見妙源院還俗^而号柴鳴喜兵衛、從四
五ヶ年已前依在満惠情當所在留、小笠原右近將監^而殿料理方勤仕、予始
面会、談古鄉之往事互二落涙畢、

今日到于秋田民部^而宅問安否、無難之由、依他出不能面話也、從京都到
来之料理昆布一袋与之、次到于吉川民部宅問安否、口述而退去、到于上
野護國院・常慈院、問残暑之安否、國院他行、慈院在庵面会、料理^二ん
ふ一袋・新濃茶半^二与之也、折節慈院弟子涼泉院來会、初面談、切麦。
名酒等饗応、一時計雜談而歸去矣、未刻計從渋谷和泉守殿為使者（原文空
白）來入、渋谷殿親子無難之義祈啓之加護二所思食之旨口上也、且從用
人兩人手柬來ル、使者口上之通也

*1 小笠原右近將監忠基。豊前國小倉城主十五万石。從四位下侍従。初清貞、清遙、

忠遠、忠晴。天和二年生まれ。宝暦二年二月五日卒去。浅草の海神寺に葬る（寛

政譜』三卷三九七頁）。

*2 秋田民部博芳。江戸に住む春満門人、神職か。当年四十九歳。

一十日壬寅、晴、今朝從上野常慈院使札來、府中熟瓜一籠名物故被贈与焉、
即答遣也

一渡辺玄隆遣手柬、妻女病氣相訪之死死去之様子、忌中故無返酬旨也
一今日芝崎氏より延武入職為嘉儀書札・大蛇五ツ所贈之也、且京都より之
下し物被達焉

一 今日從京師荷山飛札到来、当月二日之日付也、朔日より斎公病氣再発、

大切之様子、信舎・信満・延武連状到来、失十方也、去年來僕一ヶ半年之間如此不幸患難相続事心中殆生惑耳、大西肥州・相州より延武入職之祝詞来ル、從肥州砂糖漬柿一箱被贈与、芳情感得令落涙義也、御信女^{*1}・直女^{*2}よりも祝詞申来、斎殿病氣再発日前之書認也、延武方より金壱両差下ス也

一 垂水屋清石衛門江手束并大蛇三ツ贈与之、依他出無返答【■】

一 未ノ刻過到于渋谷和泉守殿邸、申昨日使者給之謝礼、折節御在邸御相見一件之義等御懇切之挨拶也、大嶋近江守^{*3}江も御嘆被下之旨御示談也、且息女方弥残暑無障様之祈啓之義御頼也、向後御勝手御用部屋迄來入無隔意可相心得旨御深切之御挨拶共、大慶至極令歡喜也、明石勝石衛門・助川小半太取次須臾对话而退出矣

一 今日在満到于内藤備後守殿令講令義解、其序備州殿所談曰、井上河牧病氣雖為本快可為寺社奉行職辭退事治定、然其跡役三浦志摩守^{*4}衆人指所也、予可有其用意旨御懇切之内意也、三浦家此節頗ニ寺社奉行職競望之由、因茲手入等甚所相勵三奉行之輩・御小性・御小納戸衆度々招請、饗宴等被催之流布専之義云云

* 1 多賀道貞室。

* 2 荷田春満実娘。神田明神芝崎豊後守好全の妻。元文三年江戸に出、同四年五月、幕臣松平権之助の紹介により養仙院（水府の女公子）に仕え中蘿となる。明和

二年七月十四日没（大貫真浦『荷田東麿翁』法文館書店、一九二一年、六三頁）。

* 3 大嶋近江守以興（これおき）。小納戸頭取。安房国安房・朝夷郡内采地千石。布衣。從五位下。初め紀伊家に仕え、享保元年徳川吉宗に隨い御家人に列する。

延享二年四月二十五日死去。年六十三（『寛政譜』一卷一〇〇頁）。

* 4 三浦志摩守義理。三河国刈屋城主。万三千石。從五位下。延享元年奏著番、同

四年三河国西尾城主。宝曆六年七月三日卒去。年六十一（『寛政譜』九卷四二頁）。

一十一日癸卯、晴、今朝垂水屋より昨日之返状來ル、井上河牧公御病氣弥御快復、御肥立迄之由申來也、今午ノ刻計於浅草川水馬稽古依有之、於京都希有之義令見物、鞍置馬・はたか馬入交乗渡也、帶弓箭河中二而射術之稽古等有之也、未ノ刻計帰宅

（脚部異筆付箋）〔春丸公逝去ノ報到着〕

一 今日未ノ刻過從荷山飛札來ル、春丸公療術不相叶當一日午ノ刻過落命之旨赴來、四日出之飛札也、進退失途、忘前後計也、心中之悲歎難筆記焉、去夏四月三日不意一別遠離之端、往事積年之愛憐無寸分之孝志、剩如此之遠離【■■■】如断腸割肝胆耳、自是先昨日之返翰相認、欲既差斂處右凶事赴來因一封二認添、飛札本七日切差發、出羽守・左仲・民部・直女方計遣之也、十七屋へ申付ル、本七日切賃錢京払、抑我国古今和学之宗師春麻呂齡六十八歳天命之尽期不及神助妙扶、今月二日歸天之事、荷氏一統門葉類族之愁悲、就中予一孤之大歎不可過之、心中之悲歎愁鬱不弁間聞耳

一十二日甲辰、晴、今日諸方へ春麻呂不幸之義相赴、且予忌中之旨相斷、先渋谷和泉守公家老明石氏へ書通、不幸之義相断、彼家御祈啓之事本山清身之者へ相与奪、予清身之期迄於本山祈啓誠勤不可怠旨祈使祝詞等申達之旨申遣也、尤一昨日御相見之御礼昨日參上之義無之訛、右不幸ニ付不任所存故断遣也

一 芝崎宮内大輔へ書通、即酬、進藤源之允・横井源八・北条茂兵へ、其外戸田氏・橘屋等迄用事ニ付相兼文通

一 秋田民部為殘暑見舞來入、在満対話、春麻呂不幸之事相告也、入夜進藤源之允為弔悔來入、面話、戌ノ刻計帰去也、老人遠方之來訪深切之意也一大岡助七郎より当月二日之書翰來、進藤氏より被達也

一 従京都五日出之状来ル、母人・弁・民部・宮内より計、従社中金子四両下ル、春麻呂公葬礼四日未ノ刻ニ無障相勤之旨示来也、墓子昆布拾本來ル

一 今日京荷山へ飛札出ス、渡十七屋本七日切賃錢百五拾銅荷山払、母人・弁・出羽守・左仲・民部・花王院へ連狀、春麻呂殿忌中之事忌明後（文也）口直女本家へ引取之事書籍等之事申遣也、延武へ別書安鎮之事渋谷殿方祈啓之事等申遣、且本章ニ杉浦大学勤学之事今年中も可為在京旨出羽守已下連名中へ申遣者也

一 松井豊太為弔悔来入、松平宇門*1使所為伝言之弔悔也

*1 松平権之助（信富、信綱、西城新番頭）の子息。

一十三日乙巳、晴、巳ノ刻過小雨降、今日松平権之助殿為弔悔来入、在満予面談、深切之厚志堪感概者也、須臾一件之義等談話有之、帰去也、申ノ刻計木村忠大夫來、弔為贈物餅菓子一重持參也、兩人共面話矣

一 從北条茂兵衛為訪訊素麵拾五把・餅一重來ル、在満より返状遣也

一 今日在満支配平賀甚右衛門、在満方へ被【相問也】（問越）云、在満美父多賀道員他家為養子哉否、在満忌服之事林大学頭へ被問合之處、寔父他家養子之訛ニ付忌服差別有之旨問來、珍説難信用義也、因在満其趣相答也、當時公義之服忌令元禄年中御改之令法被用也、稻荷社法之令式は古法之令也、於公義は元禄之改令之外不被用也、可覺悟事候歟

一 十四日丙午、晴、今朝従成田定羽弔悔書柬到来、甚欵歎之意也、申刻計深谷一郎右衛門訪訊、春丸之不幸所聞、因即刻弔悔之口述有之也、終日閑居、愁意相募不堪忍而已

一 今日従木村隼人・松屋伊織悔章來也、酉ノ刻計奈須春悦為弔悔来入也、戸田治部右衛門為弔悔來訪也、丑ノ刻過天神前横町出火、町家二軒焼失十五日丁未、晴、今日堀家主税より書翰・大蛇五貢到来、即酬遣、井上

河牧殿安否聞及候哉否所問之、仍項故障蟄居之旨相答也、終日荷山へ之書認焉、且杉浦修理亮江返翰差遣、溜屋吉兵衛へ頼明日令出之也、日付亦明十六日と記置也

一 十六日戊申、晴、今日在満親類書相認、田安御殿へ差上ル、然去六月春麻呂妾腹男子出生、蜜伝聞、仍今度在満相談而予為寔子、号夏麻呂、親類書二載之也、尤京都信舎・延武・信滿方へは右之旨申達也

一 今日甫喜山道寿（神田明神社家隠居）・書林杉浦三左衛門、春丸為弔悔來入也、本庄お房*1方へ春丸凶事相赴也、戸田氏より為忌中贈物名香六種所贈与〔園城寺・乙女・白梅・若菜・松嶋・初音也〕、當時大切之名香過量之益也、

申ノ刻計從芝崎氏使者贈物到来、在満へ糊二袋、予方へ干うんとん一折拾式把口述贈答矣

一 今日送荷山飛札令到于京都多賀氏之宅、従多賀氏令伝達也、因先一封送于道員公、在満同断、於荷山母公・弁女・信舎・延武・信満連名一封、延武別封、三神主・補宜・祝等一封、予交代之儀頻存發之旨三付、三神主之内壻人可為交代旨申達焉、大肥前守・松本伊豆守各一封、交代之事申達也、姪直女へ一封、且信舎以下へ直女于本家引取之事、去夏春丸公妾小畠出産之男子之事予為寔子可号夏麻呂、在満親類書如右相認差上之旨申達之也、十七屋方へ申付道中本七日切、運錢此元払百式拾銅令渡之、尤京着可届多賀家旨申渡畢

*1 本所猿江に住む。羽倉家の親戚か。猿江村は現東京都江東区・墨田区。小名木川北岸の村。

一十七日己酉、晴、今日送于根本大炊頭書柬、八町堀龜嶋伊勢屋重兵衛伝達之、今朝奈須春悦より贈物到来、在満連名書札來、即酬、未刻計従小林儀右衛門贈物到来、在満連名即酬、且物部茂卿*1著述之弁道*2書板梓

(而脱)

出来被贈越也、右先達令入銀置者也、申ノ刻計堀家主税為弔悔來入、両人共對話一件之義等談話須臾而帰去也、猿江房女より悔状來、即酬

*1荻生徂徠。江戸時代前期～中期の儒者。寛文六年江戸生まれ。三河物部氏を先祖とし、修姓して物とも称す。朱子学から出発しながらそれを超える古文辞学

を提唱。茅場町に護園塾をひらき、太宰春台・服部南郭ら多くの逸材を出した。

八代將軍徳川吉宗に「政談」を提出した。享保十二年一月十九日死去。六十三歳。名は双松。字は茂卿。通称は物石衛門。別号に護園。著作に「訛文筆跡」

「論語徵」「弁道」「弁名」など(『日本人名大辞典』)。

*2江戸中期の儒学書。一巻一冊。荻生徂徠著。享保二年(一七一七)成立。元文二年(一七三七)刊。全二五条。儒學は聖賢の「道」に関する學問であり、そ

の「道」を究明するには古文辭の知識が不可欠であるとして、宋儒の理學を排撃している。徂徠の代表的著述の一つで、本居宣長の国學成立に大きな影響を及ぼした。「弁名」とあわせて「二弁」といわれる(『日本国語大辞典』)。

一十八日庚戌、晴、從松平権之助殿書翰^{井切麦}二重被送、于在満姪直女事被相問、若仕官之望有之哉否、在満答、春滿存在之旨趣未曽聞、若去年來遺言之旨有之乎、逆此節從予方荷山親族共ニ尋遣旨相報、右忌明後面

会之節可令謝酬旨相報也、尤於予伝言之加筆亦深切也

一從中条大和守殿在満方へ悔章來、自翰也、予方へ加筆有之也、從深谷一郎右衛門予・在満方へ為見舞野菜種被贈之也、入夜成田定羽為弔悔來入、春丸帰天残意之義耳愁話、亥刻帰去也

一十九日辛亥、晴、風立終日無事、独居寂寥・慕意・愁鬱難筆記焉、橘屋宗七近日帰京之旨告來、古郷之慕意弥頻也

一廿日壬子、晴、今日從伏見左仲飛札到来、書中之日付十二日也、当二日出之飛札十一日到着之旨告來、其再答也、春丸公没後愁歎之義耳示來也、從荷山亦十二日出之飛【到】(札)來、從芝崎氏被相達、

母人・弁・出羽守・民部・七右衛門・杉浦大学書狀等來、當一日之飛札

十一】日達之旨告來也、從出羽守正因願之返答申來、青門主入木道御門弟入之礼式依出羽守吹挙、減少之略式書付到来、御門主^江白銀式枚、坊官^一中へ方金式百宛、執筆²へ青銅三拾疋也、例年年始扇子代金百疋、暑寒之御窓は書通計也、右之通坊官鳥居小路大藏卿被參越之書翰則為一覽差越也、早速送遣于正因方焉、^井從為寛一封相達也

一此便越後縮帷一衿・割鰯一袋・干菓子少差下、從為寛金山寺醬一曲所贈焉、無書翰也

一今日逸女為弔悔從八貫町³來、菓餅等持參矣、未ノ刻計正因為弔悔來入也、夜丑ノ刻計夕立、急雨降矣

*1房官とも書き、僧の住房の官人の意。殿上法師ともいい、御所や門跡寺院などに仕えた在家の法師である。大臣や殿上人など身分の高い者の子息が多くこの任にあたり、剃髪し僧衣に白衣を着しているが、腰刀をさし肉食妻帯も許されていた。また淨行の僧ではなくても法印などに叙せられ、父の官名や坊号で呼称された。その起源については、宇多天皇の時といわれる(『国史大辞典』)。鳥居小路家は歴代青蓮院宮の坊官。

*2叙位・除目の儀を執り行う最も重要な役。正月の叙位・春除目(県召除目)・京官除目では原則として一上(第一の大臣)が勤める。執筆の役目は、提出された多数の申文・奉状などや先例を勘案して加階・任官の予定者を選び、天皇あるいは摂政・関白の承認を得て、その結果を、叙位の場合は料紙に列記して叙位簿とし、除目の場合は大間書に書き込むことである(『国史大辞典』)。

*3八貫町。八官町、八間丁とも表記。現東京都中央区銀座八丁目。町名は元和年間(一六一五～一四)にハチクワーンという阿蘭陀人に宅地が与えられたことから付いたとされ(京橋繁昌記)、またこのハチクワーンを支那人八官と説明しているものもある(大日本国誌)(『日本歴史地名大系』)。

一廿一日癸丑、晴、今日發于荷山飛札持橘屋宗七也、母人・弁・出羽守・

民部・杉浦大學・道員室信女等へ贈之也、入夜宗七來入、近日上京為暇乞來訪、須臾面話而歸去也

一廿二日甲寅、晴、今日忌明、因茲預弔悔近所述返謝、先到于芝崎宮内大輔亭對話、次下社家到于甫喜山主殿・木村隼人・甫喜山道寿方、返謝相述焉、次到于正因方、面話暫雜談而出去也

一今日垂水屋清右衛門江相訪、他行之由也、次到于鳳閣寺、問安否・帰府之日限、取次云、寺内無異鳳閣寺十八日帰府之旨相答畢、口述而出去也、到于杉浦三左衛門方面話、須臾亡兄之秋意【等】(互)相語而歸去矣、及晚頭到奈須春悅之亭述謝礼、他行之由也

一廿三日乙卯、晴、今朝從明石勝右衛門手柬到来、瀆蕨一桶被差越、從泉州公為使後刻來入之旨申來、因予忌明ニ付為返禮諸方出勤、追付令出宅之間來入之義用捨有之、可給旨斷申遣也、朝飯後出宅、先到于松平権之助殿亭、以取次先頃為弔悔來入之謝礼等相述、宮下方万右衛門・上代彦左衛門へも弔悔伝言之返詞申置也、次到于中条大和殿邸、返謝諫置也、次木村忠大夫へ返謝面話、次到于渋谷和泉守公邸、謝礼之義口状認取次へ述置也、明石氏宅二入之處先達為使者出宅之由、今朝之断状已前出發候由故藤谷平蔵自途中差戻也、次到于平賀玄純亭、残暑問安否、他出之由也、次到于進藤源之允宅、他行故口述演也、次小林儀右衛門方二到、上邸出勤故口述演置也、在満金子入之封状家來へ相渡置也、次到于西小学方、出番、逸女面話而歸去畢

一今日井上河牧公問安否、弥快復之旨也、次到渡辺玄隆方問忌中之安否、今月三日妻女死去之由也、次到于戸田治部右衛門宅、述弔悔之返謝、冷飯饗心也、次到于堀家氏旅宿、他行故口述置也、帰路到于大久保主水方、折節菱田甚右衛門來会面話、被勸酒肴、一件之事耳示談而午ノ刻過

帰宿矣

一今日予留主之間明石勝右衛門來入、從和泉守公為御訪訊瀆蕨一桶被下之也、在満対話而予出勤之断令談之由、素麺・酒肴等所勧之、予外聞祝着之持成令安悅也、松井豊太より名酒一瓶被贈也

一今日從京道員殿九日出之飛札橘屋方より相達、斎殿死去之義ニ付予秋籠発病等仕間敷旨所示教之書翰、弥催落涙耳、橘屋市郎兵衛より悔章來也、及黄昏從鳳閣寺使僧來、土産物品々所贈焉

一廿四日丙辰、晴、今日鳳閣寺昨夕預使僧土產礼状遣【也】(送)、千葉田甚右衛門書為宅替之祝義、五明五柄・干鰯五枚与之

一今日從杉浦修理亮・籠口美仲書柬到来、從修理亮干鰯二尾所贈也、十九

日之飛札也、彼國之神官等集会春滿靈祭修行可有之旨示來也、

一明石勝右衛門へ送書翰、昨日從渋谷公為使來入之謝礼相述遣也、小川舍人へ礼状遣、松井豊太へ返章遣也、菱田甚右衛門より返状態為持來也

一申ノ刻計西小学來入、藤之進家内各面話、夜二入帰去也

一廿五日丁【巳】(巳)、晴、巳ノ刻計夕立少雨、大久保山城守公御參府為悅參上^{*1}、用人宇津次郎左衛門・近習頭山崎宇内方へも令口述也、深尾多仲無事二帰府対話而歸也

一今日從荷山十六日之飛札到来、母人・弁・民部夫婦・お直・お岩・お信殿より計之状也、即酬出ス、母人・弁・出羽守連名、民部へ安産符之事、渋谷公御祈祷之事別章民部遣、お直へ一筆遣、秋田民部香儀金子入書状差登ス、本七日切此方拵十七屋へ申付ル也、磯野八郎兵へ書状、助川小半太より之書伝状同人へ式通一所三遣也、お逸よりお直へ之状も登ス秋田民部より在満兩人へ見舞状・下野久我素麺(原文空白)被送也、お直方へ香糞金子入書状被越、則差登也、深尾多仲より書状土產色半切式百枚来ル也

一渋谷公用人両士より書状、一昨日参上之義昨日勝右衛門へ申入候札に洩達之旨返答也、【■】且助川氏より磯野八郎兵衛万へ之書状式通頼來、則今日荷山飛脚出ス

一鳳閣寺より昨日之返状來、遠州浜松國頭・美仲へ之返状出ス、昨日之日付^元今日出ス、尤溜や吉兵衛万へ頼遣也、橘や宗七明日出京之由故暇乞人遣、市郎兵衛へ返状遣也

一今日從板倉相模守公窺^見氣御安否之御返札到来、使之足輕へ請取遣、名所御使衆と書之也、遠州より頼来候高力權七^{*}、²殿家來梅沢清兵衛二、國頭より之書状為持遣也、所は四谷御門外堀通右之方へ壱町半計下ル也

一今日從松平宇門殿在満方^江示來、井上河牧殿病氣弥快復、來月は可有出勤御役再願等可被差出沙汰無之旨、于予可有伝達^旨也、懇志之兼令感

悦也

*1下野国烏山藩は、普通一月に帰国、八月に江戸に参府した『藩史大事典』二、

雄山閣、一九八九年、一七八頁。当年は、七月廿五日に江戸へ到着している。

*2高力權七長貳。下總国西尾海上郡内采地三千石。安永九年十二月十九日致仕、

天明六年三月十三日死去。『寛政譜』八卷三四二頁。

一廿六日戊午、晴、到于成田定羽方謝忌、中首信等之懇志、夫婦共面話及更愁歎之落涙、須臾亡兄長別遺念後悔之義等雜談^而、神代卷且万葉集中春麻呂發輝之事^二三ヶ条令面授者也、次到于秋田民部宅、述謝詞歸宅矣

一從遠州杉浦氏當十六日之飛札相達、故返章來、大學事來秋冬迄在府之旨趣細ニ被申聞也、

今日森三大夫為弔悔來人也、正因へ文通、他行無返事

一廿七日己未、晴、今日森三大夫為昨日來入之謝札到于彼宅面話、次到于正因方面話、養子大木四郎左衛門仕官相資言也、一件之書付一冊請取帰也

一北条茂兵衛采訪、未ノ刻より入夜迄面話、入夜帰去也、今日本庄房女方より見舞【被】(状)と物等到来也、予留主故不能即答也、自是先巳ノ刻計三輪執^立訪訊面話、一件之義等示談^而帰去也

一廿八日庚申、晴、今日到于鳳閣寺帰府之悅且土產之謝義相述也、師弟共面会雜談^而帰也、

一日本庄猿江房女方へ送返書、再酬來、從松山軍司書翰來也

一今夕從京都飛札到来、廿日出、母人・弁・民部計之書状也、安産符一封來ル也

一廿九日辛酉、晴、今朝從鳳閣寺在麻呂方為忌中訪訊、使僧勝福院來入、干菓子五袋被贈之也、予昨日示談特置一物調達之由、則持參也、

一【■■】(午ノ刻計)今朝從鳳閣寺預使僧、予頼之義就相調右為返謝書

翰^并切麦五重^并送之也

一從大久保山城守公先日御悦參上為御返札使來ル、口狀持參也

一今日京都^江出飛札、昨日飛札到着之返翰也、母人・弁・民部計^江遣、安産神符今一通急々可差下旨申達也、蓮乘庵^江送一封、勝手向之義預懇切之世話、因謝札申遣也、橘屋宗七へ書通、荷山へ之書状頼遣也

一大岡助七郎留王、家來高木郡司^江遣書翰、予約諾之安産神符一通贈与^并大岡氏在番所^江送書翰也、大岡氏妻女ヨリ厚謝之伝言、高木方より申來也

一送于川崎作左衛門^{*}、夫婦書翰^并果子一器、即酬、椎茸少所贈越也

*1川崎作左衛門室律女は、信名妻弁の妹。

一朔日壬戌、晴、未除亡兄之喪服故任本山之社例不詣神社也、閑居齋^古鄉慕意^并頻也、已ノ刻過一件之義ニ付欲談事依有之、到于奈須春悅亭、不快之由^而不能面話也

八月大

一 今日大御番組久貝十左衛門訪訊面話、勸酒須臾雜談歸去也、今日大木正因江為祝物扇子三柄・青銅三十疋贈与焉、息四郎左衛門仕官相濟故旁其嘉儀日比書寫之礼相兼遣之也

一二日癸亥、晴、申ノ刻計夕立、今日大木正因ヨリ昨日之返書到来、書付之写本料紙共落手、近々書認可有之旨返答也、自鳳閣寺書翰并府中名物之熟瓜搗被贈与之也、成田定羽未ノ刻計來訊、依春麻呂忌日追悼之深志夜亥ノ刻時分迄雜談、春滿德功之義共慕談而帰去也、予夜前より甚不快、夜前丑ノ刻時分怪異之氣分寒熱往来、不意之乱也、午ノ刻過迄平臥、丸散薬服用、忽相治終不覺病症也、將為瘧疾之初發歟

一三日甲子、辰ノ下刻迄夕立、巳ノ刻ヨリ晴、今日在満邑明、因支配の方為届出勤、其外弔悔之方々江返礼所勤焉、奈須春悅江書翰并久我素麵三把贈与焉、不快少快治之旨返酬來也、今村三大夫江書翰并素麵拾五把贈之、當番無返答也

一 深尾多仲江書翰并当地開鰈二拾本贈焉、且一件之書付一卷遣之、大久保山州公入御一覽候義頼遣、其上二而山州公・牧野越州公江御取成之御挨拶被下候義、近習頭山崎宇内ヲ以相願之基也

一 四日乙丑、晴、今日鳳閣寺江藤之進借用之金三両返納焉、以書翰演謝辭、在満他行、終日予独居、怪異残暑不堪忍也、送于京師荷山書翰、母公・

弁・信舎・延武計、銀子・扇子等之義申遣也、恃橋屋店也

一 今日在満到于内藤家、如例令講令書、其次備州公所談、先所司代牧野河州在役之中放逸之所業僑奢甚、以家中之扶持米一切不相渡、因茲家中

之面々弥橫逆之所業相募、家老古川某為張本人數輩之諸士示合、諸寺或

町人百姓等之金銀夥押借奪不返弁、其惡行漸相顯、先張本人古川甚右

衛門令籠居之由、牧野河牧放逸、亂行之沙汰今猶流布有之旨也

一 五日丙寅、雨降、涼氣始發残暑少退、今朝送于垂水屋書、問井上河牧公

安否焉、病氣打綱御快復、然去月廿九日少風邪御感冒之由、御出勤ノ月未比可有之哉之旨答來也

一 長沢壱岐守殿江贈干鰈五本・漬蕨一桶、用人両士へ書通、即報來、井上殿容体亦相問処、弥無障旨示來也、谷隆得贈書翰并服部長命草八把、近來宅替也、吳服橋一町目之横町也、

秋田氏へ左仲書翰一封相達処即酬有之也
一 【六】(今)日夕飯後禪僧東湖師方へ訪訊対話、折節來客在面話、長崎君所(傍書「当地ニ而は平序」と申仁也)、京都住居之由、先年東丸方へ來入之由也、上野意成院寮ニ在府之由、一派之儒者之在府中、可令參会旨約諾焉、須臾雜談而予立去也、次到于鳳閣寺先比之義共述謝辭、師弟共面話、果餅・酒肴等饗心、雜談而帰宅矣

一 今日從荷山去廿五日之飛札到着、母人・弁・出羽守・左仲・七右衛門より書翰到来、松本伊豆守子竹丸罹痢疾落命之義申来、絶言語計也、自是差登去月十六日之【状】(飛)札廿三日相達候由也、親友・親冬も病氣之旨申来也、左仲より秋田民部へ書状二封來也

一 六日丁卯、終日雨、今日小池覓之右衛門江先月安産有之悦状并昆布拾本・干鰈三本贈遣、小林儀右衛門へ同祝義之書通、在満連名二而鰹節十・餅一文匣贈遣、各返答來也

一本多中務公^{*}一家老梶次郎九郎より書翰來、有面話度義三付明日・明後日之内可罷越旨示來也、即酬遣・畠治左衛門より書翰并素麵廿把被贈与、即答、珍事

一 凤閣寺より書翰并梅肉二品所贈与焉

一 徒根本大炊頭飛脚到来、東丸之弔悔書翰到来、為香奨方金百疋被贈焉、并煎茶一袋被贈也、彼方ニも先月廿二日養母死去之由示來也、明題部類借用有之度旨、若無所持は書林ニ而相調可遣旨頼來、則杉浦三左衛門江申

達雖令求之、近所書店ニ無之旨ニ付不相調也、即酬遺、彼方忌中為訪訊
素麵十七把遣之也、及晚景松嶋町伊勢や久兵衛方迄為持遣也、飛使有彼
方而明日帰国仕旨也

一 今日京師へ昨日之返状出ス、特橋屋店・母人・弁・出羽・民部・左仲・
松本伊豆守へ、根本氏香簞左仲方へ遣也、此度凶事之用途又は直女用事
可用之旨示贈也、民部方へ春麻呂公靈祭之事、弥修封之義、且家秘之伝
等令【伝】(書) 伝也、此次信章靈も延武為祭主可令修封之旨申達焉

春麻呂公靈亨在満示談定之

嚴興靈
イツオキノ

信章靈号

ハヤタケ(左) サクナ
早 武 靈

右於彼地尚又令評議、為念於有之は可相答旨申遣也

* 1 本多中務大輔忠良。老中。下野国古河城主五万石。從四位下侍従。帝鑑問詰。

宝暦元年七月十五日卒去。年六十二(『寛政譜』十一卷三二一頁)。

一 未ノ刻計秋田民部來入、酉刻計帰去也、春麻呂之義且歌書等詠歌之事示
談也、左仲・直方へ之書翰持參也

* 1 勝見李之助正景。浪人。春滿縁者に当たるようだが、出自や経歴は不明。大坂・

京都などを往来し、豊富な古典の知識を持つて春滿の書籍収集を助け、さまざま
まな知人を介して情報収集に当たっていた(『史料荷田春滿宛書状』)。

一 七日戊辰、陰天、卯ノ半刻計到于梶次郎九郎宅面話、次郎九郎云、予願
之事可添力之処、中務公御役柄故却而寺社奉行所等之通達遠慮不任所存
之由、尤中務公御聞ニは雜談之様ニ入置之旨、乍然寺社奉行衆之筋より
不及沙汰内は一向無益之出方故、折角勝見氏¹より雖頼來、何之便ニも
不罷成事遺念之由、因茲松平庄次郎公之家²中ニ河野新左衛門と申仁、惣
而ケ様之筋功者³、第一牧野越中守公家老種村貞右衛門別懇、其外井
上公へも心安出入、諸大名・旗本方手広知人多、隨分寒徳頼母敷仁、梶
氏別懇ニ付此仁江引合置可申間、一件之事無遠慮可申談、則先達而委細申
談一件之書付も相渡し置有之間、今日ニも可罷越、梶氏へハ來月五日交

代²而帰國之由、留主中梶氏³ニ相代り被添力給様ニと頼置被與候由、深切
之義共、此段可被相談趣昨日書通有之との懇切也、且勝見氏親類之内(原
文空自)孫四郎と申仁來月交代²而出府、目付役故外人へは出会遠慮之大
方ニ候へ共、予事は各別之義三候条、被逐斷出会候様ニ可申置之旨也、
厚述謝辭退散、直ニ河野新左衛門宅ニ到²而面話之処、外事は辞退之挨拶²
而、牧野公家老谷村氏へ之通達一通急々可相達旨也、先達²予事手寄有之
ニ付、谷村氏へも達し置候旨申談也、弥頼入候旨示談²而帰去矣

一 今日井上公為窺御安否伺公、取次山脇弥次右衛門へ申達、弥御快氣之旨
挨拶也、帰路之節谷隆得宅ニ到面話、民部入職之義申達也、且井上公御
容体相尋處、最早無氣成御容子、當月中ニは御出勤可有之旨也、暫時雜
談²而帰去矣

(会) 之義等先達頼置也、因茲先東漸院ニ到、次到于谷中意成院則面
会、甚懇切之示談也、元來稻荷信仰之由ヲ以予訪訊之事祝悅之意也、花
王院江も法縁之由緒有之由也、先年狐詫人怪異靈驗之義共に之旨雜談^{二而}
及黄昏迄面話^而帰去矣、扇子二本持參、自是先長崎平舒旅亭へ訪訊、汗
取二巾遺、先日面会後無間暇故、予事前僧正江不申達之由也、難心得人
質也、帰路之節亦他行^{二而}不能面話也

一今日芝崎氏・大木氏へ訪訊、芝崎氏は内藤備後守殿へ神代巻講日^{二而}出宅
之折也、因於玄関面話、此間荷山の届物被相達、諫謝詞計也、大木正因
は他行不能面也、帰宅之節堀家主税来入、井上公当月廿日前御出勤之筈
内意実説所聞焉、此旨予ニ為令告來入之由深切之意也

一今日上野凌雲院大僧正へ問安否、無難之由申置也

一九日庚午、陰天、午ノ刻晴、今日例之通信友公正忌故禁足、終日在宿、
尤初ノ午禁煎茶也

一今日京都へ書翰出ス、橘屋へ頼、母人・弁・出羽・民部・大学連状、七
右衛門へ別紙、大西近州へ見舞状、大坂勝見空之助へ梶氏此間之懇切之
義申達也、牡丹之事等申遣也、鳳閣寺へ書通、此間之返謝遣也、大木正
因へ書通、書付取ニ遣、未出来旨返答也

一十日辛未、雨降、巳ノ刻計遠州浜松杉浦氏より書翰到来、今三日出鳳閣
寺へ書状、高力権七へ之届物油紙包壹箱来ル、即刻為持遣也、右受取、
去月廿五日之請取一所ニ今日則返書認浜松へ差遣、鷺屋吉兵衛方へ頼也、
森民部へも返状遣也

一上野東漸院より一昨日之返礼使僧來ル也

一一日壬申、陰晴不決、京都より三日出之飛札昨夜芝崎氏迄相達候由^{二而}
今朝被相達也、延武計一封安産之神符着便ニ差下ス也

一明石氏へ書通、酒一樽式升贈焉、即酬來也

一今日長沢亮岐守殿へ參窺安否之処、少々不快之由因無御相見之旨用人人
嶋幸助對話、井上殿出勤之義相尋之処、未相知今月中^{二而}も可有之哉之旨
也、帰路之次奈須春悦へ訪訊面話、須與雜談^而及黄昏帰宿矣

一十一日癸酉、雨降、今朝五ツ時計垂水屋清石衛門より書柬到来、井上殿
明十三日御出勤之由為知也、即答安堵大悦之義也、乍然昨日長沢殿^{二而}用
人面話之節、今月中ニ也可有出勤哉之様子ニ挨拶之処、火急之義難心得
故、小嶋幸助方へ実否尋ニ遣、即酬弥実説之由、兼^而相知有之候へ共出
勤之上ならてハ遠慮之由^{二而}被差扣不及尊旨申来也

一大岡助七郎留主へ安産之神符一封遣之処、雲州妻女は流產之由^{二而}返却也、
家来高木郡司方より申越也

一今日大岡越前守^{*1}殿寺社奉行被為 仰付、一千石御加増、四千石御足
高被下之由也、町奉行二松波筑後守^{*2}殿、御勘定奉行二河野勘右衛門^{*}
³、小普請奉行本多弥八^{*4}、新御番頭佐野右兵衛尉^{*5}殿、尤御役替之義
在満方へ諸方より告來、予は先達^而於鳳閣寺通知之大岡公之事古今未會
有之例、抜群之立身有功之名譽相顯也

一進藤源之允より書翰到来、右役替之義為知來ル也、留主故不能即酬、堀
家主税へ井上公御出勤且大岡公之事為知書翰遣、即答來ル也

*¹ 大岡越前守忠相。八月十二日寺社奉行就任。評定所は兼務。前職は町奉行。

同寺へ書状、高力権七へ之届物油紙包壹箱来ル、即刻為持遣也、右受取、

十八日雁間末席万石以下の旗本で奏者番ではない忠相が寺社奉行となるのは、
異例の出世であった。寛延元年奏者番兼革、三河国西大平采地一万石。宝曆元
年十二月十九日卒去。年七十五『寛政譜』十六卷三〇七頁。大石慎三郎、『日
本近世人名辞典』。

*² 松波筑後守正春。八月十二日町奉行就任。前職は勘定奉行。上総国山辺郡等采
地二百石。元文四年大目付、采地千石。延享元年六月一日死去。年七十『寛政

『譜』十四卷四〇七頁)。

*3 河野勘右衛門通喬。八月十二日勘定奉行就任、御船手兼務。十一月十六日從五位下豊前守叙任。前職は小普請奉行。下野芳賀郡等内采地千石。寛保二年大目付。宝暦六年十一月八日死去。年六十四(『寛政譜』十卷三六頁)。

*4 本多弥八郎正庸。八月十二日小普請奉行就任。十二月十六日從五位下近江守叙任。前職は新番頭。下野国塙谷郡等内三千石。元文四年作事奉行。寛延三年致仕。明和二年六月二十四日死去。年七十三(『寛政譜』十一卷一九四頁)。

*5 佐野右兵衛尉茂承。八月十二日新番頭就任。前職は御小性。下總国香取等郡内采地三千石。元文二年御小性組番頭。安永三年四千石。天明六年九月七日死去。

年八十四(『寛政譜』十四卷一九頁)。

一十三日【甲】(甲) 戊、雨降、京都より書翰・下し物等到着、芝崎氏より被達之、母人御直筆疫大之薬之事被仰下、尾州辺迄時花候由也、疫大喰付候節其儘酢ヲ呑、カミ付候上の方ヲ其まゝくりしめ候事、其ぐらひ口早々不癒様ニ悪血ヲ隨分取、毒氣ヲ發散之蒸氣服用之事被仰越也、くらひ口はやくいやし候へハ必毒氣内衰ニ落急變難治之卒病と成之由也、弁・民部・直女より書状来ル、大坂勝見木工之助娘園女先月十一日病死之由告來ル、出羽守・伊豆守より芝崎氏へ之状箱紙包等到来、則相達也一京都へ書状出ス、寺社御奉行之事井上公御出勤之事社中へ連名・母人・弁・出羽守・民部へ連名、且返書四日出候下し物届候義申遣也、花王院へも書状遣、東漸院・意成院之事申遣也、大岡助七郎へ祝状遣也、本六日切京払十七屋へ申付也

一正因へ書通、書付先一冊来ル也

一長沢壱岐守殿用人小嶋幸助へ書通、今日弥井上河内守殿御出勤首尾能相濟候哉否之事尋ニ遣、弥御出勤相濟無御障旨申来也

一鳳閣寺より書翰、草花・名酒被贈与也、今日大岡越前守殿へ為悦出勤之

由示來也、芝崎氏より書翰到來、寺社奉行之事為知來也

一十四日乙亥、朝之間陰天、午ノ刻計晴、今日諸方巡回、先芝崎氏亭二到、宮内大輔他行、倉第一学面話、大岡殿・井上殿へ之悦之義相問、大岡殿へは昨日井上殿へは今日來賀之由也、且京都より之達物之義^井先頃斎不幸ニ付香儀被指登之旨延武より相達候ニ付、右謝礼之事等申置也、果餅等被出須臾雜談^而立去矣

一明神門前宮不勾当方ニ到面会、一件之事等示談、大岡殿へは三十年來之懇意之旨、仍予事以折取成噂可申旨深切之挨拶也、次到正因方面話、書付之義等示談^而立去矣

一今日菱田甚右衛門方ニ到面話、一件之書付一巻遣之、一件之事等懇切之示談也、墓子等出ル也、次隣家奈良土佐方ニ到問安否、且井上殿之悦等演置也、次到大久保主水方此間隱居願首尾能相濟候旨菱田方^{二而}聞焉、仍述祝詞也、次ニ到于堀家旅宿須臾面会、大岡殿・井上殿祝詞來賀之事示談^而酉ノ刻計帰宅矣

一今夕奈須春悦・木村忠大夫來入、大岡殿・井上殿事等雜談、木村氏云、昨日井上殿御出勤之處又俄御病発ニ付、松平豆州公邸より御帰宅之由沙汰有之旨也、甚不審、今日堀家氏方^{二而}之沙汰評定所へは無御出席之旨也、先日垂水屋物語云、十三日直ニ評定所御出席之由也、然處無御出席之事御病発実說歟、仍鳳閣寺・垂水方へ様子聞合ニ遣、自是先予留主中鳳閣寺より書翰來、今日井上殿へ御出勤御悦ニ出候旨示來也、其返報ニ右之沙汰相間之処、曾^而無沙汰義、今日彼御家役人対話之処、明十五日登城之由也、予為御悦同公之事可然旨示來也

一木村忠大夫談曰、主人駒井氏賴之案鎮之事、予服中故遷宮執行難勤、心寄之門弟亦故障ニ付其方^{二而}如何様共心安執行可有之旨申談之処、彼方願も其趣重疊之義、御璽物到着次第彼方へ可差遣旨約諾ニ付、則木村氏へ

改火等之事申伝、當日前夜潔斎の様子示教、木村氏へも奉納之執事可有之旨申談也

一十五日丙子、陰晴不決、今五ツ時計垂水屋清右衛門より昨夜之返事來ル、
井上殿御出勤弥無障相済、昨日為嘉義伺公之処、御祝物等拝領仕候旨示
来也

一辰ノ刻計牧野越中守公役人從田中小右衛門書翰來、被尋度事有之候条今
明中玄関迄可罷越旨也、即答遣也、來復之書面如左
少々御尋申度義 有之候間、今明日 中玄関迄御越 可被成候、以
上

八月十五日

牧野越中守内

京稻荷社司

田中小右衛門

表書

御尋被成義御座候間、今明日中御玄関迄 參上可仕旨奉得其意
候、今日參上可仕候、以上

八月十五日

京稻荷社司

牧越中守様御内

羽倉撰津守

田中小右衛門様

一巳ノ刻計牧野越州公江伺公、田中小右衛門対談之処、當社一件之義ニは
無之、外事之御尋也、今度撰州西成郡之内六条八幡と申社家と坊主出入、
御当地及出訴之処は右社家官位申罷在段、吉田家之外二官位等申義有之
哉否、且口 宣案等之事不案内之由故蜜々予ニ被相尋之旨也、因答、諸
社之神職限吉田家執達之事一向無之義、既廿二社ヲ始其外幾許之神社不
隨吉田家事舉而難負義、當社則神祇伯白川家之伝 泰之旨、伊勢より已

下通例之義共申談之処、甚是迄之覺悟と相違之旨也、一向吉田家之外ケ
様之取次は不相叶之義と覺悟之由故、曾而非其義訛頗証例申答之処祝着
之旨也、且口 宣案二通被出弥如此之物三候哉否被尋焉、拝見之上無相
違之旨相答、一枚之訛被尋、位口 宣案・官宣二通之旨相答、扱補任状
二通被出、古物之状也元來右八幡社僧徒附屬之処時之社職円心と申僧
依不行跡不勤社頭等荒廃、因茲所改補橘某之旨補任状ニ書記有之也、後
宇多院弘安年中之補任状也、扱右之間答相畢、和学古美等之義ニ付藤之
進出会候義年来心掛之処、公務繁劇ニ付不任所存、別而寺社方御用三付
差支候、不考之事而已有之ニ付何とぞ被得間暇候ハ、有出会度、且不審
之事等被相尋度との事也、當用法曾至要抄^{*}等時々引合之処、文段義
理等不相通事多端、何とぞ改点改字等之所持之書恩借之頼也、且武藏風
土記之内抜萃不相済事有之由^{二而}、何とぞ相考遣事在満江^而賴度旨^{二而}抜萃被
渡也、向後何分古和学等之事ニ付時々無心之事藤之進へ頼越度趣段々
之頼也、予在留中は相應之義ニ申通、其後は氏家多官方より可被相通委
細恃之旨可申談置旨相答也、全自分之間ニは無之、越州公御内証より之
御尋と相聞ル也

一今日井上公へ御出勤之御悦二伺公、申置也、次大岡越州公へ為御悦參上、
例之通旅宿書付之名札差置也、夫より到西小角方、昼飯食之、暫休息之
後退去矣

一今日小林義石衛門方ニ到面話、波多八郎兵衛へ面会之義申談^而後到八郎
兵衛方初而面話、扇子三柄持參、牧野越州公江之義深切ニ申談也、種村貞
右衛門^{江尚}可有示談旨也、一件之義而已申談退去矣

一進藤源之允方ニ到面話、暫雜談^而去、次阿部益庵方ニ相訪、他行不能面
話也、帰路吉野忠左衛門・畠治左衛門方へ到訪訊之口述^而帰宅、留主之
内北尾源兵衛來入、且小林儀石衛門より産婦ニ七夜之祝物赤飯交肴等被

贈与也、藤之進連名^三書翰來、即酬、在滿方より有之、奈須春悦より書翰來ル也

* 1 平安時代末期ないし鎌倉時代初期に成った明法學の書。三巻。撰者については一説あり、坂上明兼（久安三年（一一四七）歿）説と、明兼の孫坂上明兼（承

元四年（一一二〇）歿）とする説がある。

一十六日丁丑、雨、奈須春悦へ昨日之返状遣也、三浦志摩守殿家老用人引合之事申来ルニ付、廿日比迄要用差支旨断遣也

一今日長沢殿へ井上殿御出勤之御悦ニ参、及晚景故申置罷帰也、森二大夫宅ニ到歌之雜談及初更夜食酒肴等種々饗心也、亥ノ刻計帰宿矣

一十七日戊寅、晴陰不決、折々小雨降、三輪執斎方ニ訪訊、問安否、無異之由也、次到深尾多仲方面話、先頃頼遣候一件之書付大久保山州公入御

覽之處、牧野越州公へ御挨拶之事は堅不成之旨、近習頭山崎宇内より多仲方之書通有之、則予令披見也、次磯野八郎兵衛留主問安否、且帰府之

日限等相尋之處、度々便通雖有之歸府之事未相知旨、留守居之老嫗相答也、到堀家主税旅宅面話、十五日井上公為御悦參上之砌役人松嶋氏へ対話之處、御出勤^三も出入方之事中々御取捌之義難被成、出来不出来有之ニ付中々近々御吟味杯之沙汰は有之間敷旨、勿論節々窺ニ罷出候も及間敷旨返答之由也、苦々敷次第互悲歎令秋爵候計也、冷飯・酒等饗心也、次到戸田氏方酒肴等饗心也、子息勝三郎出府、初面話才發之容貌也、舍弟次郎左衛門來会、暫雜談、未ノ下刻計帰宅矣

八十七日

一今日明石勝石衛門より書通、被問安否、次ニ内用之事申来也、即酬一今申ノ刻計十人御目付駒井韁負殿より為使者家老木村忠大夫來入、今度安鎮之義令許授約諾^而其璽物到着之旨伝承ニ付為謝礼被差越、^并為幣料方金武百疋献上也、一件事等懇切之尋也、須臾雜談^而帰去也

一鳳閣寺へ書通^井寒晒餅粉式袋贈之、先日之花桶返却焉、即答、為福佳茗少到来也、今夜子ノ刻過より風吹、近年之大風、寅ノ下刻計相止也

一十八日己卯、晴、未ノ刻計北尾源兵衛万ニ到面話、内用之義等相談、明石氏書通直ニ一覽、及黄昏帰宿矣

一今日在満深谷氏対話、井上公之事委示談、十三日無登 城事実説也、木村氏物語之途中より御不快^二而帰宅之由也、十五日御 登城御礼相賛、今日牧野公へ内寄会ニも少之間御出席迄之由、全体快復と申^二而^は無之由、然共予願之事先窺ニ可罷出、其上外よりの催足情ニ入候ハ、可然旨深切之内意也、近日在満中將棋^二而來会之筈也、河牧公御全快無之内ニ下吟味之事役人方へ可令催足旨也

八十八

一今日大久保主水隱居之祝物贈与、三升樽・鰹節士遣之、他行之由無^五返事也

一十九日庚辰、晴、今日井上公^江為御窺伺公、林喜左衛門対話、先河牧公御出勤之御悦申述、其次ニ願之義申談也、大病後故、また出来不出来有之ニ付御用向中々御取掛無之由、其内ニは可及御沙汰、長之在府之事此方ニも氣之毒ニ御存知之義、追^而愛染寺も可被呼下、其節左右可有之との事也、何とそ先愛染寺御召寄之義成共奉願旨、且於京都浮説惡説杯申触し候趣申入【也】（之）処、何様雜説申候^而も無益之事却^而不宜旨挨拶也、先申入置退出矣

一今日三浦志摩守殿家老井狩半左衛門宅到、初面会、扇子五本持參、以酒肴饗心及暮帰宅、右井狩氏は稱荷信心異于他予面会之事甚祝着之旨也、奈須春悦年来之懇意故引合也、一件事等深切之義共有之也、留主之内^ヘ菱田甚右衛門來訪也

一今夕明石勝石衛門へ文通、即答有之也

一廿日辛巳、晴、今日諸方徘徊、先【奥御祐筆】（御広敷御用人）飯高孫大

夫*一殿家老須田清大夫方ニ到、初面会、一件之義ニ付諸方手寄之仁故奈須氏以懇意近付ニ成也、一件之事等深切之挨拶、飯高氏ニは奥向隨分

御懇意之御方々有之候由ニ候条、一件之事も可申聞、其内面会可仕旨懇切ニ被申談也、夫より駒井氏殿亭ニ到、先日木村氏為使被差越初穂等奉

納之義為挨拶口述申置也、則木村氏被出合面談而立去也

一今日渋谷和州公へ残暑為見舞參、家老明石氏・用人助川氏へ対話、明石氏へ内用之義申談頼之義相調遣也、殊外之喜悅也、次ニ大岡助七郎宅

二到問安否、家老高木郡司出向面談而立去、次亀田三郎大夫方へ立寄問安否、取次少人出ル故名札渡し訪訊之旨書置也、甚無礼之振舞不弁礼儀、亀田不徳之人質、世上之流布実説と相聞ル也、次阿部益庵宅へ到面話、一件之事等示談、長尾文哲殿へ之頼之事申談置也、井狩半左衛門方へ昨日之挨拶状遣也

一今夜北条茂兵衛來訪、須臾面会而帰去也、奈須春悦へ書通、今日須田氏へ面話之義申達也

*1飯高孫大夫胤寿。享保十九年御広敷用人。前職は奥御祐筆組頭。布衣。禄五百俵。寛延三年六月十八日死去。年七十六（『寛政譜』十八卷一九頁）。

一廿一日壬午、晴、今日須田清大夫方へ一件之書付遣、他行無返事也、大久保主水方へ訪訊、他行、次堀家主税方ニ到面話一件之事等示談而深川八幡宮*1へ参詣、大相大明神開帳見物群參驚目計也、帰路又寄小伝馬町堀家旅宿、夕飯饗應也、及暮帰宿、今日両国橋辺^{二而}予左之手脈所さそり蜂飛來^而さす、不慮之毒疾甚難堪、終日令痛腦也

一今日深谷氏へ明後廿二日在満方へ来会之事申達、可有来会旨也

*1富岡八幡宮。深川八幡ともい。東京都江東区富岡二丁目に鎮座。寛永元年（一

六二四）創立、同四年に社殿再建、永代寺を別当寺院とし、当社周辺六万五百

八坪を埋め立て、宝永四年（一七〇七）社殿を再建、『江戸名所図会』七にある

ような江戸第一の広壯な神社となつた。八月十五日が例祭、江戸時代は各町の山車が各町を渡御するのが有名。江戸勧進大相撲の興行や、弓の競技が開催された（『国史大辞典』）。

一廿二日癸未、晴、午ノ下刻計雨降而陰天、今已刻計中川長古方ニ到面話、今般隱居之嘉祝等相述也、幸今日主水家督祝義之披露有之由^{二而}赤飯饗應也、金子文次郎へ之通達之事頼置也、近日書付可差遣旨約諾也、夫より谷隆得宅ニ到、又宅替也、当番故不能面謁也

一從大木正因手柬來、昨日風氣ニ付書付今日より認之間、廿六七日比出来之旨申來也

一從大久保主水手柬家督祝義之赤飯一重來ル也、今夕荻原宗陸^江書翰^井岩城素麵拾五把贈焉、即答、先頃之一件書付松右京大夫【殿】（公）用人出頭浅井宇右衛門へ伝達之事頼遣也、近日序之節可相達旨返答也、奈須春悦江赤飯一重贈之、此間彼是手寄之伝手預懇切謝辭申述序也、即答有之折節堀家主税來入、終日面話、中将棋見物、入夜初更比帰去也

一今日垂水屋清右衛門來訪、客來故被申置也

一廿四日乙酉、陰晴不決、今日正因方^江問不快之安否、餅果子一器贈焉、快復之旨申來、書付之事廿六日七日迄是非出来之旨返答也

一長沢殿へ参、用人小嶋氏へ対話、河牧公^江從長沢殿御催足之事頼入也、帰路奈須氏へ寄、此間引合之謝礼共申述也、須臾面話而帰去、鳳閣寺より書翰^井五斗みそ一器被贈也

一夕飯後芝崎氏被訪訊面話、一件之事等示談、三木松盛安否相問之處久彼方へも無通路旨也、一件事等三木氏へ催足之事頼置帰宅矣

一三木松盛へ書翰井干餽飴拾把贈焉、他行子息松泉返書來也、根本大炊頭
へ書翰認、近日從在滿便通有之也、倭錦封入遣之【也】(安)鎮之事申遣
也

一廿五日丙戌、陰天、今日在滿依御召登城、六ツ半時出宅也、今朝大岡
越前守殿用人山本左右太へ在満より書通井海老十頭贈之返事來ル也、堀
家主税より一昨日之礼状來、即酬遣也、夕飯後到于上野山東漸院、折節
月次歌会秋田氏來会同席面話、須臾物語院主懇切之挨拶被勸酒、歌会故
遠慮早速帰去矣

一涼泉院江訪訊面話、金山寺味噌一曲、京師より到来故与焉、先年予方二而
令介抱小僧大式坊成長而當院二附屬之由、忘失面貌從彼方名乗出在京之
節之事謝辭、往事如曾懷旧催愁淚、今称禪凌坊由也、問常慈院・護國院
之安否、無難之由也、帰路到于鳳閣寺師弟相共面話一件【之】耳示談、
果餅・佳酒等被勸之也、入夜歸宿在満未帰、仍予独居、荷山之便通甚経
日不審多端、慕意頗也、仍入寢所打伏也

一廿六日丁亥、晴、今日到于本庄猿江松山軍司方、家内各面会、美濃釜茶
一袋小・干鰯拾本贈与、房女井息【二人】之女子へ少々贈物遣、食夕
飯折節番町妹三木女來会、初而相見矣、未ノ刻計帰去、帰路到于堀家氏
方面話、此間深谷氏帰路示談之事等相問、堀家氏甚怡悅謝辭有之也、申
ノ刻計帰宅、小林儀右衛門來入面話、即刻帰去也、阿部益庵より書翰來
ル、長尾文哲より被相達由也、一件之義ニ付頼置事有之處、面話有之度
旨近日可相尋旨示來也

一從京師荷山飛札來ル、当九日出之飛札今日十八日振相達不審也、道員殿
身上向之事ニ付在満・予へ信舍・信満・延武連狀、信舍・信満各別紙、
母人・弁・政より状到来、無難之旨申來、開鬱胸耳、連名狀之旨趣は、
道員殿医業難成故常産無之ニ付、荷山予別業春満殿閑居之所江被引越、

本家より三人扶持合力、在満方より二人扶持差登、当分御夫婦・二孫・
下女壻人被召仕隠居有之度旨ニ付、予・在満江三人より及相談也、妾女
きそ事相應之所へ聞立在付、其後荷山隠居江被引越度旨也

一廿七日戊子、晴、申ノ下刻計雨、今日阿部益庵方江參面話、益庵云、先
日頬置長尾文哲殿之事、此間申談候處被相心得、乍然藤之進事井上家江
貌意之訳無之哉否、於然は從文哲催足之事却而不可然間、其訳予ニ可相
尋從文哲被申入義は、何とそ其由緒無之而是如何可有之歟、仍文哲方江も
藤之進懇意之筋ヲ以、予長在府之義藤之進歎痛之事毎度被聞及ニ付、取
合有之旨被申込可給趣也、然は藤之進ニも近内長尾氏江相尋面会有之可
然旨益庵示談也、深切之義共令感得計也、歌学之物語等有之、果餅饗應
也、未ノ刻計退去矣、帰路北条茂兵衛長屋ニ到面話、出羽守より之状相
渡ス、且ニ勇事荷山出羽守方へ引取度旨之伝言申談、將又藤之進方金子
三両是非晦日迄當分借用之事相勧可申旨頼置也、食湯漬須臾物語而帰宅
一今日留主之内平賀玄純殿より書翰井初穂金三百疋到来、安鎮之事頼來、
在満明廿八日依御用 御本丸江御召也

一廿八日己丑、終日雨、今日井上公へ參御願、林喜左衛門不被詰合故松嶋
久兵衛面談之処、井上公雖御出勤未被成全快故御用向無御取掛旨也、何
とそ役人中下御吟味成共願度旨、且相手方先被召寄之義等奉願旨申入之
処、百姓方之分は秋納之義相仕舞可被呼寄、寺社方は野業之障も無之事
ニ候へハ其前ニ可被呼寄之趣被申也、喜左衛門へ委細可申達旨也

一今日在満登城、御用之義は朔旦冬至之後有閏月事、七月八月為閏月例
古法之旨中根丈右衛門記皇和通曆置事何故之古法歟、所見考案等有之哉
否御尋之由也、通曆之文引中右記之條先中右記可相考之間、御本御下ケ
可被成旨言上之処、右之記無御文庫由也、大治四年之記ニ有之由、其年
記無之由故、京都中根氏名跡之者へ可尋遣大嶋氏殿被申渡候由也

一今夕堀家・王税方へ文通、且幸手屋八兵衛へ書状^井三餅一文匣贈与、妻安產

之祝義也

一廿九日庚寅、雨、今日從京荷山飛札到着、十五日出昨夜神田明神迄相達之由也、母人・弁・民部・お信殿・直・豆州・宮内より、相模守より在満連名悔状來也、民部方より書付二冊到、雷^二んふ・扇子等差下ス、銀子三十錢目下之也

一今日京都へ当月八日之返事連名状遣、出羽守・左仲・民部へ道員殿相談之事得其意候旨申答、出羽・民部へ別紙安鎮之事等申遣、民部へ別紙十五日之下し物相達候旨申遣也、十七屋へ申付ル、本七日切京松

一平賀玄純殿へ返状遣、井上公へ之頼之事頼遣也

一晦日辛卯、陰天、今日金子文次郎・奈良土佐方^江書札、葡萄壺箱宛贈焉、各怡悦之旨返事來、奈良氏方よりは井上公之事深切之返答也、河野新左衛門へ書翰・蛇五貫遣之、返状病人有之由^{二而}走筆之旨申來也

一從鳳閣寺食籠五重品々被贈与之也、在満江は銘酒一瓶被贈焉、松本伊豆守^江書束式封被持越也

一今日從荷山廿一日・廿二日之飛札一所へ到来、芝崎より被相達也、十六日・十七日風雨烈々、宇治・淀川筋近年之洪水之由也、荷山辺無難之旨

申來、駒井氏殿頼之安鎮御璽到着也、塩川彦五郎より書状采ル、荷山より届之、十九日之日付、磯野八郎參会二付謝章可差遣旨持來也、且河州

筋添檢見之方相知候ハ、塩川氏事頼吳候様二との事頼來也

一今日西川忠次郎來入、在満対話、忠次郎は當時之天学者磨術之達人、長崎之產也、御医師長尾文哲老別懇、因茲先比一件之事阿部益庵ヲ以予頼込候事ニ付、在満來尋有之候様ニ文哲殿より内意之義申來、甚懇切実意之義、於予祝着多端也、因在満來二日可罷越旨返答内意申遣也

九月小

一朔日壬辰、終日予服中故不為諸社參詣、欝然独居不堪忍、古鄉之慕意頻

也

一二日癸巳、陰天、巳ノ半刻計震、今日辰ノ刻過在満長尾文哲殿^江頼遣也、巳ノ刻帰宿、文哲殿對話、井上河牧公へ之催足之事承諾之由深切ニ被申談旨也

一今日駒井鞆負使家老木村忠大夫御靈物為御迎來入、則外箱三入祓串八本相添渡之、奉納之式令口授也、明三日午ノ日故仍被奉安直筆也

一今日三浦志磨守殿江戸留主居千賀甚五左衛門方ニ到、扇子三柄持參則於上屋敷之広間面会、用人馬場木工^江も面会、須臾一件之物語^{二而}退去、次井狩氏へ訪訊、病人之安否相尋、少快方之旨取次申之、令口述帰去矣

一今日牧野越中守公^江參對話、田中小左衛門武州風土記之事不相知旨且偽書之訛申談、神社之義共四五ヶ条被問之、一々返答、寔事承知之由^{二而}甚怡悦感心也、在満江風土記考之謝礼厚被相報也、法曹至要抄之事一冊宛

予在留中在満考案之本引合、書入等令写可遣旨約諾、甚感悅重^{二而}彼方へ本可被差越旨也、一時計面話^{二而}退出、次三牧野民部少輔殿家老稻垣太郎左衛門宅へ到、次男(原文空白)対話、其後親父対話、一件之事越州公へ贈之義等深切ニ被申談也、果餅等饗心也、退去帰路阿部益庵宅ニ到面話、今日在満文哲殿へ罷越候事等示談、一件之義共物語^{二而}帰去、申ノ下刻計帰宿矣

一今日進藤源之允來入、帰宿之節面会、大岡氏之事等申談、早速帰去也

一三日甲午、晴、今日奈須春悦宅ニ到面話、昨日千賀氏・馬場氏へ面会之事等申談帰去、次ニ須田清大夫方へ往面話、一件之事示談、甚長引可申旨了簡之筋共談話也、内用事有之旨^{二而}一時計相待、一件之事共少々示談

而帰去矣

一 今日駒井韌負殿より安鎮之謝礼為祝義赤飯一重・肴代百疋・書翰來也、
帰宅之後返状遣、木村忠大夫へも書翰遣也

一 今日恃在満大岡越州公用人山本左右太へ一件届之内意申遣也、在満則大
岡公於広間山本氏へ対話之処、六日を除勝而次第可罷出、左右太へ可致
面談旨可申込之旨也

一 四日乙未、晴、今朝正因方より書付来ル、不快之由延引之旨断來也、因
又書直し之事頼遣也、出来候付則此方書付御朱印之写等令修覆、明日大
岡公へ持參候用意拵置也

一 今日中川長古へ文通、葡萄一籠贈遣、且金子氏へ之書付一冊頼遣、他行
無返事、

向坂新五兵衛へも菓子籠返ス、序ふとう一籠・書状遣也、即酬來也

一 戸田氏より書状來、自是も子息來着之祝義肴代・手拭等遣也

一 今日京都へ状出ス、晦日之返状、母人・弁へ一通、出羽・民部へ連状、
社中へ一通、肥州・豆州へ各一通、銀子之事申遣也、民部へ別通安鎮之
書付水引等之事駒井殿書状初穂紙等奉納之為遣、大坂勝見氏悔状、塩川
彦五郎へ返事、磯野氏へ書状塩川氏へ一所二遣、朔日之日付而遣也、
民部へ之別通ハ橘やへ頼遣也、外之書状壹封は十七屋へ本七日切ニ申付
ル也

堀家主税へ豆州より之状届也

一 五日丙申、晴、未刻より雨降、今日駒井韌負殿へ一昨日預祝物為返礼參、
家司木村氏へ対話、口状述置也

一 今日大岡越前守殿へ一件之書付持參、去卯七月廿井上殿へ差上候口状迄
ヲ一冊二認、御代々之御朱印之写一冊・小出殿下知状一巻差上ル也、寺
社役山本左右太へ面話相渡也、所書有之名札差添也

一 今日井上殿へ伺公、林喜左衛門対話之処、先日願出候口状之趣松嶋久兵

衛被相達委細承知、則井上殿へ被申上候処、追而可有御沙汰との事也、
弥奉願旨相述退出、夫より谷隆得方へ相尋、当番故申置也、帰路堀家主
税旅宿幸手屋茂兵衛方へ到、主税對井上様様子等直ニ示談、夕飯麦飯被
申付由而饗應、申ノ下刻迄雜談而帰宿矣

一 今日留主之内田中小右衛門より法曹至要抄被差越、手翰相添、且從大久
保山城守殿近羽江山崎宇内書柬來、山州公奥方妊娠、霜月臨月ニ付安產
之祈祷神符等之事頼來也、為初穗文金式百疋來ル也

一 六日丁酉、晴、今朝大久保山城守殿江之返翰遣之、付山崎宇内也、御祈
祷之札神符等達本山到着之節可令進上之旨相報也

(脚部異筆付箋) 『クネル』

一 田中小右衛門江遣昨日之返翰、且女郎花ノ一時ヲクネルノ事、古今集之
序文ニ初テ出テ外ニ無所見、詞石クネルト云義ハ秋ノ野ニ奈麻免紀立乎美
奈倍之阿南可之加満子花藻一時ト云歌ニモトツキティヘル義ニテ、女郎
花のなまけるをそしりかるしめたる義をくねるといふたる事と伝來旨、
かるしめたる義 (るとい) ふ事をくねるとハ何といふたるそと云義
ハ、別に語釈の口伝ある事故難書解旨申遣也

一 北条茂兵衛方へ昨日之返状遣也、内用之無心相調達也、返状来ル、荷山
ヘ之書状等認掛り終日在宿矣

一 七日戊戌、陰天、今朝從正因書翰來、此間大岡殿へ之書付無障差出候哉
否之義尋來、即答

一 成田定羽方へ訪訊、東丸靈号等之事申談、且秋田氏先日被為見懷紙誤字
題意之事申談、自夫上野護國院・常慈院ニ到、國院他行、慈院客來故不
能面謁也、於國院は林光院江愛石長床坊寄宿之可否相尋、練禪坊云無沙
汰旨也、仍猶委聞合可給、珍來山ニ坊人之内足助東善と申者隨身下向仕
哉否一兩日中聞合可給且具二頼置也、帰路上野広小路へ出、直ニ正因方

二到、問不快之安否、則面話快方之旨也、一件之事等示談^而帰去畢

一今日大屋清助始在満家來等へ遣祝物、各品有之也

(脚部異筆付箋)『法曹至要抄』

一八日己亥、【雨】(陰天)、今日在満間暇依有之法曹至要抄校合焉、一時計

上卷一冊相済畢、申ノ刻より雨降也

一九日庚子、晴、依田中小右衛門頼法曹至要抄在満改点之本以朱写点焉、

午ノ刻計堀家主税来入、勧飯酒、互ニ一件之義而已、愁鬱之談話雜談^而

帰去也、未ノ刻計湯鳴天神・神田明神之辺為鬱散徘徊、依便宜芝崎氏・

木村隼人等訪訊、令口述置也

一今日從渋谷和泉守殿為見舞用人中村氏・助川氏より手柬到来、即酬、北

尾才次郎來尋被申置也

一十日辛丑、晴、今日渋谷殿・向井殿へ参、先向井殿与力石黒三十郎旅宿

二到、令口述置也、廿一日比發足之趣家來申之也、夫より向井伊賀守殿

へ參口上申置、取次ニ上京之義相尋之処、廿日過之趣申之也、次細井藤

左衛門殿方ニ到、裏四番町へ被移也、次渋谷和泉守殿^江參、昨日預御尋

謝礼等申述、家老勝右衛門・用人助川小半太対話、一件之事等須臾雜談^而

退出、渋谷殿より御懇切之御返答也、夫より麹町天神辺見物、勧進相

撲有之三付甚榮饒之体也、帰路一ヶ谷八幡宮へ参、社地等拝見^而申ノ下

刻計帰樹木谷也

一一日壬寅、晴、午ノ刻より風立、今日北条茂兵衛來入、天神上野辺同

伴見物、申ノ刻計帰去也、在満他行也

一木村忠大夫來入面話、一件之事等雜談^而帰去也

一今日從荷山飛札到来、自芝崎氏被届、當月一日出之狀廿八日・廿九日之

日付也、此序從芝崎氏祭礼之供物赤飯一折被贈与也

一今朝長尾文哲殿息全庵より在満方へ書翰來、文哲直談有之度義有之條、

其内朝五ツ時分迄之内在満可令來訪之旨也、先達^而頼入候井上殿へ之一件之義ニ付示談之事と令推察也、明後十三日在満可有來訪との事也

一十二日癸卯、晴、今日浜松鈴木七右衛門より状來ル、朔日之日付也、京都都より八月廿四日着之由、【也】(塩)田久助^而瀧田氏へ之事得度面談ニ

頼込置候由也、京都へ之書狀共認終日在宿矣

一八町堀伊勢や重兵へ死去、為悔人遣、薯蕷十かふ遣也、吉兵へより返事差越、此序豆州より之状相達也、堀家氏^江書通、即酬^并豆州方へ之返状來

ル也

一今日護國院より使僧來、先日之挨拶^井花王院へ之書狀來ル也

一十三日甲辰、晴、今日京都^江出飛札十七屋へ申付、本七日切京払、母人・

弁・直へ連名、出羽守・民部へ連札、各別書社中伊賀へ連名、出羽守・

肥州・伊州添連名書、豆州へ返状、長門守・相模守へ書通、花王院へ返

状、護國院書狀も遣也

一今日須田清大夫來入、一件之義ニ付松平紀伊守殿寺社役人へ頼込委細談

候處、兎角井上殿寺社役人へ手入等有之候ハヽ可仕、少々金子入候ハヽ

來月中比迄三八可相済手段有之旨、則今日右之仁^而同道いたし來候條、天

神前茶店^而出会可申旨也、予答懇切之慟難尽謝辭、乍然今日は亡父正忌

日故如是亂髮禁足之事ニ候條、折角深切之義ニ候へ共其仁へ出会^而難成候

重^而自是可申入旨相答、其仁仮名如何問、宇津権大夫と申寺社役人之由

也、言語道断之虚妄、苦々敷義也、全不実之振舞故不及熟談故不首尾之

体^而帰去也

一今朝長尾文哲^江在満致尋問之処、文哲云、一件之事先林喜左衛門へ相談云云之処、喜左衛門答、其段は未吟味之由^而中々事相済候事ニは無之尤大筋頼ハ相付社家之理順ニ相聞候得共いまた微細之吟味不相済、只今及御頼候^而も無詮義、霜月比月番も可被相勤歟、其節之義^而も可有之哉

之旨依申之、先達而承知之趣とハ相違之事故、先井上殿へ之頼之事相止置候との事也、追而深谷氏へ在満示談之上左右可申旨而帰去也、中々不及沙汰趣令痛心肝計也

一今日三輪執斎來尋也、一件之事等示談、子息三嶋神主も願之事有之出府之由也

一今夜晴天、為月見不忍池端成田定羽方二到、在満夫婦同伴、月夜之夜行慰旅情、且催燃慕之感慨也、種々饗心被勸酒食、定羽夫婦深切之馳走也、夜半計帰宿矣

一十【五】(四)日乙巳、晴、今日井上殿参、林氏他行之由而近藤吉左衛門對話、兎角此方出入之義人組候事而余程六ヶ敷故、一二度之吟味有之而事濟義ニは無之、小出氏下知状有之故御奉行衆了簡計而も難被為成裁判趣而、中々急々ニ被取掛候事ニは無之旨、其上井上殿今以出来不出来も有之故近々ニ御沙汰は有之間敷間、今暫相待可申旨、難心得挨拶共令痛心肝計也、帰路芝崎氏方へ見舞、服中故今明日遠慮之旨玄関而申置、晴天之嘉儀相述置也

一今朝垂水屋清右衛門より書状・ひらめ七枚到来、即答遣、右肴直三三輪執斎へ贈遣也、即酬来

一鳳閣寺より書状等重箱物四重被贈与也

一小川舍人より書状、鱸壳尾被贈也、直二明日神田明神祭礼渡御為拝見、吉文字や治兵へと申藤之進方出入町人有之、罷越約束故右為音物遣之也、一十五日丙午、晴、今辰ノ上刻より神田新白銀町吉文字や治兵衛方へ行、明神之祭礼行列等拝見焉、在満妻つや女同道、近年甚衰微之行列也、神主宮内大輔束帶板輿垂簾而供奉也、下社家等悉騎馬裝束之体異相之裝束也、巳ノ上刻計より午ノ刻計二渡り仕舞、午ノ下刻計予帰樹木谷留守矣、一今日奈須春悦來入、幸ニ一昨日須田氏來入之義申談之処、須田氏へ春悦

面談無用之旨可被申談との義而、一件之事等甚深切之示談也

一十六日丁未、雨降、未ノ刻計霽、今日鳳閣寺垂水屋清右衛門書通、各葡萄壺籠宛遣焉、即酬來也、小川舍人方へも返状也

一今申下刻從澣谷和泉守公用書翰來、今度勢州へ代参被立三付、乍序稻荷本山へも代参可被立之間、予方より留主居之者へ書状空封可差遣旨御頼之義申來也、家老明石氏よりも別紙來、其旨申來、先達而民部方へ内通仕、代参之節年番宜様ニいたしきれ候様ニと申來也、仍權預延武方へ一封遣、用人中村氏・助川氏へ連名返状、明石氏へも返状、代参津田兵大夫明十七日發足之由故兵大夫へも書翰遣、於京都用事等有之候ハ、無遠慮民部へ可被申談、止宿等之事も予方ニ滞留可有之旨申遣也

一浜松修理亮・籠口美仲・鈴木七右衛門へ書状遣、七右衛門・美仲へは先日之返状也、吉田之塩田久助へも書状遣、一件之事瀧田氏へ弥頼可給旨申遣也、溜や吉兵衛へ頼遣也

一今夕從芝崎氏昨日祭祀之節【從】三丸様*一御拝覽被成、御菓子拝領之由而蒸菓子一重被贈与也

*1徳川綱吉妾お伝。父は黒鍬者小谷権兵衛忠栄。通称御袋様、五之丸様、三之丸様。法号瑞春院。生母鶴姫、徳松。生没万治元・元文二(八歳)(徳川將軍妻妾一覧)、『徳川幕府事典』(東京堂出版、2003年、三九一頁)。

一十七日戊申、晴、芝崎氏亭ニ到、祭祀首尾能相濟述嘉詞、昨日菓子恵与之謝礼等相述則対話、神事之次第等物語而帰去矣、木村隼人へ訪訊面談、病氣追日快復之体也、次正因方ニ到面談而立去、次到鳳閣寺【向】(問)大藏卿病氣之安否、師弟共対話、揚餅等饗心也、須臾一件之義共示談、未ノ刻計帰宿矣

一今夕從荷山延武方飛札到来、諸社奉納之太刀之義愛岩山祇園社之分申越也、自是之飛札共未相達ニ付不安心旨申越也、諸親類無難之旨申來亦悅

焉

一十八日己酉、晴、今日京荷山へ出飛札、十七屋三申付本七日切京払、民部計へ遣、渋谷公より代参之事急卒二申遣也、終日在宿、在満亦在宿故至要抄校合上ノ下巻相済也

一十九日庚戌、晴、申ノ刻時雨少降、今日在満夫婦同道而深川八幡宮へ參詣、夫より直ニ本庄五百羅漢寺^{*1}へ廻質、筋違橋^{*2}より上下船申ノ下刻計帰宿、終日雇切之船賃式百五十銅也、去年來予依約諾此一興相催也、仍船賃は予令出脚也

一今朝鳳閣寺器物借用ニ遣候処、煮しめ・取肴・ひたし物等今日之用意ニ被贈与也

*1天恩山五百大阿羅漢禪寺。本所五目、堅川より南にあり。黃檗派の禪林にして、河東第一の名藍たり。開山は鐵眼禪師（鐵眼道光、一六三〇—八二）、中興は象先和尚（象先淨歷、一六七六—一七四八）、また松雲禪師（松雲元慶、一六四八—一七一〇）をもつて開基の大祖と称す（『江戸名所図会』七）。

*2東京都千代田区神田の神田川に、筋違いに架けられていた橋。万世橋の下手にあつた。明治初年撤去（『日本国語大辞典』）。

一廿日辛亥、晴、今日向井伊賀守殿へ上京之悦申入、取次大嶋九郎左衛門

ヘ申置也、石黒三十郎へも嘉詞申述之處、則伊賀守殿屋敷へ被出面話、深切之挨拶也、於途中瀬戸繁右衛門ニ出会、一件之事耳示談而相別也

一今日從荷山十二日出之飛札到来、母人・弁・民部・直・岩、且右近より

も来ル、外ニ肥州・長州より来ル、大岡助七郎より八月廿五日之日付而先月十三日之返状來也、奉納大方之事ニ付下御靈出靈路撰津守より祓川

壱岐方へ之書状見せニ來ル、奈佐清大夫・大岡助七郎・藤森善左衛門・小羽和多右衛門・水谷茂右衛門より民部へ之状見せニ來也、安鎮御璽物

來、其外巻紙・油・雪駄・割こんふ等下ス也、右近よりも料理こんふ一

袋下ス也、

浜松修理亮方而斎公靈祭執行也、式之写来ル也

一今日鳳閣寺へ昨日借用之器物共令返納、勝福院へ手紙謝礼申遣、且鳳閣寺へも昨日之返礼状遣、食籠返納故直為土産かちくり・むか二等贈遣也、勝福院より返事來也

一今日在満御召ニ付四ツ半時登城之處、御用之義は三代実錄之内考之義被為仰出也、退出之節深谷一郎右衛門方ニ訪訊之處深切之内意共有之也、長尾氏申込之事來月朔日・二日比可約之旨差図也

一廿一日壬子、晴、夜亥ノ刻計地震少震也、今日京都町奉行向井伊賀守殿へ在満より餞別服部煙草式斤被贈也、丁寧之返書來也

一今日和州三輪之社司高官民部初而來入、予尊三輪執愈より被聞及ニ付訪訊也、御修理料願之義ニ付四年來在府之由、予一件之事等示談

一三輪社^{*3}祭礼之事四月卯ノ日上中下之時ハ中ノ卯日、上下之時上ノ卯ノ日之由、荷山之祭日同日之義実説分明也、三月午ノ日も花鎮之祭と号有之處中絶之由、旧記ニは右神事執行之事記録有之由示談、當社之祭日同日之事古美相殘義令感悅也、御諸社合祭無疑事弥古美之遺風可奉拝者也

（脚部異筆付箋）『稻荷社位階ノコト』

一今日從御本丸在満方へ御本十六冊下ル、大嶋近江守殿手紙相添御文匣

二入、日本記略十三冊・扶桑略記三冊、但合冊歟、因日本紀略一冊拝見之處、不思議ニ稻荷之神位之義所見

延喜元年九月十五日授從三位稻荷神正三位云々

天慶【元】（『二』）^{〔異筆〕}年九月四日奉贈正一位稻荷神從一位云々

（異筆挿入紙）『天慶元年八誤、三年【ハ】正』

右ニケ事所見天慶々々、先年所見之處忘失、重而可令拔萃、雖掛念頭今日迄延引之處、於遠國之旅亭如此之所見是不可說之義也

* 1 大神神社。奈良県桜井市三輪の三輪山（三諸山）に鎮座する大和國一宮、旧官幣大社。三輪神社・三輪明神とも称する。江戸時代には朱印地六十石のほか、百数十石の社領を有した。例祭は、貞觀以来四月上卯（三卯のときは中卯）日とされてきたが、明治以降四月九日に一定、その他に縁道祭（一月元旦）・御田植祭（二月六日）・鎮花祭（四月十八日）など特殊神事がある（『国史大辞典』）。

一廿二日癸丑、晴、今日井上殿正為伺參、林氏依所勞松嶋久兵衛對談、願之旨申述置也、夫より加納殿家老用人中へ問安否、無難之由也、次問渡辺玄隆安否、父子共無難依他行不能面、次到于松嶋町根本氏へ対話、東丸物古候義・一件之事互之不幸之義共示談、帰路之節戸田氏・堀家氏方

二到一件之愁鬱耳示談未ノ刻過帰宿矣

一今夜酉ノ下刻計從大岡越前守殿役人手柬到来、如左

申談儀有之候間、明朝五時御越候様ニ可申入旨越前守申付候、

以上

大岡越前守

九月廿二日
役人

京稻荷社司

羽倉摸津守殿

右之通大屋清助方へ迄來、返書如左

被仰談候義御座候間、明廿三日朝五ツ時 參上可仕旨御紙 面之趣

奉承知候、已上

九月廿二日

表書 大 越前守様

御役人中

京稻荷社司

一廿四日乙【辰】（卯）、晴、今朝正因方へ礼状遣、即酬來也

何等之義歟不存寄也、明朝明六ツ出宅ニ付今夜より支度用意焉

一廿三日甲【卯】（寅）、終日雨、今明六ツ時出宅、到于大岡殿邸、例之通

一渋谷和泉守殿へ雨のうを塩引二本進上、明石氏へ書通、ことの外御満悦

手札持參、以取次申入之處役人山本左右太面談、先達被差出候一件之書付此方掛りニ而無之、書付請取被置候而は越度候故、何方より之書付も不被差留候、則書付共被差戻候間請取可申旨也、予答被仰聞趣承知仕、御尤ニ候御義、乍然是迄新御役之御方々へ悉差上来、越中守様・紀伊守様ニも被差留置候、且京都別官共ニも早速越前守様へも差上置之旨申達候處、只今御差戻ニテ御座候ハ何との不審ニも安心も不仕様ニ奉存候、於拙者迷惑仕り候、尤何之御子細も無之義ニ候へとも外々様ニも被差置被下候事ニ候條、各御役所ニ成共被差留被置給間敷哉と再三申談候へとも、兎角一統ニケ様之書付は不被請取義ニ候へハ不罷成義、先日より間も有之ニ付越前守殿ニも一通は御一覽も被成候趣之挨拶也、因無辭退請取長々之義殊外難義仕段歎之口述申置退出仕也、一統之義と有之上は不可及子細事ながら、何等之存寄も有之哉、難心得令痛心胸也

一今日正因方より呼ニ來ニ付相尋、序宮城勾当且垂水屋へ相尋候處、何も他行申置也、到于正因方新蕎麦饗應也、池田玄益と申医師出会、申ノ刻計歸宿矣

一今日大久保山城守公へ御奥方御安産之御祈禱之札守神符等進上、山崎宇内へ書翰遣也、札箱三入釘しめ御守安産神符一所ニ小箱二入水引結ニ而札箱之上ニ置、台一ツニ而差遣也、外箱芝崎氏方ニ借用、上書等芝崎宮内大輔舎弟一学へ頼也、宇内他行之由ニ而無返答也

一今日自荷山十五日出之飛札、母人・弁・直・祓川宮内より之書翰計來也、延武松葺御用ニ而出京之由故書状不来也、鯰塩引五【足】（本）・水引上毫帖、宮内より御所御菓子少来也、根本氏へ左仲より先頃香儀之謝礼状來也

之旨返事來也、

今夕松平宇門殿來尋、須臾雜談、曳燭之比御帰去也

一大久保山城守殿近習山崎宇内より昨日之返事來也、山州公日光御代參首

尾能御勤之由申來也

一廿五日丙辰、晴、今日井出半兵へ殿・契源尼丘へ書通、何も無難之由返

事來ル

一渡辺玄隆來尋面話、無音之断也、今日在満を恃長尾文哲殿へ遣也、先日

深谷氏内意之義頼遣也、終日京状認焉

一荷山へ書狀出ス、豆州急々出府之事申遣、正官・補宜・祝・氏人中・伊

州へ連状、母人・弁・直へ連状、出羽守・民部・宮内・豆州へ各別状、

豆州へ大炊頭状遣、宮内方へ長州之孫三郎請取遣也

一今日以在満長尾文哲老へ深谷内意之義頼遣候處、深切ニ承諾、廿七八日

之比幸序有之旨藤森左大夫へ被申談事別致能との趣也、且先日将棋參

会に之節、文哲序有之ニ付、稻荷之出入之義は如何未相済哉と被相尋候

處、井上殿御答大ことくと計而何之品も不被談由也、然は容易ニ裁判

難被成差支有之義、垂水屋清右衛門蜜語実事歟、不安心之義共、令痛胸

肝事而已也

一今夕從鳳閣寺書翰并赤飯一重被贈也、即酬遣也

一廿六日丁【午】(巳)、晴、今日長沢壱岐守殿江参、持病不被相勝ニ付、

先比より御引込之由也、用人幸助へ面話、井上公へ之願之事委頼入也、

壱岐守殿來朔日比は御出勤も可被成との様子也、帰路奈須春悦へ立寄寛

談、一件之義而已示談、多田二閑と申公儀御數寄屋方坊主衆之隠居、松

右京公・松左近公御意入之伽坊主、世間広老人之由、予ニ対話いたし置

可然旨懇志之義共感悅之到也、午ノ刻過帰宿矣

一今日不忍池端多田二閑方へ參、則面話、扇子三柄持參、被勸酒肴也、一

件之事等略物語、深切之挨拶也、申ノ刻計帰宿、在満三代実録急々校合、文字脱字等被改ニ付、予も令助筆、夜寅ノ刻計ニ終也、松井豊太も立合助筆【也】(止)宿也、子ノ刻計雨降也

一廿七日戊【未】(午)、陰天、今日駒井勒負殿へ御守式通、鮫鹽引壹尺進上之、家老木村氏へも守二通遣也、木村氏へ文通、勒負殿登、城之由也一本多中務大輔殿家中浅野孫四郎へ文通、懇切之返状來也、孫四郎は勝見李之助親類故兼而互二聞及也

一今日多田二閑へ昨日之礼状遣也

一廿八日己【申】(未)、晴、今日井上公江参、林喜左衛門病氣未快ニ付無

出勤、松嶋久兵衛對話、右之旨被申聞也、因久兵衛申達御吟味之義何

とそ奉願、尤相手之者之義先被召寄被下候義幾重ニも奉願候、至御吟味

之節被召寄被下候^而は參府之間も通達等之行程ニ廿日も相掛り候、左候

へハ弥遲滞ニ罷成候逆、及御吟味候義御座候へハ先相手之者成共此間ニ

被召寄被下候義偏奉願候、於京都色々浮説ヲ申触し、私旅用調達之手支

ニも罷成候義共に之候、何分最早不及御沙汰、此儘ニ被差置候旨申触し

候由故、再度社中より拙者方江其美否之義承度宣飛札差置、社司惣中安

心不仕迷惑難渋之義共御座候条、何分先相手之者被召寄被下候義奉願旨

申談候處、委細承知之段喜左衛門へも可申達、定^而追可及吟味候へハ其

節は是非召寄可被申との挨拶、既と何時比御取掛り之様子も不相聞也

一今日和州三輪神主高宮民部旅宿木挽町広小路具足師春田播磨方ニ到、相

尋之処民部対話、三輪社社式・社格・祠官之様子等相尋、願筋互之一件

之事等須臾示談、折節御用之具足見分有之由^而來客之体故帰去矣

一松嶋町根本氏別業ニ到、他行、留守居宗閑へ正因・左仲状相渡置也、帰

路戸田氏方ニ尋、在宿、冷飯等饗應也、一件之愁鬱而已物語^而帰去、堀

家氏方へ尋、他行故令口述置也

一 渋谷和泉守公【より】（用人）兩人より書翰來、予安否預御尋也

一廿九日庚申、晴、今朝飯後早々諸方尋問、先到于垂水屋清右衛門對話、明日井上公へ出礼之節吉田氏へ頼込之事與々示談、坊主被召寄之事往来三十日も手間取候間、何とそ来月早々ニも被召寄之義頼入也、清右衛門談云、今度京・大坂・南都へ又直訴箱被出、毎年百日目付入替之節関東へ直ニ持參、封之儘入、上覽候義此度新ニ被仰出候由也、御明評之御義難在御政務之処、当社之願等如此御延引之事如何之御事歟、神運も不至歟、次菱田甚右衛門・奈良土佐・栗本駿河・中川長古・三輪執斎方ニ尋問、悉他行故令口述置、已ノ刻計帰宅矣

一今日奈須氏へ此間ニ閑方へ罷越候義謝礼申遣、且鳳閣寺へ井上公御月番之事義之尋ニ遣、曉と不知也

一明石氏より書通返状、序ニ昨日用人中へ之返事も遣也、予除服之事尋ニ來、令除服候ハ、弥祈啓之事御頼之旨申來也

一今日半田丹下方へ書通、細井因州殿長崎発足、伏見着之事尋ニ遣之処、先月六日之飛札廿日二到来、因幡守殿以外之病氣之由、因茲藤左衛門殿願被申看病、下向廿二日発足之由申來也、兼^而九月廿四日比出発、十月十五六日比伏見着之由也、無心元様子絶言語計也

元文三年

羽倉信名江戸在府日記

解題

石岡 康子

山城国紀伊郡深草の稻荷社（現在の伏見稻荷大社）の御殿預を歴代勤めた東羽倉家の当主である羽倉信名による日記の全文翻刻である。東丸神社所蔵東羽倉家文書のうち、近世前期から明治期にわたる羽倉家代々の日記四四五冊のうちの一冊で、稻荷社法旧式混雜を寺社奉行へ訴えるために江戸に滞在した期間と帰京後の日記全五冊のうちの一冊目である。『江府要門之日記』（B一一八七〔一五三〇〕）は元文三年正月朔日から三月晦日までの日記で、形態は袋縫、料紙は楮紙。縦二四・五cm、横一七cm、表紙共九四丁、墨付九〇丁となっている。改装表紙の右下角に十二と書かれている。本紙には「神田明神樓門」「万葉集」「神樂再興」「三代実錄校合」等数ヶ所に朱書の付箋が貼られている。

筆者信名は羽倉信詮の八男として貞享二年に誕生。母は熊本藩細川家の家臣深尾盛長の女貞子、信詮の次男である荷田春満の同母弟である。父を継ぎ御殿預かりとなつた異母兄信友の養子となり、享保元年八月九日信友の死去に伴い同一年十月五日権御殿預から御殿預に転任、東羽倉家を相続した。民部と名乗つてはいたが同年二月十三日に河内守、同十三年十月十四日に摂津守を名乗つた。宝永二年從五位下、享保二年從五位上、享保十一年に正五位下、元文五年に從四位下に叙任、寛延四年四月二十四日六十七歳で没した。

江戸の寺社奉行へ出訴した期間中の私的日記である事から、裁判の成り行きや訴訟のために近付きになつた人々に関する記事が主となる。

稻荷社司と稻荷社本願所預かり愛染寺の争いは、元禄七年五月、稻荷社

の修理中、社家中が残らず京都町奉行小出淡路守有利に呼び出され、幕府から下された修復料の請取に、愛染寺を社中の列に加え押印した請取書を差し出す様命じられた事から始まる。淡路守は同年十月には社用向諸事相談するようにと愛染寺の名をえた書付を見せ、承知する旨の請書を差し出させた。その後社司の抗議により淡路守は命令の撤回を約束したが、実行されなかつた。しかし社法は古式の通り行われていた。

社司方は愛染寺を、稻荷社に置いた会所の留守居・境内の掃除役と認識していたが、慶安元年に愛染寺天阿は上人号の綸旨を賜り、元禄七年十二月には同じく周雄は修復の御礼言上のため社司と共に江戸へ下り將軍へ御目見をしている。また幕府役人の中には愛染寺の旦那となる者もいた。

享保十六年十一月、大西親盛が愛染寺龍山（実名寛盛）の所業について詰問状を出し、同十七年正月、牧野河内守が京都所司代在役中、社家惣中は龍山の非違を京都町奉行所へ出訴した。享保十七年六月に社司と愛染寺の出入は和順し、正官五人と愛染寺立合の上で万端を処理する事を約したが、同十九年十月、稻荷社一件につき社司から再び訴え出る事となつた。

両町奉行や所司代の側では享保十七年の和順で事済みとなつており、何が何でも江戸で解決したいなら添翰を出すから江戸へ下向せよという事であった。享保二十年閏三月九日、京都町奉行からの添翰を携え、上社祢宜松本伊豆守為寛・権預羽倉石見守信章（信名の代理）・氏人安田大学親春が江戸へ出発、閏二月二十一日、月番の寺社奉行井上河内守正之へ訴状を提出、四月六日裏判頂戴となつた。信名は一刻も早く裁判が行われるよう信章・大学の帰京を待たずに出府、そのまま足かけ六年在府する事になる。信章・大学は裏判を伏見へ持参、裏判の請取書案文とともに龍山へ渡した。龍山は五月三日出府し、同年五月二十七日・七月二十日、河内守邸において稻荷社司・愛染寺の双方が尋問を受けた。「稻荷社は社家の支配に極り相見

との河内守の意見が示されたが裁判は決着に至らなかつた。元文元年四月十六日以降は河内守病氣のため、遠国より訴訟のため出府中の者達へ帰国するよう申渡もあり裁判は滞つたままであつた。元文二年河内守は回復し、三月七日・三月十三日、河内守の寺社役深谷一郎右衛門による内吟味が行われ、「寺号等之事今迄有来候者之義河州公御一存ニ而被改候義は難成、御窺ニ成候」との申分であつた。河内守は病が再発し九月十七日に卒去した。

元文一年十月七日、驅引で稻荷社の出入は牧野越中守貞通が掛りと決まり、

寺社役新（荒）井伊左衛門が稻荷社の担当となつた。同年十一月十九日在府中の為寛と信名が召し出され、稻荷山の絵図・会所の留主居として愛染寺を置いた理由・愛染寺の基立と寺号・愛染寺出府修復願の留書・小出淡路守の定書を請けた事・会所または本願所の性格・享保十七年の和順書・和順書運判の五人中二人が出府した理由・愛染寺の社司へ対する下知・神印の札の板行・稻荷社修理職を称した事・仏像を取り出し開帳場を開いた事・諸方勧進など龍山を行つた事・留主居として差し置く際の証文・元禄以来の連名の座次について牧野越中守から尋問があつた。

『江府要門之日記』（B）一一八七〔一五三〇〕は、この後の出来事が記されている。

元文三年三月十日、伏見より御召の輩（安田備後守親冬・大西下総守親方・松本内蔵助為寛・安田大学に代り祓川宮内直親）が参着した。元文三年三月十四日、寺社役新井伊左衛門により親冬・親方・直親への尋問が行われ、「小出之下知状可被相立趣」という見解が示された。同年三月十六日牧野越中守の吟味では、「下知状和順書難改」口振で、「社は唯一、境内は習合之地之由被申之」というものであつた。

三月二十七日には大岡越前守屋敷で行われる内寄合へ召し出され、寺社奉行全員、牧野越中守・松平紀伊守・大岡越前守から、唯一の社地へ社司

側自ら坊主を置いた事、元禄の請書、享保の和順書について権柄づくにしきりつけられながらの尋問があつた。これに対し信名は、朱印状に書かれた朱印地は稻荷社に下されたもので、愛染寺はその中には入っていない。元禄の「小出之下知状」の内容は、朱印状の内容に反すると主張し、社法式が小出之下知状の出される以前の古法通りになるよう訴えた。牧野越中守・大岡越前守も小出之下知状と朱印状の内容については追つて吟味が必要との見解を示し、社司達は内寄合から退出した。

信名やほかの社司達は、幕府の役人や寺社奉行へ親しく御出入する人々を通じて、幕府の重臣や寺社役から裁判の進捗状況や論点について情報を得る事は出来たが、幕府の実力者、特に裁判に関係する役職の者が出訴中の者へ接する事はなかつた。裁判は奉行にしかりつけられ権柄づくに行われたが、訴える側・訴えられる側双方が、持つていて証拠に基づき、公平に、寺社奉行三人の内寄合にまで呼び出され丁寧に行われたといえるが、最後は將軍吉宗の意向が強く反映される事がわかる。

日記にはこのほか信名の在府中に依頼された稻荷安鎮・御札の配布などの信仰に関する記述、春満の養子・在満とその妻子・在満の実妹蒼生子（民子・楓里等と記される事もある）・大奥へ出仕するつもりで出府してきた春満の女直子・そのほか江戸在住の羽倉家の親類、在満や出訴中の信名を頼り出府してきた岡部三四（賀茂真淵）と万葉の会講、秋田民部博芳・根本大炊頭為胤・杉浦修理亮國頭・芝崎宮内大輔好寛・東湖など荷田春満の門人達の動向、幕府に関する噂話、江戸の年中行事、神田明神の神楽再興などが記されている。

（掲載史料は石岡康子が翻刻し校正したものである）

〔改装表紙〕

〔十二〕

〔原装表紙〕

〔元文三年歳次戊午春正月〕

江府要門之日記 〔俗文俗字可憚他見者也〕

稻荷社正預

正五位下行摂津守荷田宿禰信（花押「名」）

大	正 二 三 初午日	寅 未 戌 正 二 七 八 九 十 十一 十二	寅 未 戌 亥 戌 未 午 巳 辰 卯 寅	申 酉 午 戌 酉 午 未 午 未 未 未 未	甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸 壬 癸
		正 二 七 八 九 十 十一 十二	寅 未 戌 亥 戌 未 午 巳 辰 卯 寅	申 酉 午 戌 酉 午 未 午 未 未 未 未	甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸 壬 癸

なる

側用人・藤森左大夫、家臣・辻大膳大夫

稻荷社の訴状を受け取った井上河内守が元文二年九月十七日に卒去し、同

*元文三年の社家は次の通り。下社神主：大西近江守親友、中社神主：安田備後守親冬（訴状に名を連ね元文三年三月十日江戸へ到着）、上社神主：毛利三河守公広、御殿預：羽倉摂津守信名（訴状に名を連ね享保二十年四月より在府）、目代

：羽倉出羽守信舎、正補宜：大西肥前守親定、正祝：松本播磨守為胤、権補宜：安田長門守親安、権祝：祓川佐渡守親茂、下社補宜：大西相模守親盛、中社補宜

：大西下総守親方（訴状に名を連ね元文三年三月十日江戸へ到着）、上社補宜：

松本伊豆守為寛（出訴のため享保二十年閏三月権御殿預羽倉信章と出府、信章のみ帰京、享保二十年四月十四日、為寛の官名が老中と同名であるため内蔵助と改

めるよう寺社役の林喜左衛門から差団、元文元年三月母の病氣により帰京、元文二年三月帰府、再び母病氣のため同年十一月十日江戸へ到着、中社祝：松本和泉守高任、上社祝：松本駿河守為雄、田中社祝：松本甲斐守為以、権御殿預：羽倉豊前守延武（羽倉信章享保二十年十一月卒、延武元文二年二月就任）、氏人安田大学親春（訴状に名を連ねたが元文三年正月十五日卒、代わりに祓川富内直親が二月十日江戸へ到着）。本願所：愛染寺、住持は龍山（実名寛盛）。祓川宮内直親が二月十日江戸へ到着。本願所：愛染寺、住持は龍山（実名寛盛）。

〔伏見大社年表〕・信名在府中の日記による

*日記中の寺社奉行と寺社役・家中役人。

〔寛政重修諸家譜〕・『江戸在府之日記』『江府要門之日記』等の在府中の日記により作成。寺社奉行家臣の役職名は日記による。役職不明の家臣は家臣とした。

寺社奉行

板倉伊予守勝清（享保二十年五月一日～享保二十年六月五日）

江戸留主役・寺社役・小池寛之右衛門

井上河内守正之（享保十三年七月六日～元文二年九月十七日）

寺社役人：山根弥次右衛門・林喜左衛門・松嶋火兵衛・近藤吉左衛門

江戸留守居・深谷一郎右衛門（元文二年正月林喜左衛門の跡役寺社役人と

なる）

側用人・藤森左大夫、家臣・辻大膳大夫

稻荷社の訴状を受け取った井上河内守が元文二年九月十七日に卒去し、同

年十月六日稻荷社訴訟の担当は龜引まで牧野越中守に決まった。

牧野越中守貞通（享保二十年五月一日～寛保二年六月朔日）

側用人・寺社方物等・芥川健二郎

寺社役・用人・田中小右衛門・新荒井伊左衛門（稻荷の出入担当）

寺社役・中川善左衛門・古（中力）川善左衛門・須藤文左衛門

取次・仁賀保多宮

家老・種村貞右衛門・谷村氏、家臣・川崎忠右衛門

松平紀伊守信岑（享保二十年六月二十日～元文四年三月四日）

取次・箕田源右衛門、役人・山本又右衛門、用人・大橋九郎右衛門

大岡越前守忠相（元文元年八月十一日～寛延四年十一月一日）

用人・寺社役・山本左右太、取次・酒井源大夫

小正月朔日甲寅

一朔日、快晴、卯上刻洗手灌口向于西南方拝於荷山之神^{*1}、次内侍所・賀茂下上之神・丹州之一宮出雲社^{*2}等遙拝、次伊勢両宮遙拝、次向東方遙拝東照宮、次當所之諸神遙拝祈禱之事畢^而後食雜煮飲祝酒矣、自是在滿^{*}3寅下刻出勤也

一已下刻許改衣服近所之神社參詣、先當屋敷地内之鎮守稻荷小社拝礼^而後湯嶋天神^{*4}自路頭拝礼、次妻恋稻荷^{*5}拝礼、畢^而神主村本因幡江年始嘉儀申込也、次參詣神田明神^{*6}小社等拝揖^而到于芝崎氏^{*7}亭、舍弟第一學面話嘉詞相述、雜煮吸等被勸祝也、當十五日御礼之節杉浦修理亮^{*8}父子登城之節烏帽子狩衣一頭一衿借用之事頗置也、領掌之旨也、須臾雜談^帰去之砌社家方一両家并向坂新五兵衛方へ年礼申入也、宮城勾当・垂水屋江^も同断、帰路到于奈須春悅方述嘉詞置也

一未刻許鈴木平八^{*9}為年礼來賀也、予今月中別居等之事、直女招請之事^{*}10等示談^而帰去也

一今日從荷山飛札下シ物等到着、極月十九日出也、一家中無難道貢殿^{*11}弥快方之旨申越、安悅也

*1 稲荷之神・伏見稻荷大社の祭神は古来諸説があるが、現今は、宇迦之御魂大神

（うかのみたまのおおかみ、下社・中央座）・佐田彥大神（さだひこのおおかみ、中社・北座）・大宮能売大神（おおみやのめのおおかみ、上社・南座）・田

中大神（たなかのおおかみ、田中社・最北座）・四大神（しのおおかみ、四大神社・最南座）の合わせて五座で、これを稻荷大神、あるいは稻荷五社大明神と称している（『神道史大辞典』一〇〇四、吉川弘文館）。

*2 丹州之一宮出雲社・出雲大神宮。京都府亀岡市千歳町に鎮座。旧国幣中社出雲神社。祭神は大国主命と三穗津姫命の二柱。創立年代は不詳であるが、古代出雲國杵築神を遷し奉ったといふ。（『神道史大辞典』）

*3 在満：『江戸在府之日記』（B-1-177〔一五二四〕）元文元年六月朔日*11を参照のこと。（以後『江戸在府之日記』（B-1-177〔一五二四〕）は文書番号を省略する。）

*4 湯嶋天神：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*8を参照のこと。

*5 妻恋稻荷：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*1を参照のこと。

*6 神田明神：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*2を参照のこと。

*7 芝崎氏：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*4を参照のこと。

*8 杉浦修理亮：杉浦國頭。『江戸在府之日記』六月九日*2を参照のこと。

*9 鈴木平八：元文二年八月十二日七右衛門から平八へ名を改める。信名の姉の男子、羽倉伯耆守信元の三男、三州吉田城主松平豊後守に仕え目付役を勤める。

（『江戸在府要門之日記』（B-1-169〔一五二九〕享保二十年四月十五日の条・『江戸要門之日記』（B-1-184〔一五二八〕元文二年八月十二日の条）。

*10 直子招請：直子は春満の門人であつた幕臣の松平權之助の計らいにより、徳川家の大奥に出仕するつもりで元文二年閏十一月江戸へ下向し、義兄在満宅に同居中（『江戸要門之日記』（B-1-183〔一五二七〕元文二年六月廿三日の条・『江戸要門之日記』（B-1-185〔一五二九〕元文二年閏十一月廿三日の条）。

*11 道貢：『江戸在府之日記』元文元年六月八日*3を参照のこと。

一一日、晴、從鳳閣寺^{*}書状、年玉扇子二柄并酒肴入之提重一組被贈也、

今日京都へ之年始状認、先母公・出羽守・弁・豊前守夫婦・大西肥州父子へ連名、社中へ連名状認之也、夜二入雨降、近所火事之沙汰本郷通甚騒動、火元何方歟不知、須臾而相静也

一今日從荷山旧臘廿三日之飛札到着、烏犀円^{*2}先月廿一日相達之旨申来、豊前守より一封計也、道員殿病氣次第快旨申来也

*1鳳閣寺：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日の条*6を参照のこと。

*2烏犀円：烏犀角（うさいかく）の粉末で製した解熱剤（『日本国語大辞典』）。

元文二年十二月十一日在満の願いにより御小納戸番頭取大鳴近江守を通じ拝領し、翌日伏見へ送つた。（『江戸要門之日記』（B-1-185〔一五二九〕）。

一三日、陰天、岡部三四^{*}來入談云、旧冬神田明神社樓門造立ニ付大神樂

之式興立之處、其樂譜等神主家不伝^而折節荷山之祝松本伊豆守秦為寛在京府寄寓ニ付、為寛家於荷山代々神樂預之職、古美之神樂之式家伝有之三付、幸ニ為寛令相伝、浪人荷山多仲樂譜達人、芝崎家音樂之為師範ニ付、相談之上今度正月廿一日興行之神樂再興、因此旨趣和文序ニ記、神樂之図式奉納、右図式之序三四作文之事神山氏依懇望述作之由、草案被為見也、存寄雖有之先令閉口、作文可無失錯旨申談、乍然為寛家伝之神樂之式令伝受之事不甘心也、古美神樂之本式歟、甚無覚束也、若猿樂神樂之笛譜等誤而伝之事後世荷山之汚名難計耳

一荷山へ書状等今日亦書認頼通也

*岡部三四（おかべそうし）：賀茂真淵。遠州浜松郷士、杉浦国頭・荷田春満の門人。

元文二年三月十四日江戸の信名・在満の元へ來入、同年十一月二十日春満の門人である松嶋町稻荷社の根本大炊頭治胤へ借宅。（『江戸在府日記』B-1-1

八一〔一五二九〕・『江戸要門之日記』B-1-185〔一五二九〕）

一四日、晴、今日近所年礼相勤、先書林杉浦三左衛門、次鳳閣寺・荻原宗陸殿・大久保山城守公^{*1}并深尾多仲^{*2}・宇津次郎左衛門・山崎宇内・宮

代茂兵衛告申置也、山州公取次石川孫助へ申達、山崎宇内は於内玄関面話、夫より柳橋花井三郎左衛門・磯野人郎兵衛^{*3}申置也、到于鈴木平八方祝酒湯漬等被勧之、松嶋町出宅之事等示談之処不同心、松屋方似合敷所可有之趣疇也、是非於出宅は平八方二大学一所ニ寄寓可然旨被勧之相談未決、尚在満相談之上可相決旨申談帰去、帰路兼保安元殿・北尾氏・松屋伊織等年礼相勤人夜帰宿矣

一今日京都へ書状出ス、母人公・弁・豊前守夫婦・出羽守・伏見左仲・花王院・大西肥州父子・松本豆州・社中接掘旦・道員公御夫婦連名・大坂勝見木工之助、右數通十七や^{*4}と橘や宗七^{*5}方一封宛相分遣、十七や方本八日切京払申付也

*1大久保山城守忠胤：『江戸在府之日記』元文元年六月廿九日*1を参照のこと。

*2深尾多仲：『江戸在府之日記』元文元年六月十一日*1を参照のこと。

*3磯野八郎兵衛：『江戸在府之日記』元文元年六月十四日*1を参照のこと。

*4十七屋：江戸の定飛脚問屋（『国史大辞典』）。

*5橋屋：飛脚問屋。江戸と京に店を持ち陸上輸送のほか廻船による輸送も行つた。（『江戸要門之日記』B-1-185〔一五二九〕元文二年閏十一月六日の条）。

一五日、晴、今日往于鈴木平八方、例年諸旦家^江授与之神札相認、平八読書始之由本庄へ被參終日留主、酉ノ刻計帰本郷春木町^{*}也

一今日長尾全庵殿より書來来、明日明後日之内晚方予可罷出、分折殿直談有度義有之旨申来也

*本郷春木町：在満は、湯島樹木谷坂上たてより六七軒北の小普請畔柳助九郎地から、元文二年十一月二十四日に本郷春木町二丁目同心組拝借地の内にある古家を買ひ求め転居した。同年八月から同居した妹民子や、伏見から出府する在満の二人の息子や直子のためと考えられる（『江戸要門之日記』B-1-185〔一五二九〕）。

一六日、快晴、今朝長尾全庵殿江^江昨夕之返状遣、明七日七ツ時可參旨申相

答也

一 今日直女・楓里女^{*1}両姪連住于鈴木平八方、長二郎同伴、於平八方夕飯
雜肴等饗心也、未ノ刻過帰去、帰路淺草辺遊行至黄昏帰宿矣、留主之中
深谷一郎右衛門來賀、在滿面会、一件之様子深切ニ被相尋、略在滿演說
之處深谷氏了簡右之御尋等可有之義、御裁判は四分愛染寺、六分社中之
理順との申分也、大筋は御朱印ニ約り有之、其外之枝葉之義一通御吟味
御不審可有之との事、右之御不審共御裁判ニ相拘義は有之間敷趣之挨拶
之由也

一 根本大炊頭^{*2}来祝、一件之事等在満面談之由、來ル十日帰国之由、杉浦
修理亮狩衣之事可被用立旨嘆有之由也

一 井出新三郎殿^{*3}より書翰餅一器來也、在満より返し有之也、小川舍人よ
り書状來、鈴木平八同道^而可罷出、其節前日一左右可申遣之旨頼來也

*1 楓里女・荷田蒼生子、春満の弟多賀道員の女、在満の妹、逸・楓里・楓林・民
子とも。享保二十年十一月二十七日兄在満の門人である松平大隅守近習西湖學
と結婚、元文二年八月離縁、在満宅に同居中『江戸在府中要門之日記』B-
二七一〔二五三二〕・『江戸要門之日記』B-二十八四〔二五二八〕。

*2 根本大炊頭治胤^上・総菊間八幡神社と江戸松嶋町稻荷社の神主を兼帶。上総と
江戸とを往復している。明和元年没。『江戸在府之日記』元文元年六月十七日

の条・平成二十年度国学院大学特別推進研究「近世における前期園字の総合的
研究」成果報告書掲載の松本久史著『荷田春満門人一覽稿』

*3 井出新三郎延政・書院新番組『江戸在府中要門之日記』B-二十六九〔二五一
九〕享保二十年四月二十六日の条。

一 七日、晴、今夕飯後長尾分折老江^{*}參、扇子五柄持參先年始之嘉詞申入、
急病人有之父子共近所迄他出之由、追付可有帰宅之間暫可相待旨也、仍
近所故松平紀伊守公江^江年礼相勤帰、長尾氏之宅弟子小野方安・浪人津村

主水兩人挨拶、焼餅吸物酒肴等種々饗心也、次男左門面話酉刻計先全庵
帰宅面話須臾雜談、夜二人分折殿帰宿、一件之義示談也、此間牧越牧公
御方又々様子被聞合之処、兎角中比之和順書邪魔^而中々存分ニは御裁許
難成趣、四分六分程ニ相済可申歟之様子ニ相聞之由、予所存は如何存候
哉、何とぞ願立之筋了簡は無之哉、又奥向手段之思案有之間敷哉、藤之
進動ヲ以奥向手寄之義は未被取組歟、兎角十分ニハ難相済可有之、尤小
出之下知状彼儘ニは被指置間敷候へとも、先は四分六分程之義ニ相聞之
間、予所存之處如何可被聞度旨也、仍予存分之義共不残申談也

第一御朱印之御表不相立義、是迄忍來候義は時之御奉行之權威を重し候
而之義、既御当地迄出訴ニ成候上は社中一統流罪死刑ニ被行候迄も本古
之社法相立候様ニ願詰候覺悟之趣、隨分尽道理申談也、兎角小出氏之下
知状彼儘ニ可被差置哉否之様子は不相知歟否之義再応相尋之処、其段是
非差略可有之趣ニ相聞之由、乍然百年來余有來候者之事今更取除候義は
何分難成様子、先奉行之兩度迄被捌置候事は難被改故十分ニは難成との
義也、右之段為可被申聞今夕被招候との義、不殘所懇切芳慮共難顯紙面
而已、夜二入帰宅、在満先達^而帰宿今夕之様子令演說也、今夕在満亦被
相尋^分否、哲殿直談可給旨申談也

*長尾分(文)哲・御医師『江戸在府之日記』元文元年八月廿九日の条。

一 八日、晴、今日諸方年礼相勤、先大木正因次三河町辺奈良土佐^{*1}・菱田
甚右衛門・栗本駿河^{*2}・大久保主水^{*3}・次喜多村彦右衛門・樽屋藤左衛
門・奈良屋市右衛門・谷隆得^{*4}・渡辺玄隆^{*5}・土方七郎右衛門・次八町
堀筋詣^{亀嶋}之銚子稻荷社・吉田政右衛門・藤田清兵衛・大嶋長円扇子
三柄持參、堀宗右衛門殿、夫より明石勝右衛門^{*6}方ニ往、扇子三本、家
内面話雜煮酒等出也、夫より浜町三輪文之丞方ニ往面話、当廿日過上京
之由也、暫時雜談^而帰去、帰路鳴助之進方細井佐治右衛門殿年礼相勤、

到于鈴木平八方休息夕飯等被振舞、自是松嶋町稻荷社へ參根本氏・岡部氏面会、万葉之会講之事・同宿之事等示談之處、根本氏方何時^{二而}も可罷越旨許諾也、岡部氏同宿之事甚怡悦懇望也、申下刻計平八方帰去、帰路三木松盛方年礼相勤入夜帰春木町也

* 1 奈良土佐：『江戸在府之日記』元文元年六月二日 * 1を参照のこと。

* 2 栗本駿河：『江戸在府之日記』元文元年六月三日 * 2を参照のこと。

* 3 大久保主水：『江戸在府之日記』元文元年六月二日 * 3を参照のこと。

* 4 谷隆傳：松平伊豆守信祝の隨身医 『江戸在府之日記』元文元年六月十三日のみ条。

* 5 渡辺玄隆：松平左近將監公扶持医 『江戸在府の日記』B-1-1七六（一五三）

元文元年五月十二日の条)

* 6 明石勝右衛門：『江戸在府之日記』六月七日 * 1を参照のこと。

一九日、晴、例年差遣諸願主方へ之御札相認、不快故終日在宿、及黄昏之崎宮内大輔為年賀来入面話、修理亮頼之烏帽子・狩衣・指貫之事頼入之處承諾可被借との事也

一今朝北尾源兵衛方へ例年通祈禱之札為持遣也、取次の方へも頼遣也、即酬來也

一十日、晴、今日杉浦修理亮・大学^{*}1到着ニ付家来幸助為迎芝札込迄差遣、

松や伊織^{*}2同伴、未刻過到着之由、幸介罷帰也、鈴木平八旅宿へ到着也、仍自今朝吉平遣也

一根本大炊頭へ書通、案鎮御璽物令授与^{*}3也、為初穗方金百疋奉納也

一今夕在満長尾分哲殿へ頼遣、牧野越牧公直談之口振無覆感演說給義頼遣之處、先達而兩度予へ示談之口振相違之義無之、只小出之下知状難被改趣也、越牧公之御聞込社司之不運無是非様子令痛心肝計也、兎角百年來有來上小出氏之定書有之、其後和順書有之三付何分此所難取除、社司之

存分ニは裁許難被成趣、小出氏之定書可被立之趣也、在満段々専理分哲殿へも又々頼込被置之由、今日亦越牧公へ被參之間可被申込との事也

* 1 杉浦太学：杉浦國頭の養子。渡辺立円から杉浦太学と改称（『江戸在府之日記』元文元年七月朔日の条）。

* 2 松屋伊織：旅宿經營、神田鍛冶町式町目 『御箱願之扣』C-1-1-1四五〔二〇〇一〕。

* 3 案鎮御璽物令授与：伏見稻荷の勧請にあたつて様々な形態が見受けられるが、基本的には四角柱または八角柱の神璽と「正一位稻荷大明神安鎮^ノ事」と記された勅請証書とが授与された（『正一位稻荷大明神』榎本直樹、一九九七年、岩田書院）。

一一日、晴風烈、在満年礼他出、因予不為他行、不快加保養、明日出礼之用章文度之也

一從芝崎氏書状并從 御本丸神樂獻上之備物之赤飯一重被贈之、即答一今日在満年礼被相勤節加納遠江守公江^{*}被參、目付役（原文空手）小平太对话、予一件之事被聞合之処、愛染寺方より出入之様子曾^ハ不聞之旨、卯年之比は東寺尼寺多門院毎度往来^{二而}、遠州公へ直々申入候義は難計、其後は疑敷義曾^ハ無之由、何分彼方より之手入被防給候様ニ頼置之由也

* 加納遠江守久通：『江戸在府之日記』元文元年六月十三日 * 5を参照のこと。

一十一日、晴、今日諸方年礼勤、先長沢壹岐守殿^{*}1へ參、折節御出掛故於玄関御面談申、当月五日御出都御發足之由也、用人河村郡平対話一件之事等示談^而退去、長田山城守殿^{*}2へ參、瀬戸・吉田両氏へ之伝言申置也、次松平備後守殿^{*}3・同宇門殿へ申入、家中宮下氏・上代氏・松井豊太へ申入、次中條人和守公^{*}4・次駒井韌負殿^{*}5□□江^ハ參、御札扇子五柄持參、木村忠太へも申置也、次芦田善藏面話、次細井藤左衛門殿^{*}6・心涼院殿、次渡谷公^{*}7御札箱扇子五柄持參、家中酒井新兵衛・中村皆右衛門へも申

入置也、次大岡助七^{*8}殿、次龜田三郎大夫^{*9}扇子二柄遣、木村佐左衛門

殿扇子一本持參、平賀玄純老・稻垣太郎左衛門・阿部益庵・朽木和泉守

殿^{*10}・進藤源之允・朽木殿へ之御札并進藤氏へ之札扇子一本持參面話、

雜煮飯等被振舞一件之事共示談^而退去、秋山藏人・長沢四郎左衛門・小

林儀右衛門扇子一本遺、波多八郎兵衛扇子三本遺、河崎作左衛門扇子二

本白砂糖一曲遣、妻女へ面談^而退去、次大岡越前守公、次板倉相模守公

如例御札箱上、取次中村五郎右衛門へ申入置也、家老渡辺伝兵衛へ札扇

子三本遣、長井兵左衛門へ扇子三本、何も只今之所書遣也、次牧野越中

守公、次深谷一郎右衛門白砂糖一曲一斤入遣之面話、一件之義共委細尋

問懇切之義共示談^而退去、次河野新左衛門、次加納公家中吉川氏・金子

氏・永井氏記帳面也、三浦志摩守公家中井狩半左衛門・千賀甚五左衛門

へ申入置也、西ノ刻計帰宅矣

一留主中從鳳閣寺書状、漬物煮、物等品々被贈也

* 1 長沢巣岐守資親：『江戸在府之日記』元文元年六月十三日*1 参照のこと。

* 2 長田山城守元鋪：『江戸在府之日記』元文元年六月十三日*2 参照のこと。

* 3 松平備後守信綿：宝永一年六月、春満から神代巻の講義を受ける。享保八年三

月將軍吉宗の上意により、御側御用取次有馬兵庫頭の指示で高家中条大和守邸において、春満が大和守・奥祐筆下田幸太夫から有職故実についての諮詢をうけ、諸国から上がった旧記和書の不審吟味をするなど御書物の儀につき御用の儀を仰せ付けられるまでの道筋をつける。また春満の女直子が大奥へ出仕出来るよう取り計らう。元文二年閏十一月西城御小姓組の番頭にすすみ、十二月十

六日従五位下備後守に叙任する。右(宇)門は信綿の息、その妻は中条大和守

信実の女(『宝永四年日次記並書翰集』・『松平權之助書簡』・『寛政重修諸家譜』

一卷一三四頁、以後『寛政重修諸家譜』を『寛政譜』と略す)。

* 4 中条大和守信実：『江戸在府之日記』元文元年六月廿一日*2 参照のこと。

* 5 駒井鞠負：『江戸在府之日記』元文元年六月廿五日*4 参照のこと。

* 6 細井藤左衛門安定：『江戸在府之日記』元文元年六月廿一日*3 参照のこと。

* 7 渋谷和泉守良信：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*10 参照のこと。

* 8 大岡助七郎忠利：『江戸在府之日記』元文元年六月七日*6 参照のこと。

* 9 龜田三郎大夫：紀州小十人『江戸在府之日記』B 十一七六〔一五三〕元文元年四月二十九日の条。

* 10 朽木和泉守直綱：『江戸在府之日記』元文元年六月廿六日*1 参照のこと。

一十三日、晴、今朝鳳閣寺へ昨日之札状遣、自京伏見両方より年始状到来、

豊前守方四日出左仲方三日出也、一度ニ相達也、母人・弁・出羽守・豊

前守夫婦より之状、左仲より一封来迄也、極月廿三日出之状一日ニ相届

由也

一杉浦修理亮・大学來入、往事後來之義共示談、大學初面会之處徳寒之

人品也、三四月比迄滯留之様子物語也、須臾一件之義等雜談^而帰去也

一荻原宗陸へ書通例之通年始之札扇子等遣之、即酬來

* 板倉相模守公*より昨日之返礼状來也

* 板倉相模守：『江戸在府之日記』元文元年六月廿六日*3 参照のこと。

一十四日、晴烈風終日不止、今日京都江書状出ス、數通故橋屋宗七・十七

屋両所へ出ス、十七屋本八日切京払、母人公・弁・出羽守・豊前守夫婦

連名^而昨日の返状、外ニ用事向別書、出羽守・豊前連名一通、弁へ一通

且伏見左仲へ返状遣也、藤之進方より諸方へ之状共両方へ分登ス也

一十五日、陰天申刻計小雨降、如例今日諸方へ年始祈祷之御札差遣、三年

寄銘々口状相添扇子三本宛相添札台へ載遣也、奈良土佐・栗本駿河・菱

田甚右衛門へハ立文式本物扇子武本宛札文匣^而遣、大久保主水方へは扇

子三本遣、加納公へ之札・金子氏へ之札頼遣申候

一今朝大久保山城守公へ如例年御札進上、箱入台二載山崎宇内へ書状扇子

三本遣之也、早速披露之旨即答來也

一加納遠江守公へ御札進上、箱二入台ニ載用人頭金子文次郎江書状相添、自分へも御札扇子五本包三ツ打へきニ載大文匣ニ一所二入大久保主水方へ向頬遣之処、早速被相達主水方へ金子氏より之返事為見ニ來也、諸方共首尾能相達安氣之至也

一如例近所神社參詣、到于芝崎宮内大輔方面話、菓子等被出此度再興之神樂之図装束等被為見也、明夜於神前修礼有之由蜜々一覽之義令約諾及黄昏帰宅矣

一今未刻過自杉浦大学使札來、白衣返却也、今朝登城御目見首尾能相濟之旨申來也

一十六日、晴、今日本庄筋年礼勤、先鈴木平八方江立寄之處修理亮父子今早天亦登城故不能面、平八へ申置夫より長谷川庄五郎殿申置、次竹垣治部右衛門、次井出新三郎、次奈佐清五郎、井出氏へは扇子三本菓子一文匣持參申置也、次到于猿江松山軍治^一方、直女・楓林方へ參同伴、予・直兩人より土產物有之、家内不残面会、雜煮飯酒等種々饗心也、一刻半計雜談^而退去、夫より五百羅漢・梅屋敷・龜井戸天神等拝礼^而路次より乗船^而到于筋違見付着岸、直ニ神田明神社へ參、今夜神樂之修礼有之、講中之外拝見無之由故、直女・楓林女は甚平へ内談別居^而拝見、予・長二郎於幣殿拝見、今度荷山之大神樂之拍子等相加松本伊豆守為覧相談^而興行之神樂也、聊古実之式ニは無之俗間之樂器等也、都合七座男女之巫拝舞之式有之趣也、二座修行畢^而退出、帰本郷亥刻下刻計帰宅矣

一今日大久保山城守公留主居役中村清兵衛より書状來、昨朝御札進上仕御返札清兵衛方より申來也

一今夕松本伊豆・堀家主税^{*2}方より之飛札芝崎氏方^{二而}落手、昨夕到着之由兩人共五日ニ上着之由六日出之飛札也、兩人共道中無難、伊勢參宮有之

由^{二而}從堀家氏は抽誠祈之信手奴麻一封被贈之美意之懇志令感得者也

*1 松山軍司・長崎奉行細井因幡守の家中。深尾先多仲妻の里元である松山義伯の息。深尾多仲は大久保山城守公家中で、信名の養母にあたる兄信友未亡人なべ子の甥孫。先の多仲後室は房女『江戸在府中要門之日記』B-1-169〔二十五

一九〕享保二十年四月廿六日・五月七日の条。

*2 堀家主税・備中国吉備津宮社家頭。賀茂との出入・普請願いにより出府。『江戸在府中要門之日記』B-1-183〔二十五〕元文二年五月十一日の条。

一十七日、雨降、從平賀玄純殿書柬來、先日年礼之返礼等申来、且西丸新徒頭朝倉仁左衛門殿屋敷当社安鎮之義頬來也、即答

一進藤源之允為年礼來入、面話一件之事等示談、先日頬置愛石之寺中真如意院方^{二而}愛染寺沙汰之事如何相尋之處曾^而善惡沙汰無之旨也

一今夕荷山へ飛札出ス、平賀氏より頬之義來月初午前修封御璽物差下候様ニ申遣、豊前守一人へ只一封且万葉集十六巻より廿巻迄五冊長沢殿帰府之節可差下旨申遣也、仍大西肥州へ右之義頬狀一封遣之也、十七屋へ申付本八日切也、賃錢此方^{二而}相渡也

*愛石真如院・現港区愛石一丁目にある愛石神社の寺中。愛石神社は慶長八年に仮殿、同十年に本殿・幣殿・拝殿が建てられ、元和三年社領百石を豊島区王子村に与えられた。別當は真言宗円福寺で寺中に金剛院など五院をかかえた。(『江戸在府日記』B-1-183〔二十五〕元文二年五月廿六日・『日本歴史地名大系』)

一十八日、晴、在満会始門弟六七輩來会、鈴木平八・杉浦大学來入、会後夕飯済右兩人同道^{二而}松や伊織方江往、借宅之義令示談之處、家主不仕合之事有之ニ付今少見合可申旨也、扇子糸等相調修理亮方江見舞、路次幸手や方へ相尋、夫より到于米沢町修理亮面話、彼社御修理之義此方一件之事等雜談飯酒等被振舞、戌刻計帰于本郷春木町、在満次男鍋次郎夜前より發熱疱瘡之催歟

一今日垂水屋清右衛門來入乞面話仍面会之處、一件之義示談前後無正体

物語共也、井上公^{*1}存命之節兎角其儘ニ可差置^二再三之上意有之趣、吉

田喜六^一河牧公御直談之由、難心得物語共也

一秋田朴翁^{*4}方より旧臘一件之義為知之返事今日來也、円珠院^{*2}へも被相
達給之旨於用事之義可申入旨深切之書柬、即酬遣

一栗本駿河より十五日之返状來ル 初穂銀壺包口塩鱈一尾被贈也

一今日寺社奉行所内寄合定日之處、竹千代君^{*3}被為人御本丸因茲明十
九日迄延引也

* 1 井上公^一『江戸在府之日記』元文元年六月朔日の条^{*9}を参照のこと。

* 2 円珠院・寛永寺の子院 毛利綱広創建。承応年中建立『日本歴史地名大系』。

* 3 竹千代^一。後の徳川家治。『元文三年正月十八日 大納言殿 竹千代君本城

にのばらせたまふ。溜詰。高家。雁間詰はじめ上直の群臣。みな 竹千代君に
拝謁せり。』『徳川実紀』

* 4 秋田朴翁^一春満の門人。『江府要門之日記』(B-1-185 (一五二九) 元文一

年閏十一月三日の条「朴翁民部事」とある。森銑二「土師熊文」(人物くさぐ
さ)一九八八年一二月小沢書店 所収)に、立原翠軒の隨筆「千慮一得」には

生駒熊文の師氏家多宮広覽とあり、氏家多宮は後に本姓に戻り秋田朴翁となる。

秋田朴翁は本多中務家臣である。『賀茂真淵全集』二一卷四二九頁「賀茂翁家
集拾遺」には秋田朴翁母五十年忌に際して真淵が秋懷旧と題して詠じている。

元文二年八月二十五日の在満方歌云には岡部三四(賀茂真淵)と秋田父子も來
会している『江府要門之日記』B-1-184 (一五二八)。

一十九日、雨申刻ヨリ霽、今日北尾源兵衛・磯野八郎兵衛^{江戸}書通、北尾氏
へは細井佐治右衛門殿へ之例年之通札頬遣也、磯野方へも例年之通遣之
処、坂倉源次郎へも頂戴有度旨申来也

一夕飯後芝崎氏方へ見舞、明後廿一日之支度相調哉否令相尋也、平馬面会
物語共也、井上公^一存命之節兎角其儘ニ可差置^二再三之上意有之趣、吉

須臾雜談^而帰宅矣

* 坂倉源次^二郎^一江戸時代の鉱山師。江戸幕府の金座役人後藤庄三郎の使用人。
幕府から鉱山開発の名をうけ、元文元年と翌年蝦夷地を調査、松前の産物・地理・

アイヌの風俗言語などを「北海道筆」に記録し、のちの蝦夷地開拓論に影響を与
えた『日本人名大辞典』講談社)。

一廿日、雨、今日上野辺年礼勤、先成田定羽方へ往、夫より谷中意成院殿
護国院^一、各扇子三柄持參申置也、常慈院^{*2}へ白砂糖一曲乍病中面話而
退去、次円珠院浅草のり拾枚持參、他行、申置也、御本坊^{*3}次凌雲院^{*4}

・東漸院^{*5}、何も申置也、凌雲院^{二而}乞木戸切手坂下ヲ通吉川式部卿方
へ参扇子二柄持參申置、次秋田朴翁方へ寄、客來故不能面話旨断之、帰
路東湖方へ寄申置也、申刻計帰春木町、杉浦修理亮來入有之面会、昨十
九日寺社奉行所内寄会之様子等被談申刻計帰去也

一今日從本庄房女使來、先日之返礼、直・ふり・予方へ、書狀・塩鱈・寒
之餅等被贈也

* 1 護国院・寛永寺の子院 生順創建、檀越は森越中守。寛永年中建立『日本歴
史地名大系』。

* 2 常慈院・寛永寺の子院 檀越は森越中守。寛永年中建立『日本歴史地名
大系』。

* 3 御本坊・東叡山寛永寺円頓院(『台東区史沿革』一九六六)。

* 4 凌雲院・寛永寺の子院 堀直寄創建、学頭寺、寛永年中建立『日本歴史地名
大系』。

* 5 東漸院・寛永寺の子院、水谷勝隆創建、正保から慶安年中に建立。『日本歴史
地名大系』。

* 6 東湖^一『江戸在府之日記』元文元年六月朔日の条^{*7}を参照のこと。

一廿一日、晴、今日神田明神再興之神樂執行因參向、於神殿終日拝見、七
座共無失錯社内無為執行、夥敷群參也、於神主好寛亭赤飯且夕饗等被振

舞、杉浦【修理】(大學) も來会四座拝見^而退去也

一 今日於明神 公儀御医者大八木伝安殿初^而面会、一件之事等物語之處懇

切之示談也、申刻計相済帰宅矣

一 上野常慈院より使来、昨日之返礼蒸菓子一重被贈也、返答状遣也、夜二

入成田定羽來入也

一 在満次男鍋次郎弥痘疹相顯也

一廿二日、晴、今日牧野公^江御窺ニ參、先神田明神ニ參詣到于芝崎氏方、

昨日首尾能相済祝詞并謝詞等申置也、到于牧野公邸古川善左衛門面話先
祝詞申述、松本内蔵助帰着仕候處老母病氣急々本快可仕躰ニ無御座、難
見放御座候故早々出府之義仕兼迷惑仕候、出入御吟味之事御憐愍ヲ以私
老人相勤候様ニ奉願候、何とぞ御吟味被成下候様ニ奉願旨申入之処、善
左衛門云、今月は月番旁故御吟味等之事は未被取掛候、一人^而吟味之義
可相済哉、先達^而兩人出訴之義ニ候へハ其段難計、何ニも荒井伊左衛門
へ右之趣も可申談之間、重^而可窺之旨^而退出

正廿二

一 今日金座役人年寄坂倉源一郎方^江年始之札并扇子三柄遣之、磯野八郎兵
衛方へ向遣之也

一 夕飯後往于鈴木平八方借店之事示談、明日松や方へも頼可給旨申談入夜
帰春木町也

一廿三日、晴、今日相残所々年礼相勤、大沢養因方へ寄、他行故名札隣家
二頼置也、梶金平方二往申置、浅野孫四郎へ之状頼置也、次小池覚之右
衛門扇子三柄、内室へ絹糸一包遣申置、畠治左衛門・吉野忠左衛門各扇
子三柄遣之申置也、次采女ヶ原春田丹波方二往、他出、高官民部^{*}面話
一件之事等雜談^而退去、夫より樋口や・橋屋宗七方二往、各面話^而退去、
帰路到于修理亮方、父子・平八面談、夕飯饗應也、明後廿五日深川へ修

理亮誘引之義等示談^而夜二入帰宅矣

* 高官民部・和州三輪之社司(『江戸在府之日記』元文元年九月廿一日の条)、彼社
之願當十八日首尾能相済御修理料金三百兩被下(『江戸要聞之日記』B-1-189
〔一五三九〕元文三年八月二十八日の条)。

一廿四日、晴、牧野公へ参荒井伊左衛門面話年始祝詞ヲ述、予云先日善左

衛門^江申入候通内蔵助義無事ニ帰国仕候、病人義中々急ニ本快可仕躰ニ
無御座候故難見放御座候故、早速參府仕候義も難仕仕合迷惑仕候、御吟
味之義何とぞ御憐愍ヲ以拙者一人^而相勤候様ニ奉願候、然共一人^而は御
吟味難被成訳ニも御座候ハ、社司之内何成共早々出府仕候様ニ可仕候、
如何可仕哉此段奉窺候、召寄候義ニ御座候へハ往来之日數も御座候故何
とぞ急々召寄候様ニ仕度、小知^{*}困究之社司共長々之在府至極之難義ニ
御座候へハ、何とぞ乍不調法下官一人^而一日も早く御吟味被成下候様ニ
奉願旨申入之処、伊左衛門云、先日其趣も致承知候、今月は御用番年始
御祝義事耳ニ被取込出入之義等は不及頓着候、一人^而吟味可相済哉其段
も申聞置候條追^而可相窺、何^而も今月中は不及沙汰之旨可相心得との事
也、予又云旧冬申上候宗門帳面・松茸献上之帳面等之義今月は差上候
も不可及御沙汰候へハ態差扣申候、来月ニ入差上可申之間左様ニ御心得
可被下旨申入之処、成程其通之事ニ候条、来月へ入勝手次第可差出との
事^而退出仕也

一 今日到于修理亮方小谷与一兵衛來入、終日歌学和学等之義雜談、夕飯饗
應入夜帰宅矣、留主之内奈須春悦殿より書状大鮒鮓一被贈也、帰宅後返
酬遣、鍋一郎打続次第能容躰也

一 今日於途中春田丹波出合一件之義ニ付懇切之内意有之、近日面談可申旨
也、明日明後之内可罷越^旨令約諾相別也

* 小知^{*}稲荷明神社領は山城國紀伊郡社廻百六石、境内諸役等免除(『御箱願之扣

其外家来共都合十三人也

一廿五日、雨、今朝從春田丹波書札來、今日在宿之間予可令來談旨示來、後刻可參旨口答、朝飯後往于春田氏方高宮民部兩人共面談、一件之義相

談、牧野公旧臘之御吟味之筋井上公とハ雲泥之相違、井上公^{三而}は高下之差別分明ニ相聞之処、全平均平等之御裁判之様子甚不理順之趣ニ被存旨

丹波了簡尤之義共、因茲所詮達 上聞其上之義は不可有遺念義、外之末様之義は最早行届間敷、何分子存分之通書立直ニ入上覽候筋可聞出、

丹波手筋ニは慥ニ達 上聞筋有之旨、善惡之差別は不相知申間ニ正理被

隔理有之事、何ヶ条も速ニ其正理相顯之由、丹波慥ニ被存知之義有之間兔角此筋へ有牴之書付差遣何分達上聞置之事可然との示談、至極深切之

義也、牛込辺ニ金田三左衛門と申根來同心有之、此仁へ頼書付渡候へハ何筋より相達候哉兔角達上聞之由也、丹波兼^而懇意之由故先自丹波内意

可申通之間、追^而書付相認可令持參^而旨合也、夕飯麦飯被振舞、未ノ下

刻計退去、帰春木町、杉浦修理亮來入、明日天氣次第弥深川辺可同道之旨申約申刻計歸去也

一今日三年前方より如例年初穂銀壹封宛來也

一廿六日、晴、今朝飯後直・長二郎召連深川八幡へ参、兼^而修理亮同伴之約束誘引也、因先修理亮方へ参、然處修理亮今早朝松左近將監公江^{*}被参、

昨夜從将監公狩衣被下ニ付右為御礼出勤之由、須臾相待處帰宅、右狩衣給即席詠作等之雜談有之也、支度之内大学叔父山本十【右衛門】(助)來入、初^而面話、已ノ刻過各同伴^{二而}大橋際より乗船、到本庄斎藤伊左衛門、

木場修理亮歌門弟斎藤源八出向、於木場面話其刃遊行、斎藤伊左衛門別業^{二而}酒飯等饗應也、夫より深川洲崎八幡等遊行、於八幡一軒茶屋被勧酒悉源八振舞也、夫より亦乘船帰大橋入平八方休息^而入夜帰本郷春木町也、

今日之同伴修理亮・予・平八・大學・長次郎・直女・平八隣家之者父子、

一今日從東湖和尚書來、今日可令來入哉之旨示來、依他出不能即答也、

自是先春田丹波方へ昨日之礼状遣也、他行之由無返事

一今日從京都荷山飛札來、十七日出也、出羽守・豊前守よりハ何之故歟書状不越、母人・弁・伊織・花王院・宮内・大肥州父子・毛利伊州・尾崎隼人・庭瀬衛守・河州・塩川彦五郎より書状來也、塩川氏より扇子代白銀一封被吳也、諸方へ之届状頼來也

* 松平左近將監秉邑・『江戸在府之日記』元文元年六月十七日*1を参照のこと。

一廿七日、晴、今日京都江^而飛札出、母人公・弁連名、出羽守・豊前守へ連名計也、届状共差遣、本八日切十七屋ニ申付京拵

一今日杉浦修理亮へ書通昨日之礼帰國之餞別等差遣也、他出無返事

一塩川彦五郎より頼來、杉岡佐渡守殿^{*1}・玉虫左兵衛殿^{*2}家中觀世大夫へ之書状届也、各受取來也、芝崎宮内大輔へ書通京状扇子等達也

一鳳閣寺より書通音物來、即答遣也

*1 杉岡佐渡守能連・勘定奉行、安房国平上總国天羽兩郡の内に采地五〇〇石。布

衣。從五位下。元文三年七月一日死す。年七十。『寛政譜』一九卷二二頁。

*2 玉虫左兵衛茂亭・留守居番。糜米三百俵。布衣。延享四年四月十七日死す。七

十【寛政譜】八卷三五二頁。

一廿八日、晴、如例近所社へ参詣到于芝崎氏方一学面話、上京之事相尋之處日限未決旨也、須臾物語^而退去、自是先從宮内大輔昨日之返状來、今

日家來幸助雇度旨申來、因差遣也

一今日到于東湖禪僧庵、色半切式百枚持參面話、兼約之大黒天之図画出来二付被為授与也、須臾雜談^而帰宅矣、留主之内京都出羽守・豊前守より飛札來、廿日本七日切也、和泉や甚兵衛方より栗名渡海一日相止二付日延之断申越也、一件之義二付為寛帰京後社中衆談之上追訴之案紙來也、

其外証明ニ可成帳面書付等三通差下ス也、十七日出ニ兩人書状不出事
右書付案紙不調故也

正廿八

一今夕飯後往修理亮方明日出足之暇乞也、面話被勸酒肴弥明日發駕之支度
也、松屋伊織來会、予借宅之義相談及暮伊織同道而帰去、路次^{二而}借宅調
之事等申談也、入夜帰春木町也

一廿九日、晴壬午、今日川勝勘右衛門殿江^{*1}書通ちりめんさ^二少遣之、延
武より之書状相達也、即酬来自旧冬病氣之由頃日快方之旨申来也

一小川舍人方^江書通、京都母人・不破右近より状遣也、即答來

一今日巳ノ刻計かや町無縁寺坂より出火加州之別家松平出雲守殿^{*}屋敷類
燒、未刻計相静夥敷騷動、春木町辺悉家財方付也、鈴木平八為見舞來入
火靜^而後同道松屋方^江往、路次火消之群集正平之内警固之方角火消衆屯之
行粧驚目計也、暫見物到于松屋方、伊織同道而借店之家主方へ平八相共
三行、源太左衛門在宿故初^而令面話旧冬得心意礼相述也、須臾物語而退去
亦伊織方^{二而}払家之事示談而帰、夫よりかや町成田定羽方へ火事見舞往、
家内他出口上述置也、帰路火事場一見^而申下刻計帰春木町也

一留主之内上野護國院常慈院より見舞之使來也

*¹川勝勘右衛門光隆：享保十五年一月七日大番組頭。廩米四百俵。《實政譜》一

八卷一六〇頁。

*²加州之別家松平出雲守：加賀國大聖寺を藩厅とした藩。藩主前田氏。七万石。

この時の藩主は五代目前田利通。《国史大辞典》。元文三年正月二十九日江戸
守屋敷類焼。《藩史大事典》。

大二月朔日癸未

一朔日、快晴、如例近所神社參詣到于芝崎氏方於部屋一學面話、上京之事

弥治定之由、雖然出足日限は未相定由也、夫より到于平八方終日一件之
追訴書付相認、平八・大学他行、午ノ刻計兩人共帰宅、夕飯被振舞也、
入夜帰宅矣

一今日本庄房女方へ先日之礼状遣也、松山儀伯は此方へ來尋也、昨日近辺
火災之見舞也、且栗本駿河為昨日之見舞來入、畠治左衛門より年始之返
礼昨日火事之見舞状米也

一二日、晴風烈午刻ヨリ雨降、朝飯後往于正因方面話借店之義賴置也、自
是先甚平来、芝崎一学上京之事来ル五日比發足之旨申之也、平八來入借
店之義等示談而帰去也

一今日京都^江書状出、信舎・延武計へ一封遣、先月廿日之飛札到着之返事、
且延武方へ花井三郎左衛門全【龍】(旅籠之金子為替流用之事申遣也、
風烈雨降故終日在宿一件之書付案文相綴也)

一三日、晴、朝飯後往于平八方、平八他行、一件之書付案紙相綴、松屋伊
織來入借店之義相談払家之事兔角此方直付之通不同心之由也、夕飯被振
舞申下刻計平八帰宅、明後日甚平出足仕事申談夜二入帰也、子ノ刻過迄
京都書状認也

一四日、雨降、今朝鳳閣寺へ書通先日之花筒返却、總州郷中より献上残之
由^{二而}昨日桶口や妙三持參之大午房壱本贈遺也、葉際^{二而}太サ尺廻り有之也、
希有物也

一今日芝崎一学方^江錢別遣、明五日參宮発足之由為寛家來山路甚平供^{二而}上
京仕也、為暇乞來、因京都へ之書状事伝遣也、母人公・弁・出羽守・豊
前守へ一紙連名、大西肥州へ一封、不破右近・尾崎隼人へ返状、堀家主
稅へ之返状も差登也、母人公へかちぐり一箱上也、豊前守方へ從藤之進
三代実錄二冊返し被登也、何も一学へ頼也、夕飯後為暇乞到于芝崎氏方、
兄弟三人共面話、但一学は他行帰路之節於途中面話令暇乞也、於部屋被

勧酒也、須臾雜談而退去、夫より到于米沢町平八方一件之書付案紙相綴一宿矣

一五日、晴余寒烈、於平八方朝飯饗應也、午ノ下刻迄一件之書付案文綴、然處松屋方より借店拵家之返事來、持主不同心之由申來也、因茲歸本鄉、帰路借店共令一覽之處相應之借店一ヶ所も無之也、未刻計帰春木町也、今日從川崎作左衛門*使來、千菓子式袋被贈也、口上二而申來、京都へ之紙包毫ツ内室律女より被越也

*川崎作左衛門：千駄ヶ谷伊藤修理亮殿下屋敷川崎作左衛門宅、作左衛門妻律女は信名の妻弁子の妹〔江戸在府中要門之日記〕B一一六九〔二十五九〕享保二十一年六月九日の条より。

一六日、晴、今日高宮民部來入面話、春田丹波より伝言有之被相達、丹州隙入二付先日頼置候金田三左衛門へ面会之事漸当三日被參之處、他行之由二而被申置之由、此方書付出来候は何時二而可罷越、同道又は手紙可被差添之條前日可令案内旨深切ニ被申越也、暫示談而帰去也

一今日從京都飛札到来、先月廿七日出也、母人公・豊前守より計書状來、豊前守書中云、下神主上階之願亦宜祝三人正四位之願先月廿七日差出之由也、大義之一件未落着殊旧臘之首尾不相勝、予一人碎肝胆之時節右一件之義は心頭ニも不掛、誰一人為扶助下向之評議も無之、自分之位階等之義ハ如此出情二而、予四品之義は我意ヲ以先年より差押候輩も有之*、予方へ一応之挨拶も無之如是之振舞共時宜礼節も無之義共無是非、次御社之御運不開も不可歎社中之心底絶言語計也

金田氏番日之覚

七日・十一日・十五日・十九日

*信名の官位昇進については平成二十一年度國學院大學文学部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書掲載の谷川 愛著「羽倉信名の官位昇進を

めぐる動向」を参照されたい。

一七日、雨、今日從京都飛札到着、正月廿七日出、道中十日切大坂や茂兵衛方より達也、弁・お信殿・左仲・不破右近より之書状來、扇子・手拭等下ス也、平八來入一件之書付示談、且大学へ頼置書付出來之由、又一卷頼遣也、花井氏へ為替金之請取証文遣、夕飯後平八帰去也、申ノ刻計從鳳閣寺書狀音物來也即答

一八日、晴、往于平八方一件之書付案文相綴終日書認夜二入帰宿、留主之内秋田朴翁來訪之由、直女方へ菓子一箱被贈也、根本大炊頭より使來、此間出府之由也、今日平八方へ松屋伊織より書通、堺家之義先方より可相拝旨申來由也

一今日從北条茂兵衛年始狀來也

一九日、晴、平賀玄純老江書通、先比頼之安鎮御璽物為持遣之處、玄純老為年頭返礼此方へ來入面話、一件之義等申談帰去也、今日も終日追訴案文相綴大方出來也

一十日、陰天、高宮民部來入春田氏より伝言有之、明後十二日天氣次第金田氏へ同道可給旨申來也、深切之内意共被申聞也、五ツ半時彼辺神明社二而待合之義申來也、須臾一許之物語而帰去也、右之義三付今明日中書付相認清書一卷直女令相認筈也、杉浦大學江頼置一件始終之書付為吟味平八方江往之處、未出来三付明朝迄二出來可給旨約之、痰咳指癥不快故於平八方休息、夕飯被振舞也、書付之義示談而及暮帰本鄉也

一今日花井氏より為替金四両式歩請取也、留守之内明石勝右衛門より書通、上屋敷へ帰参之由為知也

一一日、晴、今日松平備後守殿江例年之通富井扇子五柄包遺、宮下万右衛門方へ口状添遣也、且明石勝右衛門へ昨日之返事遣也

一今日往于平八方一件之書付等校合仕立之事頼、且明後日可差上竟悟故右

書付特、大學并京状認終日、在満入夜帰宿

一 今日京都へ書状出ス橘やへ頼、只壱通母人公・出羽守・弁・豊前守連名
計也、吉野や源兵へ状・おふり状差登ス、塩川彦五郎へ之状今日差出也
一 明日金田三左衛門へ参、書付直女書認、奉行所へ差出置候一件始終之書
付証明書等大学へ頼書認各出来也、音物等相調置也

一 今日金座年寄坂倉源次郎より、年始祈禱之札遣候為返謝初穂金貳百疋献
上也、磯野氏より相達也

一 成田定羽方より御富頂戴之義申来也

一 十二日、快晴、今日初午也、江戸中稻荷社数百ヶ所之祭祀驚目計也

一 今日辰刻許出宅川田久保根來同心金田三左衛門方へ往、春田丹波同道、

彼組屋敷之入口神明社^{二而}待合一時許春田氏來着、同道^{二而}到于三左衛門方

饅頭五十入折壳ツ・扇子三本包持參之、鎮守之稻荷有之、今日祭祀之構

也、在宿^{二而}面話一件之義有増談、委細之口上書一卷一件始終之帳面一冊

相渡之処、甚深切之申分速ニ可達上聞旨請合也、祝義之赤飯被振舞、稻

荷社拜礼畢^而一件之義耳雜談^而帰去也、帰路今村覺左衛門方へ寄、年礼也、

扇子三柄持參面話一件之義等雜談^而帰去矣

一 今日在満山本左右太へ示談、一件之事熟談被頼込之処、山本氏領掌深切

之義共也、尤荷担之義ヲ非頼、被経上裁節明白ニ御吟味不相残様ニ越前

守公へ被申上可給之義頼込也、書付之案紙一覽事長故重^而要門之事計認

可遣旨也、井上公御卒去後諸事格違候て、寺社御奉行御二人毎度熟談之

上被経^而上裁之由、至^而微細明白之由也

一 夕飯後近所稻荷へ参詣、芝崎氏部屋へ寄向坂新五兵へ出向須臾雜談^而帰
也

一十三日、晴、今辰ノ刻許向坂新五兵衛來云、今早朝從牧野越中守様御召
狀來候、取次之者不案内ニ付少間違之義有之候へとも、今日中伺公之御

請書之返状相遣候由也、右之義難心得義、為寛帰國之砌宮内大輔^{江直}

談ニ予頼置、只今迄之通御召状等參候ハ、為請取可給旨頼置之処、被得
其意候との事^{二而}有之処如何之間違三候や、仮雖無其約尋來節は如何様共
取計此方へ被相達可給之義、殊面談ニ頼置候□如何共難心得義也、新五
兵へ云、重^而も兔角此方へ向御召状等被遣候様ニ於御役所も可申置、此
後自分相心得罷在候得は間違無之様ニ可仕旨深切ニ申、因弥頼入之旨述
謝礼帰ス也

一 牧野公より御召状如左

被達儀有之間、今日中可被相越旨越中守被申候

以上

二月十三日

表書

羽倉摂津殿

中川善左衛門

新井伊左衛門

右之通申來、返事は於芝崎氏方相認、奉得其意旨被申遣被^ム候由也、因茲已ノ刻計參上且追訴書付証明之帳面等も悉持參、尤別目録相認相添也、
新井伊左衛門被出被申渡趣は、先達^而内蔵助出府之義、病人不相勝ニ付
其元老人^而被遂吟味裁許をも被請度との願、又何分不被召呼候^而は難叶
訟ニ候ハヽ、書通往復之日数も有之間、有無可申達之旨委細申上候処、
何分吟味之義ニ候故彼是不被召呼候^而は難成、則御同役中へも相談之上
差紙をも被出候事ニ候、此間申入候處旅宿之義如何いたし候や、間違候

て不相知ニ付段々致吟味候^而漸今朝神田神主方^{二而}相知候之旨被申之、予
相答、先旅宿之義旧冬内蔵助ヲ以御届申上置候通、霜月迄は樹木谷ニ罷
在候へとも、霜月已後旅宿相改神田社内美濃屋十兵衛方ニ相極置申候、
然共親類共近所ニ罷在候故他宿仕候義も御座候故、御召状等之義明神芝

崎宮内大輔玄関へ向被遣被下候様ニと御断申上置候、拙者義先頃已來御窺ニも參上可仕之処、五七日已來風氣^ニ引籠罷在、御窺之義も延引仕候不慮之間違ニ罷成候と申、扱御召狀被渡候ニ付、いたゞき候て拝見之上如元たゞミ扇をひろけ其上ニ置、御差紙候之通奉拝見奉請取候、早速差越可申候、然共先達^而御断申上候通社家共不残御所御奉公相兼罷在候故、出府仕候へハ御暇ヲ申上悉浪人仕罷下り候義何共迷惑至極ニ奉存候へ共、先達^而御断申上候上ニ被仰出候御義、何分不被召寄候^而は不被為相叶義と奉存候へハ、違背可仕様無御座候、早速差出し可申候様入候へとも御日付九日と被成下候、旅宿間違之義は不及是非義ニ御座候へハ、右御差紙今日御請申即刻差登候^而も是迄之延引、拙者惣中之為惣代參府仕罷在、何共社中之者共へ申分も無御座義迷惑仕候、其上大學義は四年已前出府仕、御裏判頂戴帰京後地疫相煩耳不自由ニ罷成候ニ付、井上河内守様御掛之節も御断申上候へハ御聞届被下、兩人^ニ兩度迄対決被仰付段々御吟味も兩人^ニ被聞召被下候、且祢宜・祝之内壇人□□□□之旨ニ御座候へ共、松本内藏助義は別祢宜・祝之内^ニ最初參府之義も正官は拙者惣代、祢宜・祝之惣代ニ内藏助參府仕候義ニ御座候、社家中不残御奉公相勤、下拙・内藏助は不相勤ニ付先參府仕候義ニ御座候、何とぞ壇人成共小人数^ニ御聞届被成下候様ニ奉願旨申之処、然は□一通も先可申聞□□□人も有之ニ付差紙ニ日限も不限候、支度用意之間も有之義ニ御座候故、御暇出次第出府有之様ニ可申遣、何分ニも不被召呼候^而は不相成故、御同役之御方へも御列座之上^ニ相定り候義ニ候へハ、名當之通ハ兎角不被出候^而は成間敷旨被申也、扱子云、明日は何時參可仕候哉、御差紙頂戴之上は即刻差出し可申御大切之御印形物ニ候へハ態飛脚ヲ仕立可申義ニ御座候へ共、ことの外困究之在府之義ニ御座候へハ町飛脚便^ニ差上し申度候間、此段も左様ニ御心得可被下旨申之処、成程念入之断、町飛脚^ニ少

も不苦候間、勝手次第二可差登旨被申也

一御差紙之一義相濟、扱旧冬被 仰出候証明帳面等之義差上申度、則右二付其証拠之御断書壹通并目録ヲ以差上申旨申之、帳面等引合次第^ニ其義ヲ解相渡し畢予云、此義は証明ニ成候義^ニハ無御座候へ共旧臘御前^ニ申上候義故、其元迄掛御目申候、先年愛染寺灌頂之節御伝 奏白川家より下知状被差出候下知状之写、且社中へ被出候書状之本紙掛御目候旨申、写本紙并秉龍請取之本紙向井左忠より五人へ之書状之本紙等為見候處、此義も本紙計可被差置 越州公へ可被入御覽との旨^ニ、惣帳面書付等一所ニ被請取之、且又社付之事年号印形も無之物ニ御座候へとも、此義は元禄之後享保十六年迄京都百日御在留之御目付方へ毎年差出し置候条、其御方々へ御尋被下御引合可被下旨申置也、明日勝手次第可罷出旨被申退出仕也

一今日京都へ急状出、本七日切十七屋へ申付、飛脚料青銅一百五十疋京払、今夕より七日目ニ相届候也、正官中・祢宜祝中・豆州・大学へ之宛名^ニ御差紙之表名之人数之旨先内意申遣也

一今日初午之祝義相催故鈴木平八・大学被參、夕飯振舞、酒肴等藤之進家上下へ予振舞也、今日途中^ニ春田氏へ出合今日之様子申談、昨日之謝礼ニ可參覓悟之処、右急事ニ付延引之段断相述也

一今夕芝崎宮内大輔より今日之首尾之義為見舞書状來也、入夜故不能返事也

一十四日、雨、今辰刻牧野公^江參已半刻計新井氏被出差紙被渡拝見、如左相尋義有之候間早々可致出府者也

午二月十四日越中守判

京稻荷

三神主之内壇人

同

祢宜祝之内壇人

同社司

松本内蔵助

安田大学

由且藤之進宅之義も申置ニ付、被留置也

一今日頼在満深谷一郎右衛門・山本左右太へ今度社中御召之事聞合之処、

兩人共極有之事、吉備津宮等之出入とハ甚相違事六ヶ敷義、其上彼社は先裁判ヲ被用候事故一人ニ事済候、荷山之義は小出之下知状何ニ而も此度品付候事ニ候へハ別段職名之輩は可被召寄義、相手之願ニ而も有之間敷、

上包ニ差紙と有之、新井氏云、昨日予申入之通越牧公へも被申入候へ共、大學事耳不自由ニ候而も訴状ニ載候へは兎角不被召呼候而は難成、多人数出府之義可為難義候へ共、後代迄之裁判之事ニ候へハ三神主之内祢宜祝之内ニも重而異乱之義可有之も不知、左候へハ時之奉行之無念ニ成候事故、何分御大法ニ而如此無之候而は不罷成義、相手方よりハ物出入之習何

之出入ニ而も大勢をも呼寄候様ニ願事ニ候へ共、其段は下之痛義得度相考、不呼寄候而は不叶人數計被召寄候事ニ候而委被申聞也

一予申、先達而申上候通石御召之輩不残皆 禁裏御奉公人ニ候へハ御暇

之義未々之仕官と違五日七日ニは御免之程難計候、然は段々経數日候義

弥迷惑仕候、何とそ拙者壹人ニ而も御吟味被成筋之義、御尋等義は右之者共参府不仕候内御吟味をも被成下候様ニ奉願候、右之輩相揃御吟味不被遊候而は不叶義は不及是非候、拙者一人ニ而事済候義は何とそ御吟味奉願

候旨申入処、成程其段此間中其沙汰有之候吟味之儀ハ其内此方手透次第此中之義申談、寺社奉行所より召状等來候ハ、返状之義直ニ相認被遣給候様ニ頼置、若又当日御召之節は下部被添春木町へ被差越可給之旨頼置之処承諾之旨也、帰路到于鳳閣寺師弟共面話一件之義此間之義共申談、如何之首尾ニ可有之哉之義相尋之処、及裁許ニ付被召寄義相極候事と各被申也、尤愛染寺方より願候ニ而も可有之候へとも大法如此可有之義との申分也、酒餅等被振舞須臾一件之義耳示談而帰春木町也

一根本大炊頭來入面話、本式安鎮之義式通被頼也、四月上旬迄ニ到着之積義と申答、難ト抄之事借用有度旨也、重ニ可遣旨相答、宅替之事被申故

神田明神社内ニ而美濃や重兵へ方ニ相極、旧冬御断申置候旨申之、重ニ御召状等は芝崎宮内大輔方へ向被遣被下候様ニと申談也、尤新井伊左衛門へも已來御召状被遣候ハ、芝崎氏方へ向被遣可被下旨断置之処、承諾之

一兼田三左衛門方江先日之礼状遣、他行無返事、秋田朴翁方へ書通、此間之義申達円珠院へ頼度義内意申遣也、且如例年御札扇子等遣之也

一十六日、晴、今日明石勝右衛門方へ上屋敷詰之悦状并酒壹樽贈遣、即答來也

一今日從京都當七日之飛札到来、母人公・弁・豊前守・花王院・毛利伊州より、伊州より小室多仲と申仁之届狀來、神田岡書^江引合之事申來也、右届則今日橘町四町目大屋平兵衛方へ相届、両國橋横山町之近所也、一夕飯後往于松や伊織方借店之義相尋之處、諸具少々相添文貳兩一分三可相旨先方より申越由也、夫より往于平八方、大學・平八共ニ面話、左近將監公^江當五日代參有之、奥稻荷と申義申來候義相尋手筋之事示談、愛染寺方より申触し候歟甚難心得妄說、是全惑諸人妄說也、一件之義等雜談而入夜帰春木町也

一今日在滿秋田朴翁方へ訪訊之序、予頬遣上野円珠院^江之義、委示談之由朴翁領掌之由也

一十七日、晴、今日到于【阿】(阿)部益庵方、白砂糖一曲持參面話一件之義示談、牧野公^江愛染寺内々取人候哉不審之意味申談、何とそ内々聞合給義且稻垣氏^江も此段被相達、越牧公へも御直ニ社中滅却仕難義之訛共被達御聞給候様ニ被相通可給旨頬置也、右一件之義耳示談而帰去

一往進藤源之允方面話、當廿一日大坂へ發足之由故為暇乞餉別・奥秘之神封・持扇三柄遣之、京都へも可被立寄之由故荷山へ之伝言頬置也、夫よ

り到于小林儀右衛門方、他行、子息へ持遊物千菓子等少遣之也、口上申置、夫より波多八郎兵衛方へ相尋、他行故申置也、帰路春田丹波方^江寄、客來之体故申置之處、高宮民部被出面話、先日之一礼申置及暮歸宿矣

一十八日、晴、今朝長尾分哲老息全庵^江書通、滿願寺酒壹樽贈之、今夕參度旨申遣、昼之内は他行暮時分帰宅之由、必可罷越旨返酬來也

一大學方へ書通書付認之義頬遣也、岡部三四來入、根本氏より昨日之返事來、且杉浦与三兵衛内意之義伝言申來、其後土方七郎右衛門杉浦氏へ実

事内意被相尋之処、与二兵衛云、実事之内意は申出兼被居由、如何は兎角井上公之時之首尾とハ甚相違^{二而}、役人中之沙汰は、唯一之社ニ坊主ヲ差置勸化等之義ヲ為勤、社之造業ヲ為願、社家は平生樂ヲいたし今更坊主ヲ可取退との義不埒之事、其上先奉行之書付を請、其後又和順書迄いだし置候義難心得事、愛染寺も社中へ証文出し置、自分ニ寺号を称義不埒之事、双方共勝劣難分五分^{一而}之義故、所詮引しらひ被置、何方ニも不調法出来候を被相待、其越度ヲ以一方へ品ヲ付裁判可有之旨之由役人被申との事也、且井上公御聞濟之義は十分社中利順之様子ニ被申聞候へ共、引渡之帳^{面曾}而左様^{二而}は無之、井上公^{二而}も勝劣不相分之趣^{二而}被引渡候由也

一今日橘や宗七方より手代宇兵衛來云、当月二日積出之大廻し船今日着津仕候之由、荷物目拾四貫目有之ニ付人夫兩人計可差遣旨申來也

一今酉刻計長尾分哲老方^江參面話一件之義申談之處、兎角松左近将監公御相談諸事御差図之由、荷山之一件も相手方より將監公へ取人候哉難計、兎角越牧公之御口振五分々之様子、先達^而相聞之旨也、役人方申分は愛染寺事去宮様よりも頬來之由也、此度被召寄之事甚社中難義之至極之訛、何とそ又被申入被下候様ニ頬入也、種々酒肴等被勧馳走懇切之義共也、戌刻計帰宅矣

一今日在満小林儀右衛門方へ訪訊ニ付書通、昨日相尋候旨趣之義此節一件向之事申達之処委細承諾、稻垣氏・波多氏へも演説可給旨返酬來也

一十九日、晴、今日神田新道之家主帰国ニ付彼家賣取、諸道具少々費拾畠共文金貳兩壹分、鈴木平八賈主^{二而}相求也、松屋伊織深切之世話之由、平八來入^{二而}令承知也、今日繕普請等松や方^{二而}大工雇木板等調被致世話由ニ付、家來兩人差遣也、夕飯後予も往令見分之處、松や父子・平八・松や家來兩人迄打集掃除繕等相済也、便所^口勝手予不心心故明日一日大工雇

引直答也、伊織皆済之世話頼置帰也、右家代金等松屋方^{三面}當分相扣被吳
也

今朝長尾分折老へ昨夕之礼状遣之

一今日橘や宗七方^工船荷物取二遣、目録之通無相違到着也、藤之進方へも
諸道具書物等来也

一今日京都へ書状出ス、橘やへ頼、母人・弁・出羽守・豊前守へ各一通宛、
出羽守方へ追訴書付下向之輩道中熟覽之義可有之旨別通遣、豊前守方へ

安鎮御璽物之事、本略式共以上三通來月中ニ可差下旨申遣也、毛利伊賀
へ返状遣、大屋平兵衛届状之請取も遣也

一廿日、雨、朝飯後新道之家繕見分三往、松や伊織・鈴木平八先達^而被參
居便所引直之差図等致被吳、松や方家來手伝大工堺人雇也、予終日罷在

二付主從三人共松や屋方^二昼夜飯夕飯共被振舞、無謂世話深切之義也、
入夜帰本郷也

一廿一日、陰天、新道之家^江兩人之家來遣、戸障子等為洗、一階之目^{*}強為
仕也、夕飯後予も往、松屋伊織も被參居也、及暮帰宿矣

*目（もく）：建築や器具の用材。『日本国語大辞典』

一廿二日、雨、新道^江家來共遣、夕飯後予往、大工之仕事先今日迄^{三面}仕舞、
入夜帰宅

一今日平八・大学來会面話、大学へ頼置書付未出来故明日明後日之内出來
候義頼置也

一今日從荷山十五日出之飛札到来、初午兩日快晴之悅申越、当二日之状十

一日二相達旨申來也、母人・弁・豊前守夫婦より計書状來、井出半兵衛
殿・奈佐清大夫殿より書状來也

一廿三日、晴、今日長沢殿用人^江書通、豊前守より之状相達也、大岡助七
郎殿より年始状來正月廿一日之日付也、新道^江往繕等未出来入夜帰宿矣

一廿四日、陰天、往于新道之家諸道具松や伊織へ頼相調也、大学來入障子
張付等手伝也、下ノ間繕大方出来予不快及暮帰宅、惡風發熱頭痛甚因散
藥等服用也

一今日杉浦修理亮より書状來、十四日出也、当八日帰着之由也

一廿五日、雨降、予不快未治因飲煎湯、朝飯後より漸熱解也、終日不為他
行、從大藏卿^{*}書通、文字考源之義頼來、明朝在滿より芦田氏へ之書狀
可遣之旨返答了

一今日新道之家繕戸障子仕組等申付大工一人雇、幸助・吉平共差遣、大學
被見舞由也、兩人之家來今夜令宿也

*大藏卿：鳳閣寺門弟、鳳閣寺鳥女の夫（『江府要門之日記』B-1-183-1(一五一
七)元文二年五月十七日・廿四日の条)

一廿六日、晴、予不快相治今朝鳳閣寺へ書通、先日從最采女被贈与、内侍
所御供物之菓子少贈之也、大藏卿^江昨日約諾之在滿手紙為持遣也、兩人
共即答來也

一今日新道家^江往、昨日申付繕等之事見分、甚不応患慮不了簡之仕組也、
於彼處夕飯食、其後往松屋方畠之縁替之事聞合之義頼置也、夫より平八
不快之由故為見舞罷越、平八・大学共面話、平八不快、一般之時花風也、
被勧酒肴、岡部三四來尋面話、近日万葉云可相始旨申談入夜帰宿、今夜
丑刻計本郷六町目辺火災、余程之大火也、寅刻過相鎮也

一今日留主之内大八木伝庵殿來尋之由也

一今日在満方へ大西相模守より書通、一条家諸大夫入江某水戸殿^江為年礼
使參府之便宜二付、在満計^江道員殿頼之下シ物被差越也、然安田大学事
当正月十五日死去之由示來旨也、一件之訴状名印相加之者早速寺社奉行
所へ死亡之義可相断之処、荷山之輩不考之義、為寛当地之様子乍存知予
方^江不告來事不覺悟之義共不及是非也

一廿七日、晴、今朝大八木伝庵老へ使札遣、昨日来尋之挨拶申遣也、今日当番故無返事、明後日非番日之由也、大学来会 在満三代実録校合也、及暮帰去也

一大藏卿へ昨日之返状遣、文匣返ス也

一今日直女・楓林女・長二郎同伴上野辺花見物ニ出ル、過半落花故見物不群集、帰路不忍池之弁天茶店^{二而}休息^而及暮帰春木町也

一廿八日、晴、例之通近所神社参詣到于芝崎氏方於部屋平馬面話、一学より京着之便通有之哉否之義問之、答云、十四日自勢州之書状十七日自荷山之書状先日相達之由、無難ニ京着之旨申來由也、一件之義等示談^而直掛也

一往新道之家、夕飯於彼方食之、鈴木平八来入、在満方令義解会日之出

一今日大八木伝庵殿へ昨日来入之挨拶状遣也、然処又本郷江來入之由急々

面談有之度旨^{二而}手紙認被置ニ付、自直女方新道之家為持越也、今夕夜二

入共可令來入旨細々示來也、因帰本郷也

一酉ノ刻許到于大八木伝庵殿方一時許相待之處面会、一件之義有增始終之訛令物語也、然処被申談云、今度長浜町稻荷社神位之事年來被心掛候処、吉田家より近年は猥ニ不被授ニ付寺社奉行所へ添【口】(簡)之義雖願之

無例事故不被出、望絕之處根本大炊頭取次^{二而}本山より許容之筋有之由、

自分之弟子其社之神主森村撰津守隣町^{二而}渕底被聞之由、右根本氏事予方

之門人之由ニ被聞及候、芝崎宮内^江も被相尋之處、宮内大輔も能存知之

仁、羽倉家門弟との事ニ候、弥其通ニ候哉、就夫幸予在府之事ニ候条、何とそ神位之相授^{*}遣候ハ、一件之次無此上手筋ニ存之間此義相談

申度故可令來入旨被示聞との事也、予答、懇志之段不知所謝候、抑神位

之事吉田家より被授との事一向絶言語私事不及論義、一天下之官位勿論神位等之事從朝廷不被下義決^而無之、外家より授与許容と申義は一向無之事ニ候、況以稻荷之神位社司より奉授と申義無沙汰も□事ニ候、其義は自古來本山之神靈安鎮を希義有之、御神靈之御璽物修封之伝來有之、

諸國所々より願之相授來候、元來本山正一位之神故其御神靈ヲ奉安鎮ヲ以則正一位之御神徳勸請と申義ニて、官位ヲ昇進之様ニ相心得諸方より願來事ニ候、右安鎮之義は本山三限之伝來、他家之知義^{二而}無之候、今度根本氏本山へ頼被遣候義も右之通ニ候、日本國中稻荷と申社は荷山之末社、荷山より發興之社号神靈ニ候故、其本山より神靈奉安鎮義其由來慥成ヲ以神位も御昇進同事之義故、諸人願之候事本山より神位ヲ授候事杯曾^而無之旨申聞之処、尤至極之義冒^而左様之訛不相弁故是迄吉田家之許容之事被経、奏聞候事と被存候之由也、扱右金子氏方之事下官も懇意ニ候へとも、惣^而下官義大切之願ニ付岡留之中、左様之外事ニ名ヲ顯流布之事一向相慎寵在候、右大炊頭頼之安鎮之義も先達^而令承知候へ共下官は領掌不仕、親類共方へ被申達候様成義ニ候へハ先は遠慮仕旨断^而述不令領掌之旨申答候処、尤至極之義とて甚感心之趣也、夜食酒肴等被振舞也、亥ノ刻計帰宿矣、扇子五本持參之也

一今日申ノ刻計從荷山出羽守飛札到来候、十四日之御差紙之飛札廿二日朝到着之由^{二而}、參府人之事備後守・下總守・伊豆守・宮内、四人出府之覚悟、廿七日比發足道中十日ニ指急可有着府三月六日江戸入之積、旅金も凡三十金は相調候、其旨申來、扱々安堵之義也、下總守御所御暇之義殊外首尾能、出入之内御暇可被下之旨久我大納言殿・庭田大納言殿伝奏代之節故御内意も有之由、甚安悅之旨申來也、今日良辰旁令安堵怡悦也

*正一位の神階の授与・関東とその周辺の地域では、吉田家神祇官領長上家や白川家神祇伯王殿家、伏見稻荷大社、妻恋稻荷、王子稻荷の五ヶ所から稻荷の勸

請証書が発給されている。吉田家と白川家は諸神に正一位を授与するが、伏見稻荷と妻恋稻荷は稻荷の勧請時に限り正一位を授けた。原則として神階は勅許に基づくものに限られ、白川家や伏見稻荷からの勧請も、本来の神階を倣つて授与され、神階に似た性格と機能を持つ私的な神階であった。(榎本直樹『正一位稻荷大明神』一九九七年、岩田書院)

一廿九日、晴陰不決申刻より雨降、今日牧野越公へ昨日京都飛札到着御差紙之通奉畏候旨申越候為御届伺公、新井伊左衛門面談、口上一通相述、

從京都之返簡為念差出之處、念入候との事^{ニ而}一覽有之、予云、大學義正月十五日、日比之長病不得快氣相果申候、併も至^而幼稚二候へハ御召之事故親類共之内名代出府可仕哉、ケ様之義是迄覺悟不仕社司共故諸事無案内二候、如何様共可蒙御差図旨申入之處、新井答之、訴狀三被加名印候仁故被呼候事二候へ共、死去之事二候へハ最早夫迄ニは及間敷候、乍然念入候段ハ一応可申聞、其上若相替品も有之候ハ、追々自是可申入との事也、予云、先日差上候書付等御一覽被下候哉、其義ニ付若御不審等之義も御座候ハ、被仰聞可被下、且出府之者共到着前下拙老人^{ニ而}可相済筋之御吟味も有之候ハ、何とそ御吟味被下候様ニ奉願候旨申入之處、成程少成共早夕事落着之義は此方ニも願事ニ候故、吟味等も無由断何^{ニ而}も不捨置事ニ候へ口、段々差掛之急用共追々出来之事故不及其沙汰候、殊四月は 有章院様御法事^{*}掛り被 仰付候故、夫より前可済義は相仕舞候様ニと心掛候へ共、追々用向差支候故取込之事ニ候、尚又其段も可申聞之旨返答也、京都返状は一覽之上被戻故請取退出仕也、今日大八木氏へ昨夜之礼状□也

一京都よりハ出羽守一人之飛札内用之義相混申來、中々表向難差出紙面故予差心得、神主方・祢宜祝方・内蔵助連名^{ニ而}無別^{ニ而}返書相認持參仕也、荷山之輩是等之事無覚悟段表向之首尾相互之事不考之事耳令痛心氣計也、

今日持參之返書等一社之外聞万事箇末ニ不仕段役人共存入も甚宜義不相考、不覺悟之社中之心底無是非也、右返状筆者奈須春悦能書故頼之也、

一今日帰路新宅^江寄繕等申付、松や伊織対談、出府之者共急々到着之義且諸買物之事并家代等之金子之義、出府之輩到着迄扣給候様ニ申談也、明日亦大工一人雇義申付及暮帰本郷春木町也

*有章院法事：元文三年四月廿五日、有章院（家繼）廿三回御法会増上寺にて行はる（徳川実紀）。

一晦日、晴、朝飯後往于新宅、壁腰張取繕等之義大口相調也、松屋伊織被參手伝也、大學來入明日手伝可給旨申約也

一今日從荷山十九日出・廿一日出両通之状同日ニ相達也、自此方十三日出之状十九日相達之由申来ル、母人公・弁・出羽守・豊前守より計也、下向人備後守・伊豆守・宮内三人之由申来也、十九日之状ニ文金壹両二分下ス也

一今度当月十七日下神主親友上階、正祢宜正四位、權祢宜祝四位從、上中社祝為雄五位加級等同時ニ相済之由延武より申越也、親友上階古今之初例一社之大慶也、雖然予一大願之一件ニ近年投身命、四品之願も不過本懐、如此他人は稀有初例副相叶之處如此予一人患難芳鬱何等神罰故歟、所詮神忠誠勤も却^而不慮神慮、予之不運遺恨之第一也、一向大義も打捨落髮可令逃世歟、荷家之沈淪日相增不堪悲歎令秋鬱許也

三月大朔日癸丑

一朔日、晴陰不決、今朝在満云、昨晦日於途中高官民部面会、伝言云、此間春田丹波兼田ニ左衛門対話之處、先達^而之書付去方^江相達之處首尾能趣、定能筋^{ニ而}可有之間可令安心旨被談之由、且兼田氏云、大岡越前守公へも別懇ニ候間可頼遣旨深切之伝言之由春田氏民部^江演説二付、右之段為

知可給覺悟二而出宅之處、在満被出合二付右之段被申聞之旨也、先々安堵之至少散鬱胸也

一今朝鳳閣寺江昨日之返礼状大蔵卿へ文字考源之義二付書通、即酬來也、
日本庄松山義伯お房より書通、草餅十三枚來也、直方より書状遣、雛

菓子之小折わかさき拾把遣也

一夕飯後例之通近所諸社參詣到于芝崎氏方、平馬対話自京都便有之、一學事為寬方江滯留之旨申來段申達也、夫より往于新宅屋伊織方へ寄面話、

疊之事四日二可取寄旨令約諾、腰張掃除等悉出來也、申刻許雨降因帰春木町也

一予帰宅之跡大學來由、今日手伝可參之處平八散々風氣平臥之由故無其義旨断申置由也

一二日、雨終日大雨、因不令他行也、及晚景平八方江為見舞幸助遣書通、返事明朝可令持參旨申渡直ニ新宅へ遣令宿也

一三日、晴、今日明石勝石衛門方江書通、例之通息女江人形一箇・榮螺十五貝贈遺、即答來也

一今朝向坂新五兵衛方より書状、榮螺十五被贈越也、午ノ刻計芝崎宮内大輔より書状、菱餅三枚被贈、直方へ妹より提重御酒等被贈也、晚景近所

諸社江參詣到于芝崎氏方当日之祝詞申述、預祝物謝礼申述帰也

一四日、晴、今日春田丹波・高宮民部方へ書通音物等遣、兼田三左衛門方取持之謝礼申遣也、他行無返事、大八木伝庵老より先日之返事來、一件之義深切二申來也

一宮内大輔より手紙來、倉第一学より書状到来之由二而荷山之輩先月晦日發足之旨申來由被申聞也

一今日荷山へ書状出ス、橋やへ頼大西近江守・同肥前守へ位階相濟悅状遣也、母人公・弁へ一通、出羽守・豊前守へ連名、出羽守へ別書遣、先月

十五日已來之狀無相違相達旨申遣也

一五月、晴申刻より雨降、新宅へ見舞二階之畳敷也、松屋伊織被見舞、一兩日中先予引移之披露可致、近所江家移之祝義等可遣旨相談也、及暮帰春木町、大學來会、在満三代実錄之校合有之酉刻計帰去也

一六日、陰天、未刻許水降大雷鳴三四度稀有之時令俄余寒烈發也

一今日從荷山出羽守先月廿八日出之飛札到来、參府之輩晦日出足之由、到着九日十日比之旨申來也、弥四人下向家來兩人、以上六人下向之旨也、

幸手や茂兵へ來尋、堀家氏へ之書状之事頼、酒一獻振舞一件之事共雜談而歸去矣

一今日終日山本左右太方へ遣一件之要目書付相認、因不為他行也

一七日、晴、朝飯往新宅、明後九日京都之輩到着之支度之用意等申付、二階之欄干掃除等申付也、奈須春悅養子原求馬新宅江來尋初而面謁、居宅之義二付有子細而來尋也、一件之義等雜談而帰去也、入夜帰春木町、奈須春悅來入、上野御門主御不例*甚御大切之由流布之通実說二而此間薨去之由也、因兩伝 奏今日御発駕、近年無例御早出也、是上野之御大變故之沙汰也

*上野御門主御不例：元文三年三月九日、日光門主公寛法親王隱退給公遵法親王為

日光門主継。同十六日、前日光門主公寛法親王薨。(『徳川実紀』)

一八日、陰天、今日新宅移徙之分二而長屋中へ相届、地主大坂屋(原文空目)初而令面話也、大屋清五郎案内也、且家移之祝義松や父子・家来源兵衛・大屋清五郎親子三人小豆粥肴令招請也、明日之支度等申付終日新宅在留及暮帰春木町也、長一郎同道任也、店中・地主へ小豆粥配也

一九日、陰天、今早朝幸介品川迄令出向、朝飯後往于新宅、松屋伊織父子・大學被見舞也、大學江書付之義頼也、申下刻計本鄉在満より使札來、出府之輩自道中之飛札到着二而右書状被差越也、江戸着之事明十日二可仕旨

申来、当五日大井川無為二越候旨^{二而}即日之書状也、入夜幸介帰、明日早天又品川迄可罷出旨申渡帰春木町也

一今日芝崎宮内大輔より両度書通、初度は出府人到着哉否尋來、後度は為寬道中より之書状被届也、予新宅ニ有之不及即酬也

一十日、陰天夜二入雷雨、今早朝品川迄幸助差出、予朝飯後往于新宅、各到着之支度等申付也、大屋清五郎へ乗物置所之事等賴也

一芝崎宮内大輔より使來、出府之輩到着候哉否本鄉^江尋ニ遣之処、予他行

之由故新宅へ使被越也、仍昨日両度之返事差遣畢

一今未刻許荷山之輩到着、中神主親冬・中社主宜親方・上社主宜為寬・祓川宮内親直・青侍老人・僕老人・乘掛二疋・乗物老挺^{二而}新道之新宅へ到着、三人之輩へは四年來之面会、古郷之義亡子信章事心中ニ相泣、双方共及落涙也、荷山之委事演說、此度出府之相談金子之調達等甚手番能次第、四人上下共駆路無事ニ到着大慶、予大安氣令歡躍也、明日奉行所へも相達之義令示談也

一今日迄之雜用予老人之賄也、別居暮方等之事申談也、荷山より之書状届物等數十ヶ条有之也、宮内少々不快故不模金立かけ服用之事令示教、予家來兩人先當分新宅残置也、夜二入帰春木町

一大学見舞暮時分帰去也

一今夕京都^江飛札出ス、各無事ニ到着之義只一筆出羽守・豊前守へ申達也、下向之輩四人より之状も登ス、十七屋へ申付本七日切京払

一一十一日、晴、今日牧野公・大岡公・松紀公^江四人之輩同道^{二而}昨日參着之御届ニ參、牧野公へハ四人之職名書一列ニ一紙、予別ニ手札計、外ニ予共五人連名之手札、奥ニ神田鍛冶町武町目松屋伊方^(種脱)二旅宿仕合書付持參、例之通於玄関取次へ予手札計相渡し乞^江新井伊左衛門面話之処、何も銘々之名可申入旨被申、則四人連名之手札相渡之処旅宿之義被尋、則書付差

一出広間へ通居之処、早速伊左衛門被出向ニ通口上申述、四人連名職付之手札相渡し銘々引合也、宮内事安田大学親類共故代リニ参府仕旨相断備後守・豆州も一通自分之挨拶有之也、予云、御召之義故御所御暇之義も早速被下置、御暇被下候後其儘出足仕候、兼存候より御暇之義早速相済大慶仕候、乍此上大勢在府仕義何共迷惑仕候、御憐愍ヲ以何とぞ一日も早ク御吟味等之義奉願候、且備後守義元來中症^{二而}言舌不自由ニ御座候ヘハ、諸事不都合不調法勝ニ可有御座、此段兼^而宜御取成頼存旨申入、旅宿之義得度申談退出仕也

一大岡公へ參上、先予手札指出山本左右太乞面話、早速被出向ニ付此度仲間之者共牧野公より御召ニ付昨日到着仕候、因為御届參上仕候、御序之節宜御披露可被下旨申入、四人連名之手札ニ旅宿書付差出之処、遠方大義之出府長々之出入可為難義^{二而}、帳面ニ記置可被申達旨念比ニ挨拶有之、如何之様子ニ歟^江玄関迄送被出也、夫より松紀伊守公へ參、大岡公之通也、役人大橋九郎右衛門被出申達、旅宿書付等相渡退出仕也、夫より亦新道へ帰、明日之上面諸方達方之事等示談、夕飯於新道相認也、京都より之届状音物等請取也、數通狀共到来也、親冬・親方は上野御門主江^江同公、此度荷札も藤野井遠江勧ヲ以准后宮之御家來荷札^{二而}下向也、兼而御出入之義旁故參着之義御届窺御機嫌旁今日參上、兩宮^江昆布五十本冗献上之処、大御門主三は御不例至極御大切故御隱居御願昨日被為相済ニ付、献上物等一切新門主計^江御請之由^{二而}、大門主^江之献上物ハ不被上由也、親直事少々不快故平八方へ遣服薬為致也、則平八・大學為見舞來入故為致同道也、扱予ハ本郷へ帰向後旅宿仕賄之事為寬へ引渡ス也、旅用金文八兩予方へ可被相渡旨荷山より封之儘持參之処、先為寬方ニ可被差置断申不請取、予ハ在満方ニ寄宿之覺悟申談、尤一両日は兩人之家來先新道ニ差置也、明日は親方同道ニて長沢殿へ可參旨令約諾帰本郷也

一從鳳閣寺書狀來出府之輩到着否相尋來、令口答也

一今日山本左右太へ兼而頼置相渡書付等大學書認頼之処不殘出来也、一件

之要目書并ニ 勅裁縕旨之写・御代々御朱印之写・小出氏下知状之写

請証文共、愛染寺証文之写初中終三通、右写共ハ美濃紙二面帳二閉、要目

書ハ奉書半切ニ認也、明日在満持參給筈也

一荷山より之書状音信物、母人公・弁・豊前守夫婦・お富・伏見左仲・肥

前守内室・毛利三河守・安田長門守・同周防・接拙・毛利伊州より各音

物之義は別帳ニ記也、大西近江守父子より伝言も不申来事一社之上首此

節肝要之場、礼節も可有之義言語道断之義也

一十二日、陰天、巳ノ刻過親方來入、予未令支度暫為待勧酒之處新道より

人來、只今牧野公より召状到来之旨為寛より被申越、因不敢親方同道

ニ面往新道之処、親冬・親方・親直三人計被相尋義有之間、今八時可被相

越旨越中守被申付候との例之通之文法ニ面來也、親冬他行故無是非、親

方・親直兩人ニ為寛相添伺公、備後守義持病牽量差發故參上不仕旨相断

之処、然は追而病氣快復之節可相窺、尤從彼方御左右も可有之旨ニ空帰

宅也、今日愛染寺も窺ニ罷出候由ニ而出合居候旨也、申下刻計備後守帰宅、

今日之始末申聞明朝親方ヲ以病氣快旨相届筈也、且御尋之義返答之事等

令示談也

一今日山本左右太へ頼在満一件之要目書且 勅裁御朱印之写等不残差遣

之処、在満對談ニ得度被頼込也、山本氏隨分深切之挨拶ニ大岡公へ委細

被申入可給旨也、是第一之大安堵也

一今日京都へ書状出ス、橋屋へ頼、今日御召之義等申達、如此速ニ御吟味

ニ及段為安堵一筆出羽守・豊前守方へ申遣、親方・為寛・親直書状も差

登ス也、明日之義共示談、今夜ニ入帰本郷也

一十三日、陰天、今巳刻計親直來入云、今朝親方牧野公江伺公、親冬所勞

快氣之段新井氏江被申達之処、明十四日八時親冬・親方・親直三人計可

罷出、予・内蔵助は先達尋之義一通相済ニ付不致參上之旨被申渡之由也

一午ノ刻過親方來入、今朝之様子直談也、兩人共此方ニ面夕飯饗應、其後親

方同道ニ長沢壱岐守殿へ参、則御逢一件之義共御面話也、牧野公へも御

懇意之由故先達も御頼被下由ニ、此度御召之事も先達越牧公御嘆ニ御

御聞之由御深切之御物語也、一件之義耳御頼申退出

一長田山城守殿へ兩人共御見舞申口上一通申述、親方は持參物式品有之、

用人瀬戸繁右衛門被出面話、山城守殿より御深切之御返答也、一件之義

耳申談歸去仕也

一申刻計親冬來入、在満家内・直女初面会也、勧酒、黄昏之比親冬・親

方・直親同道ニ面歸于新道之旅宿也

一今月四日出之状到着無難之旨申來也、信舍・延武兩人・母人・弁より之

状計也、尤四人之輩へも宿所より銘々書状來也、先月廿九日夜出羽守方

騒動之様子申來、翌日奉行所江相届之處不得見分相済也、盜賊之所為ニ

不可有之非人之惡行之趣之由ニ候、□□聞所之流布は全坊主方日勧進之

者之所為と相疑之沙汰專之由也、裏之隱居屋へも仕掛候由、翌日相顕之

由、因茲嚴敷夜番等申付、昼夜不寢之番差置御社加番も申付之旨申來也

一十四日、雨、今朝飯後往于新道各今日牧野公江伺公、御尋之返答之示談、

午刻過親冬・親方・直親三人同道ニ牧野公江參上之処、越牧公御直尋可有

之処ニ三日御病氣ニ付御登、城も無之ニ付役人新井伊左衛門并執筆人と

兩人奥座敷ニ尋共有之也、旧冬予・為寛兩人へ御尋之通之義、外ニ西光

寺・淨安寺兩寺之訛、弘法大師へ三月廿一日毛利家・大西家より供物

有之義共被尋之処、一々返答無滯被相答由也、肝要之義は元祿之請証文

又子ノ年和順之義、何分社司之越度難逃趣也、是迄勤來候古式之義は押

而相破候義、証明ニは難成との伊左衛門申分之由、如何共難心得首尾、

何も令痛肺肝計也、何分小出之下知状可被相立趣三相聞之由也、向後即日之召ニは已ノ刻迄三召状可被出、翌日之召ニは前日召状可被出之間、四ツ時迄候ハ、他行も可仕旨被申聞之旨也、暮時分帰去

一今日芝崎宮内大輔旅宿見舞也、須臾物語而帰去也、仍帰路之節今日之首尾之義口上三申達也

*西光寺・淨安寺両寺之訛・支配^{二而}も無之宗旨帳面ニ記載迄之義、全支配^{二而}は無之候へ共触流し下知之義は社中より申渡ス也(『江府要門之日記』B-1-189)〔五三九〕元文三年八月九日の条。

一十五日、終日雨、因不為他行且不快故新道へも不及出会也、今朝新道へ書通、宮内方へ薬遣也、鳳閣寺へ昨日之返状遣并音信返謝、刻こんふ・干菓子・干蕪等遣之也、再酬來也

一十六日、晴烈風吹、昨日近所社參不參故今朝飯後參詣、到于芝崎氏方宮内大輔面話、茶菓子被出一件之義物語而往于新道、然處從牧野公今日八時五人御召狀來由^{二而}予方・宮内方へ人來之由也、宮内米沢町ニ止宿故遣呼帰宅之處、顏色以外不勝故今日不參可然旨各申談參上之義相止也一午ノ半刻許親冬・予・親方・為寛同道^{二而}參于牧野公、新井氏被出向宮内病氣之斷ヲ述、御用繁之處早速及御沙汰候段難在^{二而}申述、伊左衛門云、此間三人之衆中相尋候義定^{二而}可有伝達、相替義も無之哉との尋也、御尋之趣承知仕候、何之替品無之旨相答、愛染寺も伴僧召連罷出七ツ半比例之通御吟味所へ罷出、今日は愛染寺先へ出也、此方四人故座列相詰故歟一越州公御尋仰云、備後・下總先達^{二而}撰津守・内藏助申趣は、稻荷唯一之社之處、元禄七年小出淡路守新規之定書差出之處、唯一之社法混雜故難請度断候へ共、不請は遠嶋流罪^二も可申付との事故無是非先請候由申候、是は何として請問敷と存定書請候哉との御尋也、備後守聞違候歟御当地御願申度奉存と被申ニ付予差押、小出殿へ御下知状之義御尋、總州御返

答可被申旨目くはせず、親方進出申上云、其義は社司共ことの外迷惑ニ奉存候へ共御請不申上者ハ遠嶋流罪^二も可被仰付との御事、御修理最中之義旁無是非先御請甲、其後霜月廿日淡路守様御社參之節、社中罷出御断申上候へハ御聞届之上、社中了簡之上如何様共古法之通可相勸旨被仰渡候故、其後御在役之内より古法之通相勸申候と答

仰云、其段は先達^{二而}撰津守・内藏助も其通ヲ申候へ共、其断ヲ立候証拠之書付無之口上計^{二而}は難相立、仮令如何様ニ申付とも社法立^{二而}社職も相立事、然ヲ乍請只今と成願候事不相立義、其時不請も今願出候も裁許破同事之義、何レも其後不相守と申書付証明無^二之候^{二而}は何分右之定書は不被破との御意也、予申、当社之義上七社第六之大社、社家計^{二而}自往古無事靜謐ニ相立來候、社法式御定被遊候義乍恐御諸司様御同役様御評定之上之義、然は其旨御役所之帳面等ニも被記置可有御座、然處小笠原佐渡守様^{二而}・淡路守様御在役之内元禄七年八年九年共ニ御諸司様より之御公用等之義は、元禄七年已前古法之通ニ被祭付社中より其節相勸候義ニ付、差出候書付等も古法之通^{二而}差上候へ共、何之御さつとも無之、去子年迄三十年來古法之通相勤來、勿論愛染寺も無違背相勸申候義は御断り申候故之証明と奉存候と申、其義は松茸立松等之事歟との仰、其通と申、其書付等如何と被仰、親方申、御奉行之請取立合連判之帳面御座と申、京奉行之印有之歟との仰故、予申、御諸司様より之役人中与力・同心・目付迄之印形と申、役人之印は奉行所之印同前との仰^{二而}、則社中立合之帳面等出ル、御覽之上此義は何方へ立合□□の仰也、予申正官五人之内年番ヲ定其□御役人・社家中諸役人・地下百姓共迄不残立合申候、元禄七年已來去子ノ年迄一度も愛染寺為立合候義無之候旨申、仰云、愛染寺彼通歟と御尋、龍山申、松茸之義は成程社中より不相交候故無是非立合不申候、御立松之義は私方へ御役人中御出故社家共私立合申候と申、予申、

曾^而左様^{二而}ハ無御座候、会所之義故御公用等之節何事^{二而}も本願所へ相集申候ニ付、愛染寺も罷出候へ共御公義^江差上書付等ニは曾^而名も載不申候、三輪七之助殿より之請取書も社家中計^江当所^{二而}候と申、為寛申、境内之立札等ニも彼者之名は不相記候、座次連名之義も毎年宗門御改帳諸役人之末三書列申候旨申、其帳面御覽之上奥之五人・愛染寺・一箇連判之處御覽被成、此義は寺院之分ハ一列ニ書、社家ハ一列ニ書立候へハ次第之連名ニハ不罷成、奥ニ連判六人仕上は定書之通との仰故、座次連名之訣社中愛染寺□相列候節之次第之事、親方・為寛・予共くり返し申候へハ、近年混雜之帳面と御引合御覽^{二而}御得心被成也、為寛申、小出様之定書ニ祢宜・祝・氏人・社頭之義ニ付^而のケ条之事申候へハ、定書御覽之上此義は祢宜・祝之上ニ不列訣ハ不見との仰也、愛染寺^江御尋、立札ニ今迄連名不仕歟との仰也、成程不仕候、夫故御下知状ニ自然と相背候義は相改可申との和順書相判仕、其後は連名仕候と申、仰云、定書六人立合と有之之上は元禄七年已來も連名可仕処何逆不仕哉、此義も不相済事との仰也、仰云、子ノ年和順之事從奉行所押^而和順申付候との事無証拠申分、奉行所より和談申付義は無之候、我等共納得之上印形仕置奉行所之不吟味之様ニ申成、無証拠義は不相立^旨仰也、予・親方・為寛三人共申上、其段本多筑後守様^{*2二而}被仰付、何分和順難仕^旨一札迄差上候へ共、筑後守様御憐愍之趣^{二而}、重御方より御差図之義、是非和順不仕候ハ、社職被取放流罪追放ニ可罷成、是迄連綿之社司共左様ニ成候^而は家系滅亡仕段笑止ニ被思召被下候との御異見迄被成下、社司共何共可仕様無御座、左候^而は御当地^江參府仕義不罷成、勿論御添簡も不被下候へハ御当地^{二而}御取上不被下由故、無是非不得心之和順仕候旨申、仰云愛染寺彼之通歟と御尋、龍山申、曾^而左様^{二而}は無御座段々御吟味之上既及御裁許候処、社家方より乞和順候と申、為寛云、彼者申上処皆偽^{二而}御座候と申、予申上、

右出入之義子ノ正月廿一日長田越中守様^{*3江}願出候へハ、即日愛染寺被召出返答書可差上旨被仰付候処、三月十一日迄病氣と申立引籠罷在候、越中守様^一月十三日御參府被成御役替被成、其後本多筑後守様^{二而}只一度御吟味被成候迄^之義^{二而}和順被仰付候故、和順無是非仕候へ共何分納得難仕義故其後再訴仕、御当地迄參府仕御歎申上候と申、其段は京都へ尋ニ遣其方共申所相違有之は重^而急度申付様有之候、社司之身、愛染寺も出家之身として偽は申間敷、奉行所は何方も同事之義左様ニ押付^ケ間敷事可有之様無之、淡路守時も左様ニ社家不残取放候ものニも無之候との仰故、予申、其節賀茂松尾之社家御取替可被成趣之御沙汰有之由故、社司共失十方、元禄之節も先御請申上候、社家不残被相放候へハ彼壱人ニ罷成、一山之義彼者一人ニ執行仕候義何[□]歎ヶ敷義ニ奉存、其時之者共先御請は申上候、自往古社司計^{二而}數百年來無事靜謐ニ立來候當社之法式、何等之故ヲ以御改被成愛染寺は被召加候哉、乍恐此段愛染寺へ御吟味可被成下と申上、仰云、其儀は唯一之社ニ不謂坊主ヲ我等ケ方より差置候故之事、不願ニ定書を出と申、奉行所より定書ヲ出事願^{二而}出事は無之、淡路守何とぞ存寄有之^而可差出候義^{二而}可有之、其義ヲたとひいか様ニ成候へハ[□]請候義可有之事ニあらず、社法有之^而之社職、然^而請置四十來過今更社法不相立御朱印ニ相違仕との事、何分難相立義其方共より社法ヲ乱置奉行所之不吟味之様ニ申成、我等申所は兎角淡路守定書新法と申立候へ共、一度請置候上は其通ニ不相守は裁許破と申もの、其時破も今申立も同事之義、已前は掃除坊主ニもあれ何ニもせよ一度定書ニ書加候上は最早相改候義、其上御修理之御礼ニも御目見迄仕、我等仲間之内兩人しかも其者共より上座ニ御礼相勤候、此方帳面ニ有之との仰也、予・親方・為寛一度ニ申上、右御礼之義は古今ニ只一度之例、曾^而先格先例無御座義ニ候と申、又仰云、無先例は御礼勤義不罷成義、當地之奉行所之

吟味之上帳面ニも記置候事、無先格候^而は不罷成事と之仰也、予申上、其段は淡路守様御在府一式御取計御差図之義御当地之御奉行表御帳面之可仕様無御座、乍恐愛染寺杯御目通へ罷出候者^而は無御座者ニ候処、右之御礼之義奉絶言語候義、社司共之悲歎可申上様も無之候へ共、ケ様之義何分淡路守様御取計之義ニ候へハ不及是非候、先例無御座義は愛染寺へ御尋可被成下、古今ニ只一度之例^而御座候旨申上、仰云、愛染寺新法之義ヲ仕との義は何ヲ新法之義仕候哉、其證明有之哉との御尋也、予申上、其義は七年已前子ノ年京都^而訴出申候諸國へ御札ヲ賦り似せ板行ヲ許置運上ヲ取候義、或門外之供へヤニ仏象ヲ出し候義、又は御札諸壳人木板置候様之義數多御座候、則ケ条書ニ書付差上置申候、証拠之義は上方^江差上置申候と申、然は其證明は当地へは持参不仕歟、夫らもなを証拠あらハ可指出義との仰也、予申上、元来社司共之御願之義は子ノ年和順之義^而御座候、新規新法之儀共は子ノ年和順^而事済申候事故其義ヲ改候願^而は無御座、社法混雜之御歎^而御座と申、仰云、我等は申分ハ淡路守定書新法と心得、其義を改度との事、其段は我等和順仕置候^而の事得心之上印形仕置今更願出候事難相立事共、何とそ定書和順書打破證明之物無之候^而は何分先奉行之定置候事ハ不被改候、我等其分^而定書可被改と存候哉、其義は不罷成殊當時は先奉行之裁判容易ニは難改訛有之ニ付、定書和順書共被改候義は難成との仰也、何も申、何とも御朱印之表難相立候義社司共迷惑ニ奉歎と申、其段は御朱印ニは愛染寺ハ不載、唯一^口なれとも其後淡路守定書出し候^而は両部と申もの、本唯一^而も末^而兩部ニ成候所も有之候、外ニ証明有之候ハ、可出、今一度も吟味之上口書取令裁許之間、其時請間敷との事は不成間其旨可心得、此義も前申聞ス、爰許^而は裁許不請候へハ其申候ハ、誠之流罪遠嶋ニも申付、外ニ証

明は無之哉、幾度も聞^而も其通之義歟との仰也、予申上、証明と申^而外ニは無御座、御朱印^二通之証文^而御座候と申上、仰云、愛染寺は外ニ何之証明之事も無之歟、定書之後証文仕置候へハ其方も定書違背と申ものとの仰也、坊主申上、其義ハ自然と相背候義は直ニ相改可申と申、相証文仕候上は二通之証文は反古と奉存候と申上、仰云、其義は反古とハ被云間敷、和順書之義ハ此方より出候書付より堅所も雖有之、彼証文之義は反古とハ不成候間、其義も左様ニ可相心得、先今晚は可罷立追^而今一応も吟味之上可致裁許との仰^而、何も退出仕也、今日之首尾無取所次第、絶言語失十方計也

（欄外）

「仰ニ云、備後其方ハ一言も不申上ニ居押たまり居候、如何仕候哉と仰也、予申、近年中症相煩罷在、言舌不自由ニ御座候、則先達^而御役人中へも御断申上候と申、仰云拙者共之申通か否、備後守申、成程何も申上義ニ毛頭相違無御座と申也」

夜亥ノ刻計帰春木町、余遲歸故在満無^而心元存下町辺迄迎ニ被出、途中ニ出合同道^而帰宿、今日之始終令演説之処、在満云、越公之御吟味無理成義不相聞、左耳不首尾と申^口も無之、其程之義は是非可被押事、何分御朱印之処証文之訳は相立、定書ニ差略可有之と存旨也、予は越牧公之御口振全定書和順書共不被破趣ニ聞取心氣甚勞煩如刻肺肝也

「今日長尾分哲殿へ書通、干菓子一箱子息左門丈へ贈、無返事、一件之義ニ付乞面話遣之処他行之由也、大八木伝庵殿より返状來、深切之紙面、今夕在宿之由無差合候ハ、可參旨申來也、大木正因よりも書狀來、何も留主之内也」

*1 小笠原佐渡守長重・三河吉田藩四万石。元禄四年閏八月二十六日から元禄十一年四月十九日まで京都所司代。従四位侍従。前職泰者番兼寺社奉行。後職老

中。享保十七年八月朔日卒す。『寛政譜』三巻四〇六頁。

*2本多筑後守忠英：京都町奉行。布衣。從五位下。采地九〇〇石。元文四年六月十三日死す。七十二『寛政譜』一卷五四頁。

*3長田越中守元麟：京都町奉行。布衣。從五位下。下總國香取・海上・豊田の内に采地九六〇石。享保十七年十一月二十五日死す。五十五『寛政譜』二

一卷二七頁)。

一十七日、晴、京都へ書状出ス、十七屋へ申付本七日切京払、出羽守・豊前守計へ連名、大變之首尾申遣也、新道之輩よりも各被登也、為寛來入

一件之義示談、兎角今一度書付差出し可申旨相談也、午ノ刻計被歸新道旅宿也、平八・大学来入、昨日之首尾申談、何も驚、予秋鬱之段可存明旨被加異見也

一今日宮内病氣甚快旨大学演説令安堵也、曾無氣遣趣也、川崎作左衛門江書通、京都より之下し物相達也

一十八日、雨、今日荷山神幸之神事慕意頻也、親冬・親方・為寛來入、先是書状來、為寛案【要】(作)之書付為見二來、予彼方へ可令來会旨示來、即酬遣、予亦書付綴未調出來次第可參旨相答、然處未刻計三人共來入終日一件之義相談也、勸酒、入夜各被帰旅、(宿題)書付之義予草案之通夜中可令精作旨而綴之、在滿示談之上夜中相認也、京都二差出候和順書之書付之留差出候筈也

一今日菱田甚右衛門訪訊一件之義申談之處、深切二氣之毒かり也

一十九日、陰雨、昨夜中書付出来今早朝直女令清書、奉書横折外二子ノ年於京都差出し候和順【也】(断)書之留相認新道へ為持遣、今日差上可然旨申遣、書付各一覽之上存寄候ハ、可被相改旨書通遣也、即刻親方來入、書付之趣同意之由一兩字誤字有之二付直女書改也、予夜通三罷故心氣勞疲頭痛腰痛二付、今日出勤之義頼申遣之処親方帰宿之上為寛持參之由、

とある。

一廿日、晴、今日恃在満深谷一郎右衛門・山本左右太方へ遣、山本左右太隙入有之不能面話之由、因明早天可參旨被申置之旨也、深谷氏は面会一件之様子示談、且口書等之節之様子委細示談之由、何分下知状之表差略可有之旨一郎右衛門は被申談由也

一今日稻垣太郎左衛門方へ参、他行、帰宅之時刻相尋、不知由故明夕可參旨申置也、阿部益庵方へ寄面話、一件不首尾之様子申談、太郎左衛門江賴之義頼置也、夫より波多八郎兵衛方へ参乞面話、則面談一件之義承合之處頃日種村氏病氣見舞旁用向ニ付面会之處、兎角社中之願難相立趣物語之由、乍然未致決着兎角御窺ニ可罷出との事也、予此節絶命之場千歳已來之当社全習合之神社と相成候義歟ニも余有之義、何とぞ越牧公御憐愍被存被成候筋も有之、責而習合ニ落不切様御救ヒ御憐愍は無御座御事二候半哉、此段種村氏へ今一応此上之處頼込可給旨令示談之處、深切之申分共何分成不成申達可給之間、其趣書中ニ認明日ニ也可差遣旨也、黄昏之比迄一件之義耳示談而入夜帰宅矣

一廿一日、晴、今早天在満山本左右太方へ被參面話之處、十八日内寄合之節越牧公荷山之一式双方之書付不殘御持せ被成御評談有之處、越牧公ニも社司之申分道理至極ニ被思召候へとも、小出之下知状何分難被破、其上七年已前之和順書何分ニも難被破、奉行所より押而被申付候証拠無之

役人新井氏へ面談委曲存分之義共被申談之由也、下知状和順書難改口振社は唯一、境内は習合之地之由被申之趣、難心得義共也、民部卿而制札之写宗成訴状之案も被差出候由也、未ノ刻計為寛來入、右之通今日之首尾被申聞也、直親氣分宜故同道而來入一宿也、戌刻計為寛帰宿矣

*民部卿：前田徳善院民部卿玄以。『江戸在府之日記』B一一八一〔二五六〕元文二年三月廿日の条に「天正十六年前田徳善院民部卿玄以法印之制札之写」

且四年已前御触ニ七分之無理之例迄ハ先奉行之例可被立との被仰出故、兎角和順之通ニ御裁判可被成之趣御相談之由、越牧公ニは全社司共之申分不便ニ被思召候趣之由被申談、越前守公之御挨拶之義は何とも不被口由也、兎角跡ニ出候証明相立候事故小出之定書御朱印ニは不被障旨左右太も被申由、御朱印ニ不被載候而も定書ニ被加候上は不被用候而も不叶趣、其上ニ和順書又相重り候得は何分社司之方理は相立候ヘ共、大裁之上而有不相立旨也、口書証文而可被相済哉之趣ニ被申、在満云、然は社司之丸負無取所義何とも難義之旨被申之處、いまた不相決義何と可成も不知旨被申聞之由也、扱々無是非次第由、予心底無明暗之差別如刻胸肝也

一今朝稻垣太郎左衛門より使札來、明日七ツ時在宿之由、夫迄他行候間後予參候ハ、七ツ時分可罷越旨示來、即答、七ツ時可參旨申越也

一今日上野御門主様へ御機嫌ニ親冬・予・親方同道而参也、准后宮様御薨去ニ付御門主様奉窺御機嫌候旨申入也

一夕飯後稻垣太郎左衛門方へ参、先新道へ寄親冬・親方面話、大学事松左近公御手医者足田玄三方へ遣、予近日致面詰度旨頼遣之處、領掌之旨大學より新道迄手紙來也、七ツ時過稻垣太郎左衛門方へ参面話、酒餅等被勧也、一件之事此間用向ニ付牧野越州公へ被參奥用人之物語被聞之處、兎角何共不埒之由、兎角習合之社ニ極り候趣、越州公役人中ニも社司之申分明白ニ候へとも、小出之定書七分三分之無差別何分難被改、其上和順書之処難被改との沙汰被聞及、如何計氣之毒ニ存給候由、其所へ昨日予相尋候故定而此義ニ付之事と存、今朝時刻之義被申越候との事也、近々国元へ重用ニ付發足、ことの外取込之由也、予頼之義共委細申談之處得心而明日幸用事ニ付被參候間、用人方へ何とぞ越州公御憐愍而可成筋少而有之候ハ、千歳已來之社此度習合ニ落切義余りニ歎ケ敷事ニ候間、何とそ各別ニ願之筋も有之間敷哉、御憐愍而可成筋候ハ、摂津守

既一命ヲ捨候而成共社格相立候様ニ歎候趣被申達可給旨懇切之領掌、予同道ニ氣之毒之旨被申聞也、入夜帰去寄新道、為寛ハ神田明神へ被参三人之輩へ示談而帰宅矣

*准后宮様御薨去：元文三年三月十六日、前日光門主公寛法親王薨（徳川家紀）。

一廿二日、晴、今日在満長尾分哲殿へ頼遣、田安帰路之節被立寄之處話之由、兎角越牧公之方下知状不被改和順之通之由也、社頭諸宮山林境内之ヶ条被相除被下候様ニとの其ヶ条計抜予書付可遣、其義は願可叶事と被申之由予へ申談候上可差遣旨而在満帰宿、右之段演説也

一今朝稻垣氏へ昨日之礼状并餞別扇五本遣也、即答、波多八郎兵衛よりも返状來也、磯野八郎兵衛より勝見木工之助状被届、幸便書状遣一件不首尾之段申遣也

一夕飯後往于新宅、先正因方へ立寄一件之義示談、口書之義等公辺之様子相尋也、到于新道各一件之義耳対論、口書印形之節予・為寛は何分得心不仕、印形は不捺覺悟之旨申約、親冬・親方は可被捺との申分、予兩人へ段々異見共被申、親方は何分可捺旨色々被申立也、予云、兎角一社惣代は兩人、先達より在府之身ニ候へハ雖被為禁獄納得不仕義は捺聞敷旨申切也、苦々數評議無念口惜次第落涙之外無他事也、憲散之為乞酒、各飲酒而散暫時之憲愁、予心底如断腸也、明日為窺親冬・親方可被參との相談也、雨天ニ候ハ、親方・直親可被參との事也、予入夜帰宿、在満对话、今日口書印形之節之評論申談入籠之節之事等聞合之處、飯事は揚り舍而も手前より持通由也、ケ様之事ニ可罷成筋夢々不存寄義、尤可有之事とも不存候へ共、先令評談之事口惜苦々敷次第也、三人は印形、両人は印形不仕之事在満了簡不決節重而山本左右太へ聞合可申旨也

一廿三日、陰天、夜ニ入雨降、今日牧野公へ親方・直親御窺參、田中小右衛門対話、御窺之趣被申入之處新井伊左衛門は吟味事ニ掛り被居由而

小右衛門云、何も之出入は町人百姓等金銀杯之義とハ違ことの外六ヶ敷
義、御同役中江も御相談之上裁許ニモ及候事故、中々存様ニ急々ニは相
濟間敷旨被申談由也、伊左衛門へも御窺之段可被申達との事^{二而}退出之由
^{二而}午ノ下刻計予方へ被參途中^{二而}右之段被申聞、予は一件之義ニ付柳橋
磯野八郎兵衛方へ行也、今早朝磯野氏より使札來、一件之義ニ付相談之
事有之間、今日ハツ時前後柳橋迄可罷越、宇佐大宮司至津兵部少輔へも
一件之義申談之處、相勸可給筋も有之旨懇切ニ申來也、因茲午ノ下刻計
到于磯野氏方面会、一件之次第申談之處鬼角牧野公へ之手寄之義至津氏
江相談可頼亘示談也、至津氏來入初^{二而}面談、一件之義二人評論、至津氏ニ
も出情可給旨^{二而}先牧野公側用人寺社方之惣宰芥川健次郎無ニ之医師有
之間、此仁へ至津氏無^一之間故可頼込との義^{二而}則今日其医師方へ示談可
給旨^{二而}直ニ退散、磯野氏云、渋谷泉州公之權勢甚盛也、兼々御懇意之事
ニ候間、投掛御頼可申入との示訓也、申ノ下刻計帰去、帰路鳳閣寺江立
寄師弟共面談、一件不首尾之様子申談、口書之節印形之覺悟之事申談也、
一致一統不仕候^{二而}は中々事遂間敷、愛染寺方より牧野家^江取人候と相聞旨
色々存寄共示談、実義正統計^{二而}は中々當時は不相濟、右一件之始終も兎
角愛染寺謀計賄賂之衝^{二而}如此交替^{二而}と被存旨也、葛餅酒等被振舞夜ニ入帰
宅矣

一今日留主之内明石勝右衛門來尋之由、在滿面会一件之様子被申談之處、
疾ニも可為知之義、泉州公ニも兼^而御世話ニ思召之處扱々延引之義難心
得旨深切之挨拶之由也、在満相頼被吳趣は、何とぞ泉州公へ宜被申上、
何とぞ御言葉も被為添被下候義頼入之旨被申談之處、早速被申上可給之
由也、先々万之義令安悅

一廿四日、雨降、今朝渋谷和泉守公家老明石勝右衛門方へ書通、昨日之謝
礼并平目一枚進上仕旨追付御安否窺旁參上之旨申遣、追付參上仕也、御

見舞之一通申上之処用人中村皆右衛門被出挨拶也、一件之義ニ付当春已
来不得寸暇御無沙汰仕候段御断申上也、明石氏被出面会、扱昨日来尋帰
宅之刻早速一件之義被申上給候処、殊外御苦勞ニ思召被下、今朝既三明
石氏より下官ニ可參旨書状被差出之処、予方より參上之義申來之由故
重過之義先可申上之旨^{二而}則被申上之処、泉州公御逢可被下之処御登城
掛御心急被成間無御逢候、一件之義疾ニも御知せ可申義何とぞ御了簡も
被遊可被下之処、延引之義却^{二而}御不審ニ思召被下候との御懇切之御意、
殊予存寄之趣井上公之御吟味之筋と牧野公之御吟味之筋相違之訛、要門
之所計畫抜明石氏へ可相渡との御事也、仍明石氏往于長屋右之書付相認
也、清書は明石氏執筆之筈也、草案如左

一京稻荷社出入之義去卯ノ年五月廿七日・同七月廿日兩度迄對決被仰

付、段々御吟味之上井上河内守様被仰渡候御意之趣

一和順之義納得不仕故遠国より御当地迄出府仕願候ニ付、御取上御吟
味被成下候との御事

一御代々之御朱印社家中^江被下置愛染寺義ハ一粒之配當も不仕、社中
へ預り証文差出し罷在候者、何等之由來因縁有之小出淡路守様御一
判之御定書ハ被書加候哉、其由來之証拠愛染寺より不差出候^{二而}は公
儀露顕之御定書とハ不被決候との御事

一御朱印本と申義有之、社家へ　御朱印被下置候へハ、別当社僧^{二而}
も社家之下知ニ從候筈之御大法ニ候処、其方義は別当社僧^{二而}も無之、
本願と申^而も至^{二而}末様之者之義、本寺基立も無之、私ニ寺号ヲ名乗候
義御大法ニ背義、何分社家之下知を請問敷との事ハ不罷成義、追^而
御しらへの御裁判可被出候へとも先此段急度左様ニ可相心得再^{二而}被
仰渡候事

右井上河内守様御吟味之趣如此^{二而}御座候

一去已極月十九日・当三月十六日牧野越中守様而兩度對決之節被仰出
候御趣　御朱印之義社家中へ被下置候へとも、其後小出淡路守様
御定書被出候へハ、同　御朱印之御表二相違とも難被立との御事、
一度和順之印形仕置候上は、納得不仕証拠無之候故、兎角和順之通

ニ可被仰付との御事

右之通御奉行様思召寄而、御吟味之筋本末相違、御大法も相極り不申、
社司共之御願一向御取上不被成下御趣、然は千歳已來無事靜謐二社司
計而相立來候唯一之社法、今度滅亡仕候段、社司共何分領掌難歎ヶ敷
次第二奉存候、何とぞ御慈悲ヲ以歷代連綿之社家物中御救と被思召
被下聞召、被為分被下　御朱印之通當社境内之支配社司計而進止仕
り、愛染寺義は只今迄之通、社司之下知ニ相從候様ニ御下知御加被成
下候様ニ奉願候、淡路守様御定書悉御改被下候様ニと奉願義ニは無御
座候事

右之通明石氏清書いたし泉州公へ今暮六つ時迄ニ　御城へ向被差上給答
也、何とぞ思召寄有之、何方へも御頼可被下趣也、不思議之御縁如此之
御懇切之御義流感涙恭悅仕計也、餅菓子吸物御酒等被振舞也

一坂下之御息女来月御臨月之由、安產神封之義申請度旨明石氏被申聞也、
未ノ刻過帰去

一今日細井藤左衛門殿へ今度小普請奉行ニ被仰付候為悅參申置也、御養母
心涼院殿へも申入帰也

一申ノ刻計磯野氏より使札來、昨夕至津氏斎藤立昌方へ被參委曲被頼込給

候由、立昌ニも領掌之由也、牧野公へハ彼御家の護持僧ニ不動院と申而、
則下屋敷之不動堂預り居住之坊主ヲ頼申込候由、立昌申被聞之由也、牧
野公之御様子全御内縁より申込之趣ニ相聞候処、相中り扱々無心元義也

一今朝松平備後守殿より藤之進方へ書状來、直女事此間橘宗仙院へ御噂之

処、筆跡被見度由、明日迄ニ何而も封書物之歌類認可遣旨申來也
一廿五日、晴、今朝洪谷御家老明石勝右衛門・用人中村皆右衛門へ昨日之
礼状遣、明石氏より返事來也、中村氏は明日　御成ニ付御用筋ニ取込
之由故無返事旨申來也

一今日松井豊太より書状來ル、兼而被頼置候故御本丸奥御祐筆大谷木吉之
丞殿へ、一件之事予罷越頼可申旨吉之丞殿家來塙谷丹治方より申來由ニ
付、今明日之内予可罷越、然は晚方七ツ時過可參旨申來也、即答、明晚
方可參旨申答也

一今日磯野八郎兵衛・至津兵部少輔方へ參、一昨日之礼且明日斎藤立昌方
へ予可參之間、立昌へ之申方等為示談罷越之處、兩人共本庄一ツ目八幡
宮之地内參会之由而他行也、仍彼所へ尋往之處兩人共面話明日亦可罷越、
立昌へは年來之懇意之様子候ハ、申談、芥川健次郎へ之頼込之義は追而
至津氏相談可給旨也、先年於荷山逢候塙あくや九兵衛在府而、彼所ニ集
会令面話也、至津氏へは扇子三本令持參也、帰路米沢町平八方へ寄、大
学在宿、親方・直親も出会会也、須臾雜談而帰本郷也、兩人は被帰新道之
旅宿也

一今日於新道當十日出為寛方より便之狀被達、豈前守より壹通差越也
一廿六日、晴、今早朝先往于旅宿各面会、幸介召連斎藤立昌方江參、扇子
三本持參、則面会一件之義一通始終之要門申聞ス也、芥川健次郎へ之頼
込之義は至津氏より可被申談之旨申述之處、益ニ成不成は不知候へとも
先領掌之由、何とぞ健一郎へ可申達との事也、須臾一件之義示談而帰去、
新道へ寄一件之義相談之處、第一旅用最早払底之旨各被申ニ付、近々京
状可遣旨申談也、然處從牧野公召狀到来之由而松屋より使來、親方被出
返状被遣也、御召狀如左

一被相達義有之候間、今日昼夜之内御老人申合可被相越旨、越中守被

申候、已上

へも示談之上竟書二而も認吉川氏・金子氏ニ頼可申旨也

三月廿六日

表書

安田備後殿
羽倉攝津殿

大西下総殿
松本内蔵助殿
祓川宮内殿

田中小石衛門
中川善左衛門

新井伊左衛門

右之通申來ニ付、予直ニ參上、新井氏被出被申渡、明廿七日大岡越前守

公御内寄合へ可罷出、時刻は五ツ時過可罷越、愛染寺も先程窺ニ出候故

其段被申渡候との事也、仍今日御着帳ニ參上可仕哉否相尋之處、成程自

是直ニ罷越者之旨可申入との事故退出、直ニ大岡公へ參山本氏へ乞面談

処、吟味ニ取掛被居之由、差掛候義ニ候ハヽ可申聞との事故、取次酒井

源大夫へ明日參上之着帳之義申入之處何人出候哉被尋、以上五人参上仕

候、当十一日御届ニ参仕候名前之者參上之旨申入之處、帳面ニ記可被置

旨、且山本氏へも其段可申達との事二而退出、酒井氏へは初而近付ニ成也

一今日於牧野公新井氏一通歎趣委申述也、數ヶ条之□故不記之、明日御立

合之場二而も其趣隨分可申との事也、新井氏口振鬼角定書は難被破旨、何

と裁判可被成も曾而其意味不相知口振也、午ノ刻過帰旅宿 右之次第申

令延引也

一今日於途中【大谷木】中川長古ニ出合、今朝罷越候段申談一件之首尾之
義申談、加納公へ之義磯野氏相談給急々通達之事賴之處承諾二而 磯野氏

一廿七日、晴、卯刻計往于仲間之旅宿、各支度同道二而大岡公へ參、五人之
名札取次へ渡し惣席へ通居也、愛染寺も伴僧召連出ル、伴僧之断昨日着
帳仕候哉否之義於玄関相尋之處不斷趣也、仍伴僧は吟味之場へ不被出也
一午ノ刻計公事訴訟始ル、先列席之輩出勤之目見相済、次訴訟之輩順々ニ
相済終ハ此方計二而双方出ル、牧野越中守公・松平紀伊守公・大岡越前
守公御列座、例之通縁側へ五人共次第二出ル、愛染寺と此方之間へ役人
相交居也、牧野公一件之一通双方之申分御申出し之處、越前公仰、唯一
之社地ニ何とて坊主は差置候哉、其由来之始可申との義也、親冬無言故
牧野公仰ニ攝津守可申と再三仰也、時ニ予申上、口上二而申上候義は、前
後仕不調法者共ニ候へハ詳ニ多々申上候、先達而委細以書付申上置候通
之義ニ御座候、□申上前後いたし候而も不苦何分ニも口上二而一通可申上
との御事故、社中会所ヲ本願所と申候而有之候、右為留守居文禄年中初而
剃髪之者一人指置申候、坊主ヲ差置候義は俗人二而は妻子ヲ持候故、小知
之社故助成之義無御座ニ付坊主ヲ差置候、其上氏子中毎日勧進仕らせ其
候者ニ候へハ、願ニ依而取除候事も可成候へ共、其方より唯一之社ヲ乱
置今更唯一之社法と申立候事不相立義と、其より段々社中之申分御遣し
故、予申上、乍恐申上候、社辺堂塔寺院有之候而も唯一習合之差別ニは
相拘り候義無之候、伊勢・賀茂・松尾社等ニも悉堂社寺院等有之候而申
上、越前公、社地境內ニは無之賀茂之社も御吟味被置候との御事故、松
尾社神前之例有之旨申上、其義は訳有之而之事なるへしとの御事ニ、
社中之申義悉御權柄ニ御遣し、夫より元祿之一巻和順之印形之義、越中
守公・越前守公共段々御しかり社司之申分一言も不相立、干時予申上、

社司共唯一習合之義申上義ニは曾^ニ無御座候、御代々之御朱印之表相立候様ニと奉願義ニ御座候と申、其御朱印之表不相立とハ如何との大岡公

門ヲ出一町計過立帰今日御列席へ被召出難在奉存旨御礼申上ル、取次二申置帰也

御尋、其義ニ而御座候、明神^江被成下候境内等社家中進止可仕旨御朱印之御文言ニ候處、一粒之配當も不仕社中へ証文差出し罷在候愛染寺、正官之列へ加り支配仕候義何分御朱印之御表相違仕候、兎角御朱印境内ニ差置候者之義ニ候へは社司之下知ヲ請候様ニ奉願旨何も一同ニ申上之処、大岡公仰云、然は愛染寺は御朱印配當も不仕哉、左候ハ、社家中支配仕候義、其中へ坊主相加り候義はまた付之事、有間敷義、其訳元禄之時急度申立候ハ、其ニ而も淡路守何とて定書可出様無之候との仰也、于時予申上、淡路守様御定書御朱印之表ニ相違仕候義を社司共達^而御断不申尽、

一度領掌仕候義は全御上ヲ恐重候^而之不調法可申上様も無御座候、然は其不調法之段今度參府仕候五人之社司共、いか様之御とかめを被仰付遠嶋流罪ニ被仰付被下候^而成共、何とそ御朱印之御表相立社法式古法之通ニ被為仰付被下候様奉願候と申上ル、大岡公其りつは成口上なせ元禄之時不申出と御あたり故、何も兎角社司共奉願義は御朱印之御文言之通相立候様ニ奉願旨申上候へハ、御朱印之御文言之義牧野公へ御尋之処、牧野公ニも社家中進止御座候ニ付今日写も致持參候、此処少六ヶ敷との仰、越前守公ニも如何様■■御朱印之処六ヶ敷候、此義は追御吟味可被成

之間、先可罷立との御事、時ニ越前守公仰ニは、淡路守一判之定書は同役は無之故歟との御尋故、御同役松前伊豆守公^{*}御在京之内と申、愛染寺申、其時分御兩奉行一年代ニ御參府^而、伊豆守様御在京之内ニ而御座候其外御一判^而被出候例京都^而も因幡堂^ニも其例御座候と申、何も申上、御在京ニ而御座候、其前御參府被成候へ共其節は御帰京ニ而御座候、御当地之御帳面等御吟味可被成下旨申上之処、牧野公此方ニ而尚又吟味可申付、先罷立候様ニとの御事ニ而何も退出、御列座之前ハにしり退也、大岡公之

一牧野公へも五人共参り、今日御列席へ被召出難在奉存旨御礼申上ル、取次二申置帰也

之首尾如何共難心得、始終社中之申分ハ一向御取敢無之只一向之御けし口計^而一言も不被申様ニ御押付之処、終之処彼方より御朱印之処六ヶ敷と被仰出、大岡公之御意社司之愁歎之一心も能御聞込^而、社家中進止と有之中へ坊主ヲ指交候^而はまた付候義、其訳達^而申立候ハ、押^而可申付様可有之哉との仰等、全躰之筋は御聞届之様ニも相聞之処、始は一向一言も御云せ無之事、如何之訳ニや、牧野公ニも和順之通可被仰付との御意も無之也、未ノ刻計相済罷帰也

一今夕御本丸御祐筆大谷木吉之丞殿へ初^而參、扇子三本持參則面会一件之義始終之次第有増申談、何とそ牧野公へ社司共廢亡ニ罷成候段至極之歎、下官一度帰京難仕趣ヲ以、何とそ御奉行之御了簡ヲ以御朱印之御文言相立候様ニ御頼入給候様ニ頼也、兼^而牧野公御懇意之由故先達^而松井豊太ヲ以家來塩谷丹治へ申通今日初^而參也、一件一通之書付先月十三日差出し候追訴等持參被留置一覽之上、越牧公へ被申込可給旨也、述謝礼退去矣一今夕鳳閣寺より今日之首尾尋ニ來、有増申遣也、神田明神芝崎氏へは以使口上ニ首尾能旨申遣也

*松前伊豆守嘉広：京都町奉行。采地一〇〇〇石。布衣。從五位下。元禄九年二月二日伏見を支配することを兼ねる（寛政譜）三卷一〇三頁。

一廿八日、晴、夜二人雨降、今朝渋谷公家老明石氏へ書通、昨日之首尾申遣也、取込^而無返事旨断申来也、磯野氏方へも申達至津氏へも相達し可給旨且廿六日立昌へ面談之趣も申遣也、即答來也

一至津兵部少輔來入面話、一昨日立昌へ面談之義昨日之首尾共申談之処、立昌へは今日ニも被參相談之上健二郎へ被頼込給様ニとの事也、扱兵部

少輔ニも予方へ頼之事有之、配下百姓之出入松紀伊守公掛り之処未相済
二付、何とそ一日も早く相済候様松備後守殿へ頼入吳候様ニとの頼也、
藤之進へ可申談旨相答帰去也

一今日荷山へ書状出ス、昨日之首尾申遣、本七日切、出羽守・豊前守へ連
名一通、母公・弁へ一通、四人之衆中へ書状、且社務へ親冬・予連名三而
旅金之事申遣也、外之書状共数多有之故壹封ハ橘やへも頼遣也

一今夕飯後近所社參到于芝崎氏方、四人之輩先刻より來会三而夕飯被振舞、
丁寧之饗應濃茶迄被出也、夜二入帰春木町、宮内同道一宿為仕也

一今日松や伊織方へ新宅世話之礼状音信等遣之也、他行故無返事

一今日在満大嶋近江守殿一而へ被參、終日御談話三而御内々之御聞合之義有之、

堂上方昇進之次第数十ヶ条之御尋之趣也、実兄梅溪家昇進格御改御取立

之御内意有之故右之次第も御尋御内々二而被聞合候趣之由也、當社一件之事も在満有增贈被申之趣、一向御取合無之由、乍然御大法之者大寺等は
兩方ヲ被立候事一起不發為之御掟之由、荷山杯唯十七人之社職杯は不及
其御沙汰義、高野・両本願寺等之類皆其御制法之旨江州殿御物語之由也

*大嶋近江守以興：『江戸在府之日記』元文元年七月十日の条*3を参照のこと。

一廿九日、晴、今朝之崎氏方へ昨夕之礼状遣、且松井豊太方より大谷木吉
之丞殿へ逢候義一礼申遣也、午ノ刻計直親同道新道へ往、途中二而親方・
為賓出合、因予一人新道二往、三人は湯嶋邊見物可被致旨申談相別也、
到于新道旅宿親冬対話須臾物語而往于松屋方、借蚊屋之事示談、夫より
到于平八方、大學共ニ他行少之間休息、往于磯野氏方、他行不能面話、
帰路湯嶋天神開帳之設等見物、申ノ刻計帰春木町也

一晦日、晴、今朝飯後往于秋田朴翁方、干菓子・太々・昆布等持參乞面話、
則面話一件之義耳二而示談、上野円珠院へ之頼之義頼込也、承諾之旨也、午
ノ刻計帰春木町、平八來入金子之義無心之事示談、夕飯後帰去也

一今日從荷山十九日出之飛札來、母人公・弁・延武夫婦より、大西三位・
大西肥州より返状來也、十八日神幸之神事兩儀無事ニ相済二而旨申來也、各
着之狀相達旨申來也

一今夕又廿四日本六日切之飛札到来、十七日之狀相達ニ付各覺悟之義示來
也、信舎・親定・親茂・延武・治建・飯田左近連名一通、此外之輩へは
一件不首尾之義不相洩之旨、且此之各心得之義示來也、不首尾之一向無
周章何分御朱印之表之義一筋ニ可申立と頼母敷心底申來、何も感心令安
堵也、仍往新道之旅宿、親冬他行、三人之輩京状渡各安心勇氣進発、金
子之義も廿七日廿八日之比□金可差下旨申來故弥令安悅也、芝崎宮内大
輔旅宿へ被見舞須臾雜談而同道二而帰也

(文中No.は『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』東羽倉家文書目録番号である。)

元治
元年

秘記

解題

根岸茂夫

元治元年（一八六四）『秘記』は、稻荷社の御殿預であつた羽倉摂津守信義（東羽倉家）の家来前田健蔵が作成した史料で、御殿預家を中心とした伏見稻荷社の年中行事と、伏見稻荷社の信仰圏を示す記録である。

本書は二六・一×一七・八cmの堅冊、表紙が縞色で格子に花菱紋が型押しされており、表紙左には白紙の題簽（二一・一×八・九cm）が貼付され「秘記 前田健蔵正隆（花押）」と墨書がある。本文六四丁で、元治元年の記事を基本に神事や羽倉家の年中行事、神供の膳部調進、氏子への頒布の品など豊富な挿絵があるのが特徴である。表紙の見返しから二丁にわたり目次が記され、正月の神事から順に記事が並んでおり、しばしば貼紙によつて加筆した部分が見える。

最初に目次があり七〇項目にわたるが、ここに示されるのは、第一に神事の時の神供の調進や調達品の記録、第二に朝廷・公家、所司代・京都町奉行・伏見奉行など幕府諸機関および諸大名への神札や進物の記事、第三に、京・伏見・大坂・伊丹・尼崎・池田など京阪地域の氏子への配札や供物・土産などの配布、第四に御殿預家の内部の年中行事である。目次の項目は数丁に及ぶものもあれば、一行しか記されてないものもあり、本文のなかには目次に示されない内容も含まれている。本文の巻頭には一年間に本社に調進する神供の社家の分担一覧が記されているが、目次には掲げられていない。また正月に神人などが御殿預家に年賀に参上する記事や、そのときの料理なども、目次には現れていない。また、本文の順と目次が一致していない箇所も見られる。

挿絵は、神事・御殿預家の行事などと、神札・幣や神饌・調度などであり、時に淡い彩色がある。神事を描いた図は、正月十二日の奉射の図、五月節句の藤森神社神輿渡御のとき稻荷社正官から膳・酒を奉進する図、六月晦日の祓川名越祈祷の図であり、十月十七日禁裏御所より献米五十石が奉納された図、大神供に祠官が参上する時の装束と供揃えの図、文久三年（一八六三）七月二十日から始まつた社頭の大を追い払う図もある。御殿預家の行事図としては、正月元旦に当主から侍や下男・下女に祝いの昆布を渡す図、七夕に御殿預から膳部を社務へ膳部を贈る図、節分の豆まきの図、大晦日の祝儀蕎麦の図が描かれている。絵はやや稚拙であるが、顔などは一見鳥羽絵風ではほえましい描画である。神事の図では、社殿内部における神事や所作は全く描かれず、人々の目にさらされた場面だけを描写しており、著者の前田健蔵が御殿預家の家来として実見できたものののみを描いたものといえる。それは、御殿預家の行事も同様であり、その意味で描写は信用できるものであろう。

なお、藤森神社神輿渡御の図では、楼門の前に正官五人が並び、石段の下を神輿に奉進する前部・酒を神人などが運ぶ図があるが、描いた人物七人のうち最後部の一人を紙を貼付して抹消している。本文を見ると、御殿預家からは膳部二膳・酒一膳を奉進することになつていて、この挿絵では酒一膳を描いてしまつたため、酒一膳を持つ袴姿の侍を抹消したのである。ここからも、正確な絵を描こうとした意図とともに、挿絵が御殿預家の動向を中心に描かれていることが分かろう。

また、神札・幣や神饌・調度などの挿絵は、本文の説明と合わせて参照できるようになっているが、その多くは御殿預家が用意するものであり、稻荷社全体としての神供の手配や調進ではないようである。ただ初午や例大祭・神幸など重要な神事にどのような神供や調度が用意され、その調達

がいかに大変なものだったかは、本書のさまざまなものや本文の入用品の記事から判明する。それとともに、描かれたものを御殿預家で用意し、その調達を手配し自ら作業していたのが著者の前田であったことは容易に推測しえよう。

それは配札や氏子への供物配布についてもいえる。正月七日に親王家・門跡・公家や幕府諸機関に御殿預家から年賀に参上し神札を贈つているが、参上したのは京都所司代・京都東町奉行、伏見宮・閑院宮、梶井宮、白川神祇伯家、九条・一条・鷹司・菊亭・万里小路家のみである。他の親王家・公家などには、別の稻荷社社家が年賀に参上したのであろう。氏子への配札も同様である。正月元日には京町中の氏子三八軒に神札と神供下り物を羽倉信義の書状を添えて贈り、二日には六軒、三日には一〇軒、五日には五軒に神札と熨斗を書状を添えて贈つているが、これも御殿預家の氏子であろう。同家が正月に神札を配布した氏子は、京町中五九軒、伏見に二三軒、醍醐三軒、小栗栖に一軒と記されている。これらの氏子がほとんど町人で占められるところに、商売繁盛の神としての稻荷社の特徴も見えよう。氏子は、京だけでなく大阪など各地に散在しており、講を結成している所もあった。そこを廻つて神札・供物などの配布も社家の役割であった。元治元年正月十八日、著者の前田健蔵は下男を連れて両掛を担わせ伏見寺田屋に赴き、夜中に淀川を下つて翌朝大坂に着き、それより大坂・伊丹・尼崎・池田を巡回している。また初午には女院御所はじめ各所に「初午漬」の樽を、夏には氏子に团扇を配るなど、氏子への配り物は御殿預家の大きな仕事の一つであり、その実施の中心に前田がいたのである。

なお諸大名や藩士への配札も注目される。福岡藩黒田家・津藩藤堂家・土佐藩山内家・大和郡山藩柳沢家・備中松山藩板倉家やその家中などに配札しており、江戸の旗本にも送付している。旗本の中には、一族で代官・

勘定吟味役を歴任し儒学者としても名高かつた羽倉簡堂の家も見えている。本書に見える氏子の範囲は、稻荷社全体を示すものではない。もちろん近世の神社では神社全体で統一的に社殿・財政・社領・氏子などを管轄していたのではなく、社家がそれぞれ役割や権益を分担していたから、そのほかの社家も独自の氏子を持っていたはずである。そのため氏子の地域的な分布や信仰圏の全体は本書だけでは不明であるが、稻荷社の社殿や財政の管理にあたつていた御殿預家が最も多く氏子を掌握していたことは推測できる。

ところで、本書は元治元年の年中行事が中心になっているが、本文の中には「当亥年」と記されている箇所があり、前年の文久三年から作成を始めたことが窺える。また作成時に余白を設けて書き継いだようであり、余白がないときには、料紙を挿入して綴じ直したり、紙を貼付して書き継いだりした様子である。本文中には、六月晦日名越神事に、明治二年（一八六九）の記事が見え、数年書き継がれながら増補されていったことが判明する。かつ、巻頭の目次の中に「三月朔日 三宅源藏退供」とみえるが、この記事が本文中では貼紙となつており、のちに増補された記事を含めて目次を作成しており、目次は作成当初に作成されたものではなく、後に作成したものを本書に加え綴じ直したものであると推定できる。余白への加筆などによって順が錯綜したのが、目次が必ずしも記事の順にはなつていない理由であろう。

この元治元年『秘記』を前田健蔵がなぜ作成したのかが、この史料の性格にとつて大きな問題といえる。それは第一に、当時の御殿預家の事情があると考えられる。同家では、先代の羽倉摂津守信純が万延元年（一八六〇）に六歳で死去し、子の信義がわずか五歳で御殿預を相続し、元治元年には九歳であった。幼年のため、本書には正月の公家などへの年賀を、

一族の羽倉伊勢守信可（京羽倉家）が代行し、前田健蔵が供をしている記事が散見する。かかる状況のなかで、幼年の当主信義に御殿預家の職務を伝え、信義を稻荷社の御殿預として育て上げることが、家来としての前田健蔵の最も大きな課題であつたのである。ほほえましい挿絵は少年の信義に対する教育的配慮とも考えられるし、御殿預を描いた図が子供ではなく成人となつてしているのは、信義の成長を心待ちにしていた前田の心情の表れかもしだれない。

作成の事情の第一は、幕末の政治状況にある。文久期に朝幕関係の変化で朝廷の政治的地位が上昇し、朝廷の神社への崇敬が形に現れるようになつた。本書にも三月の稻荷社の神幸について、文久三年から「勅裁」の神事となつたため、警備が村の人足ではなく京都町奉行の与力・同心が担当するようになつたと記されている。また文久三年から、諸大名の家臣が初穂を奉納する事例が散見するのも、京都の政治的地位が上昇し諸大名が上洛するようになつたことが影響しているのであろう。幕末・維新期の激動の時代の中で、羽倉摂津守信義が稻荷社の御殿預として成長することを願い、前田健蔵は本書『秘記』を作成し増補したと推測できよう。

なお元治元年における稻荷社の祠官は、以下のとおりである。社務・下社神主松本三位為縞、中社神主大西親典、上社神主松本讚岐守為名、御殿預羽倉摂津守信義（東羽倉家）、目代羽倉伯耆守信度（西羽倉家）の五人が正官であり、その下の神職として正禰宜松本筑後守為名、正祝大西相模守親篤、権禰宜祓川佐渡守親敬、権祝大西下総守親禎、新権禰宜鳥居南和泉守高胤、新権祝安田大和守親和、中社禰宜祓川壱岐守親恕（八月に安田芸守永親）、上社禰宜安田安芸守永親（八月に中津瀬壱岐守忠勝）、中社祝中津瀬壱岐守忠勝（八月に松本能登守為成）、上社祝松本能登守為成（八月に松本但馬守為鎮）、田中社祝松本但馬守為鎮（八月に鳥居南土佐守高理）

が奉仕していた。また愛染寺には舜雄が在寺し、氏人としては、しばしば信義の代理を務めた羽倉伊勢守信可（京羽倉家）のほか、羽倉石見守信平（北羽倉家）、安田阿波守親俊、大西播磨守親愛、毛利出雲守公恭、森三河守公種がおり、正官の下で稻荷社の社務に奉仕していたのである。

(表紙題簽)

「秘記 前田健蔵正隆（花押）」

（挿入紙・木板 一八、〇×二九、五センチメートル）

「正一位稻荷大明神 御安鎮幣料定式」

「一大々祀式 金式拾両

御供料

金三両

「一大祀式 同七両武歩

右同断

同壹両

「一本祀式 同三両

右同断

同三歩

「一中祀式 同式兩

右同断

同式步

「一小祀式 同壹両壹歩

右同断

同壹歩

「一略祀式 同三歩

右同断

同式銖

「一大略祀式 同式歩

右同断

同式銖

本宮 正官御殿預 羽倉家

神役人

元治元年甲子二月 一社中改正

」

『○』正月中神式 『○』正月京都伏見札賦 『○』正月五日武辺出
札 『○』正月年始状 大名方夫々 『○』正月分藤堂金七 『○』
大坂・伊丹・尼ヶ崎・池田 順行【初】用物 『○』二月初午神式 『○』
女御御所・堂上方願主 初午漬賦名前 『○』神事方用 民子神事料
納之節式 『○』三月朔日 三宅源藏退供 『○』神幸前手笞事 『○』
神幸当日万論 『○』三月廿一日 大師備物 『○』御旅中 『○』
還幸前手笞之事 『○』還幸當日 『○』四月下旬 神事鰐賦 『○』
禁裏御所毎月御祈 『○』五月差入 伏見奉行公用例年神事義願置
『○』五月朔日御膳 願主名前 『○』五月四日夜宮神供 『○』五
月節句 神式 『○』五月分 藤堂金七 『○』神事方催 五月廿二
日神酒神供同買もの 『○』女御御所正五九月御祈 御札獻上当方分
『○』六月朔日 冰朔日言神式 『○』神事方 六月初旬 民子名越用
持廻る 『○』名越用手笞之事 『○』六月晦日名越神式 『○』
市中暑中見舞 団扇賦 『○』伏見・醍醐・小栗栖暑中見舞団扇賦り 『○』
大坂・伊丹・尼ヶ崎・池田暑中見舞団扇賦り 『○』七月七日神供 『○』
七夕前買物手笞事 『○』七月七日神式 『○』神事方暑中見舞之分
の 『○』大坂・伊丹・尼ヶ崎御札下シもの 『○』丹州和田村御札下シも
の 阿弥方迄退供為持遣ス 『○』市中願主 竹の子進物分 『○』十一
月火焚前手笞之事 『○』十一月八日神式 『○』十一月晦日大吠式
『○』十二月四日 御奉射年貢納 『○』十一月日限不定 当家分年貢
納 『○』十二月申ノ日御煤払 『○』十一月十三日荷田祭 御幣立
拝・繩仕拝 『○』十二月廿一日餅つき 『○』十二月廿四日・廿五
日本社始夫々砂持 『○』節分神式 家内豆祝 『○』十二月晦日祝
義 そは因 『○』御ミす仕拝 『○』御湯割方 入用もの 『○』

御札立拂 『○』御袋分 『○』北の光桑坊 御初尾 『○』伏見
 帯刀町 丸屋甚兵衛退供 『○』神樂割方 『○』臨時御祈 神酒神
 供調進 『○』神箱寸法分 『○』幣料分 『○』社頭大追 『○』
 每月朔日神供入用もの 『○』社司官位 『○』九月分御膳名前
 每月御祈禱割 『○』河内田口村講中 運名 『○』証書控 『○』
 御証数 『○』子四月廿四日御官幣使 『○』

一せり 弐わ 一大こん 大二本
 一ゆり 八 一上せん 十五メ
 一白箸 十五膳 一くろとう 二枚
 あらめ 一わらひ 十六匁

(貼紙)
〔正月元日神供入用

ハンカケ三十
間ノもの六十

平百七十三枚

小 武百七十二枚

外盆 三枚

一ゑそ 大十枚

代かます
一するめ 上廿枚

一具むし貝 大五つ

一たこ 中二はい

一からすミ 上式本

一鰯【鮒】 四ツ

一小鯛 十五枚

一大魚 壱貫目計
ふり 大半分

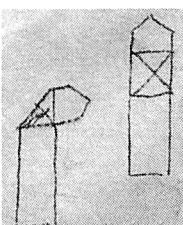
一長いも 二本

一かり 生十
カチクリ武合

一かき 十五
小壱本

一ところ 少廿メ計

正月元日	本神供	御殿預	正月二日	中神主
正月三日	新神供	上神主	正月七日	惣目代
正月十五日	十【五】〔爻〕日	正官五軒廻り		
正月御奉射				
二月朔日	新神供	羽倉伯耆守		
二月初午	新神供	毛利本家		
三月朔日	新神供	竈家		
三月三日	大神供	目代		
三月神幸	新神供	【毛利】【森】家		
四月還幸	新神供	神楽預家		
四月朔日	同	兩家順番		
五月朔日	同	竈家		
五月四日	大神供	御殿預		
五月五日	夜宮神供	中神主		
五月五日	藤森祭礼之節	竈家		
五月五日	新神供	神楽預家		
六月朔日	新神供	同		
六月晦日	同	同		
七月七日	大神供	同		
七月朔日	同	同		
御殿預	目代家	同		

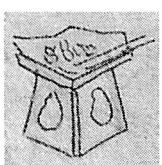
八月朔日	新神供	松本 島居南
九月朔日	同	御殿預
九月九日	大神供	上神主
十月朔日	新神供	御殿預家
十一月朔日	同	同
十一月七日	同	毛利本家
十一月八日	同	神樂預家
閏月	同	御殿預・目代
冬至	新神供	目代家
十二月朔日	同	御殿預家
十二月	御煤払	目代家
大土器	みミ 二百枚	とりのこ
小土器	二百十二枚	こんぶ かぢくり かや
間もの	百枚	元日、本殿以下星付鏡供進
毎朔日新神供買もの		
一餅九斗五合	凡一分百文迄	
一かき	十五	元朝新年挨拶述
一ゆり	八	主人より口祝昆布壱ツ被下之
一せり		先侍始、下男女夫々之事
一くり	八	之
一ところ		
一御飯用白米	九升	
一とどり粉	壱升三合	
一大根		
此内三面	たんご	
一取		

一長いも 一本 青ものを凡三百匁程

正月元日神供奏進之事

正月元日、曉七ツ時・明月六ツ時一同相祝申候事
右、当日挨拶上向江相達候、上下向夫々相祝可申候事

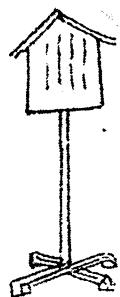
社中年始、御礼、御口祝



元日、本殿以下星付鏡供進

元朝新年挨拶述

主人より口祝昆布壱ツ被下之
先侍始、下男女夫々之事



右、三ノ日神供中、当番より石壇脇立置、尼僧參詣止、麻上下着、警固いたし候

定

神供厭上之間、宮中江僧尼之輩不可來入者也、仍如件

慶長六年辛丑正月日

正月二日

右同断

正月三日 神供始、右同断

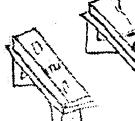
正月三日昼後早々、伏見御奉行所・芸州御屋敷・藤ノ森神主へ年札



伏見京橋向芸州御屋敷留主居玄関江相通
候、如例年御祈禱札御城主へ【差上付】
〔献上〕事申候、宜敷願入候

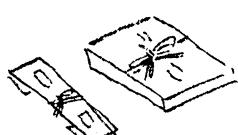


扇子桐箱三本入



芸州御留主居【主】三上勘兵衛役宅玄関ニ而御城主獻上分
相渡候上、右之御札包扇一本入一、留主居進上いたし

半札箱壹包扇一本入



藤ノ森神主
包扇壹本入

旧例二本入候へ共當年有合一本入差遣ス

長札箱



亥年前田健蔵勤る、子年同人

長札箱

伏見御奉行所大玄関より相通、玄関番、麻
上下着、公用人江相渡

口上、稻荷社羽倉攝津守、如例年御祈禱之
札献上いたし申候、宜敷願上候

右之通、前田健蔵麻上下着、下男看板着供つれ

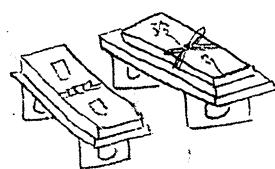
名前札

羽倉摂津守名代
何某

御膳調進如例年

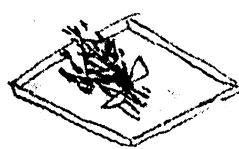
豊後はし 伊丹屋久兵衛

扇子桐箱三本入



京町 するかや
立石 高井武右衛門

正月神人一同年礼 六帖敷通、口取こんぶ進る
神人銘々より富へきニのせ献上いたス、其節茶なし



右、銘々一つ宛持参

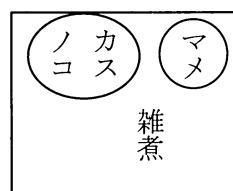


正月三日御旅所神人年礼 玄関^{二面}受茶・田葉粉盆なし

正月三日社務居鏡壺重進る

くしかき・みかん一、木具膳二のせ

侍麻上下着、持参、勇藏勤る



同 四日職事出礼神人一薦【年礼】〔勤〕、富壺対持参
六帖敷通 組重・水菜・雜煮差出ス
祝義 一菴餅 拾式枚 一高盛 二ツ
一御饗 一本 一串柿 壱本

社司次上下鳥帽子着



組重^{二面}酒出ス

當時入台ニ付包雜煮出ス

餅一切・半紙二包・コマメ二つ

供 包雜煮出

或ハ鏡開之雜煮出ス

正月五日 大山参向巳ノ刻

中くみ人料錫一本箱二入

榊葉五十枚

右半紙^{二面}包

社務方へ為持遣スル事

同日 注連縄^(ママ)四五三 三張

幣 相添

尤片ながれ三四十枚計

正月 社務^{二面}よみ始
伊勢守殿出頭、下男壱人箱燈持迎ひ遣ス、

右人足方鍵長江相渡ス、右大山ニ付山内へ張

大山参向催、社務より出ス、麻上下着帶刀人
巳ノ刻已下より社務_{ニ而}尋合、揃之上参向御膳饗_{ニ而}社務始正官向より御神酒

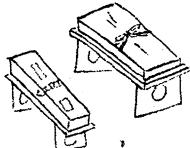
奏進

尤羽倉両家白酒・榊奏進
神人一箇相勤可申候事

右大山無【拠】[滞] 奏進、下向之節殿上_{ニ而}社司神人雜煮出る

愛染寺催

入用数



扇子三本入桐箱入、台付

長札箱【九】[土] 台共
扇子箱八
台 八

目録台一
へき 一

奉書三ツ折

目録台二載

金□百疋

銀壱両

雜掌中

杉原_{ニ而}対へキニノル

のしナシ

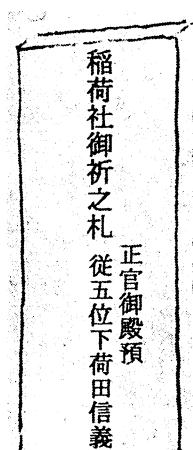
のしナシ

右伊勢守殿【次】[麻] 上下出勤、侍袴羽折、下男壹人
尤、兩掛二入持參、神泉苑町鍵屋方_{ニ而}支度いたス

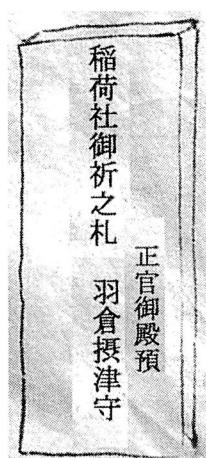
堂上方左ノ通 数八つ

外長札箱台共・扇箱台共

外申込計
日光宮殿
梶井宮殿



武家方左ノ通 式つ



正月十二日、御奉射神供奏進、上神主南松本催、昼後七ツ時奏進、

当家より催
富十七対片

三宝ニ戴殿上へ出ス

神供奏進後、左之通當家へ下る

ばら

弓 壱対 矢 四本 松明 武本

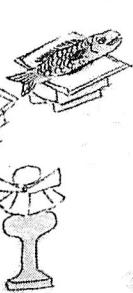
尾崎吉右衛門 麻上下勤る

鰯

一白木綿 六尺源左衛門渡

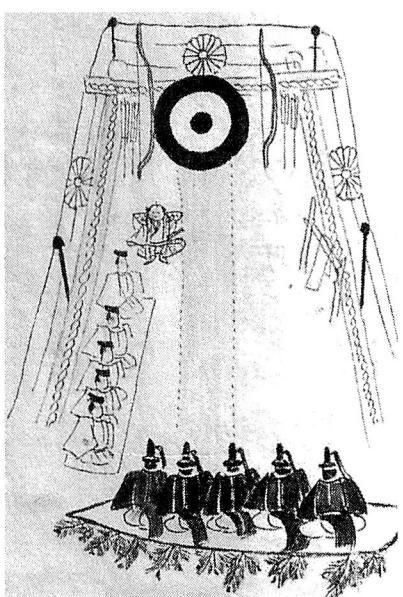
鰯

一俵こも 四枚



一御先払 右神供所へ出ス

一塙太夫出勤、左之通差出ス	一櫻木
一奉書 壱状 一のり	二本
一半紙 十折 一美濃紙 一帖	一枚
一けすり墨 五十匁計 一あらそ 八十メ計	一枚
一弓木 七尺五寸武本	一枚
神人一箇より一同神酒頂戴致候、夫より一箇より一同かしの木弓始る、 二本宛ゆい、右仕舞竈家催、本弓二本神人兩人二本宛ゆい、右弓中社司中 取口相廻る	一組
右無縫相済口上 尾崎吉右衛門 夕飯遣スル事	一組
御奉射神供買もの	一組
一つしまするめ 二十	一枚
一するめ 六十枚	一枚
一まと六尺 壱	一枚



神人一箇より一同神酒頂戴致候、夫より一箇より一同かしの木弓始る、
二本宛ゆい、右仕舞竈家催、本弓二本神人兩人二本宛ゆい、右弓中社司中
取口相廻る

右無縫相済口上 尾崎吉右衛門 夕飯遣スル事

御奉射神供買もの

一つしまするめ 二十

一するめ 六十枚

一まと六尺 壱

一はし 一かき

十 一組

一カマス	廿五枚	一本
一海老	大三つ	八つ
一サケ	大一本	百匁
一小鯛	十五枚	廿四匁
一あわひかい	中三つ	百匁
一ふき鯛	中四枚	せうせん
一二い	壹尺計	なら
ほら三つ		せり
		せうせん

正月元日、翠簾越御膳調進二付御下ヶ遣ス

外年始状相添

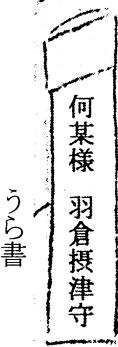
新年之御吉慶申納候、弥御安健可被成候、御越年日出度御義三御座候、然ハ如例年礼神前御家内安全繁榮長久之遂祈啓勤行、依之御祈祷之御札神供物等致贈進之候、幾久敷御受納可被下候、猶期永日之時候、恐惶謹言

【羽倉摂津】守

信義(花押)

何某様

大杉原二認



うら書

元日

寺町高辻
榎木町烏丸西
綿屋徳兵衛

本
寺町高辻
榎木町烏丸西
綿屋徳兵衛

本
五条若宮八まん前
松原高瀬東江入丁
御幸町五条上ル丁

精進
袋
紙屋長兵
安土町

中庵
衛本供、中盛切身

元日

本町一丁目年寄

本町式丁目	水口 讃岐守
中筋魚棚	たんはや 奥香
	竹屋八左衛門
	和泉屋音吉
	三文字屋久兵衛
	寝覚屋長兵衛
	宇野喜左衛門
	尾崎甚之丞

八文字屋小兵衛

八百豊

みのや善三郎

上鱗形町

亀屋治三郎

近江屋佐兵衛

中村屋善兵衛

亀屋次郎左衛門

室町丸太町上ル

西洞院五条上ル

下立売室町東入

仏具屋町万寿寺

正面下ル

五条若宮八まん前

精進

袋

紙屋長兵

安土町

同丁

仏具屋町五条下ル

西洞院五条上ル

西洞院松原下

醒井五条下ル二丁目

長札箱・富

下立壳室町東江入

綾小路室町西江入

綾小路西洞院東江入

来ル五日大山中くみ願追而取二遣ス 壱升

蛸薬師高倉西江入

柳馬場六角下ル

海道七条下ル 沢屋次兵衛

近江屋松之介

平野屋弥兵衛

丹羽小兵衛

壹貫町松原下ル

室町二条下ル丁

中村屋徳兵衛

毘沙門町

竹屋茂兵衛

鍵屋源兵衛

堺屋治兵衛

灰屋孫兵衛

伊勢屋嘉介

桑名屋半兵衛

正月二日

正月二日

信義（花押）

花山院様
御諸太夫中 信義

羽倉摂津守

新年之御嘉祥不可有尽期御座候、先以 倍御機嫌能可被遊御重歲恐
悦之至奉存候、然ハ如嘉例年始御祈祷遂勤行候、元旦直会之神饗一具
御札御富奉差上候條宜御披露奉願候、猶期永陽後喜之時候、恐惶謹言、

西園寺殿

御箱札台共
長のし台共

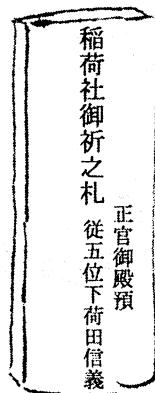
式把

中奉書

封
西園寺様
御諸太夫中 信義

羽倉摂津守

台二ノル



封
西園寺様
御諸太夫中 信義

羽倉摂津守

正月二日

花山院殿

大神供 一二三八種

御箱札台共

正月二日

信義（花押）

御富壳对

新年之御嘉祥不可有尽期御座候、先以 倍御機嫌能可被遊御重歲恐
悦之至奉存候、然ハ如嘉例年始御祈祷遂勤行候、御札長熨斗奉差上候
條宜御披露奉願候、猶期永陽後喜之時候、恐惶謹言、

条宜御披露奉願候、猶期永陽後喜之時候、恐惶謹言、

正月二日

麁屋町松原下ル

五条御幸町西入

行方不知【麁屋町松原下ル】

五条新丁西江入

松原醒井

富小路五条上ル

美濃屋喜兵衛

糺屋与兵衛

和久屋源七】

紅屋次郎右衛門

美濃屋半兵衛

糺屋四郎兵衛

同丁

綾小路至町西入 二膳遣ス

大仏

御千度之節鍵袋出ス、御膳一通・錫一封

本町
老丁目

上下 紅屋講中
御膳御札廿枚
錫 壱対

正月三日

大仏正面下ル町

鞆屋町七条上ル 廿枚

高倉五条下ル二丁目

七条大宮東入

堺町六角上ル

伏見海道正面下

万寿寺烏丸西

高倉五条上ル

東九条烏丸

東九条

本町五丁目御年寄

上堀詰町

堺町中御年寄

龜屋重兵衛

清咲堂

五丁目御年寄

白木屋九右衛門

富屋町御年寄

石羽七左衛門

長谷川又左衛門

同十日
御膳一通
箱札壹 包札三十枚
錫壹対

前之町

毎年正月八日東羽倉、七月十七日松本家

右町計當番方へ為持遣ス事 麻上下着 侍老人・下男老人
酒出る

正月五日

万寿寺新丁西

南 金上澄丁

右上澄丁へ二膳分遣ス

綾小路至町西入南北会所

同十六日

御膳一通

本町二丁目 武田作右衛門

札三枚

酒壹升樽二入

十六日

室町中長者町

佐藤源兵衛

尤組屋敷之義は茶番ニ為致、案内可申候事

同

室町竹屋町上ル

浜口三左衛門

村方人足料正官より白米式合ツ、遣ス旧例」

正月六日

奥田仁左衛門

出礼来ル

組重

水菜
雜煮

(貼紙)
吸もの

一諸司代・両町奉行・方内上下

東西組

公事方

勘定方

目付方
証文方

与力計

同心目付

新屋敷松茸掛上下五人、同与力目付、同人目付、手札持參之事

一出頭物代社司壱人、愛染寺神人壱人
供青侍壱人

一五本入桐扇子箱
村人足壱人

二組入用也

右東西奉行所へ差出候

但、諸司代ハ玄関江申置候事

市中年札札納連名日限見計

扇 大仏正面西入

堺屋久兵衛
武田作右衛門

扇 伏見海道五条下ル
大黒町五条上ル

八文字屋小兵衛
枠屋茂兵衛

扇 富小路四条上ル丁
東洞院三条下ル

御幸町押小路上ル
寺町松原下ル

扇 綾小路新町東入
烏丸仏光寺上ル

ならや与兵衛
吉野や茂兵衛

扇 烏丸押小路上ル
烏丸押小路上ル

帶屋七兵衛
ならや久兵衛

扇 柏原孫左衛門
祇園富永町

燒吹屋佐兵衛
八百とよ

扇 大仏桜町
寺町松原下ル

大文字や平兵衛
梶屋四郎左衛門

扇 柳馬場三条上ル
東洞院四条下ル

芸州御屋敷
箔屋長兵衛

扇 新町六角下ル
東堀川三条上ル

板倉御屋敷
櫻木町烏丸西入

周防守殿献上長札箱願置候事

綿屋徳兵衛

扇	室町竹屋町上ル	扇	室町松原下ル丁	御鏡	室町松原下ル丁
扇	上立堀室町西入	手紙・扇	小川出水上ル丁	万寿寺烏丸西入	寅屋甚右衛門
御幸町三条上ル	同	大宮御池上ル丁	仏具屋町魚棚上ル丁	東九条塩小路村	白木屋九右衛門
扇	室町押小路下ル丁	油小路三条上ル丁	西洞院二条下ル丁	東九条烏丸	鍵屋四郎兵衛
【二条衣棚西江入】	二条油小路西江入	油小路三条上ル丁	西洞院二条下ル丁	西洞院松原下ル	中島四郎治郎
四条新丁東江入	二条油小路西江入	藤田吉兵衛	近江屋長兵衛	若狭や八兵衛	奥田仁左衛門
扇	万寿寺新丁西江入	岩城店	三文字屋九兵衛	柳馬場松原角	井筒屋和介
扇	室町下長者町上ル	月見町	近江屋長兵衛	河内屋へ願置候	東九条烏丸
扇	葭屋町下立堀上	万屋源兵衛	近江屋高辻上ル	井上寿一郎殿行	丹羽小兵衛
同あらし丸太町下	寺之内妙蓮寺前	鍵屋清兵衛	鰐屋町高辻上ル	河内屋へ願置候	若山要介
扇	衣棚夷川上ル丁	一文字屋清兵衛	仏具屋町五条上ル	原豊三郎	石羽七左衛門
扇	衣棚御池下ル丁	八文字や勘六	綾小路新丁西入	銅壺屋喜兵衛	鍵屋源兵衛
扇	新丁御池下ル丁	蛭子屋弥兵衛	仏具屋町五条上ル	奈良屋新右衛門	井筒屋孫兵衛
夷川油小路西入	上田徳太郎	笛屋弥兵衛	東九条烏丸	太田清右衛門	丹波屋奥香
御鏡一鳥丸二条下東側	玉屋伊兵衛	扇	中筋魚棚	丹波屋奥香	丹波屋喜兵衛
富小路二条下ル	速水喜三郎	新町押小路上	仏具屋町魚棚下	山崎屋長兵衛	山崎屋長兵衛
油小路六角下ル	野原十左衛門	▲五十九軒	扇・かゝみ 松原西洞院東入	丹波や幸兵へ	丹波や幸兵へ
御鏡毫・扇・札	河内屋市兵衛	入用物	井筒屋和介替名	子年二月大祀式受	寅屋甚右衛門
万寿寺新町西入	上澄屋長兵衛	御札	▲五十九軒		白木屋九右衛門
		扇子	供もつ		若山要介
		四拾本	四十七		石羽七左衛門
					鍵屋源兵衛

子年二月大祀式受

伏見年礼札納

廿三軒

京町大手筋上

御札 廿三枚

京町幸筋下ル

扇 拾本

大手筋下ル丁

箸 十七

同立石

供物 廿三

油掛町

一醍醐

京橋町

内海数馬

馬借まへ

一同

京橋東浜

大津屋忠兵衛

京橋東浜

一長札箱

紙屋与右衛門

一

高井武右衛門

箸

丹波屋長兵衛

四膳

木津屋与左衛門

五本

丸山瀬平

供物

佐左

同

同西浜

惣入用高

西浜

長札箱

同

伏奉行所年礼之節立寄、役船之義兼而相願置候事 新

京橋

八百左

同

船番所

同

同

松屋伊兵衛

同

北国屋七兵衛

同

野村五左衛門

同

大仏屋四郎兵衛

同

醍醐屋八兵衛

同

小道屋弥兵衛

同

水六

同

青殿橋上ル問屋町

同

京橋向

同

役人角替角藏 子年大祀式受 用意駄や町高辻上ル【豊】
板倉周防守殿 長札箱・書面 堀川三条上ル丁御屋敷
井上寿一郎殿

清左衛門

下村良介

同 原豊三郎 柳馬場松原角河内や願置添

同

京都伏見醍醐小栗栖札賦

惣入用高

包札

八十五枚

包札

七十四枚

鉢先

四膳

箸

廿一膳

扇子

五拾四本

但、四本もの持御添

御鏡

書状 壱通

松平土佐守殿 御留守居 中島小膳・**【武山吉平】** 武山吉平

改春之御吉慶不可有蓋期御座候、先以 殿様益御機嫌能被為遊御
越歲恐悅至極奉存候、隨而如例年御武運長久御安全之祈啓勤行仕、御
祈禱之御札奉指上候、年始御祝詞申上度、各樣迄捧愚札候、御序之
刻宜御披露奉願候、猶期永日之時候、恐惶謹言

正月二日

羽倉摂津守信義

中島四郎次郎様

羽倉摂津守信義

(墨書抹消)

御用人中

上立堀室町西入、屋敷願置

勢州桑名

札供物・書面 久野外記

札供狀

南部一道

同

野村新右衛門

同

山田彦右衛門

同

藤之介

勢州朝明

江戸下谷東坂下与力丁

同

伊藤伝左衛門

同所桑名

江戸芝神明社同

同

竹内弥兵衛

和州郡山

杉本要人

同

伊藤伝左衛門

同所桑名

右東洞院三条上飛脚屋出ス

同

浅沼三郎右衛門

和州郡山

加納久之進

同

大庄屋衆中

惣代【衆】中

江戸新橋

同

浅田六兵衛

下谷和泉橋藤堂和泉守殿裏門前

半箱札

同

右蛭子や八郎右衛門方願置候

土佐

南部弥六郎様

右烏丸押小路升善願置

羽倉摂津守信義

正月

大庄屋衆中

惣代【衆】中

新年之御吉慶申納候、弥御安健可被成御越年日出度御義ニ御座候、然ハ如例年於神前御家内安全長久御繁榮之遂祈啓勤行、依之御祈祷之御札神供物等致贈進之候、幾久敷御受納可被下候、猶期永日時候、恐惶謹言

正月

羽倉摂津守信義

半箱札 長瀬順次 同親類 羽倉外記

土佐屋敷へ願候

九月十五日

羽倉攝津守内

前田健藏

当亥年次百疋來子年より毎年正月金廿五疋釣鏃札供物差遣ス

尾州大津町下辻番より下三軒目東側 牧儀十郎

毎年金廿五疋ツヽ奉納、毎年供物札差遣ス、南部一道殿迄出ス

桑名南部一道方行

水谷太兵衛

当亥年八月より毎年毎月朔日・十五日・未干日本社へ御供調進、御供料一ヶ年分金五

百疋、白狐社・命婦社金貳百疋、右年々冬分ニ奉納相成候事、御下り正五九月三飛脚

を以遣ス

伊賀上野

右文通名當 藤堂金七内 竹岡久之丞

藤堂金七

伏見寺田屋方着、新船番所方江役船拾人前宜敷御取計之義願出候、差控居候、追而役所より沙汰有之候事、

大坂八軒家京屋方着船 朝支度いたし、夫より大坂順行、万人講元播磨

屋清兵衛方着、伊勢屋惣介方挨拶【相】〔罷〕越、其上御神物等相渡 其

上は講元差団次第相まかせ可申事、大坂用済次第尼ヶ崎講元（原文空白）

罷越、神物等相渡、其上差団次第可致候、

尼ヶ崎用済次第、伊丹稻内講元豊島屋伊七・丹波屋伊介両家罷越、右止

宿之義講元差団次第取計、追而講元旅宿へ罷越候節、神物等引渡候事、

講内順行之義は差団次第可致候事、右稻内講用済次第、同所稻榮講元

吉田三柳・山村伝二郎方罷越候、年礼被述候、右止宿之義順替被致候事、

何分先方差団次第可致候事、

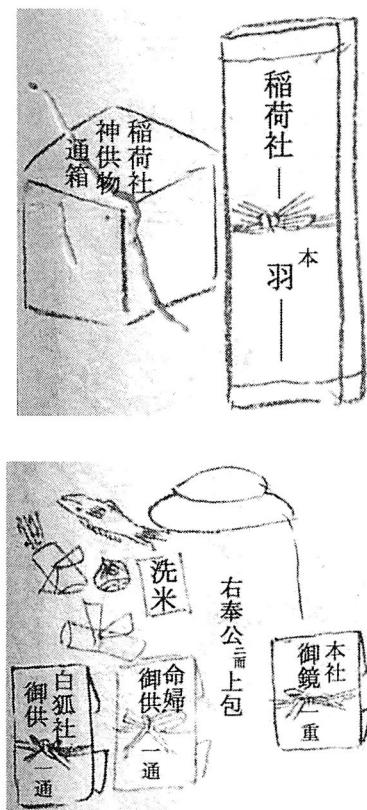
御札・扇子・はし 京屋忠兵衛 長札箱・扇一对 内山彦次郎

長札・扇一 古屋源之祐 長札箱・扇壺 丹羽欣次郎

同 大森権兵衛 半札・扇一・はし 関弥次右衛門

遂祈啓勤行、依之御祈祷之御札・神供物等致贈進之候、幾久敷御受
奉書二ツ折、左之通認、神供物二添遣ス

一筆致啓上候、冷氣相催候處、愈御安康被成御座珍重奉賀候、然は
毎月朔日・十五日・未午日、於神前御武運長久御家内安全繁榮之
遂祈啓勤行、依之御祈祷之御札・神供物等致贈進之候、幾久敷御受
納可被下候、恐々謹言



御札・扇子・はし 京屋忠兵衛 長札箱・扇一对 内山彦次郎
長札・扇一 古屋源之祐 長札箱・扇壺 丹羽欣次郎
同 大森権兵衛 半札・扇一・はし 関弥次右衛門
半札箱・扇・はし 衣笠才右衛門 札・供・はし・扇 万 宝 院
天満東寺町前

同・扇 同鳥居筋東人南側
大和屋文次郎 同筋九丁目下駄や
山田屋五郎兵衛 札・供・はし・扇 番箱屋四郎兵衛
同表明筋立町

同・扇 万人講 伊勢屋惣介
大和屋文次郎 同筋九丁目下駄や
山田屋五郎兵衛 札・供・はし・扇 番箱屋四郎兵衛
同表明筋立町

天満十一町樋上町
牛尾右京 同

中ノ島肥後はし北詰
添ニ委敷認有之 同

なんば新地
岡御屋敷 同

金ヶ崎 同

平の町一丁目
日野屋作五郎 同

道修町一丁目自浜
河辺七兵衛 同

吉見俊造 同

長札箱
半札箱 四ツ

鉢先
御札 三十

札供物
扇子一対包 四

四十本

万人講 はりま屋清兵衛
伊勢屋惣介

小茶 拾三本 但、一袋三付五分かへ
大茶 式本 但、一袋二付壹外かへ
扇子 一对宛 兩人
大麻間情 壱社

御札 小狐 式対
小茶 拾三本 但、一袋三付五分かへ
大茶 式本 但、一袋二付壹外かへ
扇子 一对宛 兩人
大麻間情 壱社

伊丹稻内講 豊島や伊七
豊島や伊七 たんはや伊介

大茶 式本
扇子 二本宛二包
守 武ツ

小茶 十式
大茶 式

尼ヶ崎 弥右衛門
大物村 弥次兵衛

扇子 式本宛
小茶 式

扇子 十四
扇子 拾本

箸 甘膳

同榮寿講

伊丹

吉田三柳

山村伝次郎

外箱桐

中箱

小鷹張、みの紙二上包、四赤水引カケル

大茶
扇子

武本
武本宛二包

小茶
十

池田講中

蜜柑屋源兵衛

大茶
扇子

一袋
武本

中川修理太夫殿献上

大麻
扇子

武本

中川修理太夫殿献上

大麻
扇子

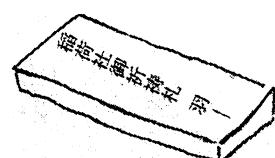
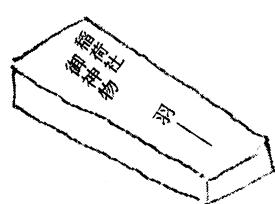
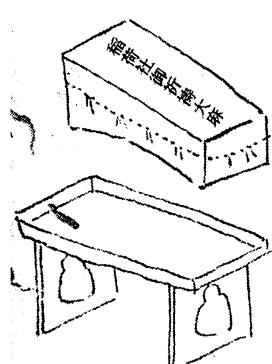
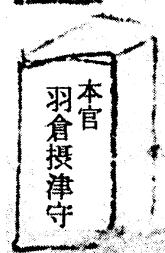
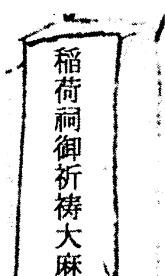
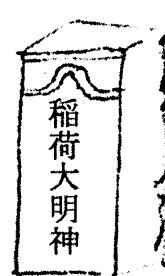
武本

右用入行
外箱 杉

中箱 長札箱 檜

大坂御留守居行
長札箱

稻荷社御祈祷大麻



二月朔日神供奏進
二月五日・六日初午

四日より御社廻備神取入

御社かり家建、夫々手笞可致候事

御本社番 尾崎 外記

御社かり家建、夫々手笞可致候事

上御殿 尾崎 右内

御社かり家建、夫々手笞可致候事

若宮御殿 尾崎 要人

御社かり家建、夫々手笞可致候事

白狐社 尾崎 権之介

御社かり家建、夫々手笞可致候事

加入 清蔵

御社かり家建、夫々手笞可致候事

玄関番 大石長兵衛

御社かり家建、夫々手笞可致候事

大坂万人講行大麻

事

右大坂屋敷持參、玄関通案内いたし、取次之者相渡、名前承り可申候

経師 次介

柳方 左吉
取持方 翠 広吉

左官 大石為二郎

本社財錢方

十日・十一日・十二日

子年二月初午巳午未

メ 金武朱

当百三貫八百文

銅錢拾貫文

文久 四文錢六十式貫文 小錢百八十七貫式百文
錫 四文錢廿貫文 メ二朱分 二百七十九文

二月初午神供奏進

青山飾

本殿四枚切

本社両脇台提灯式本

白狐社前 壱本

疊 三帖

白狐社 両宮

小社前 壱本

屏風

壹双

荷田社 相殿

門前 武本

火鉢

壹

門面 小社

灯籠向一式

土瓶

壹

杉原 四枚切

炭灼 茶椀

右權太夫幣タテ

祝義式百文遣ス

堂上方初午漬

九條様御諸太夫中

書状付 武重

鷹司様御諸太夫中

西園寺様御諸太夫中

花山院様御諸太夫中

二月初午前々日、尼ヶ崎講中より魚類奉納上京被致候、止宿石川ヤへ遣ス、
初午前日、伊丹古講參詣被致候、御神酒二月初旬ニ着可致約定、止宿石川

屋差遣ス、当夜当家より酒肴持參、役人挨拶罷越候

初午当日、当家ニ而神酒・赤飯頂戴被致候、引次酒肴差進可申候事

右取持方權之介相勸可申候ニ付、別段会釈金五十足差進候事

伊丹連中ハ何れも酒肴ニ付席なかへ何分酒御希宜敷候事

池田講中兩人參詣被致候御初穂金 壱貫文 番人 八兵衛

八百文 尚回覽出勤料八兵衛より渡ス

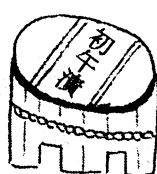
右前同様下宿差向、右同様取あつかい可致候事

右両日共參詣立寄候人、赤飯酒差遣ス

武百文 初午夜別段見廻リニ而八兵衛遣ス

女御御所 初午漬献上

台のし



書状なし

此樽海道七条下ルおけやニ而拵、代四百文計

名代伊勢守殿出願有之候事

白川様御雜掌中

同 弐重

内一重ハ雜掌中へ進る、都合二重

嘉例初午漬獻上仕候、最御序之砌宜御披露奉願上候、已上
何様 御諸太夫中】

今出川様局江

是ハ奥様より書状付 壱重

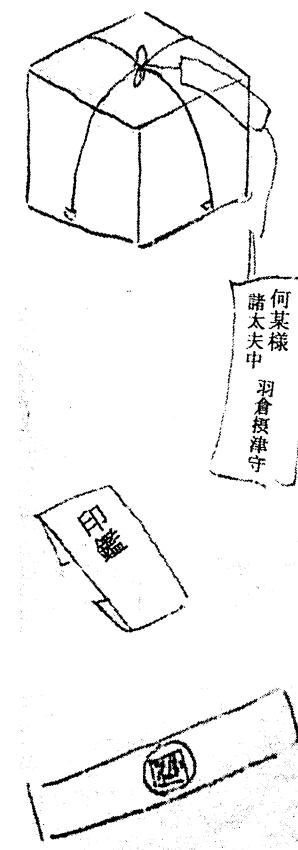
万里小路様御雜掌中

書状付 壱重

右何れ重箱二入、外箱付、ひもむすび、半紙左之通切、まん中ニ印おし、
右三面封いたス、外ニ半紙さしゆき切、左之印おし印鑑ニ一札宛【印】[付]

而半紙三面札付ス

のしなし



書状文言

一簡啓上仕候、余寒之節ニ御座候得共、先以 益御機嫌能被遊御座
奉恐悦候、隨如嘉例初午漬獻上之仕候、御序之砌宜御披露可被下奉
願候、猶期後慶之時候、恐惶謹言

『近來文言改 年中執事書、半切認』

正月 羽倉摂津守信義

何様 御諸太夫中

(貼紙前出「書状文言」の上に貼付)

「半切認草崩封

以手紙得御意候、追々春暖相催候處、

弥御安康奉珍賀候、然は如

市中初午漬賦運名

大仏正面下ル丁

本町五丁目
新五丁目

荒物屋庄兵衛
上堀詰町

同 大仏正面

鞆町七条上ル

堺屋久兵衛
武田作右衛門

伏見海道五条下

大仏正面西入

柏原孫右衛門
今津屋藤吉

大仏

問屋町五条

八文字や小兵衛
袋 中 庵

御幸町五条下ル

灰屋孫兵衛
美濃屋善三郎

大黒町五条上ル

大文字や平兵衛
吉本二右衛門

五条若宮八まん前

河内屋新兵衛
信濃屋伊右衛門

木屋町松原下

伊予屋庄兵衛
井筒屋忠藏

寺町松原下ル丁

大 安 土 町

同丁

河原町 松原上ル

河内屋新兵衛
信濃屋伊右衛門

同丁 御幸町五条上ル

伊予屋庄兵衛
井筒屋忠藏

同丁 御幸町五条下ル

大 安 土 町

【麩屋町松原下ル】〔御幸町万寿寺下ル〕 井筒屋忠藏

麁屋町松原下ル

上鱗形屋町

翠広〔すみや〕屋善兵衛

同

麁屋町高辻上ル

伊予屋嘉兵へ

同

麁屋町松原下ル丁

原豊三郎

同

美濃屋喜兵衛

同

近江屋万右衛門

中村屋徳兵衛

同

御留主居〔長瀬〕

〔中嶋小鉄、武山吉平〕

同

祇園町

同

八百とよ

同

みのや徳右衛門

同

鍵屋四郎兵衛

同

越前や弥右衛門

同

水口屋佐次右衛門

同

ならや与兵衛

同

加賀屋喜六

同

吉野や太介

同

ならや新右衛門

同

綾小路新町東江入

同

柳馬橋蛸薬師

同

綾小路新町東江入

同

高倉五条下二丁目

同

高倉五条

同

大仏八丁目

同

大仏八丁目

大仏〔小川小門前〕
〔桜町建仁寺東入〕三宅

○ 麁屋町松原下

東洞院松原上

飛騨や彦兵衛

烏丸二条下ル
御幸町六角
二条室町東入
大仏
祇園
万寿寺烏丸
万寿新丁
万寿寺新町
仏具屋町松原下
西洞院松原下
屋町松原下ル
寺町高辻下ル
室町押小路
寺町高辻下ル
古屋敷
御地屋敷
同
御室御所坊間
同
室町一条下ル
六条
丸山
○

丹羽小兵衛
松屋吉兵衛
小田原屋善兵衛
沢屋次兵衛
竹の坊
白木屋九右衛門
宝光院
月見町
上澄屋長兵衛
井筒屋三郎介
鍵屋喜右衛門
寅屋甚右衛門
元両替町
万屋勘右衛門
播磨屋源兵衛
下田耕介
上田鉄之介
草間列五郎
芝築地
石崎謙三郎
三浦
丹羽小兵衛
山かへしおろし
うたの

室町
烏丸四条

伏見初午漬賦運名

下町

京町大手筋

京町大手筋下ル

同丁

立石

油掛町

京はし

馬借まへ

京はし

同向

同

同

同

同

同

同

同

同

京はし

同

同

同

同

円何左衛門
山森

青殿橋上ル川内丁
京橋向

だいこ

だいこ

小栗栖村

だいこ

伏見帶刀町

下村良介

清左衛門

大津屋忠兵衛

伊原伝兵衛
焼灯屋八兵衛

青殿橋上ル川内丁

内海数馬

下村良介

清左衛門

大津屋忠兵衛

丸屋甚兵へ

神事方

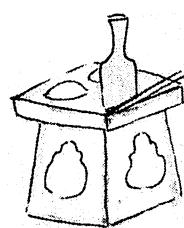
毎年二月廿四日より廿四日迄數五日之間、京都氏子町々より

神馬料奉納罷越候、其節座敷^江相通、神酒遣ス、引次酒肴遣ス

社司一同立合有之

兩替方松原麁屋町東入錢屋喜太郎手代出勤有之、為出勤料金百疋遣ス

神札一枚宛遣ス



神酒
昆布

鰯

蒲鉾

皿盛

たこ

みかん

紅生姜

あちやら漬

ほし大根

昆布

とからし

吸もの

白豆腐

味噌汁

紅生姜

あちやら漬

ほか

みかん

とからし

とからし

引益

御神事方

二月廿六日、五条橋詰町江左之包札三十三枚供物札為持遣ス

三月三日 神供奉進之事
三月朔日退供鏡遣ス 宮津 三宅源藏

三本木宮津屋敷願置 三十九才

金三両

稻荷社御祈祷之札 稲荷社
社司中

(貼紙)

三月朔日

宮津飛脚 室町松原上ル 宮津定宿 三本木宮津屋敷

亥十一月相改

御留居預三下役局へ願置候

金三両収納

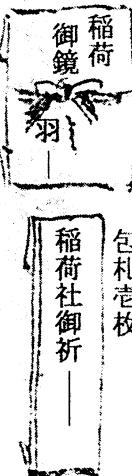
宮津家中 三宅源藏

十二月朔日より五十ヶ年之間、毎月朔日献上、年々三月朔日退供

願主へ罷遣ス、神供御鏡壹重

御鏡一重

包札壹枚



三月神幸前、大仏当町より幣杉葉榠台受取来る
神事方
三月朔日献上、毎年三月朔日退供遣ス、五十ヶ年之間
メ
幣立下行
榠台 壱
幣立下行
外美濃紙幣 杉葉
白銀四匁三分当町より持参
御札三十五枚
神札

神幸分

三月末ノ午、御神幸神供奉進 但、早朝御鍵代官出頭、夫より内陳_{ニ而御}
搦有之、夫より神供奉進相成、夫より五ヶ村相揃、諸人夫々相揃上、御
輿御写有之、夫より社司夫々下殿

当日早朝、御本社【備】(構)夫々掃除可致候事
「ざ壹枚本社前板間ニ敷置、社務拝有之事

一笔致啓上候、——愈御安康被成御座珍重奉賀候、然処昨朔日於 神前
御武運長久御家内安全之祈啓勤行仕并御供獻上、則退供御鏡壹重御祈祷
書御礼差上候間、目出度御受納可被下候、已上

三月四日 羽倉摂津守内 前田健藏

三宅源藏様

『神幸』

当日早朝

神璽御劔御袋箱入之便

文庫 奉書

三月朔日 神供奉進之事

ほたん 杉原三十計

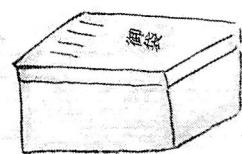
みの紙

硯箱壱組
はさみ入

神馬壱疋 馬吉より引込

『鏡 繩 備用

竹屋町 烏丸 升喜』



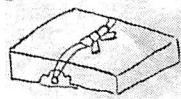
白丁 三具

大門 一具

風折烏子 壱

白丁烏子 弐

沓籠持烏子壹



当門内二神馬小屋
右前日ニ建置

馬損料 子年増壹貫文 一疋ニ付弐貫百文宛
神幸後、馬損料壹貫百五拾文馬吉渡ス

但、口付壹人共

一御旅所神人休所之義、旧例南【右雨庇ニ】〔廻廊ニ〕幕張休所致居候處、

近年当家座敷貸遣シ候處、近年無案内^{二而通}罷越候ニ付、当年右引合いたし
休所相断申入候處、神人銘々当家門前溜 殊雨天ニ付甚ニ困居候、無程
生島右京之介出頭被致候、段々相断被申候ニ付聞済、是迄之通座敷通し
遣ス、已來以前相願罷越候訳堅右京之介殿へ引合致置候

生島右京之介

田 中 兵 部

中 村 右 近

一九条村以前相願罷越候ニ付例通貸遣ス 健藏出頭

当年今夜丁向けんくわ等いたし、門戸打勝手之取計被致、猶玄関へ土足

^{二而通}甚々不法之義被致候ニ付、三月廿八日庄や田中氏へ罷越面会、已
来相断可申由申述候處、何れ跡より御返事ニ可及候由ニ付被引取

神事方催

廿本之内、神幸之節五本入用神人受取參る

一松明廿本 衛士 彦介

一社ニ付一本宛大鳥居より

右ハ毎年以前鳥目弐百文半紙一折遣ス、奉候節申付候事神事方催

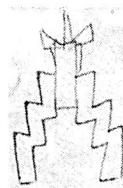
『時ノ正祢宣勤仕、不參時ハ祝也』

一輪旨御請 大西相模守殿

廿四日暁八ツ時出頭、同日六ツ半時御社納

当家座敷備

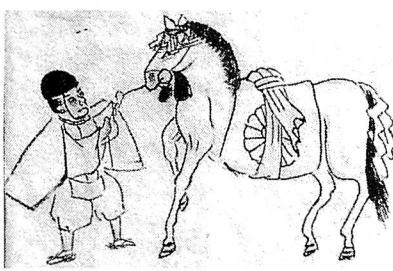
大台茶わん



奉書四枚

外ニ口付老人 馬吉より神馬添來ル

沓籠持老人 御社より



神馬壱疋

馬部 式人 五右衛門

『口付』源三

外ニ口付老人 馬吉より神馬添來ル

沓籠持老人 御社より

奉書四枚

繩三ツ 内こんなわ一有
馬部 わらんじ一疋当家より催

右之つゞらニ在中
御社より前日参ル

神馬壱疋

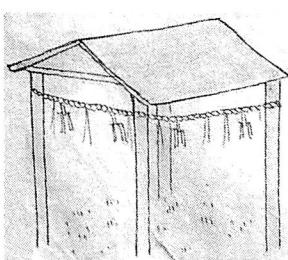
馬部 式人 五右衛門

『口付』源三

外ニ口付老人 馬吉より神馬添來ル

沓籠持老人 御社より

奉書四枚



風呂土ひん

玄関北ノ間ニ置

一御神幸之節、東西奉行組与力同心警固辻固等出役場所へ行列書差出候事
『文久三亥年ヨリ 勅裁之神事修行方へ被仰出、依之出勤挨拶、並行列衛士不用也』

廿四日夜

門前両脇台姚灯式本

一本社両脇台姚灯式本
但、廿三日夜又は廿四日朝なし
但、廿三日夜・廿四日朝なし

一御出輿之上日供相備可申候事

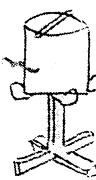
當年ハ昼後八ツ半時御出立、夜五ツ半時御社納可有之候事

一御引取前かまへ置

中門石壇下南方三水桶差出置

此桶御社より受取

右御社より分役正介へ申付置
但、手ふきなし
御入社前正介より出ス
夕刻二出置



一神事方 (金指之) 節は、當日早朝門前両脇台姚灯式本火入
神事方

一番人八兵衛夜廻り、尚百三枚蠟燭拾匁掛六丁程相渡

神事方

一拝殿四角高張四本出ス、蠟燭夜通し凡三丁当、合十二挺

一拝殿幕張之義右御何れも前日より差出ス、御輿番五ヶ村廿三日夕飯・

廿四日朝共飯切手廿枚渡

但し、御輿一社二付武人宛番人之積り

廿三日

子年東・丑年西

一神事方社司一同・神人・衛士・行列方・村方・人足方召出、神幸二付

万事氣お付心得違もの無之様、銘々へ申渡し有之、其節清火ニ而茶火何れ
も別火ニ有之候事

一四月朔日神供奏進

御旅所中十二之ほらトイカ三はい備、日限見計
還幸前表馬場掃除日限見計 当家より武人・愛染寺武人

神幸三月末午
還幸四月卯

三月廿一日

白豆腐二丁 西大西家 子年大西

大師備

森家

釜敷入



右前夕ニ為持遣ス

但、都合四人之處下男共申合せ式人三面廻る、壱人分式百文酒代ニ致ス、右ニ付式

百文遣ス

亥年四月九日 当家勇藏・愛染寺左吉相勤メる

一四月御【遷】〔還〕 幸、卯ノ日當年十五日早朝あおいの催松本家より出

る、引続御鍵

【神供】奏進、御輪(ラマ)旨始神宝神馬社司夫々旅所江御出、朝四ツ時

卯ノ日夜三入御帰り之節は門前両脇台挑灯式本 玄関行燈出し置

本社両脇式本台挑灯差出ス

茶田葉粉皿、神幸之通いたし置

白狐社壱本・荷田社壱本

旅所神人九条村休所

手水桶 神幸之通出し置

御社より分役正介へ申付候事

四月還幸伏見丸屋甚兵へ壱斗(二面)五重鏡備

御神馬 馬部 五左衛門・源三 わらんじ一足、沓籠持人足方より

御輿 御輪(ラマ)旨御入社之上

神供調進之事 松本家催

年還幸人足請負方

今出川烏丸角 鍵屋新兵衛

侍七百五拾文・平人五百四拾八文

表馬場先台挑灯

一正官始御残の方、御輿御帰り迄拝殿(二面)御尋受之事

夕刻御からと御鍵代官

一四月廿七日進物

藤ノ森神事ニ付鯖相賦

御池 上田鉄之介殿 鯖三本

白河殿 鯖三本

古玉室 下田耕介殿 鯖三本

雜掌中 鯖三本

三条 三浦錦次郎殿 鯖三本

右例年相送る

右例年相送る

禁裏御所毎月御祈祷

『十四日触出し』

右毎月十六日御祈いたし

廿八日ニ大麻獻上、社司相勤

『獻上日限前以相同事』

入用もの 越前奉書壱枚・美の紙二枚・麻櫛 八本

一五月朔日神供奏進

五月朔日御膳調進願置

本町 武田作右衛門

祇園町 八百とよ

万寿寺新町 同宮町

柳馬場三条上ル

中徳

同町 上澄や長兵へ

浜名翠

下百壱人室町西入 灰源

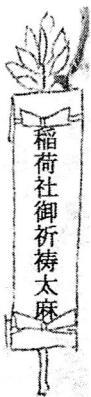
浜名翠

五月朔日比日限見計、伏見奉行罷出、大玄関より罷通り、御用入衆へ
御目ニ懸り度旨申入候、取次之もの寺社方間へ相通し、無程御用入衆
出合、來五日藤ノ森神事ニ付、今四丁向らん法致間敷様五ヶ村へ御申
付被下置祈願所之達を以夫々へ御申付被下度願上候

一五月四日夜宮神供奏進

申ノ刻、御殿預・目代御兩人ニテ御勤、神人一臍壱人相勤可申候事

『越前中奉書也』

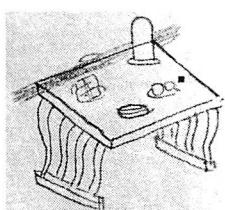


上包【台】(小) 鷹紙中ニ大麻榦壺本さす

だんご米五合

八兵衛五日夕飯料百文遣ス

菖蒲【生】 本社五社備三本宛 よもギ一本添



蒲生 人料四拾弐本 よもぎなし

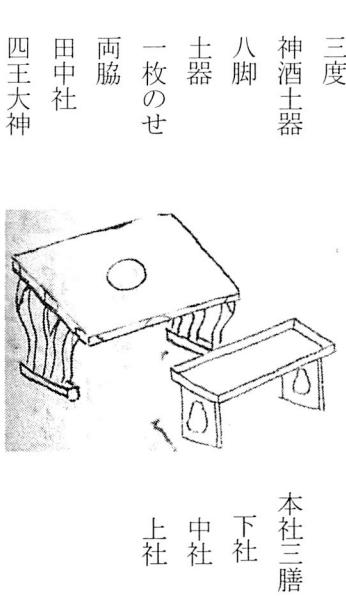
本社・白狐社小社廻り相備
門前・玄関夫々屋根へ

菖蒲六百把 子年七百文

よもぎ六六把

代五百文

子年七百文



本社三膳

下社

中社

上社

三度

神酒土器

八脚

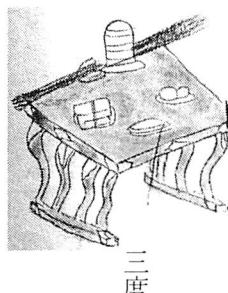
土器

一枚のせ

両脇

田中社

四王大神



三度

千卷

御飯

ふとまがりだんこ
もち 二

かわらけ【三】(壹) 枚

右何れも柿の葉引

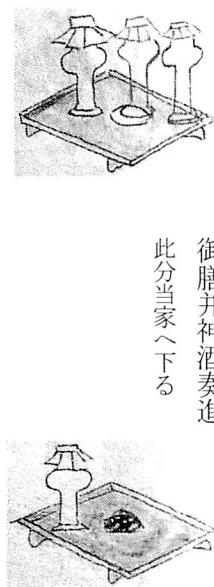
右之通御本社三膳備

三度

御本社分

白狐社

御膳并神酒奏進
此分当家へ下る



持寄奏進
餅 御飯 千卷 神酒

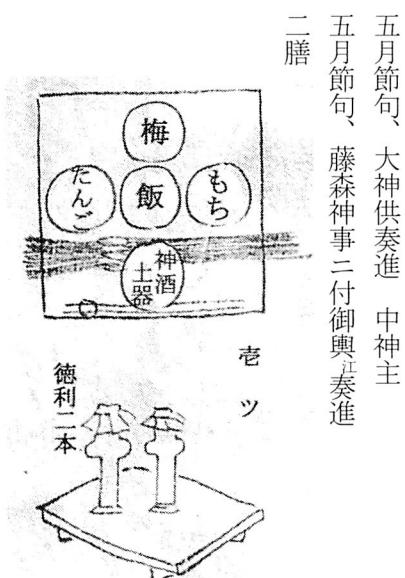
目代 六 上神主【廿本】(十二)

社務 五ツ入四本

六本

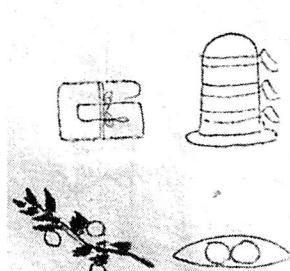
三ツ入式本

千卷口伝廿六



五月節句、大神供奏進 中神主
藤森神事ニ付御興江奏進
二膳

壺 ツ



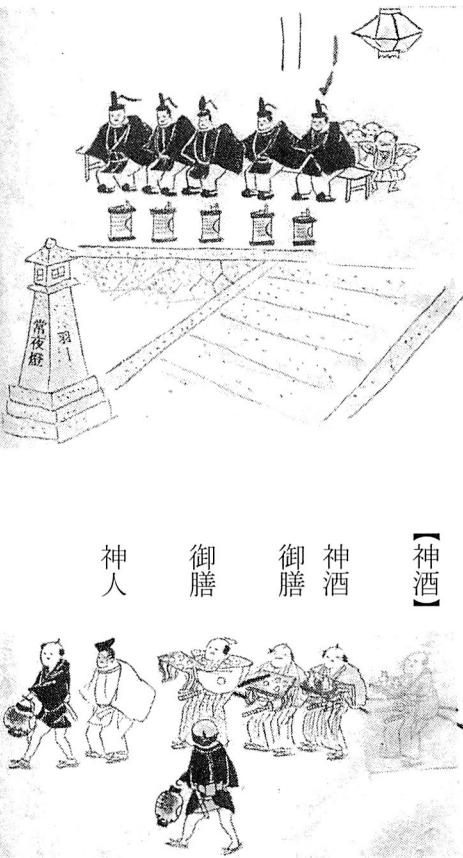
楼門前

藤ノ森御輿へ御膳奏進之事

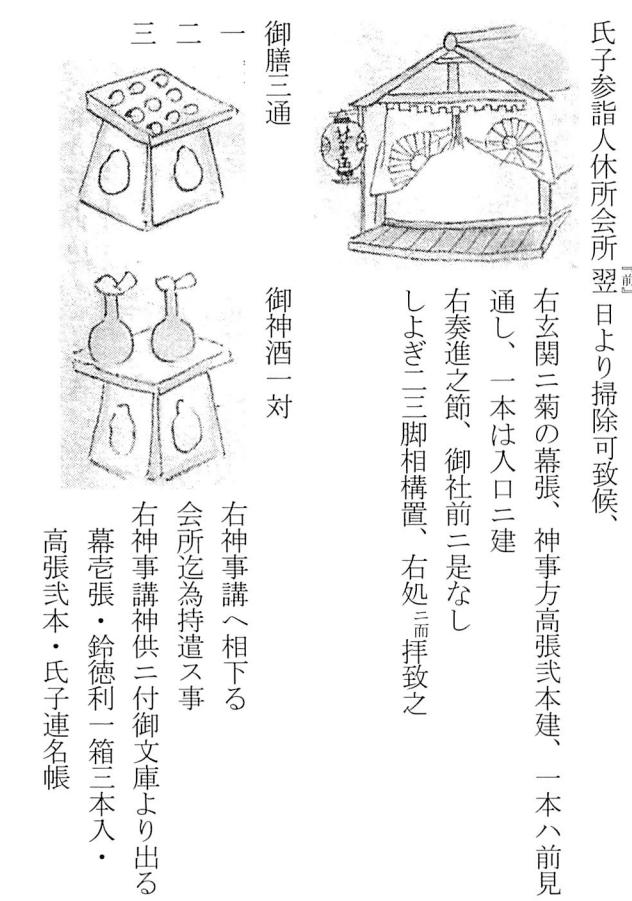
【神酒】

神酒 御膳

神人



右御膳調進之節、台姚灯二本此台の前二直し、此所三而調進



一五月五日夜当家門前両脇台姚灯式本

一御本社両脇 当時なし

一白狐社小社廻り なし

一同夜藤ノ森御輿藤ノ社へ御越之上、正官五人出頭有之、当家より神酒・御膳奏進いたス

毎月朔日・十五日・未・午ノ日、白狐社・命婦社毎月朔日・十五日

五月分 伊賀上野 藤堂金七 五月分御供遣ス

五月廿二日、神事方催

神酒神供調進有之、神事当町出勤被致候、銀三枚奉納之処、近年金四百疋奉納有之候事、

氏子参詣人休所会所翌日より掃除可致候、

右玄関三菊の幕張、神事方高張式本建、一本ハ前見

通し、一本は入口ニ建

右奏進之節、御社前ニ是なし
しよぎニ三脚相構置、右処三而拝致之

神酒神供買もの

一たこ 中壺はい

一海老 四ツ

一塩小塩 十五枚

一からすミ 大壺本

さけ二而も

一塩引 三本

大かます二而取計

一ゑそ 三本

一めぐろ 三本

一するめ 二把

一塩かい 壱

一わかめ二把 廿四文計

一かき 三十八 二百五十文計

一かゆ 四合 七十式文計

一くり 三十八 一せり

献上社司相勤有之

御引取後月番より大麻献上無滞相済、出頭何守殿相勤無滞相済、かり廻文出ス

『此間竈家一分ニ而不及廻文』

修封入用もの

奉書 壱枚、みの紙二枚、麻くし、苧

麻布 苧

六月朔日氷朔日と言 かきもち拾式枚

神供奉進候事 都合十三枚

此分神樂所迄差出ス

日数二日二而用

六月廿日過、四五日氏子麻人形集、但、賦六月さし入集、六月廿日過比四

五日二相片付、帶【持刀】人嘉介・両掛持正介勤る、小遣百文宛渡ス

半紙入用 人形分拾折 明治二己巳六月一日上神主親敬より受取

口上書分式百五拾枚 改 人形拾式折半 十三折用候事

麻みの紙二而切 口上書 拾式折半 都合式百五拾町分

麻くし式百五本

麻串 五百本

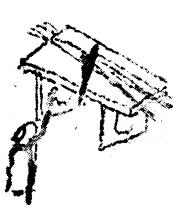
半紙二ツ切

熨斗

長札箱台三のせ、ペ繩張、一間壺尺計

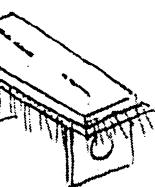
『熨斗一把台へノル』

のし一把式百五拾文計



女御御所

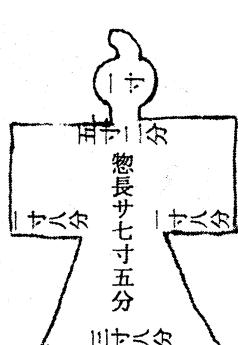
白木保認 桧



表稻荷社御祈祷太麻
裏書正官御殿預從五位下行撰津守

荷田信義印

人形



總長サ七寸五分
川十ヶタ

半紙

二ツ切

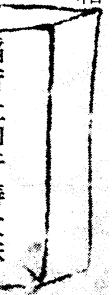
人形



總長サ七寸五分
川十ヶタ

人形

桧箱



正官御殿預
從五位下行撰津守荷田信義



二本くゝり貫赤水引二面くゝり一筋二ツ折

一於当社例年之通六月晦日名越大祓被執行候ニ付、御祓麻人形進之候間、
御願望之方ニ【は】右祓麻串ニ、何才之男何才女と夫々ニ御記置可被
成候、右祓麻を以御祈祷致執行候、尤当月十五日後取集役人差出候間、
其節御渡可被成候、右之趣御町内御披露承頼入存候、已上

九寸一分

一寸二三部

二枚ツヽ挟

六月

稻荷本社社司中

御年寄

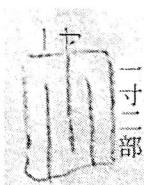
御町中

追而御奉納物之義は十二銅ニ不限御志次第三御座候事

名越綸輪 分役 右正介へ申付候事

外ニ一組
同捧台長サ二尺計

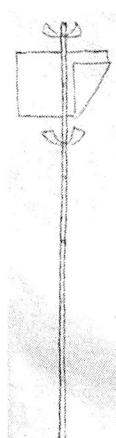
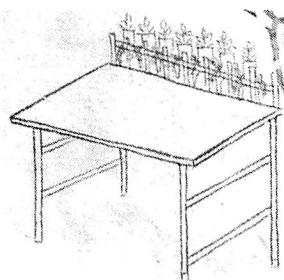
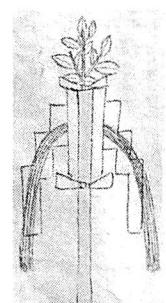
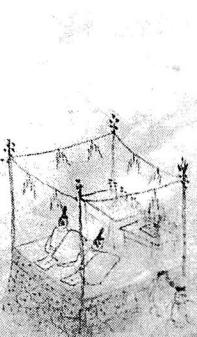
麻八本
長サ三尺計



當時なし

長サ六寸
巾二寸

六月晦日名越神供調進
東松本家催
昼後八ツ時比調進之事



幣奉書一枚八ツ切
四枚かさね

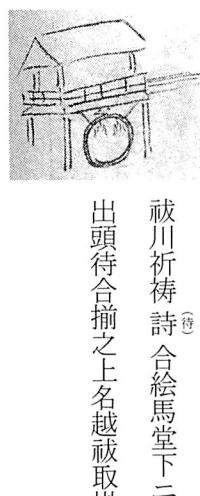
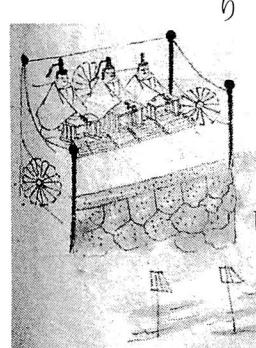
幣仕様之事

此数十六本

美濃紙左之通折、中ニ付木一枚入る、しのぶ竹

口上

祓川名越祈祷有之
正官始夫々出頭御勤有之候事



祓川祈祷詩合絵馬堂下ニ

出頭待合揃之上名越祓取掛り

神事方催以下男白丁差出ス
祓川掃除之義、六月廿五日過勝手三手伝方・鍵師方申付例年之通可致候

上一本

浜口三左衛門

取合五本 伊勢屋久左衛門

市中暑中見舞日限見計
祓川掃除之義、六月廿五日過勝手三手伝方・鍵師方申付例年之通可致候

伏見海道五条下ル

○並一本

鳥丸竹屋町上ル
近江屋与右衛門

蛸薬師大宮東江入
北沢出雲

团扇二本 武田作右衛門

三本

新町寺之内上ル東江入

岡本伝七郎

三本

六角堀川東へ入
箱市

取合

○同二本

寺内大宮東江入
右道正庵役人

三本

三条通小川東江入
○

御幸町五条上ル

上武本

元誓願寺知恵光院西入

上二本

小嶋喜介

スキや二本 安土町年寄

五人組 信濃屋

寺町錦小路上ル

岩城庄

四条新町東江入

蛤形一壳本

伊予屋

水口屋佐治右衛門

ならや忠兵衛

烏丸綾小路上ル

△三本宛

同丁伊 津 忠

寺町三條上ル

綾小路新町東入

三本宛

大 久

日暮丸太町上ル

帯屋七兵衛

五人組

近万

宮崎鶴吉

綾小路新町西入

上鱗形町年寄

並三本

御幸町三条上ル

高倉済光寺上ル

上三本宛

中德

鍵屋四郎兵衛

銅壺屋喜兵衛

外みの喜 柳馬場六角【下ル】[上ル]

上一本

上二本

近江や常吉

鳥丸押小路下ル

三本

榎木町小川角

東洞院五条上ル

浜名政年

同

伊勢屋喜右衛門

下珠数屋町東洞院西入

新町御池下ル

同

駒井屋新兵衛

高倉済光寺上ル

並三本

上田徳太郎

大宮御池上ル

加賀屋喜六

下珠数屋町東洞院西入

室町竹屋町上

同

若狭屋八兵衛

丁子屋九郎兵衛

問屋町

伏見海道五条下ル

同 本町壱丁目年寄 同

松原西洞院

山崎屋長兵衛

(貼紙、下部切斷)

三 上田

竹の坊

沢 次

京都分

四拾六軒
百三拾四本

外 祇園丁みよと裏

二本 鈴木くま

高瀬松原西

二本 尾張や平兵衛

室町二条下ル

二本 丹羽小兵衛

大宮松原入ル

別納 伊賀や治郎兵衛

子年より右官情取次二付

麁や町松原下ル

二本 みのいや喜兵へ

五月廿九日、源左衛門江鯉為持遣ス、前々控有之

四十九軒 九十八本

柏原孫右衛門

伏見之分

京はし 水

上三本

京町大手筋 駿河屋善右衛門

二本 菓屋庄兵衛

三本 鳥居まへ

京はし 丸山五兵衛

二本 京はし向

京はし 醍醐屋八兵衛

二本 京はし向

京はし 野村五左衛門

三本 京はし向

京はし 鍋島御屋敷

三本 京はし向

京はし 松屋伊兵衛

三本 京はし向

京はし 新社番所

三本 京はし向

京はし 阿波殿ばし

二本 京はし

二本 豊後はし

鍋嶋屋七右衛門

四十九軒 六拾七本

此分亥年ハ見合

京はし北江入

針屋庄九郎

京はし 水
此分差返し 水

京はし 北江入

京はし北浜 小道具屋弥兵衛

京はし 北浜 山形屋市兵衛

京はし 大塚小右衛門

京はし 北浜 京町大手筋上ル

京はし 大橋新次郎

京はし 大仏屋四郎兵衛

京はし 大

京はし 西浜 北国屋七之介

京はし 北浜 佐

京はし 西浜 たんはや仁兵衛

京はし 北浜 たんはや仁兵衛

二本	伊丹屋久兵衛	亥年 改二本宛 四十二本	外拾軒 二本宛廿本 合三拾本	伊丹永寿講 池田講
上三本	三軒 大澤屋忠兵衛	同 内海数馬	三本 武本	みかん屋源兵衛 茅野屋
同	下村良介	亥年改四十八本	五本 吉田三柳	五本 武本
大坂暑中見舞団扇賦	北原物 清右衛門	五本 山村伝次郎	三本 合五本	みかん屋源兵衛 茅野屋
高来はしすし平之町壱丁目	今橋一丁目 吉見俊造	外 六軒一本宛 拾貳本	上廿六本	大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎
備後町壱丁目東入	今橋通尼ヶ崎町二丁目	合廿二本	廿六本	大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎
三本 ④ 淀屋源兵衛	五本 ③ 松屋吉兵衛	中六拾本	六拾七本	中六拾本
三本 ④ 中ノ嶋筑前はし	西横堀斎藤町	下五拾九本	百四拾五本	下五拾九本
三本 ④ 道修町壱丁目浜	三本 ④ 大和屋林蔵	百三拾四本	百四拾五本	百四拾五本
三本 ④ 津鳶屋藤藏	日吉ばし坂本町	一京都分	一伏見醍醐	一伏見醍醐
三本 ④ 河辺七兵衛	中ノ嶋湊はし北詰東江入	合上廿六本	六拾七本	六拾七本
三本 ④ 西横堀京町はし 櫻や卯八	藤や太兵衛	弥右衛門	中六拾本	中六拾本
八月七日京橋 小張式被受	五本 弥次兵衛	下廿六本	百四拾五本	百四拾五本
万人講 ④ 南堀江黒金はし	外八軒一本宛廿拾六本	百三拾四本	百四拾五本	百四拾五本
伊丹稻荷講 三本 豊嶋屋伊七	内 上元政五十六本五拾文かへ	一伏見醍醐	六拾七本	六拾七本
中三本 伊勢屋惣介 三本 たんはや伊介	八寸ぬり百六本廿文かへ	百三拾四本	百四拾五本	百四拾五本
上二本 はりまや清兵衛 外拾二軒 廿四本但二本宛	スキヤ 七寸ぬり取合式百拾本十五文かへ	百三拾四本	百四拾五本	百四拾五本
合三拾本	成年分 団代八百廿式文 小丸屋弘 代金壹兩式分式百文渡	百三拾四本	百四拾五本	百四拾五本
〔亥年団扇上物二付壱本二付三十式文、數三百本仕入、代九貫六百文	(貼紙)	百三拾四本	百四拾五本	百四拾五本

京都正介壱人、持錢百文渡、伏見醸翻勇藏壱人

京都何れも大小式本宛

伏見醸翻大小式本宛、内海三本・下村三本・大津三本

大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎

六月朔日夜より勇藏遣ス、持錢二朱ト五百文渡ス

同四日朝引取

伊丹古講^{ニ而}世話相成久越屋方罷越し一宿致

一京都団賦正介壱人

ふしみ

醸翻团扇賦正介壱人

一伊丹・尼ヶ崎・池田・大坂団賦

七月九日夜、船^{ニ而}出立、十一日夕引取

戌年 勇藏遣ス

右前書蒲団為持遣ス

持錢金式朱五百文遣ス

大神供二付催触なし

七月朔日、神供奏進之事

神供相濟候上、殿上^{ニ而}社司一同神人迄頂戴之事

数十八

十 [一] [八]

十 [六] [八]

赤べに

浅瓜

なすび

葉引



さゝき

手形

手形

手形

だし

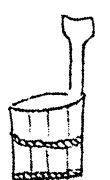
猪口



外皿

か五ツ

神人



そゝめん
同様

七夕神供買もの

一百十六文

【そは粉壱升】
〔うとん粉壱升〕

亥年九十

一四百廿文

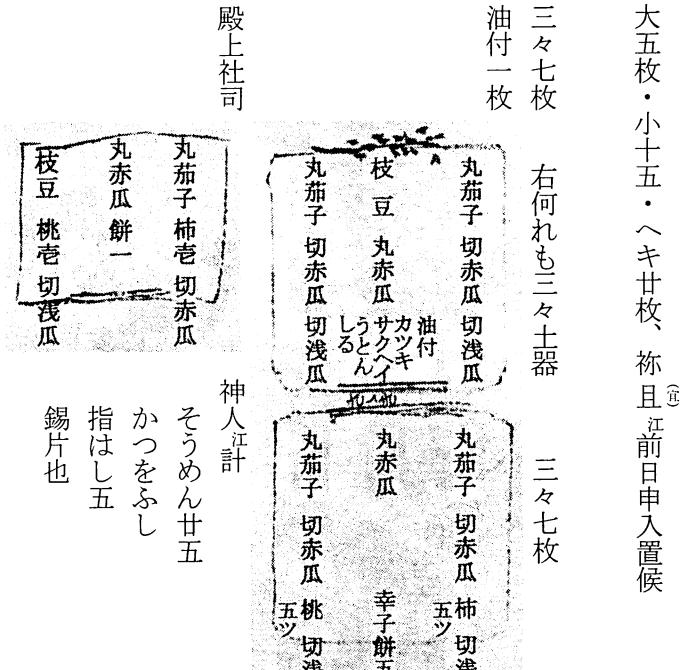
小まくわ
七十

但、壱ツ六文ツ、

一式百四十文

大まくわ
十 壱ツ廿四文ツ、

一百三十式文
さや豆 四把



小神二ノ御膳
丸赤瓜落子
其余ハ同様

一百五拾文 りんご 十五

鰯節

柿 九十

ゆ十

一百五十文 【中】[百]みそ

二百八拾文 なすび 百五十 内、神用八十四

一百六拾文 浅瓜 十本

一百文 白箸

一七百六拾文 もゝ百【六】[十]

但、壱ツ八文・六文位 内、神用八十四

一 上麦 壱升

一 武百五十文 さゝき 十把

一 からし

二文もち 八十四 万平江申付置、前日より

世話方 一 宇野喜六 九郎兵へ おみつ

一 三文字や久兵へ 辰吉 おたね

出入方 一 玉や平右衛門 おもと

一 紀伊国や市兵へ おとみ

〔頭書〕 一 亥年、七条新地 勝右衛門老母およそ

〔頭書〕

大まくわ十五 増やいと

小まくわ九十 増やみね

小内十五計 取調ノ者遣ス

左之通こんだて社司一同神人膳当家催三付、座敷差出ス
取扱方 長兵衛・為一郎・清蔵

(貼紙)

「七夕買もの 八百や喜介

一 茂百五十文 中なすひ 百五十

一百五十文 大五十

一五百八十文 大まくわ十五

一四百五十文 小同 九十

一百六十文 さゝき廿把

一三百文 さや豆 四把

一百文 もゝ百

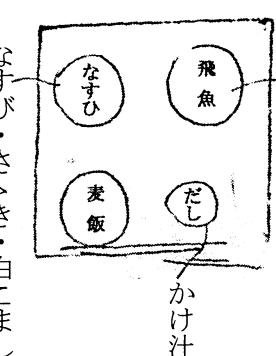
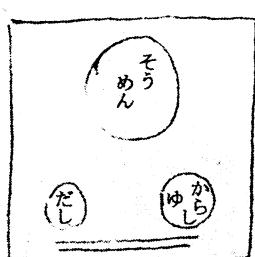
一百八十文 同大十五

一 武貫武百廿文 浅瓜十五

一百文 外宛 かき 九十

前出る

後出る 飛魚むしか、瓦かつを

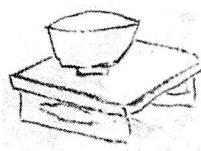
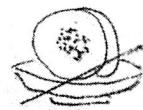


なすび・さゝき・白こましたし

菓子代

まくわ一切宛

かへ



四奈良漬・浅瓜・なすひ

七夕 御殿預家より社務取送る、

麻上下着

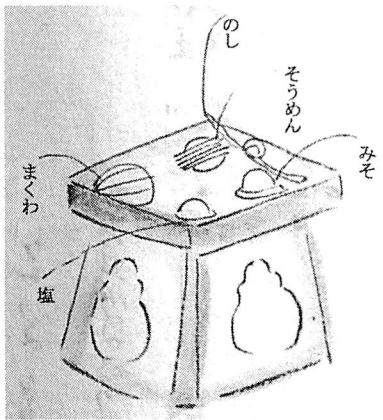
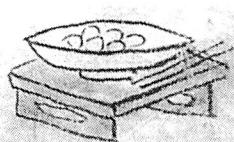
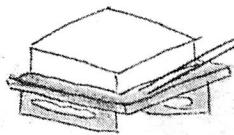
使者



一さし鰯水つけ

二なすび・さゝき
したし

三水ものりんご・もゝわ切・
浅瓜



神事方暑中見舞分

大仏廿八町組当町

進物なし 戊 正面町

同 西 橋本上之町

下之町 同 亥 山崎町

同 三軒

団扇三本宛 組 年寄 伊勢屋喜兵衛

鍵屋甚兵衛

外

寺町仏光寺上ル 川合 八 藏

新町四条上ル 高宮屋仁兵衛

烏丸綾小路上ル ならや治兵衛

寺町五条上二丁目 年寄 平 井 権 七

団扇八寸七寸

スキヤべ三本

組役 大坂屋甚右衛門

岡田長右衛門

紙屋恒次郎

同 同 堀町蛸薬師上ル

団扇進もつの方 拾壹軒三本宛

団扇數三拾三本分

亥年申込

寺町仏光寺上 川合 德 藏

高辻富小路東 六角室町東入

河内や茂兵衛 近江や八兵衛

仏光寺柳馬場西 板屋五郎兵へ

室町六角下ル丁 近江や利兵衛 三条室町東入 枢屋源介
 三条鳥丸西入 枢屋久兵衛 三条高倉西入 広田屋彦次郎
 高倉六角東入 八文字や丈三郎 六角富小路西 山城屋宗三郎
 堺町蛸薬師上 柳屋新介 堺町蛸薬師上 久岡仁兵衛
 御池柳馬場東入 河崎や清兵衛 右之通、三日而見【申】舞、又は冬季宜敷願入置、尤神【人】〔事〕方
 当人廻る

伊丹 永寿講 包札 百枚 劍先 百数
 四本もの扇子 三拾本 供もつ武合
 白箸 百膳 添もの大二・小六〔本暦式・長暦六〕

池田講中

包札 廿枚 劍先 廿枚
 白箸 廿膳 六本もの扇子 拾本
 供もつ 半合 添もの 大一

亥年分買もの

御願堂 持阿弥
 扇子四本物 百廿本
 同 三本物 十本
 六本物 六拾本

大坂南堀江黒金はし

伊勢や惣介
 はりまや清兵へ
 三貫文
 三百三十五文
 壱貫文
 一壱貫五百四十文
 長 三十 三三

万人講
 包札 式百枚 劍先 式百枚
 白箸 式百枚 四本もの扇子 五拾本
 御供物 三合 大狐 二対
 小狐 二対 添もの 大式ツ 本仕立暦式ツ 壱ツ六十四文
 小 十三 長暦 十 壱ツ三拾式文

伊丹 稲内講

尼ヶ崎 扇子十六文かへ五拾本
 是迄四本もの廿四本遣シ居候処、兎角数不足二付、六本ものニいたし五十本遣ス

近年 百枚宛
 包札 百五十枚 劍先 百五十枚
 白箸 百五十膳 四本もの扇子 四拾本
 供物 武合 添もの 大一 本暦式・小八 長暦八

尼ヶ崎 稲栄講

尼ヶ崎 扇子十六文かへ五拾本
 包札 百枚 劍先 百枚
 白箸 百膳 六本もの扇子 廿四本 五十本
 供物 武合 添もの 大二 小六

亥年 大分六十四文かへ本暦壱つツヽ、小分三十式文かへ長暦一枚ツヽ、十月遣ス

包札五百七拾数 剣先五百七拾数
白箸五百七拾膳 扇子百五拾四本
供もつ 壱升 狐大小 四対
添もの 大九・小三十

一正月年礼之節、御札持參高

大麻 包札 弐百枚 大坂市中分并用意分
狐四対 剣先 弐百枚 同
白箸 式百枚^ヲ 同
供もつ 札十 同
扇子 五拾本 同
添もの

惣御札入用高 包札 七百七拾数 剑先 八百四拾四数
白箸 七百七拾膳 供もつ 壱升五合
供物札 式百三十包 扇子 式百六拾本
添もの 大

【池田】札供物式百廿枚 丹州水上郡和田
鯛屋久次郎 鉄屋弥吉

七月十七日
御札廿枚・御膳一通・御神酒壹対、双林寺閑阿弥為持遣ス
春 羽倉より為持遣ス 十式匁・式匁

外二 京都伏見札ノ高

包札 八十五枚 剑先 七十四数
箸 廿一膳 扇子 五拾五本 入用

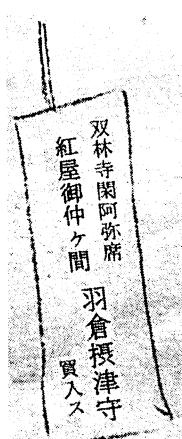
京都伏見・大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎・丹州

右年々定式

御札入用高合
包札 八百五拾五数 剑先 八百四拾四数
白箸 七百九拾壹対 供もつ 壱升五合
供物札 式百三十包 扇子 式百六拾本

【九】(八)月十五日芋名月 芋十一たんこ十二 いも形二面

但閏月有之候節八十三宛内鎮守中様へ備



九月分 伊賀上野 藤堂金七、正五九月御供遣ス

秋 松本より為持遣ス

十式匁・式匁

右両家へ同様二持参被致候

御初穂十式匁御供料

式匁 御札料

右両家へ左之通^{二而}持参、但、前日

亥年より相改竹の賦

鳥丸綾小路

ならや忠兵衛

小嶋幸介

○猪熊丸太町上ル

鈴木

近江屋徳右衛門

二条烏丸東へ入

井筒屋甚兵衛

東洞院二条上ル

富小路四条上ル

鳥丸竹屋町上ル

高瀬松原角

尾張屋平兵衛

近江や与右衛門

ならや与兵衛

八月朔日、神供奏進

九月朔日、神供奏進

十月朔日、神供奏進

十一月朔日、神供奏進

十二月七日、同森家

十一月八日、神供奏進

火焚前ふしみ昼後だし、伊丹屋久兵衛へみかん一籠奉納三付前々二受取遣ス

一火焚前紀州伊都郡麻生津 赤坂定右エ門

みかん一箱奉納有之候事

同郡同所

山城屋伝兵衛

伏見堀詰管理へ着

十一月八日未ノ刻 神酒神供冬祭

神事方催

十一月八日、冬祭講中より神酒神供奏進

戊年ハ御神樂有之候ニ付神事方催、冬祭講中座敷罷見へ御神樂拝見之事、

東洞院仏光寺上

肥前や久次郎

飛騨や彦兵衛

寺町五条上ル

【益】藤屋清左衛門

綾小路新町西入

ならや新右衛門

○蛸薬師大宮

北沢おもと

右三月中旬相賦り申候事 但、壱軒三付壱貫目程

(挿入紙)

「同 小神供」

八月朔日、神供奏進

九月朔日、神供奏進

十月朔日、神供奏進

十一月朔日、神供奏進 本社・白狐社・小社廻り燈籠晩七ツ時朝式燈門前兩脇

十一月七日、同森家

十一月八日、神供奏進

火焚前ふしみ昼後だし、伊丹屋久兵衛へみかん一籠奉納三付前々二受取遣ス

一火焚前紀州伊都郡麻生津 赤坂定右エ門

みかん一箱奉納有之候事

同郡同所

山城屋伝兵衛

伏見堀詰管理へ着

十一月八日未ノ刻 神酒神供冬祭

神事方催

十一月八日、冬祭講中より神酒神供奏進

戊年ハ御神樂有之候ニ付神事方催、冬祭講中座敷罷見へ御神樂拝見之事、

鳥丸仏光寺下ル

柳馬場錦小路上

大坂や七郎右衛門

鳥丸仏光寺下ル

タ七ツ時より献上、暁七ツ時相済、四角幕張參詣留いたし、神事方座敷
二而講中支度休足いたス、仕出し方竹屋講中、麻上下着

(貼紙、三枚)

「来八日、御神樂執行候ニ付冬季祭神供未刻相催候、万端昨年之通御心得、
無違之御參社可被成候也」

十一月六日

為縞

右之通社務達有之

一十一月七日朝、ふしみ伊丹屋久兵衛蜜柑壺取ニ遣ス

一七日朝、森家神供調進

一七日昼後、本社かり家建る

一七日昼後、本社・白狐社・小社台姚灯出し置

一七日、本社掃除いたス

一七日、諸払事廿日払

一七日、神樂頭松本家御物師

一七日、本社翠簾かけかへ

一七日夕、玄関行燈出し置

一八日、暁八ツ時、目明

本社御燈、白狐社・荷田社御燈、諸燈籠・御燈、本社あみ行燈

台姚灯 本社式本・白狐社壱本・荷田社壱本・門前式本

「八日朝、玄関行燈出し出入

八日朝、本社構ごさり すゝの尾掛かへ

八日朝、神供催来る、案内触来る

八日五ツ前時、神供調進、夫より日供白狐社・荷田社御膳調進

一八日、ミす越調進

一八日朝、神事方 神酒神供御物師

一晉前、同本社かり家へ、屏風壱双、疊三帖、上敷三枚、大和風呂一、
錫台壱本、まく壱張、土ひん大小弐、茶わん五、火鉢一、田葉粉盆壱

一神事方八日七ツ時、神供調進

一八日夕、神酒・神供、神供前本社前縄張

(挿入紙)

「攝州尼ヶ崎浜田村田中次兵へ

同 別所村堀川九左衛門」

当社御神之義、往古ハ毎々執行有之候得共、天文十二年已來中
絶三相成候處、今度 禁裏御所格別之御恩召を以御再興被仰
下、來ル十一月八日樂所十員參向執行いたし候、此段為御吹聴
如此御座候、以上

戌十月 稲荷社社司中⑩

冬季祭 御講中

然は來月八日、當社冬祭例年之通神供備進之後、官裁シ御神
樂致執行、天下泰平・正体安穩・夷賊掃攘・万民娛樂之御祈
禱相勤候間、例年之通、當日正九ツ時ニ必社頭江御參着御座候
様致度、尤八日 御神樂中ハ中門玉垣之内雜人參詣相止候得共、
御講中ハ格別之御由緒之義ニ付、各々拝見相成候様取計仕候間、
其御心得三而賑々敷御參詣可被下候、右御案内之為如此御座候、

以上

戊十月

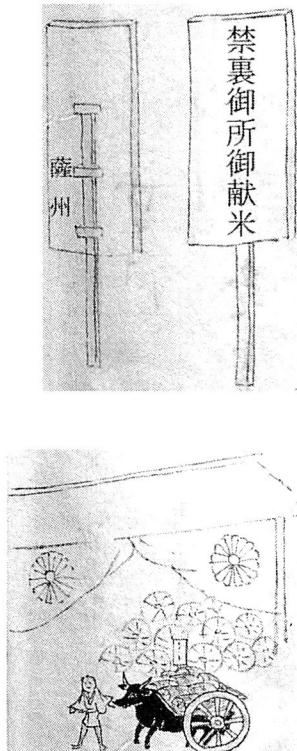
稻荷社社司中

講中夫々運(ママ)名相記

一当年貢上納之節 庄屋・年寄 一汁 一大根ホリタテ
當時賤少ニ而九斗九升也 一カスカキ 酒出ス

十月十七日

此度禁裏御所より御献米五十石奉納相成候事、
右ニ付十九日神供奉進之事、当家催ス



十一月晦日、犬吠神事

左の形
一小豆飯 小豆廿 壱斗五升 一蜜柑 一籠
但小豆三升入

右三ツ峯命婦谷江 但、見計供進之事

凡ニキリメシ式ツ三ツ二峯江壹ツ宛

供進後小供へ遣ス、但、門内ニ拵集

戸ヲ開ユクヨリ壱人宛出ス 小豆飯壹ツ・みかん壹ツ宛

家内期深

一汁 一鰯大根 燃もの・干物見計

前日ニ申入置、手伝人九兵衛

十一月

十二月一日

一御本社御煤払ニ付、御殿預家より調進
用意しのぶ竹十六本 但、長壹間半計
〔萬〕十二月申ノ日 亥年十二月十二日當

簾 篦五本 正官五軒分 一同 拾壹本 糜宣・祝中

但、故障有之候節は人数又糺減差出ス、尤万延元年ハ無人ヲ七本出ス

一同 五本 神人分

一わら手箒 五本 一櫻箒 五本

一手桶 壱 一桶 壱

一拭 三ツ

十二月十三日

一荷田祭ニ付社中神人已下其外出入方以下男令案内

御社司一統神人五人・非役神人

出入方 甚之丞 佐吉 新兵衛

種重 鍵文 菱卯 源三郎

權太夫 長兵衛 弥四郎

仁兵衛 玉平 喜左衛門

喜平次 たね みつ

一 荷田社神供獻上調進、隔年 竜・目代、供進正預勤仕、故障節目代勤仕

御手長・氏人・神人一萬出仕

雜煮・ミカン

当日朝、供進之輩雜煮出ス 戊年氏人・伊勢守殿・左内・權之介
戌年 出頭 目代・石見守殿・神人左内

雜色供壱人・麻上下壱人・下部式人

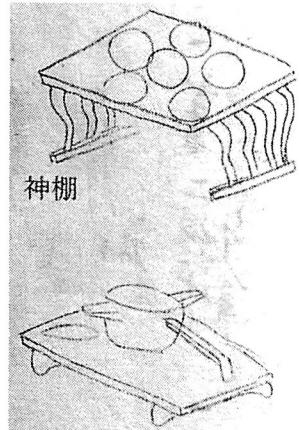
一 汗 押立 一 豆腐 一丁四ツ切壱ツ宛入、コセう粉

大根わ切三ツ 但、替重箱ニ水な計造ラせ出ス

一 鰯 大コン ミカン 一 水菜 白ミソアヘ、カラシ

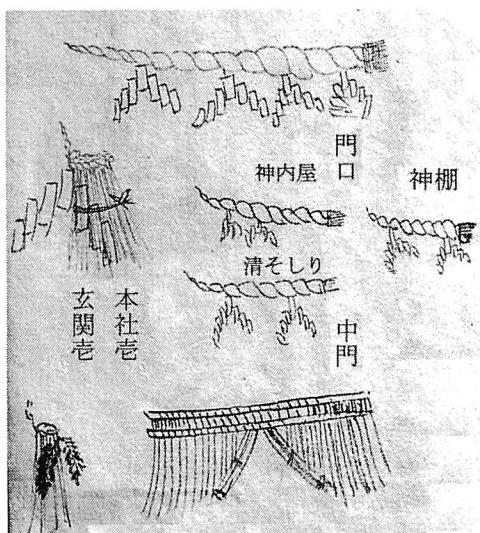
カツキ ケン 一 引盆 一 着 カスノコ

一 盆 つりサイ切三切ツ、 入る、カスイリニ



橘 榴 嵩布 壱枚 神酒 青侍 左吉壱人
海老 壱把 御膳 麻上下 勇藏壱人
みかん壱 本俵 壱把 看板着 弥介壱人
くしかき壱 池田節壱本 非役 麻 榆麻付持参
本俵 壱把 持参行
海老 壱把 湯う 壱
みかん壱 かうじ壱
くしかき壱本

ころ柿凡五ツ



白狐社、幣杉原二ツ切
白狐社、幣杉原四ツ切

門口 杉原八枚重四ツ切

本社玄関 礼奉書八枚重



十一月廿一日、暁七ツ前時、明目餅つき 権之介・源左衛門・おたね
右当家分五ツ過時済、夫より北羽倉分済、權之介分都合正九ツ時無滞
相済、御祝義せんさい
酒肴 かすのこ・くき・酒

一荒神 壱斗

一土藏 五升

一星付 五升

三合宛十五

神前用

右豆打下男申付
祝義百文

御尤々

神折敷二

クリ豆
扇子壹本出る

三四合計

一居鏡 四升 (据力) 数八ツ

一社務遣ス 五合 三面 武枚

一カキもち

一菱 二枚六升

二升五合壹枚

神人用

六月朔日用

神樂所差出ス 二合計

社務差出ス 二合計

福わうち

十二月十日・十一日

煤払無滞相済候上、手伝人 権之介・九兵衛代り忠兵へ・源左衛門

祝義 かすのこ 汗

干もの

十二月廿四日・廿五日、所々門口砂持

下男式人 本社両脇 門前両脇 玄関両脇

中門両脇 白狐社両脇 荷田社・小社廻り

北羽倉分

十二月廿四日・廿五日、所々門口砂持

下男式人 本社両脇 門前両脇 玄関両脇

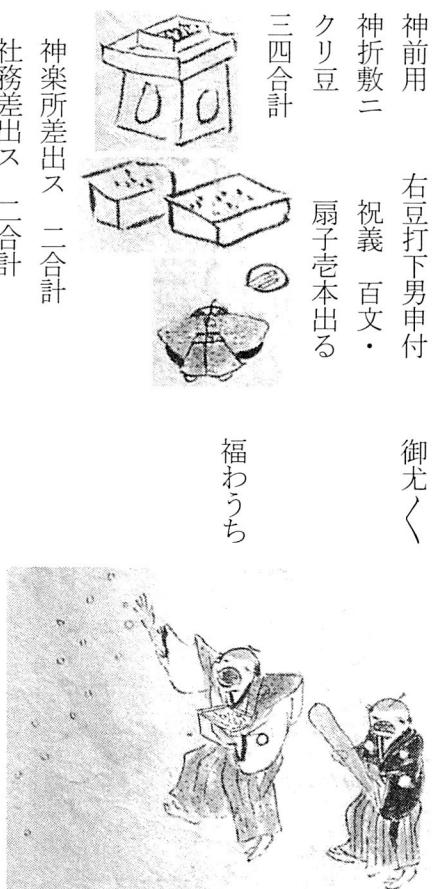
中門両脇 白狐社両脇 荷田社・小社廻り

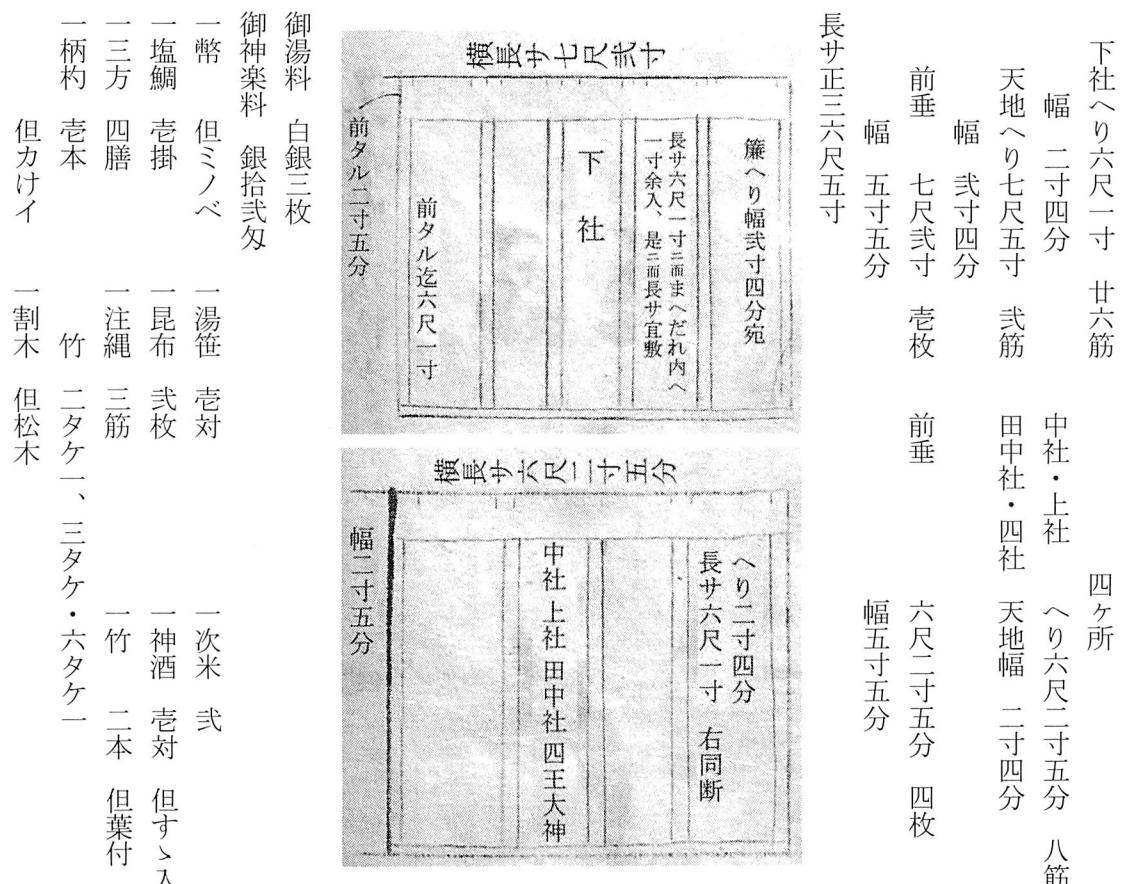
北羽倉分

ア

一節分夕、御社豆打社司又は氏人之内勤、侍麻上下・下男式人供

一若宮 目代家より豆打有之、上殿社務より豆打有之、小社夫々相済候
上、家内打寄下部向、夫々年取祝、当家座敷廻り、居間・土蔵・
其外諸間・役所始、下男女部屋・裏小屋至迄麻上下着、福わ内ト
申、豆打其跡ゑ れ ん木持、御尤々ト言、同道行





配分割方 一銀廿壱匁三分三厘 社務 一銀廿壱匁三分三厘 目代
一銀拾式匁 神樂 松本 一銀三拾匁 神子筒吹キ
一銀式匁 衛士江遣ス 一湯筐片
湯筐片 次米壱盃 洗米壱盃 次米壱盃 願主江遣ス
昆布壱枚 神酒壱対 御札

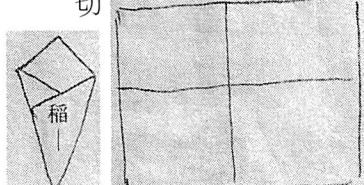
出勤神子壱人・筒吹壱人・衛士兩人

一前々日、正官等令尊置候、并年預幕壱張御用意申入候
一湯釜敷物等目代へ御用義、申込候事
一前々日位ニ神樂方米山申進候事
一神樂之義松本へ令沙汰候事

御札 杉原壱束・紙数四百八拾枚
右神札仕上
大札 九百六拾枚 小札 九百六拾枚
中入小札 九百六拾枚

神子 九文
はやし方 六文
神樂 割方
百銅 神樂 割方
社務 拾壱文
御殿預 拾四文
松本家 五十六文

神札中入
杉原一枚四ツ切
劍先同様之事



壱ヶ年札入用

凡 神樂所札 式千三百對

包札 式千數

神札 千式百對
供物札 千包

劍先 千數

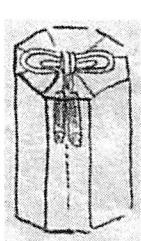


大々祀式御袋

八角 正一位稻荷五社大明神

大祀式

六角 正一位稻荷五社大明神



六角

正一位稻荷五社大明神

より糸 上四十九匁

糸ふさ 中三十匁

かぶせ 下廿一匁五分

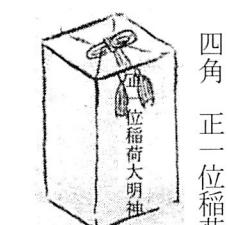
本祀式

四角 正一位稻荷大明神

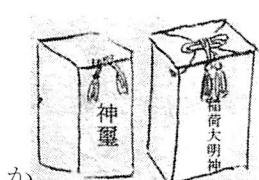
本袋

中金上廿九匁五分

本袋 廿六匁
かぶせ十九匁



中 甘壱匁



中祀式 四角 本袋

かぶせ

羽倉摂津守
前田健藏

(貼紙)
「一筆致啓上候、暖氣相催候処、先以
然は【今】〔昨〕還幸於 神前ニ商売繁榮御家内安全之遂祈願勤行并御供
獻上、則退供御膳五重御膳一通神酒相添差進候間、目出度御受納可被下
候、以上」

丸屋甚兵衛殿

杉原二ツ折

但 荒絹 壱匁五分上リ
房ヨリ糸代 六匁
房糸 代三匁四分

正一位稻荷大明神 手縫いたし候、別段
神号有之候ハ、一字三付五分ツ、上リ
縫一字五分

正五九
一北野光楽坊より御札納

御初穂百銅、御膳料六匁

仍人竹屋庄兵衛

右旧臘 元銀式貫式百目 利滯四貫六百八十壱匁六分 右亥五月迄利滯
此利滯内式貫百五拾匁六分
差引利残り二貫五百三拾壱匁六分

外 元銀式貫式百目 合銀四貫七百三拾壱匁六分、此銀五拾枚直シ
金五両引当道具燒失残り直段直シ

右此度収納相成候 示包 正月元日

二月初午

御供

四月還幸

御鏡壱斗一重

十一月火焚



大神供之節社司之図

新神供淨衣着用之事



【此ひれ】
【此裾】
こしにはさみ置候

(貼紙)

「子八月分」

臨時御祈祷御膳籠家調進
拝殿社務始順

小重五十五

早立杉原一枚付
油付 五 但四寸角百廿枚



買もの入用下ニ委敷印有

官情箱寸法
(諸)

大々祀式より上ハ箱寸法究なし、如何様ニ而も出来候事

大々祀式 長サ 幅 壱尺八分 壱尺壹寸三分

一中祀式 長

九寸八分

幅 七寸壹分

奥行

本祀式 長サ 幅 壱尺八分 壱尺壹寸三分

長サ 幅 壱尺八分

奥行

七寸壹分

幅

七寸壹分

奥行

七寸壹分

幅

七寸壹分

奥行

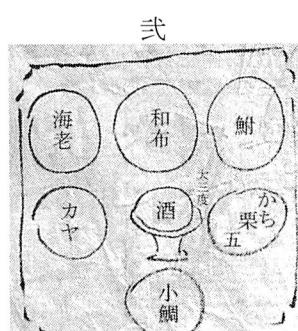
六寸五分

幅

六寸五分

奥行

六寸五分



百銅神樂割方		
社務拾壹文	松本家	五十六文
御殿預拾四文	神樂子	九文
はやし方六文		
ペ		
子八月廿日		
一臨時御祈神供買もの		
一小鰯 五	一するめ 十	一洗米三合
一ふな 五	一わかめ 廿文	一神酒五合
一川ゑび 五	一かちくり半合	一はし五
一塩引 めくろ老	一大根 一本	大栗なら廿五
【かます五】	一まめ	半合
一ゑそ かます五	一かや	半合

略式組箱			
長サ	幅	奥	高
八寸	五寸五分	五寸五分	九寸九分
五寸五分	五寸五分	九寸九分	九寸九分
五寸五分	五寸五分	九寸九分	九寸九分
一略祀式桐落シ	長	八寸四分	八寸四分
幅 四寸	幅 四寸	奥 三寸九分	奥 三寸九分
奥 三寸九分	奥 三寸九分	高 三寸九分	高 三寸九分
長サ	長サ	高サ	高サ
奥	奥	高	高
幅	幅	幅	幅
長サ	長サ	長サ	長サ

右廻文東大西月番、八月廿二日伺済、札廻り致ス

奥幅
三寸八分
三寸九分

大々祭祀式

金百廿両

本大祭祀式

金七拾五両

中大祭祀式

金五拾五両

小大祭祀式

金廿五両

大祭祀式

金廿五両

大々祀式

金十七両

大祀式

金八両弐分

本祀式

金五両三分

中祀式

金三両弐分

小祀式

金一両弐分弐朱

略祀式

金壹両

大略式

金弐分弐朱

奉願上候口上書

一御社御神用御袋并經師屋相替御用向被仰付、御蔭を以追々繁榮仕難有奉存候ニ付、此度相改御加入被為仰付被下度奉願上候、何卒御聞届被為成下候ハヽ、如何計難有仕合奉存候、依之願書奉差上候、此段奉願上候、以上

文久三年亥八月

寺町弘光寺下ル

經師屋治介〇

稻荷御社御月番

稻荷御社	御神用御袋調進所
嶋津次介	

文久三年八月

稻荷社御月番

經師屋次介〇

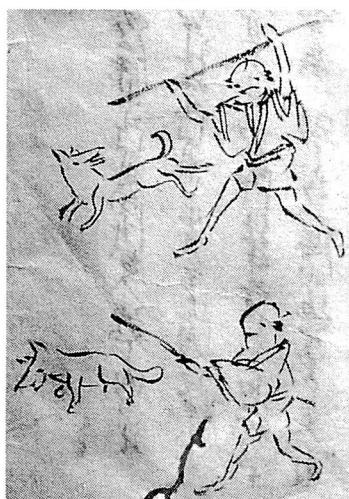
亥七月廿日より社頭大追相始

社司順廻り

社司下男老人

境内百姓老人

武人宛



一此度御當社御袋物經師等御用向御出入、願之通り被仰付難有奉存候然ル上は御一社中御用之品も是迄通り隨分念入御期定無違滯調進可仕候尤御社中方之外他向より御神号繡入之御袋被謗候共、兼々相心得候通決而受取不申候得共、猶亦此度御改被仰付段承知仕、紛敷商売仕間敷候、万一名子孫至り心得違立之者有之候ハヽ、如何様共可被仰付候、仍御受書奉差上候、以上

一札

毎月朔日神供入用もの

一きぢら 少々

一小鯛十 五枚

一するめ 弐枚

一ゑそ 中四本

一貝 大弐ツ

一からすみ 大壱本

一山のいも 弐本

一くり 半合

一御酒 壱升

一あめ シヤクセン 廿四文計

一赤はし 壱わ

一白米 九升

一まめ 半合

一セリ 壱わ

一鳥の頭 十五

一御飯串 廿四本

一大根 大弐本

一早立 三百廿枚 二寸四角

一輪 神料拾五 人料 八枚

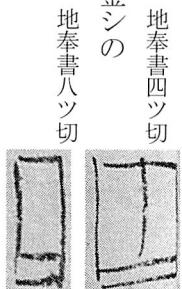
一御釜シの 地奉書四ツ切 一帶 二重 九十二

一苧 御膳入用 少々 大神 早立一枚付 百廿八

一小土器 弐百五十枚 小土器三百枚来る 小神 同 壱枚付 八十四

一耳土器 弐百拾枚

一小土器 弐百五十枚 小土器三百枚来る



一大魚 大めぐろなら 廿本
一貫五百目
一塩引 小壱本
一たこ 壱はい
一海老 四ツ 川ゑびなら十五
一柚 八
一力キ 八
一ところ 中弐ツ
一白はし 壱わ 入用十五膳
一餅米 壱斗 御鏡六十一枚
一とりこ 壱升壹合
一大根 大弐本
一早立 三百廿枚 二寸四角
一輪 神料拾五 人料 八枚
一御釜シの 地奉書四ツ切 一帶 二重 九十二

一大魚 大めぐろなら 廿本
一貫五百目
一塩引 小壱本
一たこ 壱はい
一海老 四ツ 川ゑびなら十五
一柚 八
一力キ 八
一ところ 中弐ツ
一白はし 壱わ 入用十五膳
一餅米 壱斗 御鏡六十一枚
一とりこ 壱升壹合
一大根 大弐本
一早立 三百廿枚 二寸四角
一輪 神料拾五 人料 八枚
一御釜シの 地奉書四ツ切 一帶 二重 九十二

一あいのもの 百廿枚
一早立 三百廿枚 二寸四角
一一重帶 百廿筋
一たんこくし 竹三面 見合

一御はし掛 三十
一早立 三百廿枚 二寸四角
一二重帶 百筋

松本三位
大西三位
松本讚岐守
羽倉摂津守
羽倉伯耆守
松本筑後守
大西相模守
祓川佐渡守
大西下総守
鳥居南和泉守
大西近江守
祓川壹岐守
松本能登守
安田安芸守
中津瀬陸奥守
安芸守秦宿禰永親
中社祝從四位上行陸奥守秦宿禰忠勝
上社祝從五位下行能登守秦宿禰為鎮
田中社祝四位下行但馬守秦宿禰為鎮
鳥居南土佐守

上社禰宜【從四位下行】
【從四位上行】安芸守秦宿禰永親
中社祝從四位上行陸奥守秦宿禰忠勝
上社祝從五位下行能登守秦宿禰為鎮
田中社祝四位下行但馬守秦宿禰為鎮
鳥居南土佐守
亥十一月四日社務二披露
大神 早立一枚付 百廿八
小神 同 壱枚付 八十四
本願所 愛染寺住持 桂雄

氏人正五位下氏人 荷田信可

羽倉伊勢守

正五位下行氏人 荷田信平

羽倉石見守

従五位上行氏人 秦公恭

毛利出雲守

神人一萬 尾崎左内

二萬 尾崎外記

同三萬 辻右内

四萬 尾崎主税

非役神人 尾崎作二郎

取次 清水專吾

尾崎菊二郎

前田健蔵

尾崎友二郎

武部文作

長谷川隼人

大西徳兵衛

御断一札

一先達稻荷村庄屋市郎右衛門始、連印を以御用途御金奉拝借籠在候処、此度証文書役被仰付候付は、是迄上納之節御下ヶニ被成候、御受取書返上可仕筈紛失仕奉恐入候、以來如何様之書付出候共可為反古候間、此段御断奉申上候、以上

文久三年亥二月

紀州様御役人衆中

稻荷社司羽倉摶津守役人
前田健蔵

九月分定例翠簾越調進願主
ふしみ海道五条上ル

武田作右衛門

一新宮川町五条上ル二丁目
此分臨時

菱や重介

祇園町

八百とよ

一下立堀室町東入

灰や孫兵へ

日くらし丸太町上ル

一万寿寺新町西 月見町くわ前

同丁 上澄や長兵へ

一麿や町仁兵衛 中徳

十一月火焚

ふしみ立石 高井武右衛門

御鏡餅壹斗【壹重】五重

同豊後はし 伊丹屋久兵衛

包札壹枚 伏見帶刀町

蜜柑壹籠献上

書状付前三書出ス 丸屋甚兵衛

子年

毎月定式御祈祷構番割

正月	社務	二月	中神主
三月	上神主	四月	御殿預
五月	目代	六月	社務
七月	中神主	八月	上神主
九月	御殿預	十月	目代
十一月	社務	十二月	中神主

河内交野郡田口村講中
壹軒分白米壹升宛奉納

七話人

東ノ丁 平兵衛
西丁 政右衛門

出屋藏

七左衛門
庄兵へ
外四十式人

大祀式

正一位稻荷五社大明神安鎮之事

右本官之口秘而不他家之所知故、猥警修封之也、雖然々国々郡々村願主

名前書入常崇敬 当社殊于他、且今般請安鎮本山之神靈因、謹而大

祀式修封之嚴璽令授与焉、永奉祭祀無怠者可為家門安全繁榮長久之鎮護者也

小祀式 略祀式

同断 同断

大祭祀式

正一位稻荷五社大明神安鎮之事

右本官之鄭^{キリ}秘而不他家之所知故、猥警修封之也、雖然何国何郡何村【何

某】之輩常崇敬

當社殊于他、且今般請為何某鎮守鎮本山之神靈因、

謹而大祭祀式修封之、奉勸遷 嚴璽于其清地齋場、其永奉無怠祭祀於

尊信者、可為其所繁榮安全長久幸福之鎮護者也

本祀式

正一位稻荷大明神安鎮之事

右本官之奧秘而所次猥警修封之也、雖然々国々郡々村名ニ常察於

当社殊于他、且今般請安鎮本官之神靈因、謹而本祀式修封之 嚴璽

令授与焉、永奉祭祀無怠者可為家門安全長久繁榮之鎮護者也

惣本宮

正官御殿預

從

中祀式

正一位稻荷大明神安鎮之事

右雖為本官之奧秘、依各別之願望中祀式修封之 嚴璽令授与

焉、祭祀鎮之莫忘也

惣本宮

正官御殿預

從

國々郡々村 何々誰殿

内 門 内 三 式

命婦谷	武ツ	大神宮前木	石	神前中門内	北四本
白狐社金燈籠	武ツ	荷田社前	石	南三本	
樓門北前	壹本	手水洗掛行燈	壹	中門前南	壹本
表馬場	六本	神幸道	四本		
八廿七本	毎夜火入	内式本【鎮】・式本持參			

内 門 内 三 式

白	壹	本社	十一	樓門前壹本	
大神	壹	中社	三	表馬場五本	
荷田	壹	中門前南壹		神幸	
手水鉢	廿本	廿本			
			【十九ツ】		

門内鎮守 弐ツ

神小屋 弐ツ

荒神 壱

神棚 弐ツ

本社 十壹

メ十八本

惣メ四十五数

今日執奏家より依召目代出頭之処、來廿四日卯之刻
官幣使四辻中將殿
參向之旨被申渡候、雜掌村上出會、別段御請御神樂之義者無之候

一当日伯殿御出候哉、又は雜掌入來候哉、未不相分、尚又跡より可被申も
の也

甲子四月三日

為縞

惣御中

一來二十一日 四辻中將殿午刻出門、内見參向之旨、今日被申達候、仍為

御心得申入候

四月十四日

為縞

(裏表紙扉)

「 羽倉

正隆 (花押)」

(裏表紙に墨書き)

「前田健藏

菅原正隆」

東羽倉家文書史料集 一

東丸遺墨

荷田直子

・いし・左仲書状集

元文元年

羽倉信名江戸在府日記

元文三年

羽倉信名江戸在府日記

元治元年

秘記

平成二十五年（二〇一三）十一月十五日発行

根岸茂夫（國學院大學文学部教授）

発行

國學院大學文学部一二〇七研究室

〒一五〇八四四〇

東京都渋谷区東四丁目十番二十八号

印 刷

協和オフセット印刷株式会社